

中国における 技術移転システムの 実態

2014 年版



独立行政法人

科学技術振興機構

Japan Science and Technology Agency

中国総合研究交流センター(CRCC)

2014 年版

中国における技術移転システムの実態

独立行政法人科学技術振興機構 中国総合研究交流センター

China Research and Communication Center (CRCC), Japan Science and Technology Agency

<http://www.spc.jst.go.jp/>

目 次

第1章 調査の目的、手法及び報告書の構成	1
第1節 調査の背景、目的及び対象	1
第2節 調査アプローチ及び主要用語の解説	2
第3節 本調査報告書の構成	10
第2章 中国における技術移転システムの概要	12
第1節 技術移転システムの構築経緯	12
第2節 技術移転に関わる関連組織や主要形態	20
第3節 技術移転の実施主体と国家技術移転モデル機構	29
第4節 近年における技術移転の主な成果	43
第3章 中国における技術移転関連の政策や法制度	47
第1節 基盤整備に関わる政策や法制度	47
第2節 知財保護に関わる政策や法制度	54
第3節 実行推進に関わる政策や法制度	74
第4章 現地訪問先の選定及びインタビューの実施	81
第1節 現地訪問先の選定	81
第2節 中国科学院上海国家技術移転センター	82
第3節 科威国際技術移転有限公司	86
第4節 大連理工大学国家技術移転センター	91
第5節 瀋陽工業大学風能技術研究所	95
第6節 華東理工大学国家技術移転センター	99
第7節 華中科技大学国家技術移転センター	103
第8節 四川大学国家技術移転センター	108
第9節 西安交通大学技術成果移転有限責任公司	112
第10節 中国技術取引所	116
第11節 天津市国際生物医薬聯合研究院	121
第12節 江蘇国際技術移転センター	125
第13節 黒龍江省科学技術成果転化センター	129
第5章 中国における技術移転システムの考察	133
第1節 中国における技術移転システムの特徴	133
第2節 中国における技術移転システムの課題	138
添付資料	141
1. 技術移転をめぐる関連政策等	142
2. 国家技術移転モデル機構一覧	160
3. 各地の技術移転関連組織統計	217

本 編

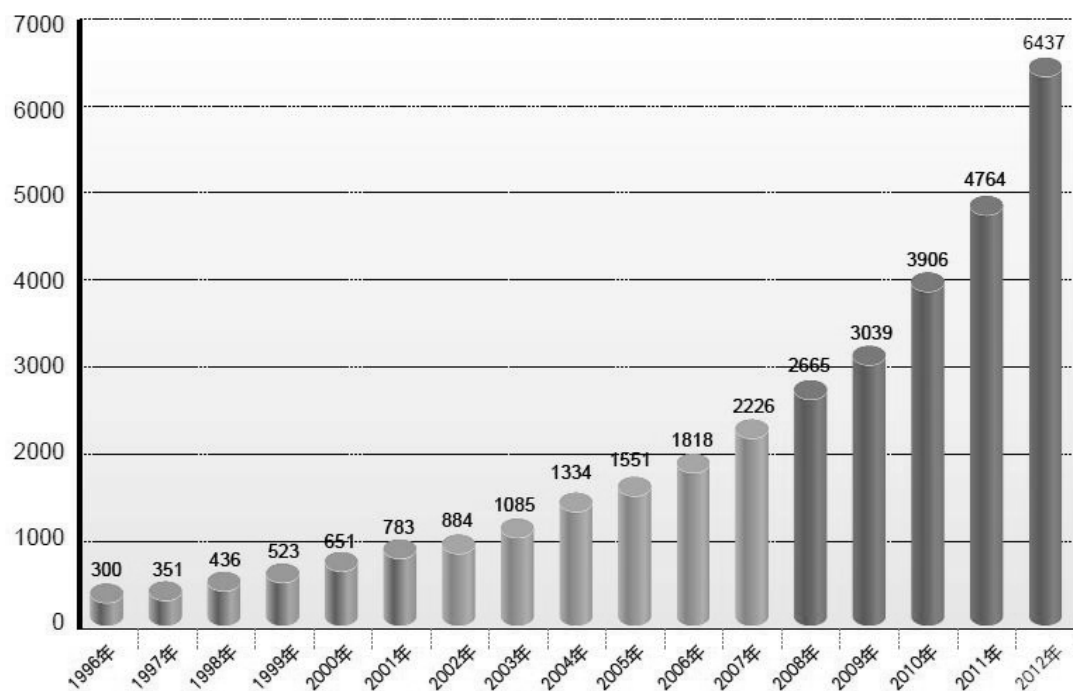
第1章 調査の目的、手法及び報告書の構成

本章では、まず本調査の背景や目的及び対象について述べる。次に調査アプローチや重要と考える用語について解説する。最後に、本報告書の基本的な構成について説明する。

第1節 調査の背景、目的及び対象

近年、中国における技術移転が急激に拡大し続けており、2008年の技術契約の成約総額は2665億円で、前年度比19.7%増になった¹のに対し、2011年の技術契約の成約総額は4763.6億円で、2012年の技術契約の成約総額は6437.1億円で、前年度比35.1%増になると同時に、技術契約の取引成立総量は史上最高値を示している。

図1-1-1 全国の技術取引契約の成立総額（1996-2012年）



出典：科学技術部等『全国技術市場統計年度報告』（2013年）

¹ 中国における「技術契約」の対象については用語解説等を参照されたい。

また、2008 年からは「中国国家技術移転モデル機構」としての認定が行われ始め、2008 年に 76 箇所が認定されたことから 2013 年には 276 箇所（後掲資料 2 参照）が認定されたと、中国政府も矢継ぎ早に新たな試みを打ち出してきている。

しかしながら、独立行政法人日本科学技術振興機構中国総合研究センター（現中国総合研究交流センター、CRCC）が発行した『平成 22 年版 中国技術移転の現状と動向』は平成 21 年度に実行した業務の成果報告書であるが、その後、4 年近くも経った現在、中国「第 12 回技術市場 5 か年計画」等の策定・公表や、中国における技術移転システムの現状やその推移など、とりわけ中国における技術移転の「現場にある実態」に関して取りまとめた調査はなされておらず、いかに日中間の技術移転に関する協力を行っていくかについて検討するうえでも、重要な課題の一つとなっている。

そこで、本調査は、独立行政法人日本科学技術振興機構中国総合研究センター殿における先行調査研究の成果である『平成 22 年版 中国技術移転の現状と動向』の一部内容を俯瞰的に更新、補充するとともに、主として、中国における技術移転システムの実態を中心に、中国で言う「国家技術移転モデル機構」の中から訪問対象を選定し、現地インタビューを実施し、現地にて入手した関連資料をもとに整理する。中国における技術移転システムの実態に関する情報提供に資することを目的とする。

以上のような目的のために、本調査では、まず、中国における技術移転に関わる基本方針や主要政策、法律・法規を概観するとともに、広義的に技術移転を捉えた上で関係するさまざまな機関やその相互関係などを含む全体像を俯瞰し、中国における技術移転システムの「現場にある実態」に光を当てて調査し、その現状を把握・整理する。

第 2 節 調査アプローチ及び主要用語の解説

第 1 項 調査アプローチ

日本において、これまでも中国における「国際的な技術貿易」という観点からみた中国の技術ライセンス規制や日中間の技術貿易等についての調査²、環境保護や省エネなどの個別の領域における中国の技術取引の一角についての報告はなされているが、中国国内における技術移転の実態に関する調査についてはほとんど見られない。一方、中国のサイエンスパーク・ハイテクパークの現状に関しては、個々の視察報告や事例紹介が見られるようになり、その中には有益な情報や貴重な示唆を提示したものも存在する。しかし、相互

² 例示として、安藤哲生・川島光弘「日中技術取引の諸条件に関する研究」『社会システム研究』（立命館大学 1999 年 3 月）p1-p22、JETRO『中国におけるライセンス規制調査』（2007 年 3 月）、JST 中国総合研究センター『中国の科学技術の現状と動向』（2009 年 7 月）p32-p37 が挙げられる。

の関係などについては依然として分かりにくい点が多いことも指摘されている。

今回の調査対象である中国の国家級の技術移転モデル機構は、必ずしも最初から国が定めた関連制度に基づいて発足したものではなく、もともと地域レベルの関連機関やパークであったものが、その後中央政府の関連政策によって認定されて国家級の技術移転モデル機構が多い。また、名称通りの技術移転機構があれば、技術取引所や研究機関、株式会社が技術移転機構と認定されたケースもある。このような経緯にも起因し、中国における技術移転の体系や体制、実態はよく把握されておらず、また国家サイエンスパーク・ハイテクパークとの関連性や全体像も極めて分かりにくい状況であると言える。

そこで本調査は、これらを把握し理解を進めるため、以下のようなアプローチで調査を進めることとする。

まず、調査対象となる国家技術移転モデル機構の最新リストの入手と、各機構の基本的情報（例えば、類型や住所、認定・承認官庁または所轄官庁、特徴、連絡方法など）の確認を試みた。これらの情報を基に、多様な技術取引機関の誕生、変遷そして発展に影響を与えた上位政策や関連政策、また、それらの相互関係の一部解明に繋げた。

次に行ったのは、調査対象に関わる政策及び実態に関連する資料の収集である。技術移転に関連する多様なレベル・形態の環境整備や促進方策など、中国語による各公式 HP の最新情報を中心に多面的な資料収集に注力した。また、各機構により発行されている情報誌や関連イベントで発表された論文集や紹介資料などの入手や解説にも注力した。

そして、効率的な現地訪問調査を実施するために、中国科学院関連、中国科学技術部関連、中国教育部関連、各地方関連というカテゴリで、第4章で述べた考え方から訪問先の選定を行い、訪問要請や日程調整を進め、各訪問先にて現地インタビューを実施した。その後、現地インタビューで得た情報を確認や補足する意味でさらに関連調査を実施し、そして本調査報告書を作成することにした。

中国の社会システムや産学官連携の方式、市場メカニズムの変遷、知的財産諸制度、ハイテク産業の再構築などには、日本と比較してさまざまな相違が存在する。また、調査していく中で、第1回認定されている国家技術移転モデル機構なのに、実際今ほとんど機能していないのではないかとと思われる事例も存在する中、本報告書を通して中国における技術移転システムの実態の一角を理解し、その現状や課題、及び今後の動向をまとめ、わが国における技術移転の活性化や日中技術移転協力に資するよう、とりまとめを行った。

第2項 用語の解説

本調査報告書における主な用語につき、以下の通り簡単に説明する。

(1) 技術移転

中国では中国語として「技術轉移」と「技術轉讓」という2つの用語があり、前者は経済的用語として技術の場所的移動を強調し、後者は法的用語として技術という権利の全部または一部が変化した点を強調するものと理解されるが、本報告書では特別な注記がない限り、日本語の「技術移転」と訳すことにする³。

(2) イノベーション

イノベーションは中国語の「創新」の訳語であり、「創新」は英語の innovation の中国語訳である。わが国においては、近年、イノベーションは技術革新や経営革新などという言葉に言い換えられているが、元々 innovation は、これまでのモノや仕組みなどに対して全く新しい技術や考え方を取り入れて新たな価値を生み出し、社会的に大きな変化を起こすことを指すと解されてきた。中国においても、日本語でいうところの技術革新に限らない、さまざまな場面で広くまた頻繁に用いられている。このような意味で、厳密にいうと中国でいう「創新」をすべて日本語としてのイノベーションに訳すのは必ずしも適切でない場合もあるが、本報告書では一般論的な意味でこの訳語を用いた。

(3) 特許

日本語での「特許」は中国語で「專利」という。ただし、中国特許法（専利法）には日本で言う「特許」、「実用新案」、及び「意匠」が全て含まれている。本報告書では、特別な注記がない限り、中国特許という場合はこれら三つのものを含む意味で用いることにする。

(4) 営業秘密

日本語でいう「営業秘密」は中国語で「商業秘密」という。中国と日本は WTO・TRIPs 協定（世界貿易機関・知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）で定義される営業秘密の定義を踏襲しているので、営業秘密の定義そのものは日本のそれと同様である⁴。

(5) 技術貿易、技術取引

技術貿易は中国語でも「技術貿易」というが、技術取引は中国語の「技術交易」の訳語である。中国では、技術貿易と技術取引とは同義語として用いられる場合も見られるが、あえていうと、技術貿易とは、特許、実用新案、技術上のノウハウなど、科学技術に関す

³ 本報告書でいう「技術移転」という重要な用語に関しては、日中両国のいずれにおいても多様な定義が見られる。日本では、斉藤優『技術移転論』（文面堂、1979 年）、朴宇熙、森谷正規『技術吸収の経済学—日本・韓国経験比較』（東洋経済新報社、1982 年）、林武『技術と社会—日本の経験』（国際連合大学、1986 年）、菰田文男『国際技術移転の理論』（有斐閣、1987 年）、谷浦孝雄『アジアの工業化と技術移転』（アジア経済研究所、1990 年）が例示できる。これに対し、中国では、張玉成『技術轉移機理研究』（中国経済出版社、2009 年）、張曉凌ほか『技術轉移聯盟導論』（知識産権出版社、2009 年）、斎俊開『国際技術轉讓与知識産権保護』（清華大学出版社、2008 年）が例示できる。これらの見解を踏まえて、本報告書では本文のように「技術移転」という用語を定義する。

⁴ 参考文献の一例として、金春陽『営業秘密の法的保護—アメリカ・日本・中国の比較法研究』（成文堂、2007 年）がある。

る研究開発活動を通して生まれる成果を「国際的に取引する」ことを指す場合が多い。技術取引とは、それらの成果を「国内的に取引する」ことを指す場合が多い。本報告書では必要な箇所において、技術貿易や技術取引の前に「中国」や「国際」を付けることとする。

(6) 経済契約、涉外経済契約及び技術契約

まず、法律用語として、経済契約は中国語の「経済合同」の訳語であり、涉外経済契約は中国語の「涉外経済合同」、技術契約は中国語の「技術合同」の訳語である。中国では1981年に中国経済契約法、1985年に中国涉外経済契約法、1989年に中国技術契約法が制定し、施行されたが、それぞれ単発で制定されたもので統合性に欠ける内容であり、その一部の条項は計画経済の色彩が濃く現状にそぐわない内容となっていた⁵。

次に、前述した法律用語としてではなく、本報告書でいう技術取引用語としての技術契約については、①技術開発契約、②技術移転契約、③技術コンサルティング契約、④技術サービス契約の4種の形態を含むものとして用いている。

(7) 国家技術移転モデル機構

写真 1-2-1 国家技術移転モデル機構の認定証



©ChohKi

国家技術移転モデル機構は中国語の「国家技術轉移示範機構」の訳語である。2007年から、中国科学技術部、中国教育部、中国科学院が中国における技術移転の促進アクション

⁵ そのため、市場経済に適合し、統合された契約法の新設が急務とされ、1999年3月15日に、上記した三つ契約法を一体化した「中国契約法」が採択された。

を開始した。2008 年には、実行すべき重要方策の一つとして「国家の技術移転の促進行動に関する実施方案」を掲げ、科学技術省が全国範囲で技術移転のモデル化事業を組織・展開した。更に、ここで選定した異なるタイプ、異なる発展パターンの技術移転機関の実験的な活動を支援するため、国家技術移転モデル機構の認定制度を始めた。

(8) 産学官連携

日本語でいう「産学官連携」は中国語で「産学研合作」という。文字通りに厳密にいうと、「研」は研究機関や大学を表し、産学「研」と産学「官」とでは関わる機関が異なるともいえるが、その連携の背景や目的などという観点から見た場合、共通する点が多いことと、わが国ではほぼ「産学官連携」といった言葉で一般に定着していることから、本報告書でも産学官という用語を用いる。

(9) 産学官連携イノベーションモデル基地

産学官連携イノベーションモデル基地は、中国語の「産学研合作創新示範基地」の訳語である。同モデル基地は中国産学研合作促進会が 2008 年 10 月に第 1 回の認定発表を行った。同モデル基地は、産学官連携の更なる強化を狙って、それぞれの業界におけるマネジメント、技術、組織モデル、及び理論といった各側面のイノベーションを強化し、分析し、モデル化することによって、これを広く普及させていくことを目的としている。

(10) 国際共同研究センター

国際共同研究センターは中国語の「国際聯合研究中心」の訳語である。同センターは中国科学技術部と中国国家外国専門家局⁶が 2007 年 12 月に第 1 回目の認定発表を行った。同センターでは、中国を代表する一流の研究機関を厳選し国際交流の活発化をさせることにより国際協力のイノベーションを強化することを狙っている。

(11) 国家常設技術取引機構

常設技術取引機構は中国語の「常設技術交易機構」の訳語である。常設技術交易機構は中国における技術移転の重要な構成部分であり、技術取引において非常に重要な役割を果たしている。常設技術取引機構には技術取引促進センター、技術取引市場、財産権取引所などといった多様な組織が存在し、地域化や情報化を基本的な構想・発展パターンとして、優秀な技術サービス資源を一体化し、サービス能力の向上により、近年には既に総合的なサービス体系を整え、更なる技術取引市場の繁栄を促進している。

(12) ハイテク産業

⁶ 中国国務院が管轄する国家局の一つで、日本での省庁に該当する。同局の業務内容は主に国内外の各種専門家の派遣、受入れに関することである。

ハイテク産業は中国語の「高新技術」の訳語である。ハイテクとは何かに関しては、国や時代、とりわけ経済発展の段階によって、その定義が異なる。中国においても、1990年代当初 12 の産業分野をハイテク分野として指定していたが、2008 年に中国国家発展改革委員会は第 11 次 5 カ年計画期間中に重点的に発展させると『ハイテク産業』として、電子情報産業、バイオ産業など 8 産業分野を「重点的なハイテク産業」と指定するように変化を遂げてきた。なお、中国語としては「高新技術」と「高技術」という二種類の用語が用いられる場合があるが、その区別はかならずしも厳密にはなされていない点には留意が必要である。

(13) 国家ハイテク産業開発区

国家ハイテク産業開発区は、中国語の「高新技術産業開発区」の訳語である。中関村科技園区 (Zhongguancun Science Park, 中関村サイエンスパーク)、武漢東湖新技術開発区 (Wuhan East Lake Hi-Tech Development Zone)、大連高新技術産業園区 (Dalian Hi-Tech Industrial Zone) といった表現も存在するが、その殆どは「地名+国家高新技術産業開発区」(National Hi-Tech Industries Development Zone) という名称になっている。そのため、本調査報告書では「国家ハイテク産業開発区」という統一した表現を用いる⁷。

(14) 国家大学サイエンスパーク

国家大学サイエンスパークは、中国語の「国家大学科技园」(National University Science Park) の訳語である。前述した中関村科技園区は、日本ではしばしば「中関村サイエンスパーク」と称されており、同じく「サイエンスパーク」と称されるが、中関村サイエンスパークと国家大学サイエンスパークとは異なる類型に該当するパークである。

(15) 国家農業サイエンスパーク

国家農業サイエンスパークは中国語の「国家農業科技园」の訳語である。国家農業サイエンスパークは中国政府が、沿岸部と内陸部の経済格差を是正するため、内陸地域を重点的に開発する「西部大開発」を実施し、都市部、農村部を含めた内陸地域全体の発展を促進すると同時に、21 世紀の現代農業の潮流に合い、異なる地域の農業や農村経済の発展モデルとして示せるように、また農業イノベーションを促進し、農業生産の量から質への転換を図れるために発足した制度である。

⁷ 中国には、多様な「開発区」と称されるエリアがあるが、必ずしもそのすべてが中国科学技術部に認定されたエリアではない。例えば国家「経済技術開発区」(Economic & Technological Development Zone) という特別なエリアも存在するが、これらは中国商務部が認定するエリアであり、「国家ハイテク産業開発区」とは異なる。これらを区別するために、日本では「国家ハイテク産業開発区」という表記を用いず、その英訳から「国家ハイテク産業開発ゾーン」という表記を使う提言もある(張輝「中国における高成長が続くハイテク産業の現状及び動向(上)」JST 中国総合研究センターマンスリーレポート、2007 年 6 月 20 日)。

(16) 国家バイオ産業基地

国家バイオ産業基地は、中国語の「国家生物産業基地」(National Biological Industrial Base) の訳語である。国家バイオ産業基地は、後に述べる「国家特色産業基地」と並立的な概念であるが、それぞれは別々の制度である。

(17) 国家イノベーションパーク

国家イノベーションパークは、中国語の「国家創新園」の訳語である。国家イノベーションパークは、中国国家中長期科学技術発展規画綱要とそれに沿って策定されたイノベーション戦略・政策の下で、特定のテーマについて、特定の地域の技術的・産業的な特色を生かしながら、中央関連官庁と地方政府などが共同で設立し、運営している。

(18) 中外共同運営国家ハイテクパーク

中外共同運営国家ハイテクパークは、中国と海外の関係機関が海外にて、または中国にて共同で設立し運営しているハイテクパークを指す用語である。

(19) 国家特色産業基地

国家特色産業基地は中国語の原語と同様である。国家特色産業基地は、中国「タイマツ計画」の一環として、中央関係官庁と地方政府の連携強化を通じて、各地域に既存の特色産業の選択と集中を行い、地域経済の振興に直結させることを目的として設立されたものである。中国では同基地を「国家タイマツ計画〇〇〇〇産業基地」と称する場合もある。

(20) 国家ソフトウェアパーク

国家ソフトウェアパークは、中国語の「国家軟件園」(National Software Park) の訳語である。現在、国家ソフトウェアパークの中には、「国家ソフトウェア産業基地」と称されるパークも存在するが、これは前述した⑥国家特色産業基地に含まれるものではない。また、中国では国家ソフトウェアパークそのものを「タイマツ計画ソフトウェア産業基地」と称するときもある。

(21) 国家インキュベータ

中国には「科技孵化器」(技術型インキュベータ) という用語がある。これは広義には、前述した「国家大学サイエンスパーク」や、後述する「国家帰国留学人員創業パーク」及び「〇〇高新技术創業服務中心」、「〇〇孵化器」と名付けられている対象を含む用語である。しかし、本調査報告書で言う「国家インキュベータ」とは、原則として前述した「国家大学サイエンスパーク」及び後述する「国家帰国留学人員創業パーク」を除く、国家級の「〇〇高新技术創業服務中心」(〇〇ハイテク創業サービスセンター) 並びに「〇〇孵化器」と称される対象を指す意味で用いる。

(22) 国家帰国留学人員創業パーク

国家帰国留学人員創業パークは中国語の「国家留学人員創業園」の訳語である。国家帰国留学人員創業パークは、中国政府が海外にいる留学人員の帰国を奨励する関連政策の一つとして、海外のハイテク分野の留学人材による帰国起業と、科学技術成果の転化を促進させる目的で設立され運営されているものである。

(23) 国家知的財産実証パーク

国家知的財産実証パークは中国語の「国家知識産権試点園區」の訳語である。国家知的財産実証パークは、中国国家知識産権局により実施される「知的財産実証モデル事業」の重要な部分である。認定された知的財産実証パークは、国家知識産権局により指定された実証事業を行い、一定の期間を経て再び審査に合格すれば、「実証パーク」から「モデル建設パーク」へと昇格するとともに、そこで得られた経験や情報は他のパークなどの参考として提出される⁸。

(24) 規画

規画は中国語の「規劃」の訳語である。規画は、中央政府や地方政府が策定する中長期的な構想やプラン、あるいは、政策に用いられる場合が多いが、企業なども中長期的なことを言う場合に「遠景規劃」というタイトルを用いる。また、規画に対し「計画」（原語「計劃」）という用語があるが、これは直近の具体的な目標や案件について、どのように実施するかという点に重点を置く用語である。

(25) 条例

条例は中国語の原語と同様である。しかし、本調査報告書でいう「条例」は特定の地名が明記されたもの以外、地方ではなく、国家が制定した条例であることを指す。中国における「条例」は、日本でいう「地方公共団体がその自治立法権に基づいて制定するもの」と同義とは限らない⁹。

(26) 中国技術輸出入管理条例

中国国務院は2001年10月31日に「中国技術輸出入管理条例」を採択した。同条例は、1985年5月24日に公表された「中国技術導入契約管理条例」を改正して成立したものである。技術輸出入管理条例は、それまでの技術導入契約管理条例とは異なり、「中国対外貿

⁸ 上記「用語の解説」の(13)から(23)まではサイエンスパーク・ハイテクパーク関連の類型について説明した。ただし、ここでは各類型パークが独立または並立の関係にあるような記述であるが、それらは必ずしも独立または並列にあるということを意味するのではないことに留意する必要がある。これらの関係については第7章第1節で詳しく説明した。

⁹ 張輝「中国対外貿易法について」国際商事法務(Vol.24, No.4)1996, p415。

易法」に基づいて技術そのものの輸出入両方を規制している。同条例は、輸出入技術を輸入禁止技術、輸入制限技術、輸入自由技術の3つに分類して規制をしている。

上記の他、本報告書では、中国の政府機関、組織、地方などの固有名詞や、重要な専門用語などについては、基本的に『中国の科学技術力について』（科学技術振興機構研究開発戦略センター 中国総合研究センター 中国科学技術力研究会、平成20年12月）の定義に準拠した。また、中国語の原語を表記する際、原則として簡体字ではなく繁体字を用いるが、日本語にない漢字の場合については簡体字を用いて表記することとする。

第3節 本調査報告書の構成

本報告書は本編と資料により構成され、本編は第5章まで続く。

第2章は、「中国における技術移転システムの概要」として、技術移転システムの構築及び発展の経緯、技術移転に関わる主な機関や実施主体及び主要形態、近年における技術移転の主な成果について俯瞰する。

第3章は、「中国における技術移転関連の政策や法制度」について、具体的にはとくに技術移転システムをめぐる基盤整備、知財保護及び実行推進に関わる主な政策や法制度について確認する。

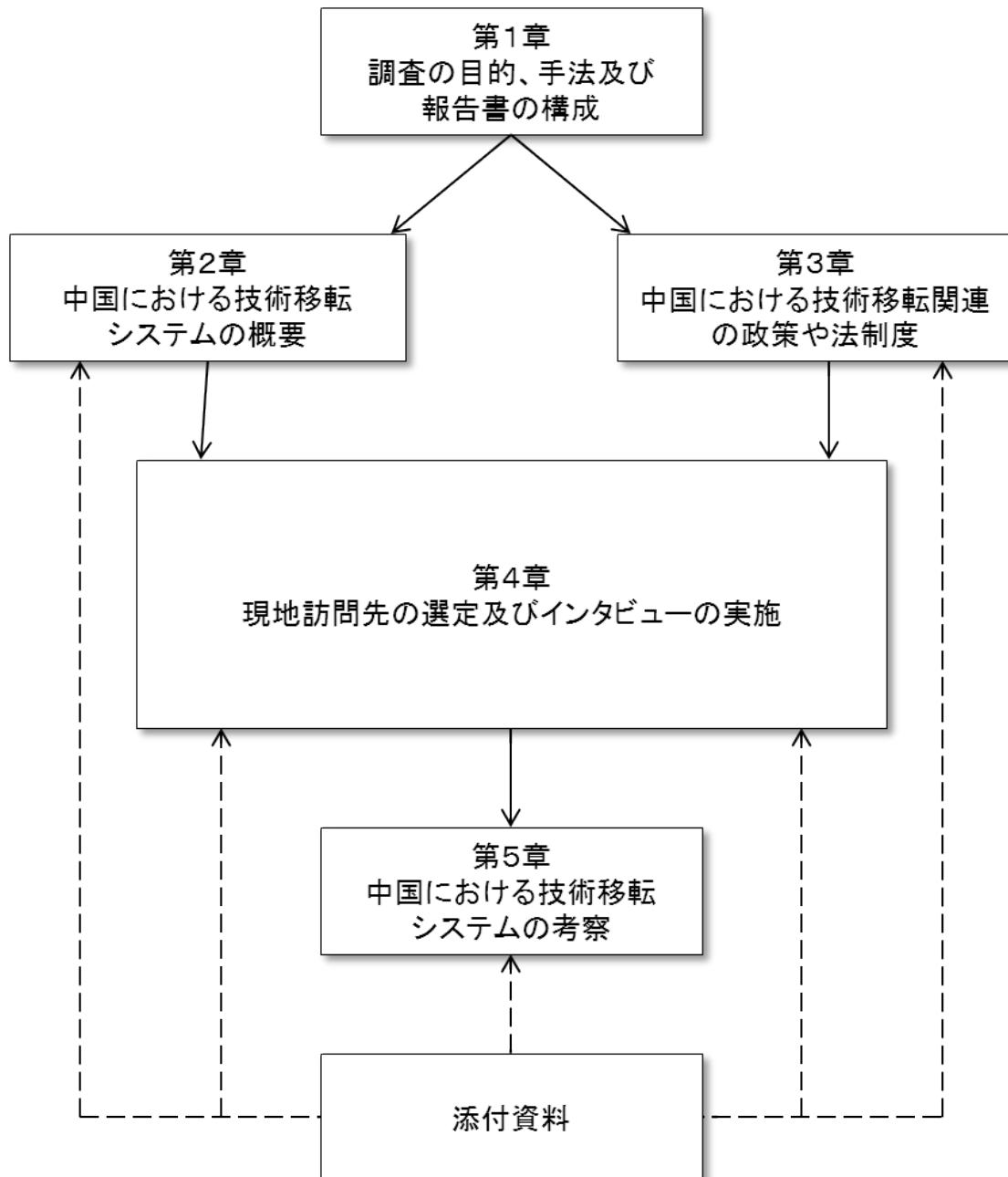
第4章は、「現地訪問先の選定及びインタビューの実施」として、現地訪問先（国家技術移転モデル機構）の選定、中国科学院関連（1箇所）、教育部関連（7箇所）、科学技術部関連（2箇所）、地方政府関連（2箇所）に対して行った現地インタビューの内容について、前述した「現場にある実態」の一角として整理した。

第5章は、「中国における技術移転システムの考察」として、中国における技術システムの特徴や課題を中心に考察し、本調査報告書の本文を結ぶことにする。

資料編は、第2章から第5章までに説明・言及した内容に関連する主な関連政策、国家技術移転モデル機構一覧、及び各地の技術移転関連の組織等の集計を添付した。この記述にあたっては、できる限り正確に、かつ漏れがないように留意したが、今回の調査対象となる組織の中で、基本的なデータも公表されていないことや、中国における技術移転システムは想定以上に複雑であるため、記載対象により情報量が多少異なっている点にも留意されたい。

本報告書の基本的な構成について、下図に示す。

図 1-3-1 本報告書の基本的構成



第2章 中国における技術移転システムの概要

本章では、中国における技術移転システムの全体像を俯瞰的に掴むために、まず、中国における技術移転システムの構築及び発展の経緯について概観する。次に、中国技術移転に関わる主な機関、実施主体及び主要形態について整理する。最後に、近年における中国の技術移転の主な成果を紹介する。

第1節 技術移転システムの構築経緯

第1項 全ソビエトモデルからの脱却と科学技術体制の改革

いわゆる「新中国」の経済発展は、1949年の建国から文化大革命が終息した1977年までの「計画経済時代」から始まる。これは毛沢東氏が主導した「新中国」の「計画経済」体制であり、国の経済運営を国家の統一的な計画によって管理する経済制度を指すものである。この「計画経済」の原型は旧ソ連のスターリン時代の計画経済体制、いわゆる「スターリン・モデル」であり、中国はこれを忠実に模倣し、さまざまな施策が制定され実行されてきた。

中国における伝統的イノベーションシステムは、政府系 R&D 機構に資源が集中しており、技術開発主体としての企業の存在が小さいことに特徴付けられてきたが、これに強い影響を与えたのが「スターリン・モデル」である。このモデルは、政府の統一的計画の下、ある時期までは国家による集中的開発とその全国的普及を可能にし、その意義と役割は決して小さなものではなかったといえる。

しかし、この計画経済体制は、高度中央集権であるがために、研究開発の生産性は著しく低下し、縦割り行政に伴う研究プロジェクトの重複が多く資源の浪費につながり、民生技術の発展が大きく遅れた。また科学技術研究体制が各時代の政治状況に大きな影響を受けてしまうなど、多くの課題を抱えていた。そこで、これらの多くの課題を解決するために、計画経済体制から脱却しようと意図されるようになった。

1984年10月、中国共産党第12期第3回全体委員会（中国ではよく「3中全会」と略称される）において、中国における経済体制改革の「綱領的文書」と呼ばれる「経済体制改革についての中共中央の決定」が採択された。同決定によって、中国における経済体制改

革は農村から都市、及び農業から工業に重点が移され、全面的な経済改革が始まった。その後、本経済改革において「科学技術を重視する」という流れが台頭する中で、1985年3月13日に、「科学技術体制改革決定」が発表された。

この「科学技術体制改革決定」は、「経済再建は科学技術に依拠しなければならず、科学技術は経済再建に貢献すべきである」という戦略的な方針を示すとともに、研究開発成果の商業化を加速すること及び資金配分システムの再構築により、科学技術と経済発展を一体化することを目標としており、この実現のために抜本的な改革が行われた。具体的な改革の内容としては、①研究開発が経済発展に一層貢献するような研究開発資金の配分システムの改革、②技術製品の商業化を促進するための技術市場の急速な拡大、③科学技術発展分野の拡大及び科学技術と経済発展の統合の形の多様化などが挙げられる。

このような歴史的背景の中で、中国における技術移転の形態、手順、実施主体などは、時代の流れと共に大きく変わり続けてきた。特に近年においては、技術取引市場が高成長を続ける局面となっている。

第2項 科学技術体制改革が喚起した技術移転

中国における伝統的イノベーションシステムは、政府系 R&D 機構に資源が集中しており、技術開発主体としての企業の存在が小さいことに特徴付けられてきた。これに強い影響を与えたのが新中国成立後初期にソ連から導入されたシステムであり、いわゆる「スターリン・モデル」である。具体的には①R&D機構と製造企業の分離、②R&D 費の国家負担と企業への技術の無償移転というシステムであった。

こうした伝統的システムは、政府の統一的計画の下、ある時期までは国家による集中的開発とその全国的普及を可能にし、その意義と役割は決して小さなものではなかったといえる。しかし、1970年代末には、①R&D 資源の不適正な分配、②R&D 成果の実用化の困難性、③技術、情報の流通の限定性、④科学者・技術者へのインセンティブ不足といった問題点が浮かび上がってきた。

このような伝統的イノベーションシステムの非効率性に対して、1980年代以降、イノベーションシステムに市場原理を導入し、科学技術と経済の結合を強化しようとする改革が進められている。改革の基本的な流れとして、①R&D と生産との組織的分離を保持したまま技術の市場流通を促進することで科学技術と経済活動との結合を強化しようとする「市場流通型」改革と、②その結合をより強化するために組織的な分離を改め、R&D 機構と製造企業の組織的結合、すなわち合併を進めようとする「企業内開発型」改革の二つがある。

市場流通型改革においては、技術の商品化を軸として、R&D 機構への経営自主権の付与や補助金の削減、技術市場の設置・育成が行われ、R&D 資金は国家負担から研究受託などによる自己調達へ、成果の譲渡は無償から有償へと改革された。

企業内開発型改革は、①R&D 機構の製造企業への吸収(企業グループへの参画)、②研究

者・技術者の流動化や、スピンオフによる「民営科技企业」（民営研究開発型企業）の設立などの形で進展している。

R&D と生産の分離及びR & D経費の国家負担に特徴付けられてきた伝統的イノベーションシステムに対する改革は、企業を主体とする市場経済型のイノベーションシステムへの接近であるにとらえられる一方で、R & Dと生産を分離したまま技術の市場流通を図るという中国の独自性を見て取ることもできる。

この改革を通して現れた中国の技術移転のチャンネルとしては、①企業内開発型による企業内の技術移転と、②市場流通型による大学・研究機関からの技術移転の二つが重要なものとなっている。1990 年代末以降の特筆すべき変化として、このR&D 機構を企業化（中国では「轉制」と言い、すなわち国立・公立機関から民営化への転化）する動きがあり、これが改革を一気に前進させる要因となっている。その後、中国国内の技術移転のチャンネルは、従来のR & D機構から企業へというように、中国の伝統的なチャンネルから、企業内技術移転、企業間技術移転へとシフトしている。

ここで、企業内技術移転はR & D機構の企業化により企業もしくは企業グループに吸収され、その研究所としての役割を果たすことが考えられるが、一方の企業間技術移転についてはR & D機構が政府の手を離れて企業体として独立したものであり、いわゆる現在におけるメーカー間の技術移転などとは異なっている。むしろ民間のR&D 機関や開発会社としての位置付けであり、その意味では、研究機関からの技術移転という性格をある程度保っているといえよう。いずれにしてもR&D 機構の企業化がもたらす本質的な影響については今後徐々に明らかになるものと思われ、引き続き注目する必要がある。

後述するように、改革を背景として、中国の国内技術取引市場の取引金額は大幅に伸びており、1991 年からの12 年間で11.4 倍に拡大している。一方、1990 年代以降、件数についてはほぼ20～30 万件の間で頭打ちとなっている。このことから、個々の案件規模が大型化していることが明らかとなった。このような案件規模の大型化は、経済成長や物価上昇を大幅に上まわって進展しており、中国における技術に対する価値評価が急速に上昇していることを示している¹⁰。

第3項 産学官連携による技術移転システムの構築

中国における産学官連携は1950 年代に始まり、1980 年代に発展を遂げている。建国後初の産学官連携は改革開放後に比較的大きな発展を遂げ、現在新たな模索を開始したところであると思われる¹¹。以下では、大学からの視点で中国の産学官連携について述べる。

¹⁰ 川島光弘「中国における技術経営と知的財産の役割」知財研紀要(2006)。

¹¹ 本節の執筆にあたり、馬陸亭(教育部教育發展研究中心高等教育研究室主任)「中国大学における産学連携の推進」http://www.spc.jst.go.jp/hottopics/1001higher_education/r1001_ma.html, JST 中国総合研究センター(2009 年12 月21 日)を参考にした。

1 大学の門戸開放時期

これはいわゆる「新中国」成立から改革開放までの期間(1949-1977)を指す。

中国は1949年10月1日に成立し、人民に依拠した革命による政権が樹立し、当時「社会への学校門戸開放」という方針が強調されていた。例えば1949年12月に召集された第1回全国教育会議では、「教育は中国国家の建設に貢献すべきものであり、学校は労農大衆に開放されるべきである」と明言された。1950年8月14日に中央政府が承認した「大学暫定規程」では、「大学のモットーは、理論と実践が一致した教育方法によって、高レベルな文化水準を備え、現代の科学と技術を成就させることを可能とし、更に人民のために誠心誠意を尽くす高レベルな人材を育成することである」と規定している。

その後、中国はソ連における学校運営方法に学び、業務と専門の一致性に焦点を当てた人材育成を始めた。1952～1957年には大規模な大学学部調整を行い、総合大学と専門単科大学の性格とミッションを明確にし、とりわけ工科大学の建設に力を入れ、初歩の中央直轄の大学、職業部・委員会が属する大学と地方大学の3大構造を形成し、学校と産業の連携を密にした。1957年の中国全国の総大学数は229校だが、その内単科専門大学は211校で、その数は全大学数の92%を占めていた。当時は専門性の幅が狭いという欠点はあったものの、学生の業務に対する順応は速く、また実践も非常に重視されていた。

1958年、中央政府は「教育業務に関する指示」を發布し、その中で「教育と生産労働の連携」という方針を提起した。更に翌年の1959年には一歩進んで、教育、生産労働、科学研究の3連携体制を形成すべきであると提起し、教育を中心とした、生産労働及び科学研究も取り込むことを強調した。これに関連し1958年には、北京航空学院の教師と生徒が100日間を利用して同校内で「北京一号」という軽旅客機的设计・生産を行った。また、中国で大慶油田が発見された後の1959年には、北京石油学院がその教室を大慶油田の調査現場に移し、700人余りの教師と高学年生徒が油田建設に直接参加した。またこの頃には、農作業で働きながら勉強する大学も試験的に運営された。

1961年に中央政府が直接發布した「教育部直属大学の暫定業務条例」では、大学生が生産労働に参加する目的を、労働習慣を育成し、労働者大衆と密接に関わりあうこととし、理論と実践を結びつける原則を一層徹底させた。また、各専門の特徴に基づいて、教師と生徒が参加する生産労働の内容、方法及び時間をそれぞれ決定した。そして1966～1976年の「文化大革命」の時期には、学校の門戸開放は極端に走り、大学を工場・農村に移すことが主張され、理工科大学は生産・科学研究の任務におけるモデルプロジェクト、モデル製品、モデル技術及び技術イノベーションと連携した教育を実施しなければならなかった。当時は必要なことは先に学び、実践しながら学ぶという教育方針が実施されていたが、これは理論の基礎性や系統性を無視するものでもあった。

2 産学官連携の発展・繁栄期

改革開放の初期から 20 世紀終わり頃までを産学官連携の発展・繁栄期という。1978 年、中国は改革開放の基本的国策を開始した。大学は次第に「教育、科学研究、サービス」の 3 大機能を完全化し、これらが中国の現代化を支える重要な柱となり、それと同時に全面的な発展を望む人々の要求を満たした。

① 大学の科学研究と技術開発の成長

改革開放以前の中国の大学では、教育による人材の育成を主としていた。当時、中国はソ連の体制モデルに学び、人材育成を主とした大学体系と科学研究を主とした科学研究所システムをそれぞれ樹立した。そのため当時の大学の科学研究は非常に補助的な位置にあった。

しかし、大学での科学研究も次第に重視され、「2 つの中心」説が生まれた。その例として、1978 年 3 月 18 日の全国科学大会の報告の中で、中国の国家指導者は「大学は科学研究における一つの重要な軍隊であり、大学は教育の中心であると同時に科学研究の中心でなければならない」と提起している。

1985 年 3 月、中央政府は「科学技術の体制改革に関する決定」の報告の中で、「大学と中国科学院は基礎研究と応用研究の方面で重要な任務を担っている」、「基礎研究と応用研究は人材育成と密接に結ばれていなければならない」と指摘している。また、同年 5 月に中央政府は「教育体制の改革に関する決定」の報告の中で、「大学は高レベルな専門的人材の育成と科学技術文化の発展という重大任務を担っている」、「重要な学科が比較的集中している大学は将来、自然と教育の中心、そして科学研究の中心となるだろう」と指摘している。

また 1993 年に中央政府が発布した「中国の教育改革と発展綱要」の中でも、「大学教育は高レベルな専門的人材と科学技術文化の発展及び中国の現代化という重大な任務を負っている」と重ねて述べられている。そして 1994 年、中国は「211 プロジェクト」を開始した。また翌年の 1995 年、中央政府は「科教興国」戦略を打ち出し、更に翌年の 1996 年に国務院が発布した『九五』期間における科学技術体制改革の深化に関する決定』では、「中国の科学技術体系は『企業を主体とし、産学官が連携した技術開発体系と、科学技術員及び大学を主とした科学研究体系、及び社会化された科学技術サービス体系』である」と提起している。また、1998 年に中央政府は「985 プロジェクト」建設の実施を決定した。

この頃には大学側もますます研究業務を重視するようになり、科学研究、人材育成及び社会サービスは大学の 3 大基本機能となった。そして中国全土の多くの大学で、これらの教育任務を完了させると同時に、さまざまな形式による科学研究と技術開発が展開された。一部の単科専門大学では、教育と科学研究を同様に重んずる構造が形成され、中には次第に研究型大学へと成長を遂げた大学もあった。

② 良い成長環境にある産学官連携

産学官連携を取り巻く良好な環境の一つとして、大学の科学研究と技術開発の強化を目的として産学官の連携を緊密にするための基礎が既に築かれていることが挙げられる。

第二に、大学と企業の自然な結びつきが非常に緊密であることが挙げられる。当時、中国の大学教育の管理体制における計画経済の存在は未だ色濃く、条件が比較的良い大学の多くは各業界の中央業務部門による直接管理を受けていた。これらの大学は該当業界のための人材育成を主として行い、部門と商品経済に貢献するという特徴を反映していた。

しかし、これは産学官連携にとっては有利な環境を提供していた。なぜなら一業種内の大学、研究機関及び企業が全て同じ部門の管理下に置かれていたことから、制度上の推進提携に当たって都合がよかったためである。

第三に挙げられるのは、大学と企業のエネルギーが増強されていることである。1978年、中国は改革開放を開始し、1992年には社会主義市場経済体制への移行を開始した。これらの出来事によって企業と大学は触発を受け、企業は急速に技術支援の方法を探索し、大学は企業と提携した学生実習の強化と研究活動の展開を渴望し、政府はこれらの提携を喜んで促進させた。

3 効果的な技術支援を獲得する産学官連携

政府及び企業、大学は産学官連携の重要性に気づき、政策上多くの有益な模索を行い、産学官の発展を有効に促進させた。そして大学は生産実習と社会实践を教育計画に組み込み、これらは教育課程の重要部分となった。また、中国は「全ての中央及び地方の工業、農業、商業等の部門は教師と生徒の社会实践及び業務実習への参加をサポートし、これを受け入れることを自己の社会義務として捉え、積極的に必要な条件を提供するべきである」とした。こうして産学官連携は最初に提唱されたプロジェクトの提携を行うフェーズ1から、80年代には教育、研究、生産の共同体を推進するフェーズ2に移行し、更には「産学官共同開発プロジェクト」が国家レベルで実施されるフェーズ3まで発展を遂げた。

中国は科学研究の発展における大学と企業の横断的な協力を積極的に提唱した。1982年10月、中国政府は全国科学技術奨励大会で、「経済建設には科学技術の力を欠かすことができず、科学技術は経済建設を目標としたものでなければならない」という方針を打ち出し、大学と同生産部門の横断的な連携研究を迅速に促進させた。また、1990年代の初めまでは、研究成果の評定方法における改革を行い、多くの研究成果に対して経済効果を持たせることを要求した。そしてこの横断的な協力を基礎とし、多くの大学と企業がより密接な教育・科学研究・生産の共同体を築きあげた。当時の109校の工科大学を対象とした不完全な統計ではあるが、1981～1983年には40、1984年には新たに131、更に1985～1986年には161の産学連携組織が新たに成立したという。

そして1991年、中国は産学官連携教育協会を設立し、その翌年の1992年4月には、國務院生産弁公室、国家教委及び中国科学院が共同で、中国全土を範囲対象とした「産学官共同開発プロジェクト」の組織・実施の通知を出し、更に8月には第1回目の「産学官共同開発プロジェクト」の業務会議を招集した。このプロジェクトの目的は「国営の大・中企業と大学、科学研究院間に密接かつ安定した交流や提携制度を構築し、徐々に産学官の共同発展を目的とした運営構造を形成すること」であった。そして1997年10月、中国は3つの部と委員会、2つの直轄市にある28校の大学の提案による産学官連携業務の実施を決定した。こうしたことから、産学官連携教育は既に中国国家の教育改革における全面的計画となっていることが窺われる。

こうした全てのことが大学の積極的な産学官連携の発展を根本から推し進め、1993年には北京大学が南壁を取り壊すという一大センセーションが巻き起こり、象牙の塔の美名を持つ大学機関がそこから抜け出し、中国で始まってまだ間もない市場経済体制に乗り出すというシンボリックな事件が起きた。2000年当時の中国全土の大学の科学技術経費は合計142億6928万9000元に達し、その内政府資金は76億4275万5000円で全体の53.56%を占め、企業・事業機関の委託研究費用は53億5755万2000円で37.56%を占めていた。

第4項 中国における技術移転の歴史的変遷

中国における技術移転の歴史はいわゆる毛沢東時代の「新中国」から始まったが、その内容は1978年の改革開放政策の「前」と「後」と、大きく二つの時期に分けられる。

表 2-1-1 中国における技術移転の歴史

	年代	段階	備考
改革開放前	1950-1959	前ソビエトからの技術導入	国家間の技術移転
	1960-1969	自主改良による国内移転	国産化による改良
	1970-1977	西欧や日本からの技術導入	導入範囲の拡大
改革開放後	1978-1984	発想の転換と技術市場の胎動	技術は商品である
	1985-1996	市場の発展と企業の台頭	産官学の連携推進
	1997-現在	体系的な技術移転の成熟へ	国際的技術輸出も

出典：現地情報を基に技術経営創研が作成¹²

¹² 参考にした文献を以下の通り例示する。王越英「技術産権交易市場の形成と発展」証券日報(2005年11月7日)馬彦民「中国技術市場的歴史功績、発展問題、新時期的主要任務」中国技術市場論壇(2006年10月18日)、張曉凌ほか『技術轉讓聯盟導論』(知識産権出版社、2009年)、李健「中国特色産学研合作体系的形成と発展」中国産学研促進会(2009年12月18日)。

まず、改革開放前の技術移転は、完成した設備を導入する方式が主であった。低付加価値製品の輸出で得られた外貨をこのような設備の導入費用に充て、この設備を使って自国の産業の発展に繋げる方策である。この時代の技術移転は、以下に示す3つの段階に分類することができる。

「前ソビエトからの技術導入段階」の特徴は、①技術移転の提供元が前ソビエトを中心とした東欧の一部分の国家に限定されていたこと、②技術移転の目的は中国の重工業の形成や振興に資することであった点、③技術移転（導入）の実施主体は国家であり、前ソビエトにて完成された設備とその工業体系や標準をそのまま導入したこと、④技術移転が中国の技術力の向上、普及、イノベーションに大いに貢献したこと等である。

「自主改良による国内移転段階」の特徴は、①前段階で導入した技術を国内の実態に合うよう改良を行い、国内における普及、利用推進を主としながら、一方で政治的な考慮からアフリカ等の発展途上国に対し少量の技術輸出を実行したこと、②技術移転の目的は中国重工業の体系化の改善であったこと、③技術移転の方式が海外から導入した工業体系や技術標準の「国産化」であったこと等である。

「西欧や日本からの技術導入の段階」の特徴は、①技術移転（導入）の提供元が西欧や日本といった工業先進国であり、中国とそれらの地域の国交関係の樹立に伴い、技術交流の範囲が拡大され、内容が豊富になったこと、②技術移転の目的は中国の軽工業の体系化の構築にあり、既存の重工業の体系の更なる改善であったこと、③技術導入方式はそれまでの完成された設備一式という構成からコア設備の導入にシフトし、技術ライセンスと技術サービス等の取引を通じて導入技術の範囲を拡大したこと、④その一方で、技術導入の効率が下がり続け、期待していない循環が始まったこと等である。

次に、改革開放後の技術移転においては、技術は商品であるという認識や技術市場の概念が次第に共有されるようになった。また、中国の技術移転（導入）はそれまでの「国家」という実施主体から、さまざまな実施主体による多様な形態の技術移転へと移り、いわば技術移転の新時代の幕開けとなった。この時代の技術移転は、以下に示す3つの段階に分類することができる。

「発想転換と技術市場の胎動の段階」の特徴は、技術移転（導入）の提供元が特定の地域や特定の国家に限定されておらず、多様な先端技術の導入が見られたことや、サービス領域の技術導入も始まったこと、②技術導入の方式が技術ライセンス、技術サービス、技術コンサルティング、共同生産、設備レンタル、共同研究開発など多彩になったこと、③技術移転の実施主体が、それまでの国家単一から国家と企業の並立の形となり、企業による自主的な技術導入の能力が大きく向上したこと等である。

「市場の発展と企業の台頭の段階」の特徴は、①技術移転の理論が誕生し形成されるとともに、国際的な技術移転から国内の技術移転へと研究の重点が変わったこと、②国内に

における地域間の技術移転が活発になりつつあったこと、③技術移転に参加する企業の増加が加速し、相対的に技術的な優位性を有する企業が積極的に国内技術移転を展開し、市場での影響力を増強するためにそれを活かしたこと、④国内の資本市場が形成されてきたため、技術移転の資金源が比較的に豊富になったこと、⑤一部の企業が自主的な研究開発を強化してきたこと等である。

「体系的な技術移転の成熟への段階」の特徴は、①技術移転の理論が成熟へと向かいつつあり、関連法規も相次いで制定され、技術移転の規範化が図られていること、②技術移転活動の規模が更に拡大し、技術移転の方式は技術協力、外商直接投資、科学技術交流、技術ライセンスなど更に多様化されていること、③企業が技術移転の主力となり、一部の企業は自らの研究開発を強化しながらも、技術買収や資本と企業買収を通じて企業の実力を増強していると同時に、技術輸出も始めていること、④一部の地域では技術移転連盟が発足し、産学官の技術移転リソース等がネットワーク化されていること等である。

第2節 技術移転に関わる関連組織や主要形態

第1項 技術移転に関わる関連組織

1 中国における技術移転の主な関連組織

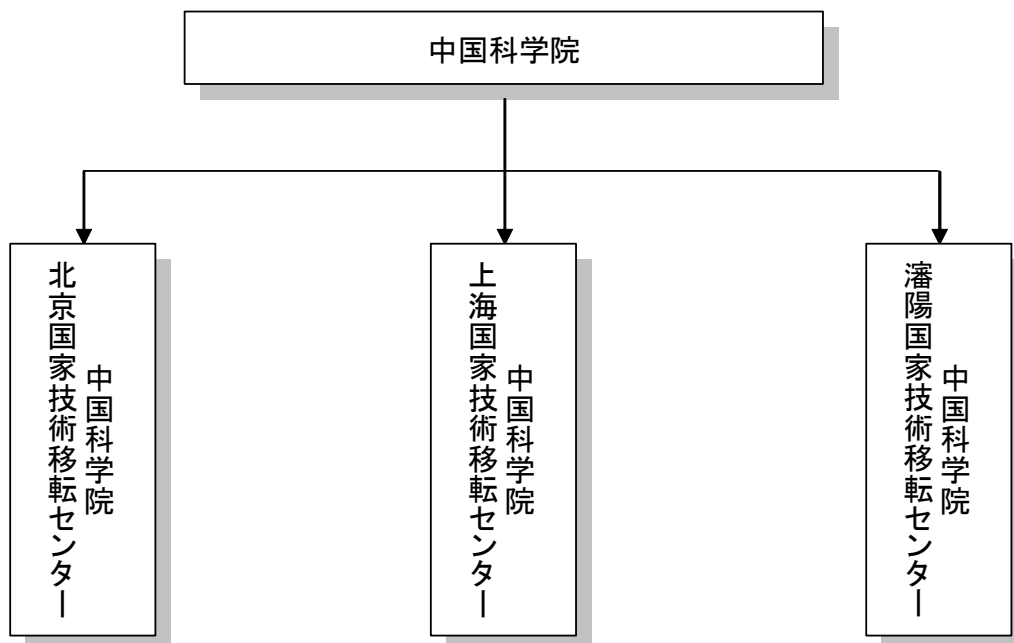
2009年12月現在、中国における技術移転の国家的な基本方針や行動計画が策定・公表されているが、同方針や計画の下で実務を行う国家レベルの統一的な推進体制は構築されていない。中国における技術移転の関連組織は大きく二つに分けることができよう。一つは技術移転を主業務または主業務の一つ（以後「主業務」という）とする関連組織であり、もう一つは技術移転を主業務としないが、技術移転を主業務としないが技術移転にも非常に深く関わっている組織である。

技術移転を主業務とする主な関連組織は、①中国科学院関連、②教育部関連、③科学技术部関連、④国防科工委¹³関連といった国家レベルの関連組織と、⑤業種別（または地域別）関連の組織が存在し、このような多層的で多様な関連組織から構成されている。他方、技術移転を主業務としないが技術移転に非常に深く関わっている主な組織は、ハイテク産業開発区、大学サイエンスパーク、農業サイエンスパーク、バイオ産業基地などといった多様なパークであり、いずれも国家レベルのものと地方レベルのものがある。

以下、まず技術移転を主業務とする主な関連組織を図で示す。

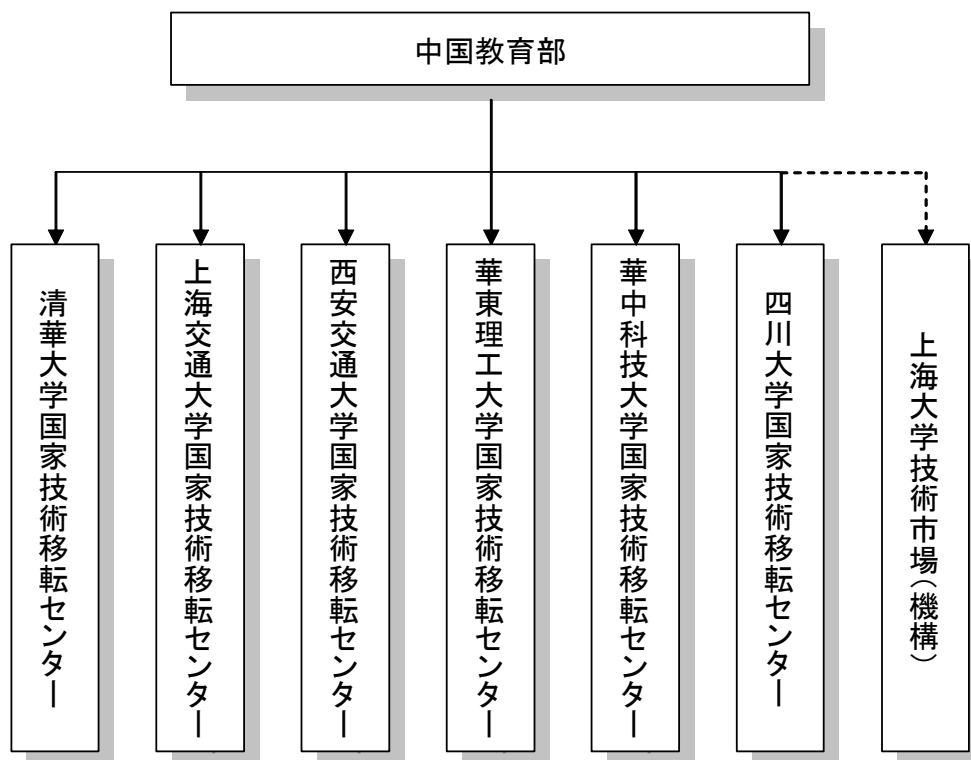
¹³ 国防科工委は中国「国防科学技術工業委員会」の略称であり、中国国務院の一機構である。

図 2-2-1 中国科学院関連の技術移転組織（例示）



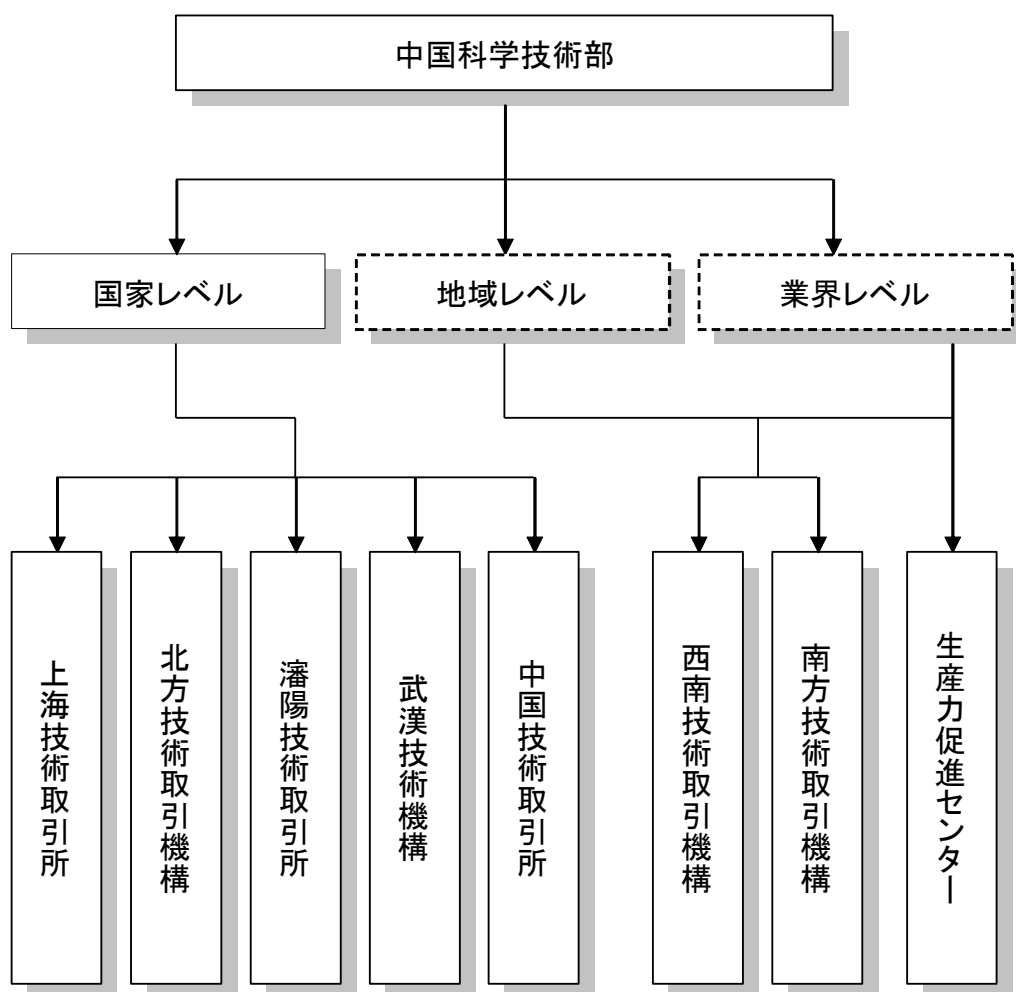
出典：現地情報を基に技術経営創研が作成

図 2-2-2 教育部関連の技術移転組織（例示）



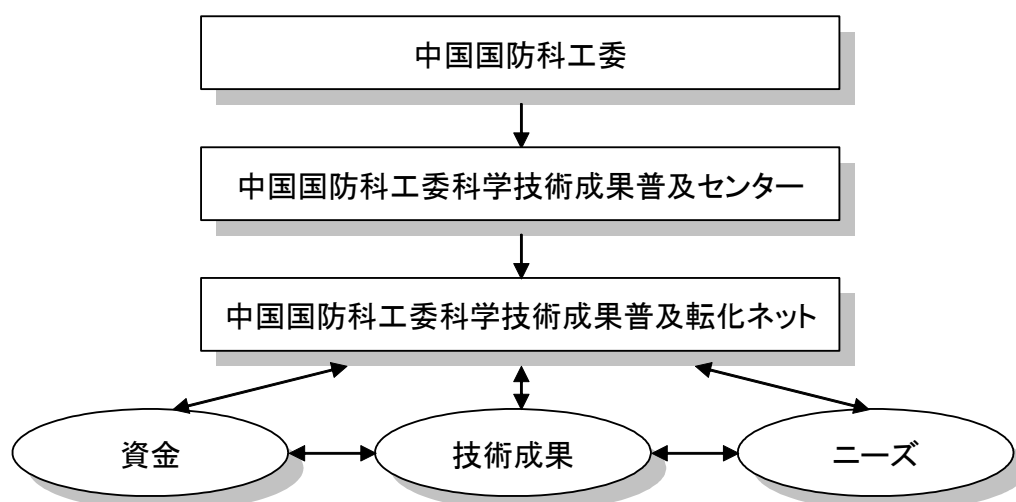
出典：現地情報を基に技術経営創研が作成

図 2-2-3 科学技術部関連の技術移転組織（例示）



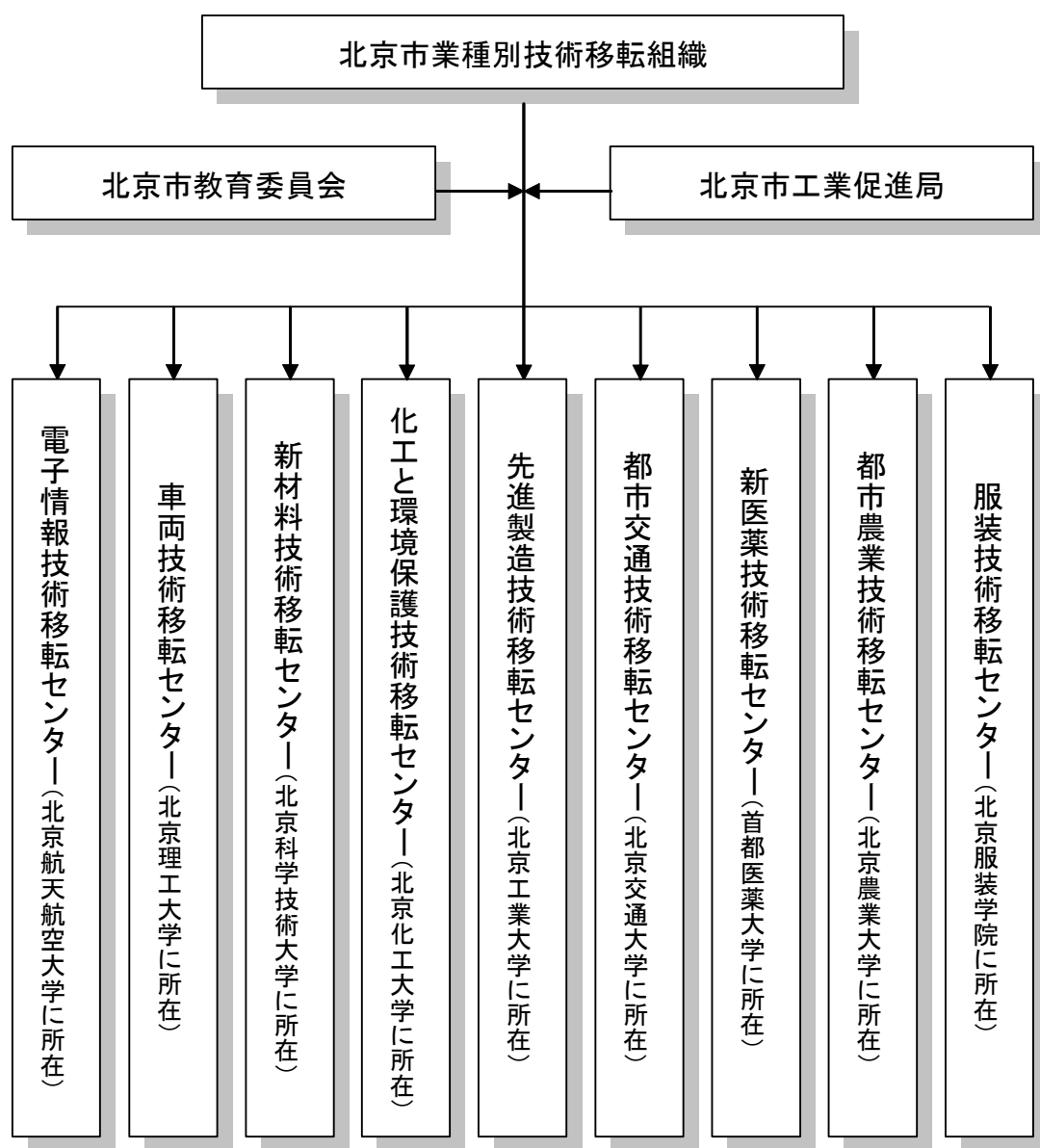
出典：現地情報を基に技術経営創研が作成

図 2-2-4 中国国防科工委関連の技術移転組織（例示）



出典：現地情報を基に技術経営創研が作成

図 2-2-5 業種別の技術移転組織（北京市、例示）



出典：現地情報を基に技術経営創研が作成

2 中国における技術移転関連組織の主管・認定機関

中国における技術移転関連組織の主管・認定機関については、前述したように国家的に統一した推進体制が構築されていないこともあって、必ずしも明白であるというまではいえない。しかし、前述した「技術移転を主業務とする関連組織」と「技術移転を主業務としないが技術移転にも非常に深く関わっている組織」という考え方から述べると、基本的に次のようになる。

表 2-2-1 技術移転を主業務とする関連組織の認定機関等

No	名称	認定機関	備考
1	国家技術移転モデル機構	科学技術部	
2	常設技術取引機構	—	技術取引所、聯合財産権取引所、技術財産権取引所、技術移転促進センター、知的財産権取引所等
3	産学官連携イノベーションモデル基地	中国産学促進合作促進会	
4	国際共同研究センター	中国科学院、科学技術部、教育部	

出典：現地情報をもとに技術経営創研が作成

表 2-2-2 技術移転に密接に関係する関連組織の認定機関等

No	名称	認定機関	備考
1	国家ハイテク産業開発区	科学技術部	
2	国家大学サイエンスパーク	科学技術部、教育部	共同認定
3	国家農業サイエンスパーク		
4	国家バイオ産業基地	国家発展改革委員会	
5	国家イノベーションパーク	—	パークごとに中央官庁と地方政府の共同建設
6	中外共同運営国家ハイテクパーク		2カ国協定等
7	国家特色産業基地	科学技術部	
8	国家ソフトウェアパーク	科学技術部	工業・情報産業部も類似の制度があり
9	国家インキュベータ	科学技術部	
10	国家帰国留学人員創業パーク	科学技術部、教育部、人事部、外国専門家局	共同認定
11	国家知的財産実証パーク	国家知識産権局	
12	国家ハイテク産業基地	国家発展改革委員会	

出典：現地情報をもとに技術経営創研が作成

以下に、技術移転に密接に関連する組織として国家レベルのサイエンスパーク・ハイテクパークを取り上げ、その主管・認定機関の位置づけについて説明を加える。

中国における国家サイエンスパーク・ハイテクパークは、中国国务院の承認を得て設立されるケースと、該当中央官庁または複数の中央官庁の認定を受けて設立されるケースとがある。しかし、その後の運営、または各パークの具体的な事業内容の取り組みによって関連する機関が替わる場合もあり、また、中央レベルと地方レベルの共同推進によって展開されるパークも少なくない。これらの結果、個々のサイエンスパーク・ハイテクパークに対して複数の機関が関係したり、互いの関係が錯綜することも少なくない¹⁴。

その一例として、武漢東湖新技術開発区は、他の国家ハイテク産業開発区と同様に、基本的には中国タイマツハイテク産業開発センターが主管・指導しているが、日常的な運営は武漢市政府が行っている。その一方で、サブパークの多様な事業内容にかかわる他の関連機関とも多層的な関係を持つようになった。このように、特に、ソフトウェアを含む情報産業、バイオ産業、現代農業、資源産業といった特定分野に重点を置いた国家ハイテク産業開発区では、中国工業・情報化部、中国国家発展改革委員会、中国農業部、中国衛生部、及びそれらに所轄される関連研究機関などとも多様な関係を持っている場合が多く見られる¹⁵。

中国におけるハイテク産業の育成、振興、集積、発展という中長期的な目標の実現に向けて、「国家科学技術委員会」の時代に策定された中国「タイマツ計画」は、その計画の継続的な具現化が進められている。特に国家ハイテク産業開発区や国家インキュベータなどの事業推進や発展に当たっては、現在も「タイマツ計画」を担う中国科学技術部が中心となっている。「タイマツ計画」の具現化・推進に向けては、中国科学技術部に所管される事業法人であるタイマツハイテク産業開発センターが、「発展高科技、実現産業化」（ハイテクを発展し、産業化を実現する）という重大な任務を実現するために、「国家目標、地方組織、市場導向」（国家の目標を立案し、市場ニーズを満たすように推進する方向で、地域が

¹⁴ 例えば、56カ所の国家ハイテク産業開発区の中の一つである「武漢東湖新技術開発区」(Wuhan East Lake Hi-Tech Development Zone)は、1991年3月、中国国务院の承認を受けて第1次国家ハイテク産業開発区のグループに入った。その後、2000年7月に中国科学技術部、外交部の認定により「APECオープンハイテク産業パーク」、2001年7月に国家計画委員会(現国家発展改革委員会¹⁴)の認定により中国唯一の「国家光電子産業基地」、2007年4月に国家発展改革委員会の認定により「国家バイオ産業基地」となった。更に、2007年11月には、本報告書の調査対象ではないが、国家標準化管理委員会¹⁴の指定により「国家ハイテク産業標準化モデルゾーン」となった。また、前述したように、中国初と言われるインキュベータも武漢国家ハイテク産業開発区の中に設けられている。

¹⁵ また、中国における 54 の国家ハイテク産業開発区の中で、唯一農業に重点を置いている「楊凌農業ハイテク産業モデルパーク」はその事業内容の多様性から、例えば、中国科学技術部、中国商務部、中国教育部、中国建設部、中国農業部、中国水利部、中国国家環境保全総局、中国国家林業局、中国国家知識産権局等と多様な関係を持つ。

主体的に実施する）という方針の下で、時には国家大学サイエンスパークに関する共同認定など、関連官庁の所管機関とも共同で、特定分野の具体的な政策の立案や運営の指導業務を行っている場合が多い。

一方、国家発展改革委員会は、中国におけるハイテク産業全般を視野に、マクロ面での計画や政策の立案に取り組んでいる。但し、国家バイオ産業基地のように自らがサイエンスパーク・ハイテクパークの認定や承認を行う場合もある¹⁶。

本報告書の調査対象である 10 種のサイエンスパーク・ハイテクパーク及びそれらの下の多種多様なサブパークの関係は、非常に複雑であり、制度面から見た主管機関と運営面で見た主管機関とは、必ずしも完全に一致しているとは言えない点には留意が必要である。

ここで、前記の「国家バイオ産業基地」と「国家特色産業基地」については、それぞれ国家発展改革委員会と中国科学技術部が認定するとされているが、具体的な認定規則などは現在公開されていない。また、「国家イノベーションパーク」の設立については、何らかの決まった手続きに沿って認定されるのではなく、時の関連政策に沿って、中央官庁と各地の政府などが、現地の事情に応じて個別に設立を進めている。

具体的な事例として、中国科学技術部と天津市政府が「国家バイオ医薬イノベーションパーク」を、中国科学技術部、中国工業・情報化部、中国商務部、山東省政府が「国家情報通信国際イノベーションパーク」を、中国科学技術部、中国商務部、江蘇省政府の支持の下で、中国科学院と江蘇省科学技術庁が「国家ナノテク国際イノベーションパーク」を、それぞれ共同で設立したことが挙げられる。

第2項 技術移転に関わる主要形態

1 技術市場の意味及び期待される役割

中国で「技術移転」を言う場合は、必ずといっていいほど「技術市場」という重要な用語と関連して述べられる場合が多い。そこでいう「技術市場」とは、大きく分けて二つの場合を意味する用語である。一つは一般論的な用語として自動車市場、不動産市場、IT市場などのように「技術市場」用いる場合で、もう一つは具体的な組織名称として、江蘇省技術市場、広西技術市場、石家荘農業技術市場というように用いる場合である。

ここで、後者のように表現される場合でも、「市場」という言葉から連想される、いわゆる証券取引市場のような形態で技術が取引されているわけではないことが、実際の技術取引市場への調査を通じて得られた認識である。

そこで、本報告書では、上記後者のように具体的な組織名称を指す日本語訳として、「〇

¹⁶ このことについて、マクロ政策の策定機関が自ら何かの基地について認定を行うことが果たして適切なことと言えるかとの意見も一部にある。

〇技術市場」や「〇〇技術取引市場」ではなく、「〇〇技術機構」や「〇〇技術取引機構」と称することとした。

改革以前の中国においては、技術は商品と見なされていなかった。これに対し、1985年に「技術成果の商品化加速」、「技術市場の開拓」が提起され、1989年に「技術契約法」が制定されたことにより、正式に技術が商品として見なされるようになった。また国家のR&D機構が保有する技術シーズの製品化が叫ばれるようになり、このような背景から「技術交易会」（技術取引のイベント）の開催や常設技術市場の設置などの技術市場の育成が図られるようになった。今後も、技術市場の更なる発達によって技術移転がより一層活性化されることが期待されている。

写真 2-2-1 上海の大学技術市場



©JCTBF

2 技術市場と技術移転の関係

中国における「技術市場」と「技術移転」という二つの用語は、非常に密接な関係にあるように思われる。技術市場は技術移転の円滑な展開を支えるために構築された市場であるが、中国における技術市場で扱われる商品は狭義的という「技術」そのものに留まらない。第5節で述べるように、技術コンサルティングや技術サービスなども技術市場で行われる取引の対象となっており、この点は日本の基準と異なるため、統計値を比較する場合

に留意が必要である。

勿論、技術市場を通さずに技術移転が成立する場合も多々あるとは思われるが、技術市場が担う「公平性」、「透明性」、「効率性」が、中国における技術取引の活性化を支えていることは間違いない。

3 近年における技術移転の主な形態

近年の中国における技術移転の主な形態（形式）として、以下の八つが挙げられている¹⁷。すなわち、①技術移出と技術導入、②技術普及と技術援助、③技術情報の交換、④技術者の交流と流動、⑤共同研究と共同開発、⑥技術を内蔵する設備及びソフトウェアの取引、⑦技術型ベンチャーの設立、⑧企業買収、といったものである。以下では、近年においてその規模が拡大しており、また今後もより重要な位置づけになるであろうと思われる四つの形態について触れたい。

① ベンチャー企業

ベンチャー企業という技術移転とは、研究機関または技術の所有者（法人か個人）自身がベンチャー企業を創立し、技術の商品化や事業化を行うことである。本報告書第7章で紹介する国家大学サイエンスパーク、国家インキュベータ、及び国家帰国留学人員創業パークに入居している企業は、ほとんどこのような企業である。

② ライセンシング

ライセンスという技術移転とは、日米やヨーロッパにおいても普通にある形態と同様であり、ライセンサーから特定の技術をライセンシーに移転することである。ここでいう移転は技術所有権までを移転するという「譲渡」とは異なり、技術の実施許諾（ライセンス）を行うのが一般的であり、中国ではこれを「許可証方式」ともいう。

③ 共同研究

共同研究という技術移転とは、特定企業の具体的な技術課題を解決する目的のために、産学（時には産学官）連携によって研究開発を行い、その技術的な成果が共同所有の形で産学に帰属するものである。成果の内容にもよるが、産学連携に参加した企業にてその技術的な成果を生かしていくケースが多い。

④ 技術指導

技術指導という技術移転とは、ライセンサーがライセンシーに対し、技術利用の方法や

¹⁷ 張曉凌ほか『技術轉讓聯盟導論』（知識産権出版社、2009年）。

ノウハウについて指導することを指しており、技術指導契約だけで行う場合と技術ライセンス契約などに付随するサービスとして提供される場合とがある。営業秘密がますます重要視される時代の中で、このような形態は今後より拡大していくものと推測される。

第3節 技術移転の実施主体と国家技術移転モデル機構

第1項 序説～実施主体の変化

中国における技術移転の実施主体は、技術市場の創設が謳われてから20数年が経過した今日に至るまで、大きく変化し続けてきた。技術移転に関わる機関の位置づけによって多様な実施主体を挙げることが可能であるが、大局的には、早期の「技術の所有者による技術移転」から近年の「技術の仲介者による技術移転」へと移り変わり、技術の仲介方式に関しては「対面型」から「インターネット型」へ、または「ネット+対面型」へと変遷を遂げてきたといえる。

具体的には、技術移転の実施主体は、大学、研究機関、企業、及びそれらに所属する／しない個人といった技術の所有者から、各サイエンスパーク・ハイテクパーク、国家技術移転センター、常設技術取引機構、産学官連携イノベーションモデル基地、国家技術移転モデル機構といった、実に多彩な技術の仲介者へと変化し、その影響力及び波及効果は今までにないほど大きくなっている。

1985年に中国が確立した特許制度は、技術開発や発明に対して特許を与えるだけでなく、技術の成果が広く活用されるよう技術の商品化を促し、経済の発展を促進させるという意図を持っていた。その後、これを更に強力に推進すべく、1997年には新たに科学技術成果転換法が制定・公布された。それまでの技術開発は大学や国の研究機関に依存するところが大きかったため、これらが持つ技術を企業に移転させ商品化に結びつける、すなわち、研究機関から生まれた技術を効率よく利用させることがこの法律の最大の目的であった。

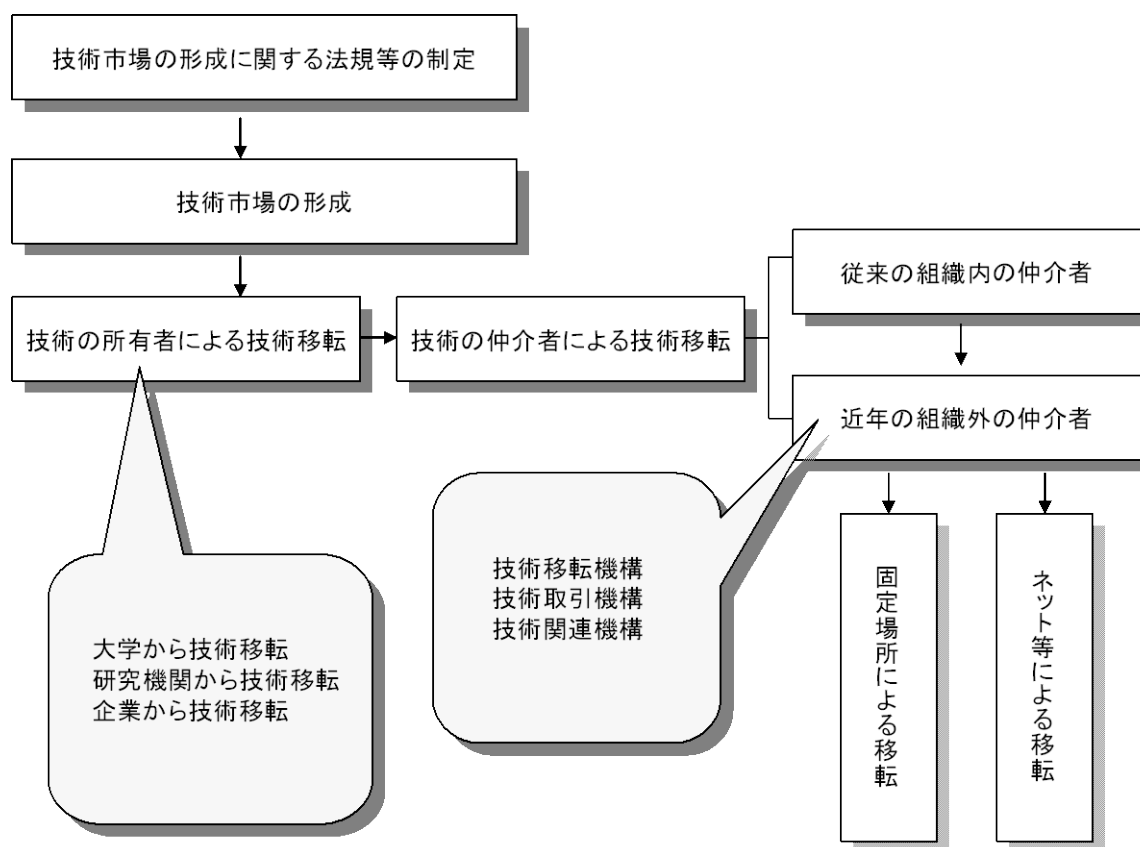
このような制度的根拠の明確化、技術市場の構築や多様化及びインターネット技術の進化は、中国における技術移転の実施主体にも変化をもたらし、更にハイテク産業の持続的な高成長がこれらの実施主体の成長を促す源泉の一つとなった。

わが国でも、1998年8月に、大学、高等専門学校、大学共同利用機関及び国の試験研究機関等（以下「大学等」と略す）による技術関連の研究成果の民間事業者への移転を促進するため、特定大学技術移転事業や助成金交付等の優遇措置により、新たな事業分野の開拓及び産業技術の向上並びに大学等における研究活動の活性化を図ることを目的とする大学等技術移転促進法（TLO, Technology Licensing Organization または Office）法が施行された。日本における大学から民間企業への技術移転は、産業活力再生特別措置法（通称

「日本版バイ・ドール法」が1999年10月に施行され、国立大学が2004年に法人化された頃から、その活動も本格化した。但し、日本におけるTL0の効果に関しては意見や評価が分かれるところでもある。

上記のことを念頭に置いた上で、本報告書において中国における技術移転の実施主体の変化、その法的位置づけ、目的、業務範囲、近年の実績、直面する課題などに関し、可能な範囲で特徴を比較しながら紹介していくように努める。

図 2-3-1 技術移転の実施主体の変化



出典：技術経営創研が作成

第2項 技術の所有者による技術移転

1 研究開発機関からの技術移転

研究機関は中国における技術移転の原点である。2008年現在、技術移転に関わる各種機関の内研究開発機関は1001社であり、技術移転により成立した契約の金額は147.38億元となっている。これは前年同期より12.65%に増大している。また、事業法人となる研究開発機関がこの総額の93%を占めている。例えば、西安重型機械研究所、遼寧省環境科学

研究院、中交第二航務工程勘察設計院有限公司などの研究開発機関は技術移転の実績において研究開発機関の上位に位置づけられている。

2 大学からの技術移転

科学技術イノベーションの重要な源泉となる大学は、人材養成、科学研究、社会的サービスを通じ、国のために技術、人材及び自主的な知的財産権を提供している。世界最大の発展途上国として改革・開放を進める中国も、先進国の経験を学び、国の技術革新における大学の役割を発揮させるべく改革を続けている。中国では科学研究力の40%が大学系列に、30%が中国科学院系列に集中しており、企業は科学技術力が相対的に弱く、またイノベーション能力が低く、その多くが社内に研究開発部門を設けていない。このような科学研究力の不均衡から、中国の大学は国の技術革新の中で一段と重要な役割を果たすことを求められている。大学が特許を含む技術を企業に移転することは必然的な選択であり、大学にとって重要な使命である。

中国は1995年に「科学教育立国」戦略を打ち出し、2006年に自主イノベーション戦略を確立し、2008年には国家知的財産権戦略を打ち出した。中国の総合大学・単科大学・高等専門学校（以下「大学」と略す）は「イノベーション型国家を築き、経済発展パターンを転換し、国のコア競争力を高める」という国家戦略の下、イノベーション型国家を築く過程で自らの役割を発揮している。

中国において、各大学の多様な科学研究に対する中央財政からの資金投入は年々増えており、2003年から2007年までの間、大学の科学技術経費への資金投入は安定した高い伸びが見られる。その総額は2003年の253.3億元から2007年の545.3億元へと増え、115%の伸びという結果になった。この同期間の大学の年間科学技術の経費は常に全国の7~8%を占めている。

このような大学の科学技術経費への資金投入は、その科学研究成果の伸びを促す結果となった。例えば、大学の特許出願・登録数は著しく増え、2003~2007年では特許出願数は1万252件から3万2680件に、特許登録数は3416件から1万4773件にそれぞれ増えた。このように、国のイノベーションシステムにおける大学の地位と役割は不可欠なものであり、大学の技術を企業に移転し、企業の技術進歩を促す過程で重要な役割を果たしているといえる。

中国における大学の技術移転は、近年の注目を集める研究テーマとなっているが、そこではしばしば「特許実施率」という概念が用いられている。これは大学における技術移転の効果に対する評価で、最低が1.43%、最高が41.21%とその値には幅が生じているが、中国の大学の特許実施率は必ずしも10%以下といった悲観的な状況ではなく、また、40%

以上という楽観的な状況でもない、と指摘されている¹⁸。

中国の大学における技術移転は、基本的に「産学連携」を通じて行われている。ここで指している「学」は大学だけでなく、各種研究機関も含んでいる。産学連携は技術シーズ側の販促型モデルとは異なり、また、技術ニーズ側の追求型モデルとも異なる。その基本的な道筋は技術ニーズ側が技術の開発段階、更には研究段階で技術シーズ側と提携し、双方が技術開発と生産を共同で行うプロセスであり、知識の需給双方の間で見え隠れするものの伝達、転化、吸収、マスターが絶えず行われる非線形の複雑な相互作用プロセスとなると言われる¹⁹。

産学連携は新たな情勢下で大学の科学技術成果の市場化・産業化を促す基本モデルであり、その道筋は大学・企業双方が共同研究、共同開発、協同産業化の過程で特許技術を含む技術の創造から応用へ、再創造・再応用という好循環を完成させるというものである。その実現形態は多種多様であり、「大学の課題チーム、科学技術スタッフの自主的な移転モデルと単独企業の一対一の技術移転」といった単一形態に限定されることはない。

中国において産学連携を実現する形態の一例として、プロジェクト方式で企業と進める各種の協力がある。例えば委託研究開発、共同研究開発等である。この種の研究開発活動の中で、企業は研究開発成果の所有権又は使用権を手に入れ、企業のスタッフは訓練を受け、これにより大学から企業への技術の移転が実現される。プロジェクトが終了すると、連携も終わり、技術移転のプロセスが終結する。

また、産学連携を実現する別な形態として、各種の技術移転プラットフォームで実現される技術移転も含まれる。こうしたプラットフォームには、例えば大学サイエンスパーク、国家工学センター、省級大学研究院、大学・企業共同研究開発機関、大学が株式を保有するハイテク企業等が参加している。大学サイエンスパークを例に挙げると、クラスター型イノベーションの強みを十分に生かした協力モデルを構築し、産学官イノベーションの支援クラスターを作り上げている。これには企業インキュベータ、技術研究開発機関、大学科学技術産業、教育訓練機関、仲介サービス機関、付帯サービス機関などが含まれ、中国の国家技術革新システムの中でも重要な一翼を担っている。

2008年現在、技術移転に関わる大学は371校であり、成立した契約の金額は1116.55億元となっている。これは前年同期に比べ15.46%に増大している。

3 技術型企業からの技術移転

中国企業間の幅広い技術移転の市場行動は、厳密に述べると、1978年の改革開放以降に

¹⁸ 詳細については、王兵(清華大学知的財産権法学研究センター主任)／梅元紅(清華大学知的財産権管理弁公室副主任)「中国の大学の技術移転効果について」JST 中国総合研究センター・科学技術月報(2009年11月)。

¹⁹ 「産学連携モデル」に関する具体的な表現形態は多種多様であり、関係する研究ではそれぞれ異なる視点から大学の技術移転の分類が行われているが、ここでは上記注記文献の見解に沿って記す。

始まったものである。企業が徐々に独立採算の経営体となり、また、企業主体の多元化構造が次第に形成されるのに伴い、技術は企業間競争の重要な武器と商品になり、有償の技術移転が発展を見せるようになった。

改革開放後の最も早い中国企業間の技術移転は主に、先進国の企業又は個人が中国に設立した合弁、合作経営企業、外国側全額出資企業の間、及びそれらの企業と中国のその他企業との技術取引だと言うべきである。国内企業の研究開発力が充実し、イノベーション能力が向上するのに伴い、一部の中国企業は次第に特定の技術分野で強みを持ち始め、幾つかの技術を本土企業、更には外資系企業に移転するようになった。

現在、中国企業間の技術移転の発生状況は先進国に比べるとまだかなりの開きがある。また、技術契約の他の3種類の形態（技術開発、技術コンサルティング、技術サービス）に比べると、その数量は「技術コンサルティング」より契約金額が多いのを除き、技術開発契約と技術サービス契約と比較してもかなり小さい。また、技術移転の発生分野及び地域への広まりを見ると、まだ不均衡な状態にあるといえる。これらは、中国企業間の技術移転が経済発展に必要な水準に遠く及ばず、中国中部・西部地区開発戦略とうまくかみ合っていないことを物語っている。このような現状から、技術移転という面においては、中国企業にとってはまだなお大きな発展の余地が残されていると考えられる²⁰。

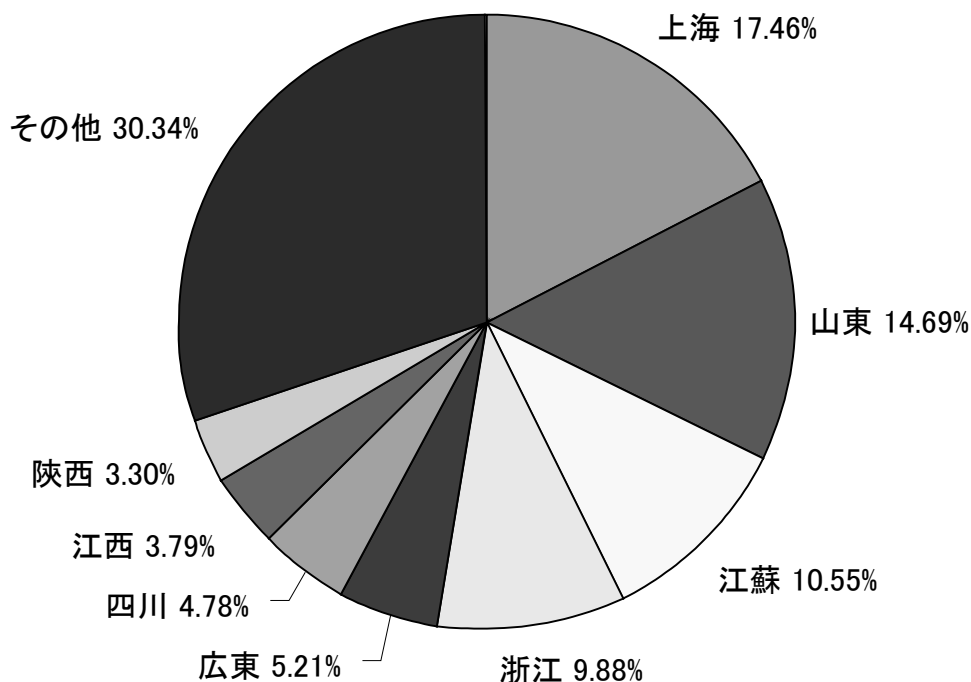
一方、近年の中国では、伝統的な企業への研究開発部門の設置や、ハイテク企業と称される技術開発型企業の設立が年々増えている。技術移転を行っている企業の中で、中国国内の資本で設立された企業は1万5047社、香港、マカオ、台湾系の投資で設立された企業は260社、外国投資によって設立された企業は1293社、そして国外の企業が135社という構成になっている。

中国国内資本の企業は技術サービスと技術開発を主な取引内容としており、技術サービス契約の金額が技術開発契約の金額より少し高い。この技術サービス契約と技術開発契約の契約総額は、国内資本の企業の契約総額の78.4%を占めている。下表に、2008年企業の技術販売金額ランキング上位20を示した。その中で、中鉄六局集团有限公司、広州広船国際股份有限公司、中冶賽迪工程技術股份有限公司といった企業の技術移転実績がその上位に位置づけられている。

さらに、中国における大中型工業企業の国内技術購入経費の地域別割合に使う経費の地域別割合について、それぞれ下図に示す。

²⁰ 馬忠法(復旦大学法学院 副教授)「中国企業間の技術移転の現状及び将来」JST 中国総合研究センター編集『中国の知的財産権制度と運用および技術移転の現状』(2010年1月)。

図 2-3-2 大中型工業企業の国内技術購入経費の地域別割合



出典：王正志『中国知識産権指数報告』（2009年）等の情報を基に技術経営創研が作成

この図から、国内技術購入が盛んな地域として、上海、山東及び江蘇などの東部地域が上位となっており、技術移転の活発な地域と合致していることがわかる。

第3項 技術の仲介者による技術移転

1 序言

中国における技術の「仲介者による技術移転」は 1990 年代前半から始まった。既存の類似組織の完全な統合が行われることや、または資本関係が統合されている中で独立的な運営を始める者なども現れ、その実態は実に多種多様である。

その名称を挙げてみても、「〇〇技術移転センター」、「〇〇技術市場」、「〇〇技術取引所」、「〇〇産権取引所」、「〇〇聯合産権取引所」、「〇〇知的財産取引所」などといった類似した名称がさまざまに用いられている。またこれら個別の組織の形態を総称するものとして「常設技術取引市場」といった名称も存在し、国に認定された名誉として「国家技術移転モデル機構」といった名称も存在する。更に、後述する「国家技術移転モデル機構」と称される組織の中には、政府や大学、また企業のいずれも存在している。

このように複雑な状況になっている背景には、中国における計画経済から市場経済への転換期において、技術市場の形成や技術移転の展開が順調であったわけではなく、その過程

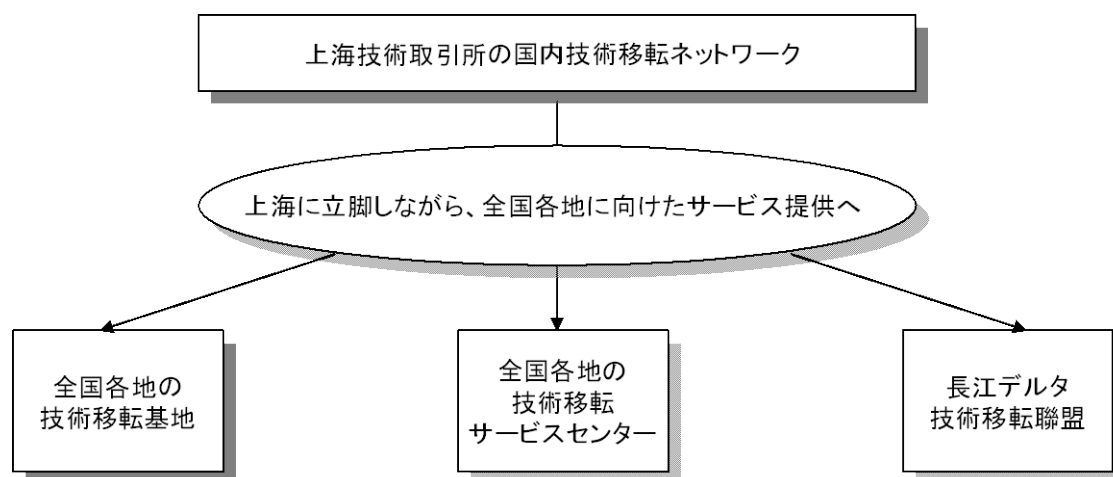
でさまざまな模索実験、または試行錯誤を通じて行なわれてきた、という点があるためであるといえる。またそれと同時に、国内外の情勢を見ながら中国の実態を踏まえて柔軟に展開を続け、常に成功へと向かって改革を進めてきた結果であることを物語っている。

2 技術取引所

中国では、〇〇技術取引所と称される組織が北京、上海、瀋陽、天津、武漢など複数の地域に存在する。例えば、上海技術取引所（原語「上海技術交易所」）は、中国科学技術部と上海市政府が1993年12月に共同で設立した中国初の国家レベルの常設技術取引機構であり、また後に中国国家レベルの技術移転モデル機構として第1回目に認定された機構の一つでもある。

同所は2009年現在、国内外の技術提供側と需要側双方からの30000件余りの情報をデータベースとして蓄積しており、これまでに開催してきた900回余りの技術マッチング会、展示会、商談会、発表会などを通じて、「上海に立脚しながら、全国各地に向けたサービス提供へ」という運営方針のもとにその事業を展開している。同は、2003年、2005年、2007年の連続3回、中国技術市場協会より「金橋賞」²¹が授与された。

図 2-3-3 上海技術取引所の国内技術移転ネットワーク



出典：上海技術取引所の情報を基に技術経営創研が作成

上海技術取引所は中国初の国家レベルの常設技術取引機構として、地元の上海ではもちろん、全国各地の省レベルの「技術移転基地」、地域レベルの「技術移転サービスセンター」及び長江デルタ技術移転連盟というように、国内における広範また多層的な技術移転のネ

²¹ 金橋賞は中国技術市場協会がその年度において技術取引実績の最もよい対照組織に与える名誉である。

ットワークを構築するとともに、40 余りの国または地域で 200 余りの国際会員や海外パートナーを有している。

2010 年 4 月には、上海技術取引所は日中テクノビジネスフォーラム（JCTBF）と戦略的提携関係を構築し、日中間の技術移転に関する情報交換や実行協力などを進めている。

写真 2-3-1 上海技術取引所にて、日中間の技術移転に関する検討会



©JCTBF/2010

3 常設技術取引機構

常設技術取引機構は中国における技術移転の重要な実施主体であり、中国における技術取引において非常に重要な役割を果たしている。常設技術取引機構は地域化や情報化を基本的な構想・発展パターンとし、その地域の優秀な技術サービス資源を一体化してきた。絶えずサービス能力を高めてきた結果、近年には総合的なサービス体系を整え、より一層の技術取引市場の繁栄を促進している。

国家レベル、または常設「重点」技術取引機構以外の、省レベル以下または非重点技術取引機構までを含むと、現在の常設技術取引機構の合計数はこれを取りまとめた統計が無いので不明である。一方、中国科学技術部関連の調査報告によると、2010 年 12 月現在、20 の異なる種類の常設重点技術取引機構に対して行った調査によれば、技術取引が成立したものは 4 万 6458 件、成立した取引総額は 876.49 億元であった。その中で、技術成果の取引は 129.99 億元、技術の財産権の取引は 736.99 億元であり、組織した技術取引関連の交流活動は 3378 回、また実施した技術指導は 697 回を数えるに至った。

また、次章で紹介する中国「技術契約認定登記制度」との関連については、常設重点技

術取引機構であれば、必ず技術契約認定登記機関でもある、ということではない。技術契約認定登記の権限を持たせるかどうかは、中央機関ではなく各省レベルの関係機関が承認しているのである。

常設技術取引機構の業務に関しては、日本等という TL0 と似たような部分もあるように見受けられるが、独立した法人格や会員制、特定の大学等に限らない広範な技術的リソース、各機構における取引案件の揭示や充実した関連サポートの提供などという点では日本の TL0 とは異なる点も多いといえよう。

第4項 国家技術移転モデル機構

1 概要

2007 年から中国科学技術部、中国教育部、中国科学院が中国における技術移転の促進アクションをスタートし、2008 年には「国家の技術移転の促進行動に関する実施方案」を実行する重要方策の一つとして、科学技術省が全国範囲で技術移転のモデル化事業を組織・展開し、選定した異なるタイプ、異なる発展パターンの技術移転機構の実験的な活動を支援することとした。中国科学技術部などはこのような事業を通じて、国家レベルの技術移転モデル機構を創設し、技術移転機構全体のサービス能力を向上させ、健全な発展を牽引するとしている。

このような目的から、科学技術部などは 2008 年に、前項で述べた常設技術取引機構も対象に含めて、清華大学国家技術移転センターなどの 76 の組織を「第 1 回国家技術移転モデル機構」と認定し、2009 年 12 月には「第 2 回国家技術移転モデル機構」として新たに 58、2011 年 6 月には「第 3 回国家技術移転モデル機構」として新たに 68、2012 年 11 月には「第 4 回国家技術移転モデル機構」として新たに 74 の組織を認定した。2008 年、76 の国家技術移転モデル機構は、国家または地方の科学技術計画プロジェクトと、業界共通の技術、コア技術の移転と領域拡大を、のべ 1683 件成功させたという²²。

第 1 回認定の国家技術移転モデル機構は、産学連携組織を設立し、地方政府と共同で技術移転に資する公共サービスのプラットフォーム、オープンな実験室、エンジニア研究開発センター、技術移転の情報サービス・プラットフォームを建設し、科学技術成果の交流や商談、プロジェクト評価、投資融資サービスなどの方式をもって、非常に効率的な技術移転を展開しながら、各自の領域で絶えず新しい技術移転のサービスモデルを追求し展開し続けている。

特に清華大学技術移転センター、浙江大学技術移転センター、中国科学院嘉興技術応用と展開センターなどの大学、研究開発機関の技術移転センターはさまざまなモデルやメカ

²² 科学技術部発展計画司等『全国技術市場統計年度報告』(2009 年)。

ニズムを通じて産学連携を推進し、大学や研究機関から企業への技術移転や拡散を加速化している。

また、「国家技術移転モデル機構管理弁法」は同機構の主な機能について、「知識の流動と技術の移転を促進する」と定めており、業務範囲を下記の通りと定めている。

- ① 技術情報の収集、選別、分析、加工
- ② 技術移転と技術関連の代理業務
- ③ 技術集積と二次的開発
- ④ 中間試験、工程等の設計サービス、技術標準、測定分析サービス等の提供
- ⑤ 技術コンサルティング、技術評価、技術研修、技術産権取引、技術入札代理、技術投資・融資等のサービスの提供
- ⑥ 技術取引の情報サービス・プラットフォーム、ネットワークの提供
- ⑦ その他技術移転の促進に関連する活動

2 国家技術移転モデル機構の認定に必要な条件

国家技術移転モデル機構の認定は「国家技術移転モデル機構管理弁法」に基づいて行われている。同弁法は第1章「総則」、第2章「主要機能と業務範囲」、第3章「国家技術移転モデル機構の評定と管理」、第4章「支援と促進」、第5章「付則」といった全19条から構成されている。

国家技術移転モデル機構として認定されるためには、まず以下の内容を記述した申請書を提出し、これらの条件を満たしているかについて審査される。

- ① 国家の産業政策に合致し、目指す方向が明確であり、同機構の実際と発展に沿った経営理念を有すること
- ② 機構自身の発展に相応しい独特なビジネスモデル、特色のある経営要目、及びコア競争力を有すること
- ③ 2年以上技術移転業務に従事した経歴を持つこと
- ④ 条件を満たした経営場所を有し、経営要求に相応しいオフィス環境を有し、独立したWebサイトを有し、安定した顧客群や長期的なパートナーを有すること
- ⑤ 機構の主要リーダーは比較的に強い開拓意欲やイノベーション精神を持ち、豊富な実務経験、及び比較的に高い管理能力を有すること、規定を満たす専門スタッフ（総合型技術移転機構の専門スタッフは20名以上）を有すること、人員の構成や部門の設置が合理的で、管理スタッフの中で中等以上の教育を受けたスタッフが80%以上であること、科学技術人員の割合は同機構の人員数の60%以下にならない。
- ⑥ 規範的な管理を行い、規定等の機構内制度が健全である。明確な技術移転サービスの約款、顧客管理のサービス規定や手続、健全な内部管理制度、科学的でかつ合理

的な報奨制度や懲罰制度を有すること

- ⑦ 比較的よい業績を有し、経営状況が良好であること
- ⑧ 業界において比較的高い認知度と知名度を有し、連続２年間は訴訟等に直面しておらず、または訴訟があっても責任がないと認められ、訴訟があっても負けていないこと

3 国家技術移転モデル機構の分布

国家技術移転モデル機構の分布について下記に示す。

図 2-3-4 国家技術移転モデル機構の分布（2013 年）



出典: 現地情報をもとに技術経営創研が作成 (背景図: Copyright © 中国まるごと百科事典)

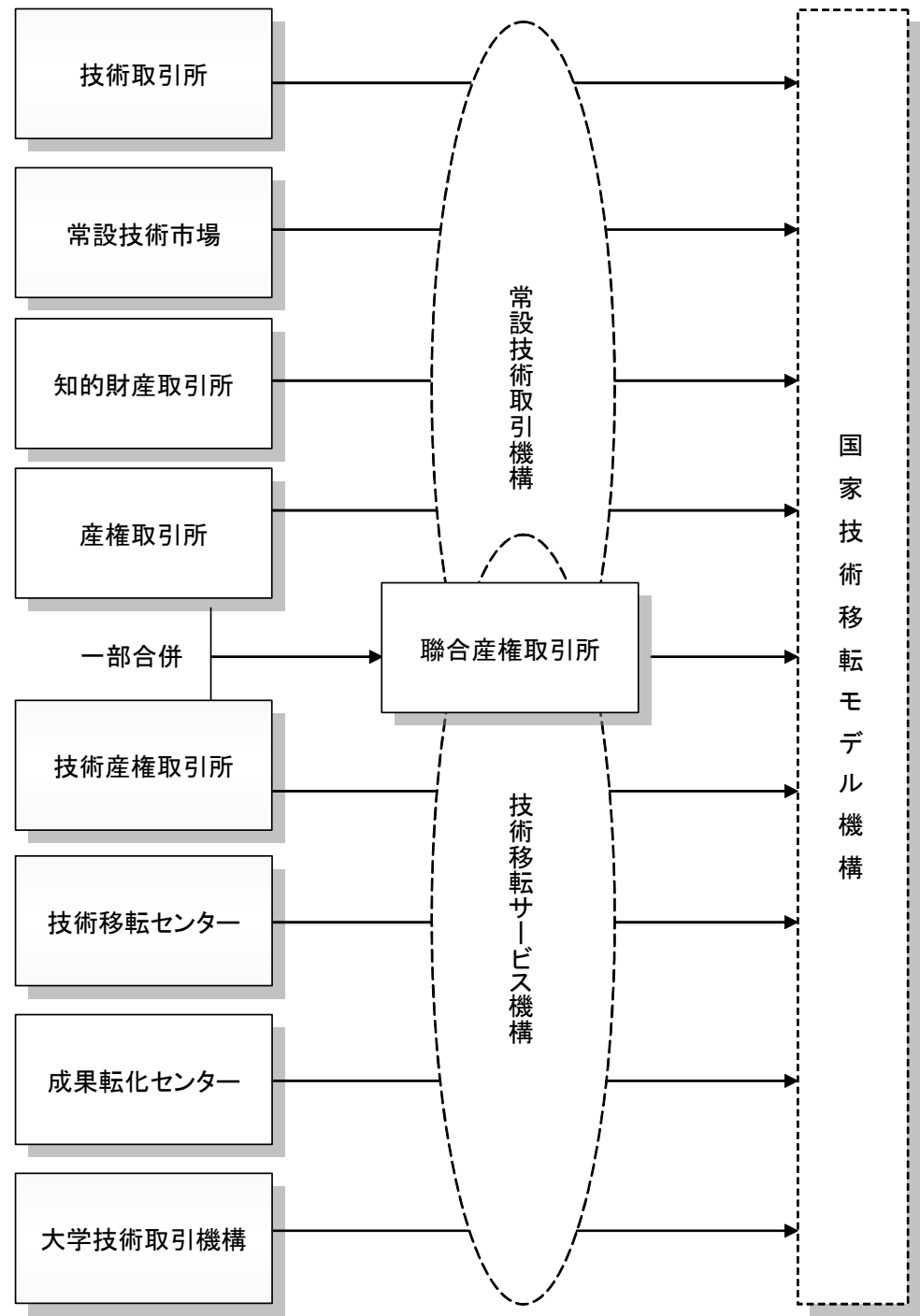
第5項 技術移転の実施主体のまとめ

既に述べてきたように、中国における技術移転の実施主体を組織系統からみた場合、技術移転センター、技術成果普及センター、技術取引所、産権取引所（財産権取引所）、技術産権取引所（技術財産権取引所）、聯合産権取引所（連合財産権取引所）、知的財産権取引所などといった、さまざまな系統が存在している。

これらの実施主体に対して、①法人格の種別で見る、②会員制であるかどうかで見る③技術移転を専業としているかどうかで見る、④技術を含む知的財産取引に取り組んでいるかどうかで見る、というように、複数の角度からある程度分類することは不可能ではない。しかし、実態としてはそれぞれの項目が非常に複雑に絡み合っている状況にあり、そ

れに対して十分に把握できていない面もあることから、今後の調査課題の一つとしたい。

図 2-3-5 多様な技術移転実施主体と国家技術移転モデル機構等の関係



出典：現地情報を基に技術経営創研が作成

また、技術移転関連組織の一角に関する国際的比較は下表で示す。

表 2-3-1 技術移転組織に関する国際比較

項目	米国	欧州	日本	中国
技術移転の実施主体及び規模	大学（191 機関／2005 年、米国大学技術管理境界レポート） 連邦政府研究機関（国防総省、エネルギー省、保険社会福祉省、NASA、国立衛生研究所等） 民間技術移転機関	イギリス： 民間技術移転機関 英 BTG (British Technology Group) 等 ドイツ： 政府主導により全州に地域レベルの技術移転機関が 29 機関設立され、地域クラスターを形成 フランス： 大学の TLO (SAIC) は、2005 年までに大学に 22 箇所設置	学校法人（大学） 大学教官個人 地方公共団体 企業、地元の商工会等 承認 TL047 機関（2009 年 5 月 1 日現在） 認定 TL04 機関（2004 年 7 月 1 日現在）	政府外郭団体 研究機関 大学 企業 2009 年現在、認定国家技術移転モデル機構、134。他、国家大学サイエンスパークや常設技術取引機構多数。
	比較考察： 各国とも、実際に技術移転を行っている実施主体の種別は似通っているが、主な実施主体の構成が異なっている。欧州や日本では大学の技術移転組織が多い一方、アメリカや中国では国の研究機関に関連する技術移転組織が多い。但し、中国の場合は技術移転組織の組織化当初の目的として国の研究機関の成果を移転することが多かったが、時代の流れとともに民営化されてきた経緯がある。			
設立や認定根拠法及び関連政策等	1980 年：バイ・ドール法（アメリカ合衆国特許商標法修正条項） 関連政策等： 1990 年代に入ってから 1992 年：中小企業技術移転法（中小企業支援 STTR プログラム） 1995 年：国家技術移転促進法 2000 年：連邦技術移転商業化法 2004 年：共同研究技術推進法	ドイツ：2002 年、従業者発明法の改正により、地域レベルの技術移転機関を全州に配置 イギリス：1948 年、Development of Inventions Act 法 フランス：1999 年イノベーション法 関連政策等： イギリスの場合： The University Challenge Fund Science Enterprise Challenge 高等教育イノベーション基金（1998 年）	1998 年：大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（大学等技術移転促進法） 関連政策等： 産業活力再生特別措置法（1999 年 10 月、日本版のバイドール条項の盛り込み） 中小企業技術革新制度（1999 年、日本版 SBIR） 産業技術力強化法（2000 年 4 月） 国立大学法人法（2004 年 4 月）	1996 年：科学技術成果転化促進法 法律ではないが、2008 年：「国家技術移転モデル機構管理弁法」 関連政策等： ・国家技術移転行動実施方案 ・技術契約認定登記制度 ・国家技術移転モデル機構等の認定制度 ・広域な技術移転サービス連盟の結成支援
	比較考察： 技術移転に関する考え方はイギリスでは古くから存在していたが、近代的な体系が整えられたのはアメリカでのバイ・ドール法であり、日本も中国もこれを参照して自国向けの制度構築を行った。一方、米国、欧州、日本に比べ、産業的また技術的な課題を多く抱えている中国は経済体制や科学技術体制の改革に合わせながら、「技術市場」の構築に注力すると同時に、技術移転組織の認定等を進めている。これはまさに中国的事情によるものであるといえる。			

項目	米国	欧州	日本	中国
認定機関	商務省（大学 TLO）	イギリス：多くの大学が独自の技術移転機関を備えている ドイツ：大学は連邦州の管轄で、大学内に技術移転機関を設置。 政府主導で地域レベルの技術移転機関を全州に整備。	文部科学省及び経済産業省	科学技術部等（国家大学サイエンスパーク関連の場合は教育部も）
	比較考察： 欧米では実質的に大学が個別に技術移転機関を構築する例が多いが、日本の TLO や中国の国家級の技術取引機構、大学サイエンスパークなどは、国が認証する形態が取られている。また、技術移転の目的として、日本や欧米では技術シーズを持つ側の有効活用や事業化を主体としているが、中国では更に「国益として、産業界が活発化すること」を最終目的として明言している点が特徴的である。			
主要業務や主な活動	大学： - 大学の発明技術の商業化斡旋 - ライセンス収入の最大化 - 開発技術の特許申請や移転に係わる事務手続き - 特許管理 - 訴訟対応 - リエゾン活動による、企業への経営的・技術的なサポート - 権利関係の相談窓口 - 受託研究や研究助成 - シーズデータベースの提供・ - 奨学金制度 - 地域との連携 連邦政府機関 - 非政府組織との共同研究を通じた技術移転 - ライセンスニング	- 大学の発明技術の商業化斡旋 - 開発技術の特許申請や移転に係わる事務手続き - 特許管理 - 研究者と商業化パートナー企業の仲介 - 技術コンサルティング活動 - シードファンドの運用 - ベンチャー企業助成プログラム（ファンド） - VC やエンジェルとの定期会合 民間技術移転機関 - 技術移転の商業化 - 技術のライセンス - 技術販売による技術移転	- 大学の発明技術の商業化斡旋 - 開発技術の特許申請や移転に係わる事務手続き - 特許管理 - 研究者と商業化パートナー企業の仲介 - 共同研究・委託研究の仲介、技術指導等の技術移転業務 - 助成金事業の斡旋・受託 - 講演会・基礎講座等の実施 - 企業と研究者との交流支援 - 技術シーズの公開 - セミナー開催 - 研究開発コーディネート - アドバイザー、コンサルタント斡旋 - 調査研究受託 - 等	- 大学の発明技術の商業化斡旋 - 開発技術の特許申請や移転に係わる事務手続き - 特許管理 - 研究者と商業化パートナー企業の仲介 - 中間試験、工程等の設計サービス、技術標準、測定分析サービス等の提供 - 技術コンサルティング、技術評価、技術研修、技術産権取引、技術入札代理、技術投資・融資等のサービスの提供 - 技術シーズの公開 - 技術商談会 - 技術取引 - 研究開発コーディネート - アドバイザー、コンサルタント斡旋 - 調査研究受託
	比較考察： いずれの国においても、技術取引主体が取り組んでいる業務、活動内容にはそれほど目立った差はなく、似たような取り組みを行っているといえる。中国においてもほぼ同様である。しかし、中国と欧米との差がどれほどにあるかは別として、日本と比較した場合、中国における常設技術取引機構等で行われている業務は、より「市場」的であるようにも思われる。			

項目	米国	欧州	日本	中国
課題	大学 ・大学の過剰な利益追求 ・基礎研究の軽視 連邦政府機関 ・CRADA メカニズムへの準拠	ドイツ： 大学知財の産業界への移転や大学の研究者によるベンチャー創業については、大学の活動としては積極的であるとはいえない フランス： 公的機関による技術移転が重要とされている。公的機関の研究者の多くが大学にある研究室の教員兼研究者である。	・ビジネスコーディネーター不足 ・特許出願手続き等の煩雑性 ・良質なシーズの確保 ・事業化されるまでの運転資金の確保 ・特許権の帰属 ・地域や産業界、他 TLO との連携不足	・国家レベルの統一的な技術市場管理規制の不在 ・地域間の技術移転に関する発展の不均衡 ・技術シーズ側の制約 ・多層的で多種多様な技術移転関連組織の間の競合 ・複合型人才の不足
比較考察： 各国が抱えている技術移転における課題は、まさに国ごとに様々である。技術取引が比較的盛んなアメリカの例では、技術取引への利益追求による課題が指摘されており、一方欧米や日本では、まだまだ技術取引市場の立ち上がりが充分でないこともあり、取り組みの積極性や人材の不足などが指摘されている。 中国の技術取引市場の成熟度については、アメリカと、欧米・日本との中間に位置しているともいえるが、抱えている課題についてはやや特徴的である。即ち、技術取引に係わる実施主体の設立経緯や技術取引に関する地域間の不均衡に伴う多様性を持つことが挙げられる。				

出典：多様な情報²³を基に技術経営創研が作成

第4節 近年における技術移転の主な成果

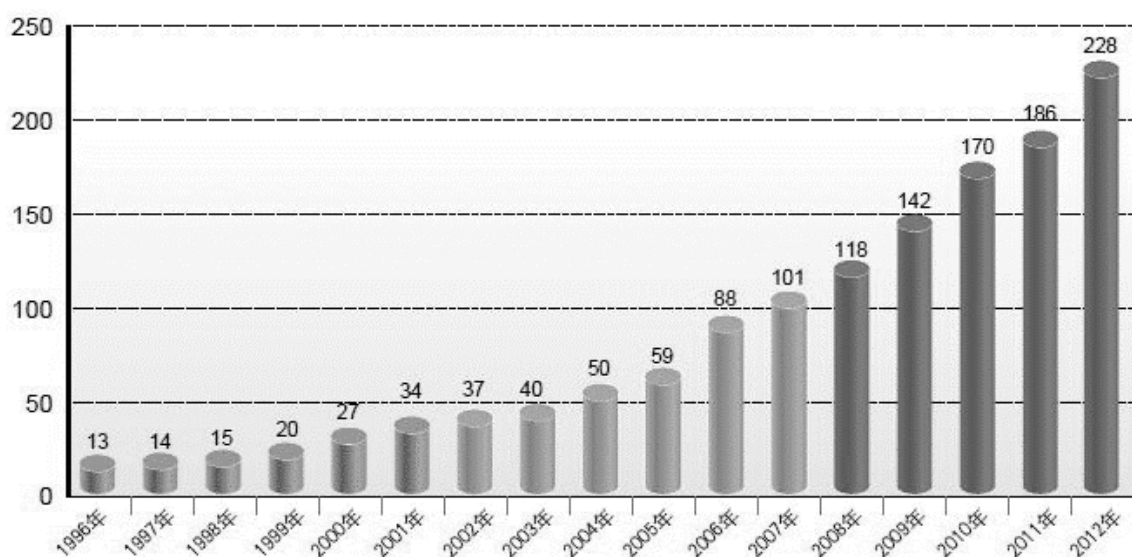
2012 年、中国における技術市場は「科学技術体制改革の深化」という重要政策の更なる具現化として、経済発展モデルのシフトを目指しながら、技術移転と成果の転化を基調とし、技術移転の体系化を加速し、技術移転のメカニズムを段階的に改善していくことによって、技術移転の環境は著しく改善され、全国各地における技術取引の飛び級的な発展を促進してきた。

本調査報告書の冒頭で述べたように、技術移転契約の成立金額は 6437 億元に達しており、増加率は新たに高くなった。また、技術取引の規模（契約 1 件当たりの契約金額）が大きくなってきており、2012 年の契約 1 件当たりの平均金額は 228 万元で、前年度同期に比べて、22.58%も増加した。

²³ 独立行政法人工業所有権情報・研修館『西欧における技術移転市場の動向に関する調査』報告書(2008 年 3 月)、独立行政法人工業所有権情報・研修館『米国の技術移転市場の動向に関する調査研究』報告書(2007 年 6 月)、産業基盤整備基金『TLO の諸外国における技術移転調査』報告書(2002 年 3 月)等。

冒頭で掲載した「1996 年～2012 年までの全国の技術取引契約の成立総額」に加え、下図は「1996 年～2012 年までの全国の技術取引契約の平均成立額」について示す。この図からも、上記に述べた技術取引の成長が読み取れる。なお、これらの技術取引契約の成立金額とは、全国各地にて認定を受けて登記された技術取引契約から集計されたもののみを対象としており、これらを介さない技術取引も実際には行われていることも存在することから、実際の金額はより大きくなると推測される。

図 2-4-1 全国の技術取引契約の平均成立額（1996-2012 年）



出典：科学技術部等『全国技術市場統計年度報告』（2013 年）

以下、科学技術部等『全国技術市場統計年度報告』（2013 年）に記載された技術移転に関する統計値から読み取れる、中国における技術取引市場の特徴について述べる。

1 技術取引は科学技術による経済発展の象徴に

中国における技術市場は、科学技術資源の最適な配置、知識の伝播や技術の移転の加速化、科学技術と経済との結合の促進などを支えている、という役割が一段と見えて、28 万件余りの科学技術成果が技術市場を通して移転また転化され、成立した技術取引契約は 6437 億元になり、中国における GDP 合計の 519322 億元の 1.24% を占め、前年度同期に比べてもまた 0.23% が上がった。

ちなみに、中国における技術取引の内容は、単なる技術開発、技術譲渡、技術コンサルティングサービスだけではなく、技術関連設備、技術を対象にした投資や融資、技術獲得を目的とした企業買収合併など、多彩で豊富な方向に変化してきている。もともと、中国でいう「技術取引契約」とは、①技術開発契約、②技術移転契約、③技術コンサルティング

グ契約、④技術サービス契約といった4種類の契約をまとめていうものである。

2 イノベーション型の研究開発等が産業構造の調整に直結

産業構造の継続的な調整とグレードアップは、個性化、多元化、専門化的な技術へのニーズをもたらし、産業経済の発展を促進し、イノベーション型の研究開発と結集型のサービスを取引対象とする技術取引が大量に発生し、成立した技術開発契約と技術サービス契約は162036件で、成立した契約金額は5266.02億元で、前年度同期に比べて29.26%も向上し、全国総額の81.81%を占める。成立した企業と大学、研究機構との間の産学研連携と委託受託開発契約は前年度同期に比べ21.48%増加し、総合的な技術サービスは科学技術サービスという新興業界を形成し、成立した契約金額は47.43%に上った。単一な技術取引からユーザに対し個性化、専門化したソリューションの提供へと変化し、産業構造の調整と経済発展モデルのチェンジに繋がる原動力になっている。

3 ハイテク技術が戦略的新興産業の加速的な発展を牽引

2012年、中国国務院は『「第十二回5か年国家新興戦略的新興産業発展計画」』を公表した。各地方の政府は戦略的な新興産業への注力度合は更に強化され、イノベーション諸要素も産業政策のもとで戦略的な新興産業にシフトしてきた。大量のハイテクが取引されており、戦略的な新興産業に関する部分が増加し、3647.24億元となって、成立した全国の技術取引契約金額の56.66%を占める。

その中で、以物聯網（Internet of Things）やクラウドなどを代表とする新世代の情報技術の取引が一段と活発になり、成立した技術契約の件数と金額の増加率はそれぞれ19.7%と57.9%で、全国の平均よりも高い増加率になった。このほか、伝統産業の改造や装備製造産業の先端化、重要な基礎材料の研究開発応用などに関わる技術取引も上昇傾向にあり、ハイテクは戦略的な新興産業の発展を支えている。

4 国家の公共財政投入により形成された科学技術の加速的拡散や応用へ

国家から科学技術への財政的投入が持続的に拡大したことで、社会全体のR&D投入の大幅な増加をもたらし、企業における技術イノベーションのコストを低下し、企業のイノベーション能力と競争力が著しく増強した。2012年、各レベルの政府財政資金の支持によって形成された科学技術成果、とりわけ技術取引の飛び級的な発展をもたらし、各種の重大計画プロジェクト関連の成立した技術取引金額は1458.3億元で、倍近く増加した。その中で、中国科学技術部「国家科技支撑計画」（科学技術支える計画）と火炬計画（いわゆる「タイムツ計画」）のそれぞれが108.6%、293.5%も増加した。企業ニーズを前提にした産学

官連携は科学技術成果の市場レベルを大きく向上させ、国家科学技術計画プロジェクトによって形成された科学技術成果の転化率も大いに増加した。

5 技術の輸出と吸収という双方向的に動く企業主体は技術取引の新たな勢力に

企業のイノベーション主体的な地位は拡大し続けている技術取引の中で更に確実化になっている。輸出と吸収した技術契約金額はそれぞれその総額の 86.54%と 78.35%で、前年度同期に比べて、それぞれの増加率は 35.2%と 35.1%である。大規模な企業技術取引の中で、技術輸出側でありながら技術吸収側でもある企業が現れ、技術を購入し、それをベースにして二次開発を行い、商品化を推進し、自らのイノベーション能力を高め、競争力のある企業になり高い付加価値を得る企業になるための基礎を固める。中国におけるイノベーションによる発展という戦略の誘導の下で、技術の輸出と吸収という双方向的に動く企業主体は技術取引の新たな勢力になった。

6 大学と研究機構における技術取引への注力度に差が存在

研究機構は国家の重大なプロジェクトを実施し、地方と共同で連合実験室や産業（技術）研究院などを建設するという新たな技術移転パターンの推進によって、研究開発成果の市場化確率は著しく向上し、技術取引は比較的に活発化になり、成立した技術取引金額の上昇幅は各種取引主体を超えた首位になっている。その増加率は 54.75%で、402.96 億元になる。大学の研究成果の技術取引活力は研究機構より若干下になるが、成立した技術取引契約金額は 293.96 億元で、前年度同期に比べ 18%増加になった。この数字は全国平均である 35%より低くて、技術イノベーションの源泉となる中国の大学では、イノベーションの動力と活性化が不足しているともいえる。研究機構や大学発の成立した技術取引が全国総額の 6.26%と 4.57%を占めているにすぎないことは、中国の大学や研究機構の内部に存在する潜在的なパワーの更なる開放が必要であるといえる。

第3章 中国における技術移転関連の政策や法制度

本章では、まず中国において技術移転に関する主要政策や法制度の変遷について述べることにし、次に技術移転に関わる法制度の中で重要視される一つである知財保護政策についても述べて、最後に現在実施されはじめている「第12回技術市場5か年計画」について述べる。

第1節 基盤整備に関わる政策や法制度

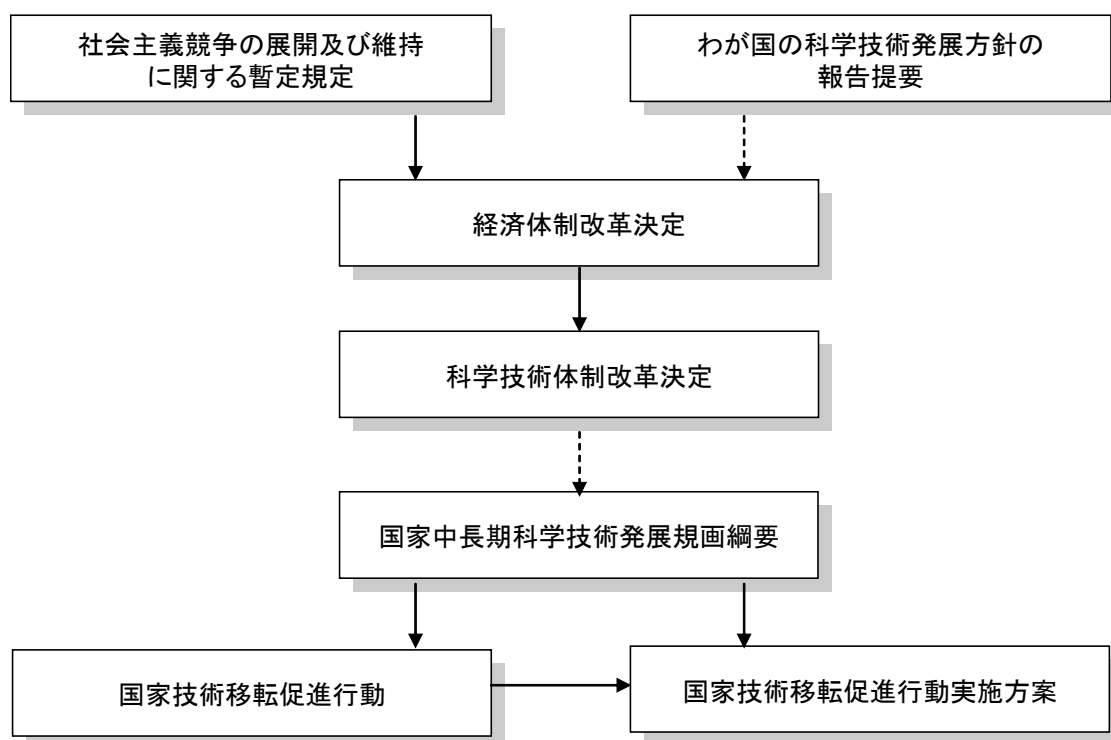
第1項 基本方針や主要関連政策

1978年3月18日から31日までの中国「全国科学技術大会」において、鄭小平氏は「科学技術は生産力である」という重要な観点を提起し、これはその後の科学技術体制の改革、技術移転及びサービス業の発展に必要な理論的な基盤となった。1980年10月17日、中国国務院が「社会主義競争の展開及び維持に関する暫定規定」を公布し、そこでは、「創造発明の重要な技術成果については有償で移転を実行する」と中国で初めて明文化された。

特に、国家科学技術委員会（現科学技術部）が1980年「全国科学技術工作会議」で提出した「わが国の科学技術発展方針の報告提要」（以下「報告提要」と略す）では、同方針について、技術移転をより明確に規定した。この方針を実現するために「四つの移転」、すなわち、科学技術の①実験室から生産現場への移転、②単なる軍事用から軍民兼用への移転、③沿海から内陸への移転、④国外からの導入一辺倒から国内での移転といった確実な移行、が宣言された。

技術移転の基盤整備に関連する基本方針や主要政策について時系列的に下図に示す。

図 3-1-1 中国における技術移転に関連する基本方針や主要政策

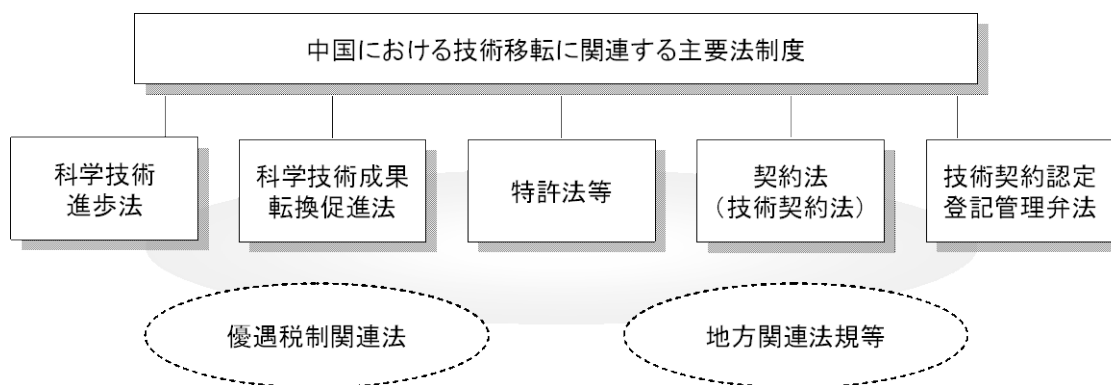


出典：現地情報を基に技術経営創研が作成

第2項 主要関連法制度

中国における技術移転の制度的な基盤となる主な法制度としては、科学技術進歩法、科学技術成果転化促進法、特許法、技術契約法などといった国レベルの法律はもちろん、地方レベルの特許保護条例や技術市場管理条例、また国から地方までのさまざまな技術移転促進関連政策に至るまで数々の制度を取り上げることができよう。これらの内容の詳細は後掲第3章及び第4章の該当節を参照されたい。

図 3-1-2 中国における技術移転に関連する主要法制度



出典：現地情報を基に技術経営創研が作成

第3項 時系列的に見た主要関連政策及び法制度の変遷

以下、特に改革開放の後に整備されてきた主要政策等について、その名称とポイントを時系列的に示す。

表 3-1-1 時系列的に見た主要関連政策等の変遷

時期	政策等名称	ポイント
1978	全国科学技術大会	「科学技術は生産力」という観点の提起
1980	「社会主義的な競争の展開と維持に関する暫定規定」(国務院)	発明創造の重要な技術成果について有償移転を実行
1981	「中国市場新聞」が創刊	—
1983	「技術移転と技術サービスの強化に関する通知」(国家科学技術委員会)	—
1984	「技術移転条例」の審査決定(国務院)	「技術市場」概念の正式な提起
1985	「技術移転についての暫定的規定」(国務院)	「技術は商品である」という考え方の明文化
1985	「科学技術体制改革に関する決定」(中国共産党中央委員会)	産学官連携等による技術市場の開拓
1992	各地方レベルの技術市場の促進等に関する条例等の制定	—
1997	21世紀に向けた発展目標と戦略の策定	—
1999	「科学技術成果転化の促進に関する若干の規定」(中国科学技術部等)	ハイテクの開発や商品化、産業化の推進
1999	「技術イノベーションを強化し、ハイテクを発展し、産業化を実現する決定」(中国共産党中央委員会)	「電子ネットワーク商取引市場の形成」の方針等の強調
2006	「国家中長期科学技術発展規画綱要」(国務院)	技術移転メカニズム等の改善や技術型仲介機構の専門化等の推進
2006	「技術市場の発展を加速化する意見」(中国科学技術部)	上記規画綱要の具現化
2007	「国家技術移転促進行動实施方案」(中国科学技術部、教育部、中国科学院)	国家技術移転事業の戦略的推進
2012	「第12回技術市場5カ年計画」(中国科学技術部)	技術移転の更なる活性化に関する中期戦略

出典：現地情報を基に技術経営創研が作成

1 科学技術進歩法

1993 年 7 月 2 日、第 8 期全国人民代表大会常務委員会第 2 回会議において、中国の科学技術分野に関する初の基本法の性格を具えた法律である「科学技術進歩法」が採択された。本法はこれまで、中国の科学技術事業の発展に推進力を与えると同時に法的保障を与える重要な役割を果たして来た。

しかし、同法が実施されてから 15 年以上が経過し、同法の内容は科学技術や科学技術産業の現状とは乖離するようになった。その主な問題点として以下のものが挙げられている。①企業の科学技術への投入が積極的でなく、企業は、科学技術革新の真の主体となり得ていない。②科学技術に対し、更に国家の財政資金を投入する必要がある。③科学技術者の自主性、積極性、創造性を更に発揮させる必要がある。④科学技術成果の生産力への転化が不十分である²⁴。

また、中国の科学技術は中国社会の経済や社会の急速な発展という客観的環境に影響を受け、非常に大きな変化を遂げてきた。中でも「国家中長期科学技術発展計画綱要（2006～2020 年）」において、2006 年以降 15 年間の中国科学技術発展の方針、目標、戦略及び重要な政策措置が確立され、これに伴い「科学技術進歩法」の改正が急務となった。

「科学技術進歩法」の改正は、以下の内容を目的に行なわれ、2007 年 12 月 29 日の採択までに 4 年の月日を要した。

- ① 技術イノベーション型国家の建設
- ② 独自イノベーションの奨励
- ③ 企業を技術イノベーションの主体とすること
- ④ 科学技術資源の整合
- ⑤ 科学技術人材の自主性、創造力の支援
- ⑥ 産業、研究開発、大学の結合を推進
- ⑦ ハイテク技術の産業化
- ⑧ 研究開発費の投入
- ⑨ 科学技術評価制度の整備
- ⑩ 知的財産戦略の実施
- ⑪ 科学技術資源の出国管理制度の実施
- ⑫ 対外科学技術との提携と交流の奨励

こうして制定された「改正科学技術進歩法」は、全 8 章 75 条より構成され、2008 年 7 月 1 日から施行された。同法の改正により、中国における科学技術の発展の目標、方針、及び戦略が立法として確定され、科学技術革新による知的財産権の保護や措置の明確化、

²⁴ 『「科学技術進歩法(修正案)」に関する説明』(2007 年 8 月 26 日、第 10 期全人代常務委員会第 29 回会議にて公布)。

科学研究に必要な誠実さや失敗を寛容する制度を確立し、企業が技術革新の主体的な地位を確立することを奨励し、財政・金融・税制等の面から独自の革新を推進する制度システム構築の基本政策などが整えられた。この改正は、15 カ年科学技術発展計画の実施や、独自革新能力の向上、イノベーション型国家建設のために重要な法的保障を提供するものである。

中国は、「科学技術進歩法」により、科学技術分野に関する基本法的な体系を形成してきた。そして「改正科学技術進歩法」などの R & D 関連法規は、今後の中国の科学技術の研究開発活動に大きな影響を与えと考えられる。中でも特に、外資による R & D 事業の現状及び課題は、最も注目されているものの一つである。

2 科学技術成果転化促進法

「中国科学技術成果転化促進法」は、科学技術成果を実社会の生産力に転化する活動を規範し、科学技術の進歩を加速化し、経済建設及び社会発展を推進するために制定された。前述したように、それまでの技術開発は大学や国の研究機関に依存するところが大きかったため、これらの技術を企業に移転させようというのがこの法律の最大の目的である。

表 3-1-2 中国科学技術成果転化促進関連法等一覧

No	法令等の名称	施行日	公布機関	主要内容
1	科学技術成果の転化加速と輸出商品の構造最適化に関する回答	1994.6.7	国務院	科学技術成果の転化、資金ルートの拡大、国際貿易情報の交流など
2	科学技術成果転化促進法	1996.10.1	全人大	実施、保障措置、技術権益、法律責任
3	科学技術成果の転化促進に関する若干の規定	1999.4.20	科学技術部等	研究開発と成果転化に関する、ハイテク企業の経営自主権の保障
4	科学技術成果の転化促進に関する税制の通知	1999.5.27	財政部 国家税務総局	営業税、企業所得税及び個人所得税の優遇
5	科学技術成果の転化促進に関する個人所得税の問題の通知	1999.7.1	国家税務総局	個人所得税の優遇
6	科学技術成果の登録弁法	2001.1.1	科学技術部	登記の条件、手続き、提出資料、法律責任

出典：JETRO『中国における改正科学技術進歩法等の R & D 関連法規による研究開発活動への影響の分析調査』報告書（2008 年）

3 技術契約法

改革開放後、中国政府は「民法通則」に基づき 1981 年 12 月に「中国経済契約法」を可決し、1985 年には「中国涉外経済契約法」が可決、更に 1987 年 6 月には「中国技術契約法」が可決し、この三つの法律をもって中国契約関連法とされていた。

その後、1999 年 3 月に「中国契約法」が可決したことに伴い上記の三つの法律は廃止され、その後も社会発展に応じて、最高裁判所は「中国契約法の解釈(一)」(法釈[1999]19号)と「中国契約法の解釈(二)」(法釈[2009]5号)を公布した。

もともと、中国技術契約法は、科学技術の発展を推進し、科学技術を社会主義的な現代化の建設に役立たせ、技術契約の当事者の合法的な権益を保障し、技術市場の秩序を維持するために制定されたものである。法人と法人、法人と個人、及び個人と個人の間の技術開発、技術移転、技術情報及び技術サービスに関する民事的な契約関係に適用するものであり、外国の企業等との契約には適用されない点に留意が必要である。同法の制定・施行は、中国における技術移転、産学官連携による事業開発、技術市場の秩序形成等に大いに貢献した。

表 3-1-3 中国技術契約関連法等一覧

No	法令等の名称	施行日	公布機関	主要内容
1	「人民法院が科学技術資金支給の有償使用契約紛争について提起された訴訟の受理」についての回答	1991.12.20	最高人民法院	科学技術資金支給の有償使用契約紛争を平等な主体間の民事紛争と認定
2	「人民法院が科学技術プロジェクト借金契約紛争について提起された訴訟の受理」についての回答	1991.12.20	最高人民法院	科学技術プロジェクト借金契約紛争を平等な主体間の民事紛争と認定
3	「職務上の条件を利用して技術資料を譲渡し、利益を取得することは犯罪か否かの問題」についての最高人民法院研究室の回答	1992.5.19	最高人民法院	科学技術人員が企業の研究プロジェクトに参加し、企業の同意を得ずに、個人の名義でその他企業と技術譲渡協議を無断で締結し、譲渡費を取得した場合、民事権利侵害行為として認定する

4	全国法院の知的財産権審判業務会議における技術契約紛争事件の審理に関する若干問題のの公布に関する最高人民法院の通達	2001.6.19	最高人民法院	技術開発契約、技術譲渡契約、技術コンサルティング契約と技術サービス契約、及び技術契約紛争の審理に関する規定
5	技術契約紛争事件審理の適用法律の若干問題に関する最高人民法院の解釈	2005.1.1	最高人民法院	技術開発契約、技術譲渡契約、技術コンサルティング契約と技術サービス契約、及び技術契約紛争の審理に関する規定

出典：JETRO『中国における改正科学技術進歩法等のR＆D関連法規による
研究開発活動への影響の分析調査』報告書（2008年）

4 技術市場管理条例、技術市場の発展を加速させる意見

1988年12月1日、中国国家科学技術委員会政策法規司の責任者が「技術市場に関する法律、法規と政策の境界線」について具体的な説明を行い、その後、全国各地の一部の地域が「技術市場管理条例」などを制定した（全国各地の同条例の制定状況については後掲第8章「各地域での技術移転」を参照）。

また、2006年3月15日、中国科学技術部は国家科学技術中長期発展規画綱要を具現化するものとして「技術市場の発展を加速する意見」という通達を発した。これは、科学技術リソースの最適な配置において市場メカニズムを生かし、科学技術成果の転化を加速化し、自主的なイノベーション能力を増強し、経済成長の方式を転換し、産業全体の技術レベルを向上させることを目的とするものである。

更に、2009年5月25日から27日までの2日間にわたって、中国科学技術部が中国繊維工業協会、中国軽工業連合会、中国機械工業連合会、中国有色金属工業輝協会を牽引して「加快技術轉移、推動産業技術昇級」（技術移転を加速し、産業技術のグレードアップを推進する）研究コースを設け、国家技術移転モデル機構の責任者等に対し、技術移転の推進や技術市場の管理などについて解説や研修を実施した。

5 その他の関連政策等

2006年には、科学技術に関連する重大な政策が特に多く公布、制定された。これは前述した「科学技術進歩法」の改正にも大きな影響を与えた。

表 3-1-4 中国における技術移転関連政策一覧

No	名称	公布日	公布機関	主要内容
1	中国は特色ある独自革新の新たな道を歩むことを堅持し、技術革新型国家建設のために奮闘努力する(全国科学技術大会における胡錦濤の講話)	2006.1.9	全国科学技術大会	科学技術計画要綱の実施、全党、全社会を動員して中国が特色ある独自革新の道を歩むことを堅持し、技術革新型国家を建設することを強調
2	科学技術計画要綱を実施し、独自革新能力を増強することについての中共中央、国務院の決定	2006.1.26	中共中央 国務院	科学技術計画要綱の円滑な実施を確保するため、財政・税制、金融、政府購買、知的財産権保護、人材確保等につき体系立った政策措置を制定することを強調
3	「15 カ年科学技術発展計画」の公布、実施に関する若干の補足政策の国務院の通知	2006.2.7	国務院	国家の中長期科学技術発展のため、科学技術の発展に必要なサポートを行うとする政策を提起
4	15 カ年科学技術発展計画	2006.2.9	国務院	2006 年以降 15 年間の科学技術発展に関する指導要綱
5	国民経済及び社会発展第 11 次 5 カ年計画要綱	2006.3.14	全人代	科学革新のシステム構築を急ぎ、企業の技術革新能力を強化し、科学技術と経済、教育の連携を強め、科学技術全体の實力及び産業の技術水準を高めることを提起
6	「15 カ年科学技術発展計画」の若干の補足政策の実施細則の制定に同意する国務院の回答	2006.4.14	国務院	国務院弁公庁が「国家中長期科学技術及び技術発展計画要綱」の補足政策実施細則を制定することにつき具体的に回答
7	国家「第 11 次5カ年計画」科学技術発展計画	2006.10.27	科学技術部	2006 年から 5 年間の科学技術発展計画

出典：JETRO『中国における改正科学技術進歩法等の R & D 関連法規による
研究開発活動への影響の分析調査』報告書（2008 年）

第 2 節 知財保護に関わる政策や法制度

第1項 序説～知財保護の特徴²⁵

中国は1982年以来、改革開放政策の深化、経済のグローバル化及び知財保護の強化といった国内外の時代的な潮流の中で、特許法、商標法、著作権法、コンピュータ・ソフトウェア保護条例、植物新品種保護条例など知財保護関連の法律や法規を、比較的短期間のうちに相次いで制定し、その後運用の中で生じた問題点への対応や時代の進展にともなう改正等を重ねてきた。一方、パリ条約、ベルヌ条約、特許協力条約、マドリッド協定などといった国際条約に加盟することで、国際的な基準への準拠若しくは準拠に向けた試みを続けている。

中国における技術移転の円滑な展開にとっても不可欠となる知的財産保護制度の体系的な構築及び段階的な改善に関しては、保護範囲の漸進的拡大、関連法の段階的整備、法体系の構築から関連体系の構築へ、多重的な保障手段への強化、国内保護に重点を置きながら国際的基準を満たすように、といった諸々の特徴が見られる。

表 3-2-1 中国知的財産保護主要関連法一覧

No	知的財産	適用法	執行機関	備考
1	特許権	特許法	国家知識産権局 専利局	中国では「専利法」と称する。
2	実用新案権			
3	意匠権			
4	商標権	商標法	国家工商行政管理 総局商標局	中国製品品質法とも関係深い。
5	著作権	著作権法 コンピュータ・ソフトウェア保護条例	国家版權局	ソフトウェア著作権に留意。
6	回路設置権	電子集積回路 配置設計保護条例	国家知識産権局 専利局	—
7	品種権	植物新品種 保護条例	国家林業局 農業部	2つの行政部門に留意。
8	営業秘密	反不正当競争法	国家工商行政 管理総局 公平交易局	日本ではよく「中国不正競争防止法」と誤訳される。

出典: 張輝「中国における知的財産事情の最新動向」情報の科学と技術(2005年)

まず、保護範囲の漸進的拡大という点については、日本でいう著作権に含まれる「公衆送信権」のような技術の進化に応じて生まれた権利はもちろん、例えば、中国は特許権、商標権、著作権等の知的財産に関し、一気に保護を与えようとする立法にしないように留

²⁵ 本項の執筆にあたっては、張輝・韓登宮編著『中国知的財産権ハンドブック～Q&Aで知る100のポイント』(東京布井出版、1999年4月)、胡開忠(石上千哉子訳)「中国知的財産権の保護水準の現状分析」知的財産法政策研究、Vol.12(2006)p21-p34、呉漢東「中国の過去30年の知的財産権研究」JST中国総合研究センター編集『中国の知的財産権制度と運用および技術移転の現状』(2010年1月)などを参考にした。

意されてきた。また特許法を制定した場合においても、最初から薬品や食品といった幅広い分野も特許の保護対象になるような立法にはせずに、中国の技術及び経済発展の実態また知的財産の保護が必要であるという関連意識の向上度を踏まえながら、序々に知的財産の保護範囲を拡大し続けてきたことが挙げられる。

次に、関連法の段階的整備という点についてであるが、中国における知的財産関連の法整備は、最初から法律（例えば「中国特許法」や「中国商標法」）として制定・施行されたものもあれば、まずは条例（例えば「中国コンピュータ・ソフトウェア保護条例」）として制定・施行されたものもある。また、施行中に新たに発生した問題点を踏まえて、条例から法律へと制定し直されることも多く、中国における市場経済化の進展や実態に合わせて柔軟に対応している面があるといってもよからう。

第三に、法体系の構築からその他の関連体系の構築へという点については、中国における知的財産関連の法整備はその法的体系の構築に始まり、序々に権利の出願サービス（後掲図参照）、法の執行、多様な教育機関の設置（後掲図参照）、更に研究及び利用など関連体系の構築へと進んでいったことが特徴的である。例えば、中国における中級裁判所には知的財産審判庭が設けられたほか、北京大学などでは知的財産権学院または学部が発足したこと、更に既に法律以外の学士を持つものが法学士を採る「双学位」または「第2学位」制度が実行されていること、中国各地において多様な知的財産保護関連の研究団体が結成されていること、特許等の出願代理制度が策定され活用されていることなどが具体例として挙げられよう。

以上で述べた中国知財保護関連制度等の整備は本報告書でいう中国における技術移転にも深く関係しており、以下各節で引き続き述べていくこととする。

第2項 中国における知的財産保護制度の確立～特許権制度

1 特許保護制度の確立

特許制度及び特許法は商品経済の発展及び科学技術の進歩に伴い、社会経済発展の過程において、特に技術の商品化を伴って出現し、発展してきた。資本主義先進諸国の特許制度はほぼ100年以上の歴史を持っている。しかし、中国の特許制度は長い市場経済の発展により生まれてきたものではなく、1978年の改革開放政策に応じて、国策の一つとして導入されてきたという経緯がある。中国の特許制度を理解するためには、このような歴史的背景を知っておくことが必要となる。

表 3-2-2 中国における特許制度の確立と変遷

時期	制定／施行／改正	特徴
1950	発明権と特許権の保障に関する暫定条例	近代的な特許制度ではない
1984	中国特許法成立	近代的な特許制度の確立
1985	中国特許法施行	
1992	中国特許法第一回改正	中米知的財産権交渉の結果を踏まえたもの
2000	中国特許法第二回改正	WTO加盟にも配慮してTRIPS協定に合わせるための改正
2008	中国特許法第三回改正	中国初の国家知的財産戦略綱要の起草作業と同時期にスタート

出典：現地情報を基に技術経営創研が作成

(1) 特許制度の誕生

中国の建国初期、1950年に政務院は「保障発明権与専利権暫行条例」（「発明権と特許権の保障に関する暫定条例」）を發布した。その後、長期間実施されたのは1954年から1984年までに發布された5つの発明奨励条例であった²⁶。しかし、この条例によると国家が全ての発明成果を所有したため、重視されたのは発明人に対する奨励であり、発明に対する保護ではなかった。したがって、1949年から1985年までの35年間は、中国大陸には近代的な特許制度が無かった空白期間であるとも言える。

その後、1984年3月に中国初の特許法が批准され、1985年4月1日に実施された。この特許法の公布と施行は中国の知財保護を商標権の保護から発明権の保護にまで拡大しており、中国における近代的な特許制度の正式な確立を意味しているといえる。

(2) 特許法の第3次改正の経緯と内容

2008年12月27日、中国第11回全国人民代表大会常務委員会第6次会议で「『中国特許法』の改正に関する決定」が可決された。以下は、その概略について紹介する²⁷。

特許法の第3次改正は、中国の国家知的財産権戦略の制定作業と共に始動した。2005年4月に、国家知識産権局は第3次特許法改正にあたり影響を及ぼすと思われる10以上の重要問題を研究テーマとして一般公布し、全関係者を動員して検討を行った。

²⁶ 張乃根、陸飛編『知識経済与知識産権法』（復旦大学出版社、2000年）p60。

²⁷ この内容に関しては、閻文軍・白洲一新「中国特許法改正及び特許保護における検討課題」特許研究（2009）No.47、p17-p26を参考にした。詳細については同論文を参照されたい。

2006 年 3 月から、国家知識産権局は各課題についての検討報告、及び個別に提出された立法提案等を分析し諸意見を総合した上で、2006 年 8 月に「中華人民共和国特許法改正草案（パブリックコメント案）」（以下「パブリックコメント案」とし略称する）を作成し公開した。その後、国家知識産権局はパブリックコメント案に対する意見をまとめ総合検討した上で「中国特許法改正草案（審理案）」を作成した。さらに、国内外からパブリックコメントを募集し、それから得られたパブリックコメントを基に、「中国特許法（改正案）」（以下「改正案」と略称する）を 2008 年 2 月に作成した。

そして 2008 年 8 月、國務院法制局は改正案を全国人大常務委員会に上程した。全国人大常務委員会は上程された改正案を再度公開し、一般からパブリックコメントを募集した後、3 回の審理を経て改正案を修正した上でこれを正式に批准した。その結果、2008 年年末、特許法の第 3 次改正案は正式に採択された。

特許法の第 3 次改正では、改正箇所は計 36 項目に及んだ。その主な改正内容を記す。

- ① 中国国内で完成された発明を外国で特許出願する際の手続についての改正
- ② 涉外特許事務所の指定制度の廃止
- ③ 先行技術及び先行意匠の地域的制限の撤廃
- ④ 実用新案権と特許権とのダブルパテントに関する審査基準
- ⑤ 遺伝資源の保護及び遺伝資源の由来の開示
- ⑥ 大幅に改正された意匠に関する規定。例えば、登録意匠の客体範囲の適宜制限、意匠登録の客体の実体要件の厳格化、関連する意匠創作を 1 つの意匠登録出願で出願することの是認、実用新案及び意匠のサーチレポート制度の樹立、登録意匠の保護範囲の明確化、登録意匠にかかる製品の販売の申出の禁止
- ⑦ 特許権の保護の強化。具体的には、特許権の冒認への処罰の強化、特許権の侵害による損害賠償額の増額、訴訟前の差止の申立及び訴訟前の証拠保全といった点
- ⑧ 一般公衆の合法的利益及び特許権の濫用に関する規定の制定

特許法の第 3 次改正には 2 つの特徴がある。1 つ目は创新能力の向上の鼓舞で、2 つ目は特許権への保護の強化である。また、同改正は改正検討開始当初に設定された目的を全て達成したと思われる。同改正は中国の特許制度がスタートして 20 年間の運用経験に対する総括をもとに、中国の発展の需要に基づき、経済発展によって生じた実際問題を解決するという観点から出発し、国内外の特許権者の利益に全面的な保護を与えたと共に、公衆の利益とのバランスも重視した改正であったと見られる。

（３） 特許登録の進展状況

中国は先進国と比べて特許制度の採用は遅かったが、下表に見るように採用後の発展ス

ピードは急速である。数年前からは日本も抜いて世界 2 位の特許出願大国になった。

特許の登録件数は、1991 年は 4122 件で、以後はほぼ同水準に推移したが、1998 年以降は増加傾向が見られ、2000 年には 1 万 2683 件と 3.1 倍に急増した。

1990 年代の国内の特許登録に関して特徴的なことが 2 点挙げられる。一つには、企業の登録が少なく、大学や研究機構の比重が高いことが挙げられる。ただ 2000 年には企業の登録が急増しており、初めて研究機構の登録件数を超えている。これは、法的なインフラの整備により技術進歩の主体が企業へと変化しつつあることを示す。

二つには、非職務すなわち個人発明が増加し職務発明を越える件数になっていることが挙げられる。これは、特許権に対する国民への認識の広がり、発明者保護の動きと密接に関連していると思われる。中国における特許の付与状況は下表で例示する。

表 3-2-3 中国における三種の特許の出願状況（2009 年）

分類		合計		発明		実用新型		意匠	
		出願	構成	出願	構成	出願	構成	出願	構成
合計	小計	976686	100.0%	314573	100.0%	310771	100.0%	351342	100.0%
	職務	578282	59.2%	254828	81.0%	171025	55.0%	152429	43.4%
	非職務	398404	40.8%	59745	19.0%	139746	45.0%	198913	56.6%
国内	小計	877611	100/89.9	229096	100/72.8	308861	100/99.4	339654	100/96.7
	職務	483051	55.0%	172181	75.2%	169413	54.9%	141457	41.6%
	非職務	394560	45.0%	56915	24.8%	139448	45.1%	198197	58.4%
国外	小計	99075	100/10.1	85477	100/27.2	1910	100/0.6	11688	100/3.3
	職務	95231	96.1%	82647	96.7%	1612	84.4%	10972	93.9%
	非職務	3844	3.9%	2830	3.3%	298	15.6%	716	6.1%

出典：中国国家知識産権局公式サイト

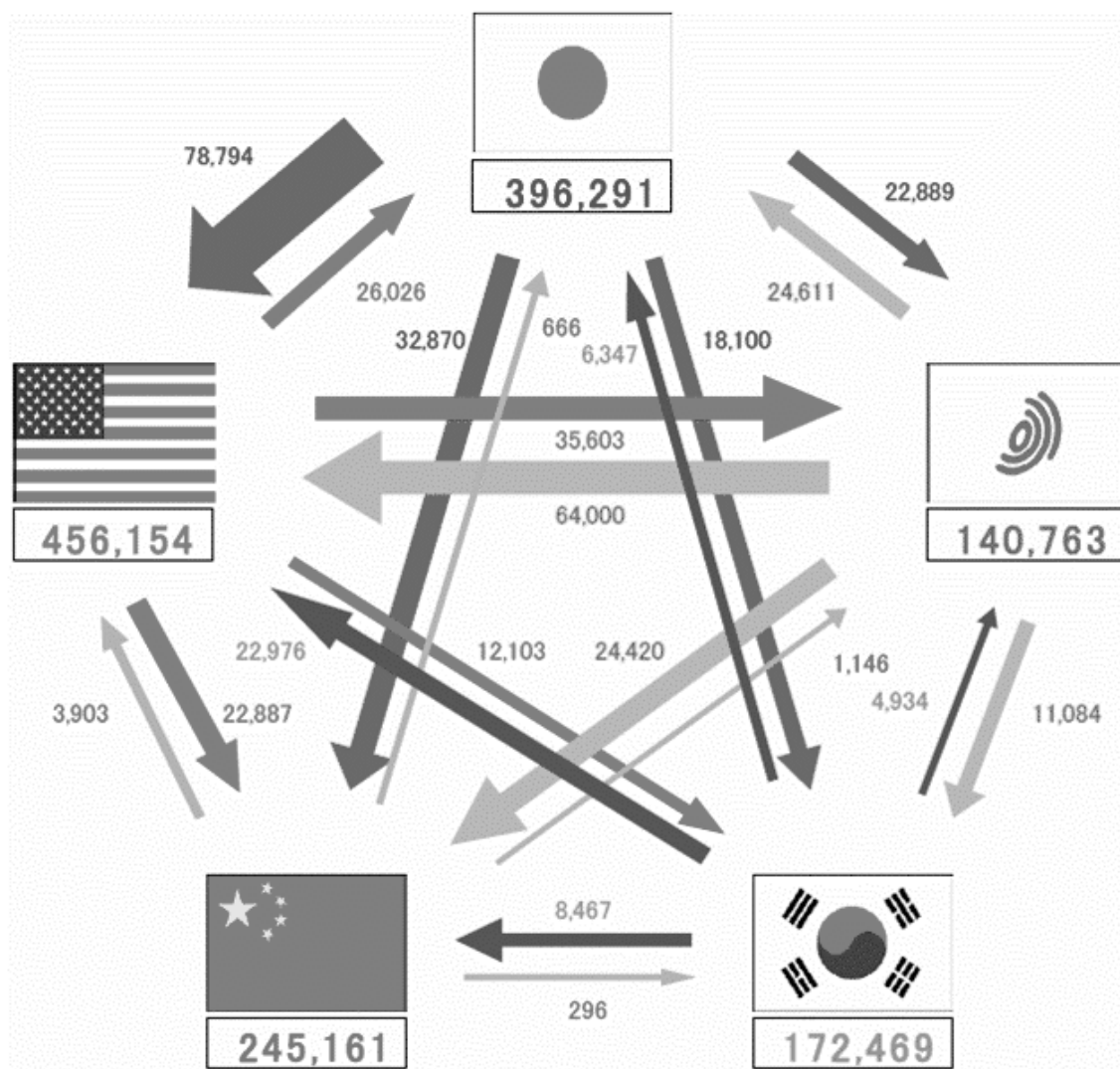
表 3-2-4 中国における三種の特許の付与状況（2009 年）

分類		合計		発明		実用新型		意匠	
		授与	構成	授与	構成	授与	構成	授与	構成
合計	小計	581992	100.0%	128489	100.0%	203802	100.0%	249701	100.0%
	職務	339896	58.4%	113687	88.5%	112025	55.0%	114184	45.7%
	非職務	242096	41.6%	14802	11.5%	91777	45.0%	135517	54.3%
国内	小計	501786	100/86.2	65391	100/50.9	202113	100/99.2	234282	100/93.8
	職務	262222	52.3%	52265	79.9%	110625	54.7%	99332	42.4%
	非職務	239564	47.7%	13126	20.1%	91488	45.3%	134950	57.6%
国外	小計	80206	100/13.8	63098	100/49.1	1689	100/0.8	15419	100/6.2
	職務	77674	96.8%	61422	97.3%	1400	82.9%	14852	96.3%
	非職務	2532	3.2%	1676	2.7%	289	17.1%	567	3.7%

出典：中国国家知識産権局公式サイト

また、下図では、米国、日本、ヨーロッパ、韓国、中国から他国等への特許出願状況を示す。この図からは、中国からも世界主要各国等への出願を展開していることを分る。また、日本国籍、欧州国籍、中国国籍、韓国籍の他国への出願件数は、それぞれ米国へのものが最も多い。韓国籍の出願は、中国への出願件数が日本への出願件数を上回っている。

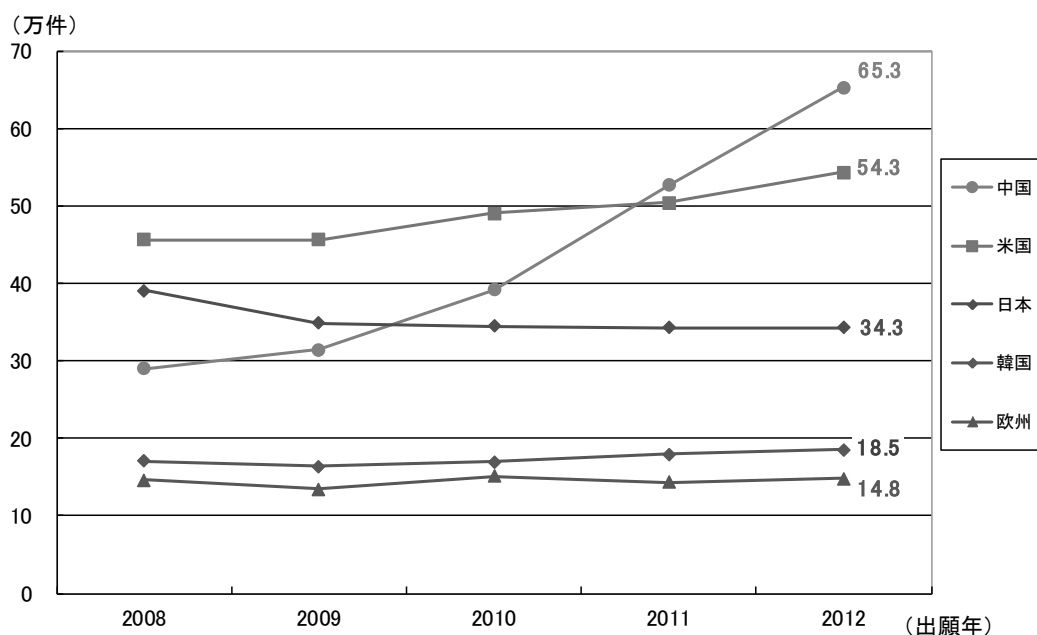
図 3-2-1 米国、日本、ヨーロッパ、韓国、中国から他国等への特許出願状況



出典：特許庁『産業財産権の現状と課題』〈特許行政年次報告書 2009 年版〉のポイント

ちなみに、上図の枠内の数値は、各国・機関における 2007 年の特許出願件数の合計を示す。欧州からの件数は、2007 年末時点の E P C 加盟国の出願人による出願件数を示している。なお、欧州への件数は欧州特許庁のみを計上しており、各 EPC 加盟国への出願件数は含まれていない。

図 3-2-2 世界五大特許庁における特許出願件数の推移



(資料) JPO 統計資料編 第1章1.
 USPTO USPTO ウェブサイト
 EPO EPO Annual Report (European Patent application 参照)
 SIPO SIPO ウェブサイト
 KIPO 2008 年～ 2011 年: KIPO ウェブサイト
 2012 年: KIPO 提供資料(暫定値)

出典：特許行政年次報告書 2013 年版

また、中国における有効な発明特許の技術領域の分布について、下表に示す。この表からは、主要な技術領域のうち、もっとも発明特許件数が多いのがエレクトロニクス分野で、中でも通信と電気設備・電気工学等が多いことがわかる。次いで目を引くのは薬品・化粧品や精細有機化学分野である。また、原子力や宇宙・武器等の分野については、機密事項も多いことが想定されるため、特許の件数はきわめて少ない。

更に、国内外の比率を見た場合、多くの分野で国内特許に比べて国際特許の取得の比率が高いことが指摘される。但し、農業・食品や、薬品・化粧品などの特定の分野では、国内特許の比率が多い場合も見られている。

表 3-2-5 中国における有効発明特許の技術領域分布

技術領域	合計 件数	国内		国外	
		件数	比率	件数	比率
I エレクトロニクス					
1 電気設備、電気工学等	20,253	4,482	22.1	15,771	77.9
2 音声・画像	17,229	2,473	14.4	14,756	85.6
3 通信	21,506	6,149	28.6	15,357	71.4
4 情報工学	16,856	5,754	34.1	11,102	65.9
II 電子機器					
5 半導体	10,690	2,936	27.5	7,754	72.5
6 光学	10,703	2,076	19.4	8,627	80.6
7 分析、測量、制御	11,086	4,304	38.8	6,782	61.2
8 医学技術	6,321	1,981	31.3	4,340	68.7
9 原子力工学	810	167	20.6	643	79.4
III 化学品、材料					
1 0 精細有機化学	14,714	5,210	35.4	9,504	64.6
1 1 高分子化学等	13,058	4,770	36.5	8,288	63.5
1 2 化学工学	8,938	4,386	49.1	4,552	50.9
1 3 表面加工、塗装	4,856	1,674	34.5	3,182	65.5
1 4 材料、冶金	11,722	6,666	56.9	5,056	43.1
IV 薬品、バイオ					
1 5 バイオ	6,460	3,630	56.2	2,830	43.8
1 6 薬品、化粧品	15,112	9,862	65.3	5,250	34.7
1 7 農業、食品	4,908	3,707	75.5	1,201	24.5
V 加工工学					
1 8 化学、石油、基礎材料化学	10,267	6,141	59.8	4,126	40.2
1 9 運搬、印刷	9,887	1,440	14.6	8,447	85.4
2 0 農業、食品加工、関連設備	2,029	1,093	53.9	936	46.1
2 1 材料加工、繊維、造紙	9,303	2,687	28.9	6,616	71.1
2 2 環境技術	3,051	1,898	62.2	1,153	37.8
VI 機械装置、運輸					
2 3 旋盤	5,609	1,935	34.5	3,674	65.5

2 4 エンジン、ポンプ等	5,117	969	18.9	4,148	81.1
2 5 熱処理及び設備	5,513	1,872	34.0	3,641	66.0
2 6 機械部品	4,922	1,221	24.8	3,701	75.2
2 7 運輸	6,029	1,061	17.6	4,968	82.4
2 8 宇宙、武器	353	166	47.0	187	53.0
VII 消費財、土木工学					
2 9 消費財と設備	8,924	2,199	24.6	6,725	75.4
3 0 土木工学、建築等	5,691	2,769	48.7	2,922	51.3
合計	271,917	95,678	35.2	176,239	64.8

出典：王正志『中国知識産権指数報告』（2009年）等の情報を基に技術経営創研が翻訳

（４） 中国における職務発明に関する法的規定

中国では、職務発明規定は1984年の特許法制定当初から規定され、2001年に改正された。この規定は中国国内の単位²⁸（企業・事業体等）だけでなく、海外からの合弁・合作・独資の外資企業にも適用されることから、外資企業の従業員にも関心のある問題となっている。以下、中国における職務発明に関する中国特許法と中国特許法実施細則で定められている条文を示し、日中間の比較に触れることにする。

① 中国における職務発明と非職務発明の相違点

中国における職務発明と非職務発明の相違点について下表に示す。

²⁸ ここでいう「単位」とは中国語の漢字のままであり、機関、団体、企業またはそれらに所属する部門を指す。日本語には中国語の「単位」に相当する言葉はないため、ここでは「単位」をそのまま用いることにした。

表 3-2-6 中国における職務発明と非職務発明の相違点

項目	職務発明	非職務発明及びその他
定義 (法的根拠:「特許法」第 6 条)	1、本来の職務を遂行して完成させた発明創造。 2、主として所属単位の物的技術的条件を利用して完成させた発明創造。	職務発明以外のその他の発明創造はすべて非職務発明である。
権利の帰属 (法的根拠:「特許法」第 6 条)	1、特許出願権は所属単位の属する。出願が許可された後、その単位が特許権者となる。 2、所属単位の物的技術的条件を利用して完成させた発明創造であるが、所属単位と発明者又は創作者との間に契約があり、特許出願権又は特許権の帰属に関して別段の定めがある場合は、その定めに従う。	特許出願権は発明者又は創作者に属する。出願が許可された後、当該発明者又は創作者が特許権者となる。
中国の学者が外国で完成した発明創造の権利の帰属 (法的根拠:「我が国の学者が外国で完成した発明創造の特許出願に関する規定」。)	大使館科技処に報告し、事実を確かめた後、所在国の法律により、我国の学者の外国での所属単位より特許を出願することができる。	大使館科技処に報告し、その経済的意義などを勘定した後、直接外国で特許を出願することができる。 状況により、国内出願又は第三国への特許出願をする場合、出願に必要な外貨は、原則として外国で自ら解決すべきであるが、確かに困難がある場合は、国内の派遣機関に連絡し、又は国家知識産権局に特許基金を申請して解決することができる。
出願手数料、実体審査手数料又は登録後3年の年金の軽減比率 (法的根拠:中国特許庁公告(第 75 号))	70%	85%
特許維持料及び不服審判請求料の軽減比率 (法的根拠:中国特許庁公告(第 75 号))	60%	80%

出典:JETRO 北京センター『中国における職務発明・発明の帰属に関する調査』(2007 年)

② 職務発明の範囲について

弁護士・弁理士の谷口由記氏は「職務発明の範囲は中国法の方が日本法より広い」と比較検討の結論を述べており²⁹、以下にその一部を引用する。

日本法では「その性質上当該使用者等の業務範囲に属し、かつ、その発明をするに至った行為がその使用者等における従業者等の現在又は過去の職務に属する発明」であり、中国法では「所属単位の任務を遂行中（所属単位の職務を行う中、又は職務以外の任務を遂行中）に完成し」又は「主として所属単位の物的技術的条件を利用して完成させた発明創造」を職務発明創造とする、としている。

これによると、日本法では「使用者の業務範囲」と「従業者の職務」の枠で職務発明を画し、過去の職務は同一企業内に限り、退職後に完成した発明は職務発明とはならないのに対し、中国法では「所属単位の任務遂行中」と「主として所属単位の物的技術的条件の利用」という枠で職務発明を画し、退職、定年退職又は転職後1年以内に完成した、元の単位で担当していた職務又は任務と関連する発明については職務発明とされる。

また、中国法では発明者又は創作者が完成した場合のほかに提案が所属単位に採用されて完成された場合も報奨の支給対象とされている。これらのことから、職務発明の範囲は中国法の場合が日本法の場合よりも広いといえる。

第3項 中国における知的財産保護制度の確立～特許権以外の制度

1 商標保護制度の確立

知的財産権制度において、商標法は最も早く制定され、実施された法律である。商標法は1982年8月23日に第5回全人大（全国人民代表大会）常務委員会での承認を経て、1983年3月1日から実施されている。またこの商標法の基本原則は、国際的に採用されている方法と基本的に一致すると言われている。

1993年2月には、改革開放後の経済発展に対応し、偽造商標のより有効な取り締まり、商標侵害行為の防止、確実な商標権の保護のため、商標法の第1次改正案が第7回全人大常務委員会を通過した。改正された商標法は、商標の保護範囲が拡大され、商品商標以外にサービス商標の登録と管理の規定が追加された。この第1次改正を通じて、中国の商標法は国際的慣例に完全に一致したとみなされている³⁰。

その後、2001年12月1日には商標法の第2次改正が行われた。主な改正項目は、立体商標の追加、著名商標の保護強化、権利付与についての司法審査の導入、侵害行為であると知り得た上で販売する行為を侵害行為とすること、商標権侵害案件における地方工商行政管理機関の処分権限の変更などである（第4条、第6条など）。この第2次改正は、WTO

²⁹ 詳細については、谷口由記「中国特許法の職務発明規定の考察－日本特許法との比較検討を中心に」国際商事法務 Vol.31、No.6(2006年)を参照されたい。

³⁰ 王玉潔等編『WTO 法律規則与中国知識産権保護』上海財経大学出版社、2000年、p111。

加盟を巡っての商標制度の強化であり、企業経営環境の整備であろう。中国における商標権侵害を巡っては外国企業から特に苦情が多い点であり、本改正の実行を期待すると共に、その成果に今後も注目していく必要がある。

2000 年から 2007 年までの 8 年間で、国家工商総局商標局が受理した商標登録申請は約 404 万件であり、これは 1980 年から 1999 年までの 20 年間の商標登録申請総数の 2.5 倍である。この 8 年間で計 229.8 万件の商標登録申請の審査を行い、188 万件を登録承認した。これは、1999 年末以前における中国の登録商標承認の累計総数の 1.6 倍である。

2008 年、中国は計 69.8 万件の商標登録申請を受理し、75 万件の商標登録申請を審査した。この年、商標登録申請の年審査数が初めて同年の申請数を超過した。その後、計 40.3 万件の登録商標が承認され、2002 年から 2008 年まで、中国の商標申請登録数は 7 年連続で世界一となった。この結果、2008 年末までに、中国の登録商標の累計総数は 344.1 万件に達し、その内、外国企業が中国で登録した商標は 60 万件に達した。中国で商標登録を行う国と地域の数には既に約 130 となっており、登録商標は累計約 53 万件で、当初に比較して約 100 倍の成長となった。2009 年 6 月 30 日までに、中国の商標登録申請の累計総数は既に 677 万件となっており、世界一の登録申請数を占めている。

一方、中国の改革開放の成熟と投資環境の改善にともない、中国における外国（地区）企業による商標登録申請数も猛烈な勢いで増加した。1982 年の申請数はわずか 1565 件であったが、1992 年には 8367 件に達した。（マドリッド協定を通し提出した保護領域拡大は含まれない）。1989 年 10 月 4 日に中国が正式にマドリッド協定加盟国になった後、マドリッド協定加盟国の商標を持つすべての人が一斉に保護領域拡大申請手続きを始め、その結果、1990 年にはマドリッド協定による中国における商標保護領域拡大申請が 2048 件となり、1992 年では 2591 件に達した³¹。

2 著作権保護制度の確立

著作権保護制度の確立は中国における改革や進歩に必要であり、国際社会の仲間入りをするためにも重要なステップである。1978 年に中国は長年推進してきた「階級闘争を以って綱要と為す」という基本原則を放棄し、全身全霊で国家経済建設に邁進することを宣言した。1979 年に中国政府はアメリカ政府と契約した二国間協定の中で、相互に著作権を保護し、著作権制度の法制度作成業務に速やかに着手することを含むいくつかの約束を行った。その後、11 年という長期にわたる起草過程の中でさまざまな困難に直面したが、中国著作権法がついに誕生した³²。

³¹ 李順徳(中国社会科学院知的財産権センター副主任)「中国における商標戦略の制定と実施」JST 中国総合研究センター編集『中国の知的財産権制度と運用および技術移転の現状』(2010 年 1 月)。

³² 参考文献の例示として、劉春田(中国人民大学知的財産権教育・研究中心主任)「著作権保護—中国イノベーション型国家建設の重要な柱」JST 中国総合研究センター編集『中国の知的財産権制度と運用および技術移転の現状』(2010 年 1 月)。

最初の著作権法は1990年9月7日に第7期全人大常務委員会で採択され、1991年6月から実施された。その保護範囲は文字、口述、音楽、芝居、舞踊、演芸、美術、撮影、映画、テレビドラマ、ビデオ画像、図形などの各種の作品を含んでいる。またこれらに加えて、コンピュータ・ソフトウェアも挙げられている。1992年に、中国はベルヌ条約と万国著作権条約に参加した。同年、国務院はこれらの国際条約を有効に実施するために「国際著作権条約を実施する規定」を發布した。

その後、2001年10月27日の第9期全人大常務委員会第24期会議において、著作権法の改正案が可決され、即日公布かつ施行された。これにより、前述の特許法及び商標法の第2次改正に加え、中国における知的財産権制度に関するWTO加盟に向けたTRIPs協定に対応するための準備作業が一通り整ったものと思われる。

時代とともに移り変わり進歩する技術について、劉春田氏（中国人民大学知的財産権教育・研究センター長）は「技術とは人の生活様式であり、社会全体が関わる構造において技術は第一で、決定的な要素である。技術革命と文化のイノベーションが世界を変え、知的財産権制度を生み出した。現在のネットワーク技術の応用は人類の生活様式を非常に大きく変えた。知識、技術、文化の生産、流通と消費様式を変え、それにともない財産流通と分配方式も変わった」と指摘した。

また同氏は「このような新たな状況、新たな問題に直面したことは著作権制度に対する挑戦となった。この挑戦により引き起こされた問題の斬新さ、対立の鋭さ、影響の大きさ、情勢の緊迫性は前代未聞である。中国も部外者ではなく必ず国際社会と歩調を合わせて挑戦に立ち向かい、対策を共に研究して問題の解決方法を提供しなければならない」と指摘している。

3 営業秘密³³保護制度の確立

1993年9月2日、第8期全国人民代表大会常務委員会第3回会議にて、「中国反不正当競争法」が採択された³⁴。同法は社会主義市場経済の健全な発展を保障し、公平な競争を奨励し保護し、正当でない競争行為を制止し、事業者及び消費者の合法的權益を保護するために制定されたものであり、同法第10条において、中国法においてはじめて「営業秘密」について定められた。

具体的に、同法第10条は次のように定めている。

事業者は、次の各号に掲げる手段を用いて、営業秘密を侵害してはならない。

³³ 日本の法律用語でいう「営業秘密」に対応する中国語は「商業秘密」である。中国「反不正当競争法」第10条は、他人の商業秘密を不正に取得、漏洩、使用する行為を禁止している。中国において、企業がノウハウなどの自社の営業上の秘密を侵害行為から守る場合、この条項は主要な法的根拠となる。

³⁴ わが国において同法を紹介した参考文献の例示として、張輝「中国競争法（『反不正当競争法』）について—『不正競争行為』を中心にして—」公正取引（1994年）No.520。

- ① 窃盗、利益による誘引、脅迫又はその他の不正な手段により権利者の営業秘密を取得すること。
- ② 前号の手段により取得した権利者の営業秘密を開示し、使用し、又は他人に使用を許諾すること。
- ③ 約定に違反し又は権利者の営業の秘密保持に関する要求に違反し、その掌握する営業秘密を開示し、使用、又は他人に使用を許諾すること。

前項の行為が違法行為であることを明らかに知り又は知り得た第三者が、他人の営業秘密を取得し、使用し又は開示したときは、営業秘密を侵害したものとみなす。

以下、営業秘密に関する法的枠組みの日中比較として下表で示す。

表 3-2-7 営業秘密に関する法的枠組みの日中対比

カテゴリ	詳細項目	中国	日本
国際条約	TRIPS 協定加入年	2001 年	1995 年
営業秘密と最も密接な関係のある国内法	法律の名称	反不正当競争法	不正競争防止法
	法律の成立年	1993 年条約に合わせて国内法を整備	1934 年パリ条約の一実施法として制定 1993 年自主改正
	営業秘密の規定が盛り込まれた年	法律成立時	1990 年改正時
保護強化の経緯	民事的救済措置	なし	2003 年侵害行為及び侵害額の立証容易化規定
	刑事的制裁	1997 年刑法に営業秘密侵害罪新設 2004 年罰則強化〈司法機関の法解釈〉	2003 年刑事罰導入 2005 年法人処罰、退職者処罰、国外犯処罰の導入、罰則強化
営業秘密の構成要件	非公知性	○	○
	有用性	○	○
	秘密管理性	○	○
	「秘密管理性」の判断基準	合理的な措置個別案件ごとに要件を相互に比較して総合的に判断する	特定性、アクセス制限、認識可能性、合理的な秘密保持の努力
民事的保護	差止請求権	○	○
	損害賠償請求権	○	○
	信用回復請求権	○	○
	善意取得者の保護	○	○

出典：浅井達雄仁、王悦「中国における営業秘密の法的保護」(2007 年)より抜粋

4 その他の知財保護関連制度の確立

その他の法律及び行政法規として、コンピュータ・ソフトウェア著作権保護条例が 1991 年に実施された³⁵。また、反不正競争法として 1993 年の知的財産権税関保護条例（1995 年の「中国知識産権海関保護条例」）、植物新品種保護条例（1997 年の「中国植物新品種保護条例」）があり、知的財産権に関連する法律としては、1986 年の民法と 1997 年に修正された刑法がある。

第 4 項 研究開発及び技術移転における知的財産の保護

中国において、研究開発及び技術移転における知的財産の保護に関する規定の主なものを時系列で挙げると次の通りとなる。すなわち、

- （1）国家知識産権局、外専局、国家科学委員会が公布した「わが国の学者が外国で完成した発明創造の特許出願に関する規定」についての通知（1986 年 2 月 1 日）
- （2）国家知識産権局、財政部、中国人民銀行、国家税務局が公布した「職務発明の発明者及び創作者への報奨、報酬の引き出しに関する規定」（1989 年 12 月 10 日）
- （3）国家教育部が公布した「大学と高等専門学校の知的財産保護管理規定」（1999 年 4 月 8 日）
- （4）国務院弁公室が公布した「国家科学研究プロジェクトの研究成果知的財産管理に関する若干規定」（国弁発[2002]30 号）
- （5）国家科学技術委員会（現科学技術部）「国家科学技術計画成果管理の強化に関する臨時試行規定」（国科発計時（2003）196 号）

である。以下に、それぞれの規定の概要を示す。

1 中国の学者が外国で完成した発明創造の特許出願に関する規定

同規定は中国の学者が外国で完成した発明創造の特許出願について定めている。ここでは、その発明が職務発明であるかどうかによって大使館科学技術部門の関わり方が異なることが記述されている。すなわち、まず、中国の学者が外国にいる間に完成した発明創造が、在留国の特許法及び関係法律の規定に基づき、明らかに職務発明に該当する場合、大

³⁵ 中国におけるコンピュータ・ソフトウェア著作権に対する保護は、著作権法の規定を基にしているが、当初、中国におけるコンピュータ・ソフトウェア法律保護の立法作業は、著作権法の起草機構（国の著作権行政管理部門である国家版權局）が主導しておらず、機械電子工業部が主導していたという事実がある。そのため、コンピュータ・ソフトウェアの著作権保護については、著作権法の保護体系には入れるものの、著作権法の中に直接条項を加えるのではなく、最終的には著作権法のほかに単独で行政法規を制定するというモデルを採用した。中国におけるコンピュータ・ソフトウェア著作権保護のこうした立法モデルは、今日まで続いている。詳細は、寿歩（上海交通大学知的財産権研究センター主任）「中国におけるコンピュータソフトウェア著作権保護」JST 中国総合研究センター編集『中国の知的財産権制度と運用および技術移転の現状』（2010 年 1 月）。

使館科学技術部門の審査を受けた後、在留国の法律規定に基づき、在留国の所属単位がその特許を出願することができる。

次に、職務発明に該当するか否かが明らかでない場合には、わが方（中国）の特許出願権または共同出願権を取得するために努力しなければならない。必要なときは、大使館科学技術部門が直ちに国内の関係主管機関と連絡し、取り扱い方を検討しなければならない。

第三に、明らかに非職務発明である場合には、大使館科学技術部門よりその経済的意義などを斟酌した後、直接外国に特許出願することができる。そして、状況をかんがみて国内出願又は第三国への特許出願を行う。出願のために必要な外貨は、原則として外国で自ら解決する。確かに自ら解決しにくい場合には、国内派遣機関と連絡して解決するか、又は国家知識産権局に特許基金を申請することができる。

2 職務発明の発明者及び創作者への報奨、報酬の引き出しに関する規定

同規定は職務発明の発明者及び創作者への報奨、報酬の引き出しについて以下のように明文化している。すなわち、

- ① 特許権を付与された後、特許権を有する企業は法により発明者又は創作者に報奨を与えなければならない。
- ② 特許権を付与された後、特許権を有する企業が発明者または創作者に与える報奨の金額について、発明特許一件当たりの報奨金を少なくとも 200 元以上とし、実用新案特許または意匠特許一件当たりの報奨金を少なくとも 50 元以上としなければならない。

発明者または創作者の意見がその所属企業に取り入れたことによって、完成された発明について、特許権を付与された後、特許権の所有企業はできるだけ報奨金を多く与えるものとする。

前記の報奨金について、企業はそれをコストに算入することができ、国家機関は事業経費の支出に算入することができる。

- ③ 特許権の所有企業は特許権の存続期間内に、発明特許または実用新案特許を実施した後、毎年当該特許の実施によって得られる所得税納付後の利益から 0.5%～2% を引き出して、または意匠特許の実施によって得られる所得税納付後の利益から 0.05～0.2% を引き出して、報酬として発明者または創作者に与えなければならない。前記の比例を参照しながら、発明者または創作者に一回で報酬を与えてもいい。特許権を有する企業は他の企業または個人に当該特許の実施を許諾する場合、受け取った実施料の納税後の金額から 5%～10% を引き出して報酬として発明者または創作者に与えなければならない。

前記の報酬については、企業の報奨金総額に算入せず、報奨金税を撤収しないが、発明者または創作者の個人所得は法により納税しなければならない。

- ④ 本規定は企業の職員及びその他の臨時の従業員が完成した職務発明に関する特許に適用する。
- ⑤ 報奨金と報酬に係る現金の引き出しは、現金管理に関する国の規定に基づき取扱う。
- ⑥ 本規定の関係事項について、職務発明に関する特許の発明者または創作者が所属企業と紛争がある場合には、所在地の特許管理機関または主管部門の特許管理機関が調停、裁定の責任を負う。
- ⑦ 本規定は全民所有制企業、集団所有制企業に適用する。他の企業は本規定を参照して執行することができる。

3 大学と高等専門学校の知的財産保護管理規定

同管理規定は、大学と高等専門学校における職務発明の意味、出願や帰属の原則、報奨金、譲渡または技術ライセンスによる技術移転、同管理規定を違反する場合の責任などに関する知財マネジメントについて定めたものである。具体的な内容は以下のとおりである。

- ① 所属学校及び学校の所属単位の任務を遂行し、又は主として所属学校及び学校の所属単位の物的技術的条件を利用して完成させた発明創造又はその他の技術成果は、大学と高等専門学校の職務発明又は職務技術成果に属する（第 8 条）。
職務発明の特許を出願する権利は大学と高等専門学校に属する。法により許可された後、特許権は大学と高等専門学校に属する。職務技術成果の実施権、譲渡権は大学と高等専門学校に帰属する（第 8 条）。
- ② 職務発明、職務技術成果及び職務作品を完成した者は、法により関係技術書類及び作品に署名する権利、及び報奨金と報酬を取得する権利を有する（第 15 条）。
- ③ 科学研究活動により完成した職務発明又は形成した職務技術成果について、課題担当者は直ちに所属学校の科学研究管理機関（知的財産権管理機関）に特許出願をすることを提案し、かつ関係資料を提出しなければならない。
大学と高等専門学校の科学研究管理機関は課題担当者からの提案と関係資料に対して審査し、特許出願が必要なものに対しては直ちに特許出願を行い、特許出願に不適切なノウハウに対しては、必要な秘密保持措置を講じるべきである（第 18 条）。
- ④ 大学と高等専門学校は法律により、職務発明、職務技術成果及び大学と高等専門学校の法人作品と職務作品の研究者、創作者の合法的な権益を保護し、知的財産権の創出、発展、科学技術成果の産業化に際立った貢献をした者に対して、国家の関係規定により、報奨金を支給しなければならない（第 25 条）。
- ⑤ 大学と高等専門学校はその知的財産権又は職務発明、職務技術成果を他人に譲渡又は使用許諾した場合に、譲渡又は実施許諾により得られた利潤の 20% 以上を報奨金として、当該職務発明、職務技術成果及びその産業化に重要な貢献をした者に支給しなければならない。科学技術成果の産業化を促進するために、大学と高等専門学校の

許可を得て、産業化を行なった職務発明、職務技術成果を完成した者に、産業化による利益の30%以上を報奨金として支給することができる（第26条）。

- ⑥ 本規定に違反し、所属学校のノウハウを漏洩し、大学と高等専門学校の職務発明、職務技術成果及び大学と高等専門学校の法人作品若しくは職務作品を無断で若しくは形を変えて譲渡若しくは実施許諾し、又は大学と高等専門学校の資産を流失若しくは損害させた場合には、大学と高等専門学校又はその教育行政主管機関は直接責任者に行政処分を行なう（第31条）。

4 国家科学研究プロジェクトの研究成果知的財産管理に関する若干規定

同若干規定第1条では次のように定められている。すなわち、科学研究プロジェクトの研究成果及びその知的財産について、国家の安全、利益及び重大な社会公共利益に係るものを除き、国家は科学研究プロジェクトの担当単位に特許の出願や帰属に関する権利を与える。担当単位は法律に基づき自分の意思で特許権の実施、他人への実施許諾、譲渡、特許の価値を金額に換算して株式に加入するなどを決め、相応する利益を得ることができる。また、特殊な状況下で、国家は必要に応じて無償実施、開発、有効実施、利益を取得する権利を保留する。

5 国家科学技術計画成果管理の強化に関する暫定的試行規定

同暫定的規定第5項には以下のように定められている。すなわち、国家科学技術計画成果の管理は特許戦略及び技術標準戦略を確実に実行しなければならない。

国家の安全、利益及び重大な社会公共利益に関わる、又は国家の財政投入の金額が膨大な国家科学技術プロジェクトに対し、計画管理機関は国家とプロジェクト担当単位それぞれの研究成果及び知的財産について所有する利益を契約により約定しなければならない。

また、プロジェクトの実施期間内の成果及び知的財産保護に対して、関係規定に基づき管理及び監督を行なう機関を指定すべきである。重大なプロジェクトを担当した単位はプロジェクトの年度実施状況を報告するときに、成果と知的財産の保護状況についても重点として説明しなければならない。通常の状態の国家科学技術プロジェクトの研究成果の知的財産の管理は、「国家科学研究プロジェクトの研究成果知的財産の管理に関する若干規定」及び関係規定に基づいて執行する。

国家科学技術プロジェクトの実施中に、関係技術標準の研究開発を重要視しなければならない。契約において技術標準の目標を約定したプロジェクトについて、プロジェクトの担当単位はプロジェクトの年度実施状況の報告書を作成するとき、上記技術標準の研究開発状況についても重点として説明しなければならない。

プロジェクトを検証するとき、計画管理機関は契約の要求に基づき約定した技術標準目

標について検証しなければならない。契約において技術標準目標について約定していないプロジェクトについては、プロジェクトの実施中又は検証後生じた成果が国家又は職業の技術標準を形成する可能性のあるものに対し、プロジェクトの担当単位は直ちに計画管理ルートを通じて計画管理機関に報告し、計画管理機関は相応する措置をとり、技術標準を制定する関係業務の展開を支持しなければならない。

第5項 知的財産戦略綱要の策定

中国における知的財産権の制度整備は、国の知的財産権戦略の策定と実施のための基礎を定めるものである。中国の知的財産権立法は1970年代末から1990年代初めにかけての「初期整備」、1990年代初めから21世紀初めにかけての「発展」、及び2001年の中国の世界貿易機関（WTO）加盟前後における「完備」という3つの段階のプロセスを辿ってきた。この30年前後の間に、知的財産権を保護するための全面的な立法作業が完了した。これらの立法作業は国家知的財産権戦略を策定するための制度面での基礎を固めるものであった³⁶。

中国は1978年に改革開放政策を実施して以来、経済発展において目を見張る成長を成し遂げた。一方で、産業構造の急激的な変化への対応など、中国の経済発展において解決に急を要する問題も数多く顕在化してきた。

例えば、国内人件費や原材料価格の高騰、または資源の消耗に伴う環境の悪化、人民元引き上げによる輸出の減少などの問題が相次いでいる。これにより従来の労働集約型産業の競争力が弱くなり、経済発展の牽引力を労働集約型経済から知識集約型経済へ転換することが余儀なくされた。

上記の問題を解決するために、中国の経済にとっては、より多くの知的労働によるイノベーションの成果を求め、创新型の国家を建設し、経済の持続的な発展を達成させることが必要となった。これは具体的には市場経済の主体である企業経営者に対して、積極的な技術革新の推進、文化作品の創作の促進、商標及び商号の使用を求めるものであった。

このような背景の下、2004年末に、中国国務院は国家知的財産権戦略綱要の制定に正式に乗り出した。それに応じて、国務院に所属する28の省及び委員会に加え、中国科学院、中国工程院、中国社会科学院、最高人民法院及び最高人民検察院は、計20の重点課題に関して十分な検討を重ね、その結果を基に「国家知的財産権戦略綱要」を起案した。国務院は2008年4月9日に前記「国家知的財産権戦略綱要」の内容を批准して2008年6月5日に公表し、各地方政府に対しその内容の徹底的な実施を求めた。

国家知的財産権戦略の制定及び実施は、単なる法律問題ではなく、経済発展のモデルの

³⁶ 徐瑄（暨南大学法学院知的財産権学院副院長）「中国における『国家知的財産権戦略要綱』の策定・実施」JST 中国総合研究センター編集『中国の知的財産権制度と運用および技術移転の現状』（2010年1月）。

遷移に関わり、更には全社会の知的財産権に対する意識の向上にも及ぶものである。今日、中国の経済発展モデルが遷移しつつある中、市場経済の主体たる企業経営者たちがやっと知的活動の重要性を認識し始めた段階であるともいえる。また一方で、後を絶たない模倣行為や海賊製品の横行、頻繁に起こる著作権への侵害行為及び特許権や商標権への侵害行為は、全社会の知的財産権への認識の薄さを物語っている。効率よく国家知的財産権戦略を実行するには、環境整備と更なる知的財産権に対する広く一般への認知の普及が待たれる。国家知的財産権戦略綱要の制定は、まさに中国でのこのような経済発展の過程を加速化するものであると言えよう。

第3節 実行推進に関わる政策や法制度

中国でも、1979年以後著しい経済成長が長く続いたことを背景の一つに、技術移転の活性化や加速化に関してさまざまな促進施策が策定された。前述した中国「科学技術成果转化促進法」や「国家中長期科学技術発展規画」などの実施に合せて、中国の各レベルの政府とその関係部門は、一つの科学技術成果が現実の商品となり、更にハイテク産業へと発展していくにあたって経なければならない複数の段階に対応した一連の政策を策定・実施し、一連の科学技術計画をスタートさせ、科学技術成果の転化を推進する事業体系を作り上げた。

このように中国が実施してきた一連の関連施策には、以下に述べる独特な実情が存在するため、技術移転の促進方策を検討し策定する際の視点や内容には中国的な特色が存在することに留意が必要である。

まず、新たな技術の開発に繋がるように技術移転を促進するという、単なる技術の移転のみならず、更にもう一つの目的が存在することが特色の一つである。次に、研究機関の技術開発と企業の技術力向上及び産業技術のグレードアップの同期進行を狙って技術移転を策定する、という特色が挙げられる。第三に、技術移転の成果が出やすいように、成果が見えるように、成果を拡大できるように進めるという特色が挙げられる。

このように、中国における技術移転の促進方策の視点が、中国の独自な実態や試験的な経験を踏まえてさまざまなところに存在すると考えられる。以下では特に、国家技術移転促進行動実施方案、技術契約認定登録制度、及び第12回技術市場5カ年計画について紹介する。

第1項 国家技術移転促進行動実施方案

1 背景、目的及び位置づけ

2007 年 2 月に河北省北戴河で開かれた「2007 年環渤海技術移転連盟大会」において、「国家技術移転促進行動」がまもなく実施されることが発表された。

その後、「国家技術移転促進行動」は、「国民経済と社会発展第 11 次 5 カ年計画要綱」及び「国家中長期科学技術発展要綱」に基づき、技術市場の発展や産学連携による技術イノベーションシステムと技術移転メカニズムの構築、企業と大学や研究機関との間の知識流動・技術交流促進などを図るため、科技部、教育部と中国科学院の共同により実施されることになった。

同行動の「第 11 期 5 カ年計画」における目標として、①農業、製造業、エネルギー・資源、海洋、交通、現代サービス業、人口と医薬・衛生、環境保全分野などにおいて、国家重大プロジェクトと業界の共通技術、コア技術の移転・展開を推進する、②20 の地域型技術移転・サービス連盟、30 の総合的技術移転機構、70 の業界又は専門的な技術移転機構、80 の大学や研究機関参加の国家技術移転機構を設立することを支援する、③中国のイノベーションネットワークを構築し、100 のワークステーションを設立し、国家技術移転システムをつくる、といったことが挙げられている。

また、この国家技術移転促進行動は、技術市場関連の法整備、技術移転に関わる情報サービスシステムと情報流通システムの構築、技術移転人材育成、国外との技術移転促進なども目指しているという³⁷。

その後、2007 年 12 月 5 日には中国科学技術部、教育部、中国科学院が共同で「国家技術移転促進行動实施方案」を発表し、一段と国家技術移転促進行動の具現化を図っている。

一方、2009 年 12 月 22 日、上海にて「国家技術移転モデル機構への称号授与式及び技術移転フォーラム」が開催され、中国技術市場協会の趙綺秋常務副会長による講演が行われた。趙常務副会長は、中国が 2007 年 9 月にスタートした「国家技術移転促進行動」は顕著な成果を見せ、2009 年、全国における技術市場取引額は 3 千億元を突破する見込みだと述べた。更に、中国技術市場の取引額は、計画では 2010 年に 3 千億元を突破する予定であったものの、2008 年に 2665 億 2300 万元に上っており、2009 年中にこれを突破することも可能と思われるとした。

中国が 1990 年代にいわゆる「技術市場」を確立する以前には、科学技術は無償で普及し応用されていた。技術取引が市場化された後、技術は有償で普及・応用され、また合意の締結を通じて双方の責任、権利、利益が明確にされた。これにより、技術を効率的に生産力に転化させることが可能となり、ここ数年、全国の技術市場の取引額は毎年 15% のスピードで増加している³⁸。国家技術移転促進行動はこれらの取り組みをさらに加速化するものである。

2 国家技術移転促進行動实施方案の主な内容

³⁷ 2007 年 7 月 6 日付で掲載された「科技日報」ネット版(JST 北京事務所訳)。

「国家技術移転促進行動実施方案」の序文では、「技術移転はわが国が実施する自主的なイノベーション戦略の重要な内容であり、企業の技術イノベーションを実現し、コア競争力を増強する肝心な一環であり、イノベーションの成果を生産力に転化する重要なツールである」と指摘している。また、「政府、大学、研究機関、仲介機関と企業など各方面の役割を十分に発揮し、国家技術移転体系と技術移転の有効な運営メカニズムを探索し改善し、知識の流動や技術の移転を加速することはわが国のイノベーション型国家の建設にとって非常に緊迫な戦略的なミッションである」と強調した。

表 3-3-1 国家技術移転促進行動実施方案の主な内容

No	項目	要点例示
1	新たな技術移転の体系を構築し、技術移転及び技術拡散に資する運営メカニズムや有効なツールを模索する	- 自主的なイノベーション戦略の実施に資し、産学官連携による技術移転体系を新規構築 - 科学技術者に対する評価指標体系に、技術移転成果関連も追加 - 技術移転を目的とした研究開発型企業を支持し、多様な技術連盟の結成を支持
2	技術市場に関する法律や法規、ひいては政策的な保障の体系を健全化し、技術の移転に資する法的環境をより一層整備する	- 国家技術移転促進条例の制定を研究し、技術取引市場の秩序を維持 - 技術及び技術サービス情報公布条例や、技術仲介士管理等に関わる条例の制定を研究 - 更なる税制優遇政策など、技術移転の活性に資する政策を策定
3	定期的な評価等を通じて、国家技術移転モデル事業を展開し、新たな技術移転機構の設立や効果的な運営を強化する	- 国家技術移転モデル事業を展開し、技術移転機構の設立を強化 - 主要地域、業界、分野などにおける広域な技術移転サービス連盟の設立を支援 - 国家重点大学における技術移転専門機構の設立を支援
4	業務研修とマネジメントを強化し、専門化、高水準の技術移転人材を育成し、各地における技術仲介士制度の活用を推進する	- 技術移転担当者に対する研修や人材育成を強化 - 国家レベルの技術移転モデル機構に勤めるスタッフへの優先的な研修コースを設置 - 各地域によって認定された技術仲介士の相互承認を支持し推進
5	技術と資本の結合を促進し、技術移転に関連する投資・融資サービスの体系を構築し、多様な方法で技術移転を加速化する	- 技術の財産権取引を支持し、技術移転を目的とした企業合併等も支援 - 技術型中小企業の技術移転を早期に実現するよう投資・融資関連サービスを強化 - 一定の条件の下で、国家財政的な予算を持って指定地域への移転を支援

出典：国家技術移転促進行動実施方案を基に技術経営創研が作成

³⁸ 新聞「中国技術市場の取引額、今年3千億元を突破の見込み」科学時報(2009年12月24日)。

第2項 技術契約認定登記制度

1 技術契約認定登記制度の目的

中国技術契約登記制度は中国における技術市場の発達に大きな影響を与えており、近年の中国において高成長を続ける中国技術市場の三大動力の一つである。

1990年7月1日、中国国家科学技術委員会が「技術契約認定登記管理弁法」（全2章13条）を公表し、同法は1990年8月1日に施行された。更に2000年3月23日、中国国家科学技術委員会が同認定登録管理弁法を改正し発行した。これは、技術契約登記の目的、適用範囲、管理機関、登記原則、地方登記機関の権限、登記を通じて得るメリットなど全12条から構成されたもので、現在も有効な行政法規である。

同認定登記管理弁法第1条によれば、技術契約の認定登記を規範化し、技術市場に対する管理を強化し、国の科学技術の成果の転化（商品化、事業化、産業化）に関する政策を具現化し実行されるのを保障することを目的としている。言い換えれば、その目的とは、①企業自らの研究開発への積極性を高めること、②技術取引及び技術移転を促進し、技術市場の秩序を維持すること、③技術取引当事者の合法的な権益を保障すること、④科学技術成果の転換を加速化することである。

ちなみに、ここでいう「技術契約」の登記と「技術輸出入契約」の登記とは違うものであることに留意しておく必要がある。技術契約の登記は「技術契約認定登記管理弁法」に基づいて、科学技術部向けに、主に国内の技術取引契約を対象に行うものであるのに対し、技術輸出入契約の登記は「技術輸出入管理条例」に基づいて、商務部向けに、主に国際的な技術取引を対象に行うものである³⁹。

2 技術契約の認定登記手続（フロー）

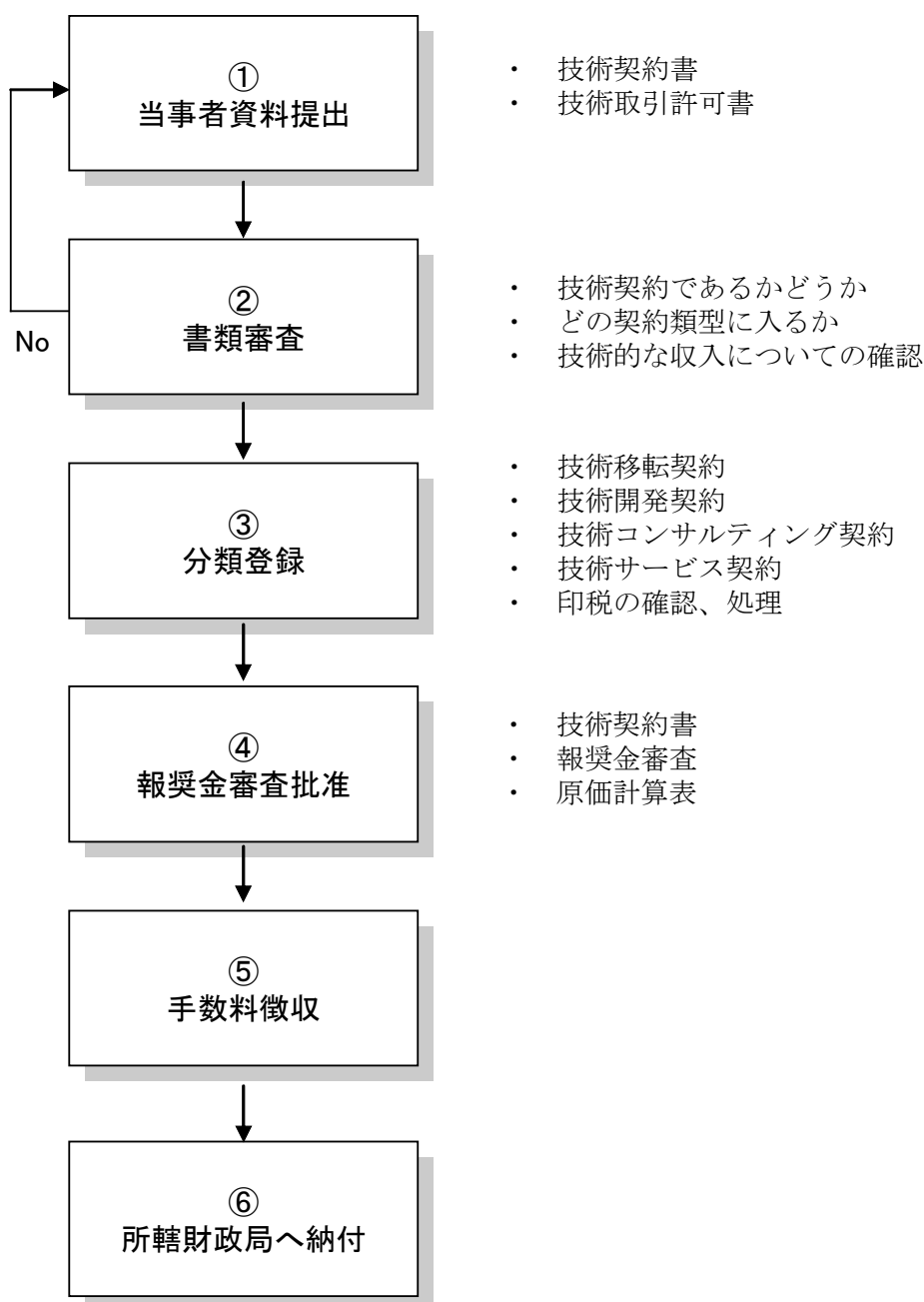
技術契約の認定登記手続はネット上で登記する場合とそうでない場合とで若干異なる点もあるが、基本的には下図の通りである。

同認定登記管理弁法第8条によれば、技術契約の登記は技術開発契約の研究開発者、技

³⁹ 2009年2月1日に、中国の技術輸出入の主管機関である中国商務部は「技術輸出入契約登記管理弁法」及び「輸入禁止・制限技術管理弁法」の改正案を發布し、同弁法は發布日から30日後に施行された。中国の技術輸出入管理制度は「中国技術輸出入管理条例」（後掲第9章第5節第2項を参照）より構築された。輸出入技術は、禁止、制限及び自由の3種類に区分され、また、この3種類に対して、それぞれ禁止、審査認可及び登記の管理制度を実施している。自由輸出入技術契約の登の時期について、明確な時間的規制がなかった従前の制度に対して、今回の変更において、技術輸出入の対価の支払方法がランニング・ロイヤリティである契約については、ランニング・ロイヤリティの計算基準金額を形成した日から60日以内に登記し、この後毎回のランニング・ロイヤリティの計算基準金額を形成した後に当該契約の変更登記をするものとし、また、他の技術輸出入契約については、契約の発行日から60日以内に登記するものとするという規定が追加された。

術移転契約の譲渡者／ライセンサー、技術コンサルティング契約及び技術サービス契約の受託者、技術研修契約の教授者、技術仲介契約の仲介者といった当事者が、それぞれの技術取引契約が成立してから、所在地域の技術契約認定登記機関に対し、手続きに沿って申請を行うものとされている。

図 3-3-1 技術契約の認定登録フロー



出典：技術契約認定登録管理弁法等を基に技術経営創研が作成

3 技術契約認定登記の意義／メリット

技術契約認定登記管理弁法第6条によれば、技術契約登記の認定登記申請を行っていない契約は、国の税制優遇政策の適用対象になれない、と定められている。すなわち、登記側にとって、技術契約認定登記を行うメリットの一つとして、この登記を行うことによって、国や地方の定める税制優遇措置の適用対象となれることが挙げられる。

第3項 第12回技術市場5カ年計画

2013年2月5日、中国科学技術部はより一層「国家中長期科学と技術発展規画綱要(2006～2020)」と「国家第12回科学と技術発展規画」を具現化し、技術取引市場の発展を加速させるために、「第12回技術市場5カ年発展規画」を策定し公表した。

下表では、中国「第12回技術市場5カ年発展規画」の構成(第一章から第四章)及び要項について示す。

表 3-3-2 第12回技術市場5カ年計画

章	節	項
一 現 状 と チ ャ ン ス	(一) 技術市場の構築は新たな実績を得た。	1 市場規模は安定的に拡大し、科学技術資源の最適配置を行う力が向上し、ハイテクの産業化プロセスを加速化した。
		2 サービス体系が一段と健全化し、サービス能力は持続的に向上し、新たな科学技術サービス業の発展をもたらした。
		3 取引種目が豊富になり続けて、取引モデルもイノベーションを図れ、科学技術と経済の結び合いを促進した。
		4 政策や法規は順次健全化になり、市場の監督やマネジメントが強化され、技術市場のオープン化や規範的かつ秩序よく運営になっている。
	(二) 技術市場が直面しているチャンスを最大限に発揮する。	1 技術ニーズの更なる拡大。
		2 技術の提供は持続的に成長。
		3 科学技術サービスの体系化。
二 基 本 的 考 え 方 と 発 展 目 標	(一) 基本的考え方	
	(二) 発展目標	1 技術市場の発展環境をよりよくする。
		2 全国統一で多層的な技術市場のサービス体系を初歩的に形成する。
		3 技術取引メカニズムとモデルの重大なイノベーションの実現。
		4 技術市場は国家の重大な発展戦略をサポートする能力の全面的アップ。
三 重 要 任 務	(一) 技術市場の制度化を強化し、技術移転に資する環境の最良化	1 技術市場と技術移転関連の法規を制定する。
		2 技術市場の政策を改善する。
		3 技術市場の監督管理の体系を改善する。

	(二) 専門化の方向を確実にし、技術市場のサービス体系の構築を加速化	1 技術移転機構及びプラットフォームの構築を強化する。
		2 中国的イノベーションサービスネットワークの構築を推進する。
		3 全国技術移転協力組織を発足する。
		4 技術市場に関わる人材育成を強化する。
	(三) ネットワーク化、情報化及び国際化を推進し、全国統一大技術市場の構想	1 技術市場の情報化レベルを向上させる。
		2 全国技術市場の一体化建設を推進する。
		3 技術市場とその他の要素市場を融合する。
		4 技術市場の国際化レベルを増強させる。
	(四) 体制やメカニズムをイノベーションし、科学技術成果の転化やハイテク産業開発区の発展にサービス	1 技術市場に参入することを科学技術計画プロジェクト管理の重要な手段とする。
		2 科学技術計画プロジェクト成果の移転または転化メカニズムを探索する。
		3 ハイテク産業開発区を重点にし科学技術のサービスの体系構築を試みる。
		4 国家技術移転結集地域や地域技術移転コア区域を建設する。
四 保 障 手段	(一) 資源の統一的な配置の加速化	
	(二) 経費投入の拡大	
	(三) イノベーションモデル	
	(四) 健全な評価メカニズム	
	(五) 組織マネジメントの強化	
	(六) 政策イノベーションへの奨励	

出典：現地情報をもとに技術経営創研が作成

第4章 訪問先の選定及び現地インタビューの実施

第1節 訪問先の選定

本調査の目的に照らして、現地インタビューの対象となる国家技術移転モデル機構の選定にあたっては、「地域性」、「発展性」、「持続性」、「実績等」といった観点から総合的に判断を行うことにした。「地域性」とは、中国でしばしば言われる沿海地域、中部地域、西部地域及び東北三省とのこと、「発展性」とは、いわば中国でいう「戦略的新興産業」との関係性のこと、「持続性」とは、技術移転を進めてきた「期間／年数」のこと、「実績等」とは、関連省庁や団体から与えられた各種の名誉等のことを指す。

このような考え方から、訪問予定先を16の候補者を抽出したが、現地インタビューは先方の都合等の事情もあり、最終的に12箇所を選定した。すなわち、中国科学院関連（中国科学院上海国家技術移転センター（第2節））と、中国教育部関連（科威国際技術移転有限公司（第3節）、大連理工大学国家技術移転センター（第4節）、瀋陽工業大学風能技術研究所（第5節）、華東理工大学国家技術移転センター（第6節）、華中科技大学国家技術移転センター（第7節）、四川大学国家技術移転センター（第8節）、西安交通大学技術移転有限責任公司（第9節））と、中国科学技術部関連（中国技術取引所（第10節）、天津市国際生物医薬聯合研究院（第11節））と、地方関連（江蘇国際技術移転センター（第12節）及び黒龍江省科学技術成果転化センター（第13節））である。

2013年6月、7月及び10月の3度にわたり現地訪問し、①設立時期や運営方法などの基本的な情報、②提供する技術移転関連の主なサービス、③今までの実績や課題及び今後の方向性、④国際的な技術移転の関連活動、などについてインタビューを行った。訪問先によっては、所有する展示室等を見学させて頂いたり、先方とミニ情報交換会になったりもしていた。ここをもって、現地先方諸氏の周到な対応に対し心より感謝する。

現地インタビューはそれぞれの関連責任者の方に対応して頂いた場合が多い。関係スタッフも同席した中のインタビュー結果であるが、以下は前述した各訪問先に、順に項目ごとに要約して記述する。現地インタビューに沿った形で、できるだけ忠実に記述したが、最終的な文責は筆者にある。

第2節 中国科学院上海国家技術移転センター

1. 序言

中国科学院上海国家技術移転センター（原語「中国科学院上海国家技術轉移中心」）は中国科学院、中国教育部及び中国商務部の同意を得て設立された専門的なサービス組織であり、同科学院の技術移転や成果転換に注力する同科学院内のワンセクション（法人格を持たない）である。同センターは2003年4月に設立されたが、2008年に行われた第1回国家技術移転モデル機構の認定を通過した。

写真 4-2-1 上海国家技術移転センター公式サイトイメージ（部分）



©技術経営創研

2. 現地インタビュー

訪問日時：2013年6月25日 14:00—16:00

訪問場所：上海国家技術移転センター総合楼会議室

先方の対応者：劉志東氏（同センター部長）、他1名

日本側訪問者：単谷（JST／CRCC フェロー、主査）

① 基本的な情報

・同センターは、中国科学院が有する研究力、技術と人材等の資源を活用し、中国科学院と複数の地域に設けられるその分院や同センターとの連携強化を通じて、各研究所の科学技術、人才及び情報等の資源と重点業界や重点企業との連携を促進し、各種の社会的資源との新結合を通じて新産業の育成することや、同科学院と地域政府との協力プラットフォーム

ームを通じて同科学院の研究開発成果の転化や技術の移転を組織し指導し促進し、科学技術の成果と市場とのマッチングを推進し、技術成果の持続的な生成や、開放そして流通と有効な技術移転のメカニズムを形成することを目的としている。

- ・同センターは1997年に中国科学院、中国科学技術部と中国商務部により共同で設立されたが、2003年4月に正式に看板を掲げて運営開始した。2006年7月に中国科学院上海分院は同センターを主体として、関連の研究所を連合して株式会社上海中科国嘉技術移転有限公司（以下「国嘉公司」という）を設立した。同センターと国嘉公司是2つ看板であるが、人員体制は同一である。機能的な相互補完を追求した有機的な組織である。

- ・2008年に、第1回国家技術移転モデル機構の推薦を受けその認定に通過した。2009年8月に、同センター及び国嘉公司是中国科学院上海高等研究院に移管された。上海高等研究院は中国科学院と上海市人民政府が共同で発足し、科学技術イノベーション、共通技術やコア技術の研究開発、産業育成、技術移転、リスク投資、人材養成、及びプラットフォーム等の構築に取り組んでいる。

- ・同センターは現在、スタッフは6名で（全員技術移転コーディネータの研修を受けている）、複数の専門家委員会を併設している。上海高等研究院を構成するワンセクションとして、「智能化、低炭素及びグリーン」という発展戦略に着目し、社会的なニーズに沿って科学技術の資源を発掘し最適な配置になるよう動かせ、ハイテクと資本との有機的な結合を促進している。

② 提供する主なサービス

- ・同センターのミッションとしては、知的財産権のマネジメント、共通技術サービス・プラットフォームや産業情報プラットフォーム、インキュベーションや産業化プラットフォームの構築運営、投資マネジメントといった内容である。また、投資マネジメントは同科学院のプロジェクトの成果を元に設立された株式会社なども対象になる。

- ・具体的には、例えば、同科学院発の技術シーズの企業への仲介、市場ニーズの調査及び分析、各種のプロジェクトの申請支援、技術シーズプラットフォームの構築、知的財産や契約の管理、外部（海外を含む）技術情報の収集等が挙げられる。当面、タイマツセンターの管理の下、地方の中小企業と科学院との技術マッチング及び中小企業に対しての人材育成が主な業務の一つになっている。

- ・中国科学技術部の多くのプロジェクトは企業と共同で申請することを条件となっているので、これらのプロジェクトを獲得するために、同センターは中国科学院と必要な関連企業との提携調整も業務の一環になっている。

- ・同科学院は多くの大企業との戦略協定を締結している（中国科学院との協定が締結することによって、企業は中国科学技術部に対しハイテク企業を申請することができる。もし認可された場合、100万円／年の補助金を取得できる）。このような戦略協定を締結する前に、まず専門家委員会を結成し、対象となる企業に対する審査を行う。

- ・同センターと国嘉公司与上海高等研究院の院地協力処は、三位一体で同研究院と各地方との多角的な協力業務に取り組んでいる。

③ いままでの実績や課題及び今後の方向性

- ・例えば、2010年1月、同センターは上海奇士科技産業発展有限公司と提携し、新奇士国際ホテルにて「中国科学院上海国家技術移転センター産業基地」戦略協力協定の署名式並びに同産業基地の除幕式が行われた。同産業基地は新エネルギーという戦略的新興産業をターゲットにし、風力発電や太陽光発電などにより伝統的なエネルギーに対し技術イノベーションを通じて新たな産業の創出を狙っている。

写真 4-2-2 戦略協力協定の署名式



◎中国科学院上海国家技術移転センター

- ・2012年技術移転の契約金額は約3億元で、エネルギー及び生物医薬分野がメインとなっている。技術移転の対象は、国内企業と海外企業の割合が8対2である。外国企業に移転した技術のほとんどは、海外企業が中国科学院の研究者が発表した論文に基づき、研究者と直接コンタクトしたうえ、移転したものである。国内企業に移転した技術も、企業が直接研究者と接触したケースが多い。すなわち、上海国家技術移転センターは設立当初に期待された役割がまだ十分に果たしていない。

- ・これまで国内企業に移転した技術の多くは、出口に近い技術であるが、入り口に近い技術移転の件数が上昇している。

- ・当面の課題は、例えば、技術移転に従事できる専門的な人材の不足、市場のニーズに対する正確な把握の難しさ、企業の近視眼的な考え方、中国科学院が開発した技術のうちに中小企業に適した技術が少ない。

- ・同センターは今後も中国科学院上海高等研究院のワンセクションとして、同研究院の理

念やミッションをより一層具現化していくために取り組むとしている。

④ 国際的な技術移転の関連活動

・同センターの設立定款の第2条「技術移転センターの主要任務」の（四）には、「国際的な技術イノベーションの協力を強化する」と定められていることもあり、国際的な技術移転の情報収集もある程度進めている。いま現在でいえばまだ国内中心の展開になっているが、何か機会があれば、地方や企業のニーズに応じて、より国際的な技術移転活動にも力を入れて、効果的な技術移転を実現していきたい。

3. 資料：中国科学院について

中国科学院は、1949年11月に創立された中国最高レベルの科学技術学術機関及び自然科学・ハイテクに関する総合的な研究機構である。同科学院の活動内容は、純粋な科学技術研究に留まらず、中国の関連政策の策定等にも深く関与している。中国科学院における技術移転に関しては、北京や上海などに設けられている科学院レベルの国家技術移転センターのほか、同科学院が所轄している研究機関レベルの技術移転関連組織もあり、いずれにも国家技術移転モデル機構として認定されたところが多い存在する。

中国科学院上海高等研究院は中国科学院と上海市政府が共同で設立した研究機構であり、中国科学院上海浦東サイエンスパーク内に位置している。同研究院は自らのイノベーションによる開発や発展に注力し、国内外の研究機関や大学、企業と協力関係を構築し、国内外の傑出した学者や研究者を結集し、技術成果等の移転や転化を加速化し、研究・産業化・教育・ユーザといった諸側面を一体化して、中国における戦略的な新興産業の発展を牽引しようと取組んでいる。



第3節 科威国際技術移転有限公司

1. 序言

科威国際技術移転有限公司は2002年6月に設立され、資本金は5000万元で、株主は清華大学や国内著名企業数社を含む。同社の本部は北京中関村清華サイエンスパークに所在し、スタッフは50名、その95%以上が大学卒以上の学歴を持つ。その中で、60%以上は修士以上の学歴を持ち、6名の博士を含む。同社は2008年に行われた第1回国家技術移転モデル機構の認定を通過した。

写真 4-3-1 科威国際技術移転有限公司が共催した中欧技術移転交流会



©科威国際技術移転有限公司

2. 現地インタビュー

訪問日時：2013年7月11日（木）11:00~12:30

訪問場所：北京市海淀区中関村東路1号清華科技园科技大厦B座701B/D

先方の対応者：Tan Hongxin氏（Director President）、他1名

日本側訪問者：JST 小原満穂（理事）、秦舟（CRCC フェロー）、青木一彦（北京事務所副所長）、張輝（立教大学大学院特任教授）

① 基本的な情報

・科威国際技術移転有限公司は国際技術移転、技術コンサルティング及び技術の創出支援をコア業務とし、バイオ工学技術、グリーン化学や新材料、新エネルギー及び省エネルギー

一や環境保護を重点領域として注目し、複数のプロジェクトを成功させたと同時に、とくに中小企業の製造プロセスの改善、技術及びイノベーション能力の向上を促進し、これらの企業に巨大な経済効果や社会効果をもたらし、持続的成長に支援した。

・清華大学は2001年に同大学国家技術移転センターを設立したが、科威国際技術移転有限公司は2002年に設立され、現状では清華大学に関する技術移転の全てのプロセスを行っている。同社の株の25%を「清華大学株式会社」が保有している。「清華大学株式会社」の大学との関係は、大学は当機関の株主にはなれないので「清華大学株式会社」を設立したのである。トップは大学の学長が兼務しており、中国では学と経営は分離している。大学の経営部門である「清華大学株式会社」の下に産業関連の会社がある。

・技術移転については、国内⇄国内、国内⇄国外、国外⇄国内、国外⇄国外の全てを行っている。清華大学に限らないし、中国にも限らない。技術移転の全てを行う。技術を売りたい人、買いたい人であれば誰とでもビジネスを行う。当機関は国から認定された機関である。当初、当機関が扱う技術は100%が清華大学のものであったが今は25%に満たない。

② 提供する主なサービス

・科威国際技術移転有限公司の第一の業務は国際技術移転である。企業を訪問して企業のニーズを把握し、そのニーズに合致する技術を探し出して企業のニーズを充足する。従って当機関は企業のニーズのために存在するといえる。当機関のビジネスの80%は企業のニーズから生まれる。

・同社の第二の業務は技術の紹介や評価を行うことである。第三の業務としては技術取引である。当社がある技術を買上げ、売り手を探す。売り手は誰でも良く、何社に売っても良い。技術を買うことについてもどこからでも買って良い。海外から買って海外に売っても良い。どこから買ってどこへ売っても良いのである。

・同社の第四の業務は技術の再開発である。同社は清華大学の研究施設を使えるので、技術の再開発にも従事する。同社では経営部門もありテクノロジーマネジャーが約30名在籍している。人材は修士課程以上の学歴で、職務に適した職務経験がある人材を採用して育成するので時間はかかる。

・「科威投資」も同社の技術移転をめぐるコア業務の一つであるが、技術移転や商業化に必要な資本や付加価値の提供に止まることなく、研究開発サポートなどを行う。国内外の大学、研究機関、企業、業界組織等との長年の協力経験を持つ。技術と市場の距離を最大限に短縮するように取り組む。

・同社の投資がとくに関心を持つ領域としては、新エネルギー、新材料、バイオ化学、先進的製造法、省エネルギーや環境保護などであり、投資規模としては、100万元から500万元程度である。

・同社は国家技術移転モデル機構として認定されたほか、「国際科学技術協力基地」「タイムズ国際化連盟発足メンバー」など認定され、清華大学からの委託を受け、北京市低炭素

技術移転センター等の関連業務を担当している。

③ いままでの実績や課題及び今後の方向性

- ・現在、同社の年間利益高は約 3,000 万元であり、同業界でいえば低くはない。
- ・投資の事例としては、Beijing Co-Bio Biotechnology., Ltd、北京清能華通科技發展有限公司、常州黃海麥科卡電動汽車有限公司の例が存在するが、Beijing Co-Bio Biotechnology., Ltd は科威投資と米国のある企業と共同で設立した中米合資企業であり、清華大学と米国の Cornell University との農業、バイオ技術領域の提携プロジェクトの実施主体である。同社は北京市重大科学技術成果産業化モデルプロジェクトの一つとして、政府からの資金等の支援を受けている。なお、北京清能華通科技發展有限公司は交通機関に必要な新エネルギー関連のハイテク企業で、常州黃海麥科卡電動汽車有限公司は研究開発、生産そして販売を一体化したマイクロ電動自動車及びその制御システムの現代化に取り組む企業である。
- ・清華大学のバイオマスに関する技術をさまざまな企業に移転した。同社はコンサルティングも行っており、市場調査や評価等を行っている。当機関の社員は約 50 人であるが、そのうち約 10 人が市場調査を担当している。最終的にそのうちの 1 名がレポートを完成させて幹部に提出し、幹部がその内容を見る。なお、当機関は排出権取引等も扱っている。
- ・同社はまたビジネスのインキュベータとして、お金を出して会社を作り株主となって、技術や会社を成長させた後に大企業等に売却するのである。これまでに売れなかった技術はない。最初に十分に調査を行っているからである。会社設立から数年でエグジットした案件もある。
- ・一つの例としては、同社が 150 万元を出資して企業を設立し、わずか 1 年半で 900 万元という値で会社を売却した例もある。同社で設立した会社の製品のモデルや工場を作り会社の付加価値を高めたうえで大企業に売却したのである。二つ目の例としては、海外の中小企業の中国進出をサポートした。同社で 300 万元を出資し、企業から 200 万元を集めて合弁会社を設立した。現在、この合弁会社の価値は 2,000 万元まで成長しているが、工場等も全て作ったうえでもう少し価値を大きくしてから売却したいと思っている。同社からこの合弁会社に対して知財分野のサポート等を行っている。三つ目の例としては、外国のバイオ企業から他の技術を受けて中国国内で実験して成功させた。
- ・他の例としては、日本の会社の E ビジネス、ロシアとの例等もある。政府関係の仕事も若干行っているが、同社の出発点は企業のニーズであり、他方、技術取引所は大学発のシーズが出発点である点が異なる。技術移転の初期に必要な資金を同社が出している。同社の設立時の資本金は 5,000 万元で、主要株主は茅台酒メーカーの大企業であった。現在の同社の価値はおおよそ 7,000 万元である。茅台酒メーカーは清華大学と関係が深く、清華大学の技術移転事業に出資している。
- ・同社の設立時、現在の社長は一人で事業を開始し、100 万元の資金を元手に 10 人程度の

チームをつくって最初の事業として船のブラックボックスを作った。すぐに資金はなくなって遠洋漁業会社に事業の話を持っていき、時間がないので 5 分で説明せよと言われ、5 分後には 500 万元を出資してもらうことが決まった。最初の事業は成功してその事業会社を売却して利益を得た。最初の事業で成果を出したので清華大学の名前を当機関に冠することが認められた物語である。

④ 国際的技術移転関連活動

- ・同社はもともと「国際技術移転」に焦点を当たっていることもあり、いままで述べた通り、国際的な技術移転に全力に取り組んでいる。
- ・同社の社長（Tan Hongxin 氏）はよく日本にも行っている。日本の省エネ技術や電力技術などにはとくに関心を持っている。

写真 4-3-2 インタビュー後、お昼を挟んだ懇談



©Chohki

3. 資料：清華大学について

清華大学は 1911 年に米国政府より返還された義和団事件の賠償金を基に設立された「清華学堂」がその前身で、その後 1912 年、名称は「清華学校」に変更、米国留学予備校となった。1928 年に「国立清華大学」と改名され、翌 1929 年に大学院も開設された。清華大学は北京大学と同様、日中戦争時には湖南省長沙市、さらには雲南省昆明市に移転した。1946 年、北京に戻り、いま、清華大学には 16 の学

部と 56 の学科があり、農学部を除く理、工、文、法、医、経済、管理、芸術等の学科をカバーする総合大学である。



清華大学における技術移転に関しては、前述した科威国際技術移転有限公司のほか、同大学国家技術移転センターがあり、同大学と地方政府や地方企業との連携（いわゆる「校地合作」や「校企合作」）を通して多面的に展開されることも多い。清華大学は科学技術開発部を設立し、地方政府と企業との仲介を各地の責任者に行わせることで、より緊密な形での連携を目指している。清華大学では現在全国の重要拠点の多くの省（市）と協力協定を結んでいる。

また清華大学はいくつかの機関を設けている。例えば、深セン清華研究院、北京清華工業発展研究院、浙江清華長三角研究院、河北清華発展研究院などは研究院型の機関で、そのほか大連産学研連携事務室、江門産学研連携事務室などの産学連携を中心としたタイプも存在し、技術移転を確実に推進している。

同大学には、同大学国家大学サイエンスパークが設けられており、1994 年、既存の清華大学科学技術園発展センターを始めとし、清華大学が、中国で最も革新的なサイエンスパークを目指して設立を開始した。独自の技術的・人的資源と革新的な企業と若い企業家とをつなぎ、秀逸なサービスをハイテク企業や研究開発企業に提供することで、国内外のベンチャー企業ビジネスの拠点となっている。1988 年に主要な建設が完了し、北京トップの大学や研究所が位置する中関村における最も先進的なビジネスプロジェクトの一つとなった。中国の新しい「革新的政策」による恩恵に関心を持つ国際的な企業がこの創作的な環境に魅力を感じている。

第4節 大連理工大学国家技術移転センター

1. 序言

大連理工大学国家技術移転センターは大連理工大学を代表して技術移転活動を展開する専門組織である。同センターは、大学の科学技術資源を把握し、共通的な技術の開発や拡散を実行し、企業技術センターの建設を推進し、大学の科学技術の成果転化や技術移転を促進し、国際技術イノベーションの協力を強化し、企業の技術進歩に必要なサービスを提供する。2008年に行われた第1回国家技術移転モデル機構の認定を通過した。

写真 4-4-1 現地インタビュー後の記念写真



©大連理工大学国家技術移転センター

2. 現地インタビュー

訪問日時：2013年10月27日 10:00-11:45

訪問場所：遼寧省大連市高新園區黄浦路541号国家技術轉移中心大厦

先方の対応者：鄭学鋒氏（同センター副トップ）、他に2名。

日本側訪問者：JST 林幸秀（上席フェロー）、秦舟（同フェロー）、張輝（立教大学大学院特任教授）

① 基本的な情報

・大連理工大学国家技術移転センターは2004年に設立されたが、大学の中では、中国国家発展と改革委員会よりの立案支援を受けた唯一のセンターである。2007年7月、同センタ

ーをベースに、大連理工大学技術移転有限公司が設立された。同会社の資本金は 1000 万元で、オフィスの面積は 1500 平方メートル、年間予算 200 万元で、会社スタッフは 19 人で、その中で、博士 2 人、修士 8 人である。

・同センターをベースにしながら設立した大連理工大学技術移転有限公司は同センターと別々の看板ではあるが、人的体制はほぼ同一である。

② 提供する主なサービス

・同センター（同会社、以下同）は具体的に、パーク開拓部、技術プロジェクト部、企業サービス部、知的財産部、投資融資部により構成される。会社は設立以来、5 の研究開発及びサービス・プラットフォームを設立し、同センターを代表して合計 5000 万元を出資している。

・同センターは、「校企合作」（大学と企業の協力イベント）を推進するとともに、大学と大手企業が連携して「共同研究院」を設けることを支援している。

・同センターは中小企業共通技術サービス・プラットフォームを構築し、精密幾何量測量センター、化学と材料分析測定センター、船舶製造国家工学センター、大連光電技術研究開発センター、デジタル制御技術研究開発センター、自動車電子・マイクロエレクトロニクス研究開発センターなどといった多様な専門的なプラットフォームを中小企業に対し開放し、活用してもらうようにしている。

・同センターは、大学に存在する多様な設備、とくに何かの研究開発に必要な測定機器や試験機器などを中小企業の利用ニーズに対し開放するよう勧めている。中小企業は何かの製品開発のために必要な大型設備や測定機器などを持たないし、どのように測定するなどもよく知らない。一方、大学側は大型設備や測定機器を持っているのにどれほど活用しているかは疑問。大学や政府による資金補助のもとで、大学の関連設備を中小企業に開放することで中小企業の開発力や技術力の向上に繋がる。

③ いままでの実績や課題、今後の方向性

・同センターがプロデュースまたは直接に技術や資本をもって参画し設立した企業例として、大連半導体発光照明工程技術センター有限公司、大連自動車ボディ製造工程研究センター有限公司、大連創思福調速器工程研究センター有限公司、大連長城理工光電技術研究センター有限公司、大連光ファイバー有限公司などがある。

・同センターは、「校企合作」（大学と企業の協力イベント）を推進するために、大学の教員を企業へ、または企業が大学へというのを、毎年 150 回ほど企画し組織し実行する。よって、企業の開発計画には大学の研究シーズを吸収し、大学の研究計画には企業のニーズを吸収するようになってきた。

・同センターは、大学と大手企業が連携して「共同研究院」を設けることを支援し、そこでは、企業は研究テーマを決め、大学は提示された研究テーマに取り組む、という関係に

なっている。「神谷」（企業）という有名な事例がある。また、同センターは大学と地方政府の連携を進める中で、蘇州、揚州、営口、珠海、大連などにおいて、「技術移転基地」を設け、効果的な技術移転を後押ししている。

・同センターの目指している新たな技術移転モデルとしては、①大学キャンパスと研究開発パークと産業パークという三つのところに存在する資源の結集メカニズム、②大学、企業と地方政府という三方が共同で産学官連携や技術移転のの体系化、③研究開発、成果の転化と産業化という三つのプロセスの協働による技術移転イノベーション機能、④市場ニーズを前提に、技術移転は研究開発プラットフォーム、技術サービス体系、技術移転センターという三位一体のモデルである。

④ 国際的技術移転関連の活動

・同センターは、2006 年 4 月に、大連理工大学にて大連理工大学と日本岩手大学と共同で国際連合技術移転センターを設立し、同年 9 月に、同大学とフィンランド技術研究センターが「中国フィンランド建築エネルギー効率シンポジウム」を共催し、2007 年 9 月、「科学技術のインキュベーションとイノベーション」という国際フォーラムを主催し、ニューヨークタイムズのコラム作家やニューヨーク州立大学商学院院長・教授を招いて基調講演を頂いた。

写真 4-4-2 岩手大学と提携協定の署名式



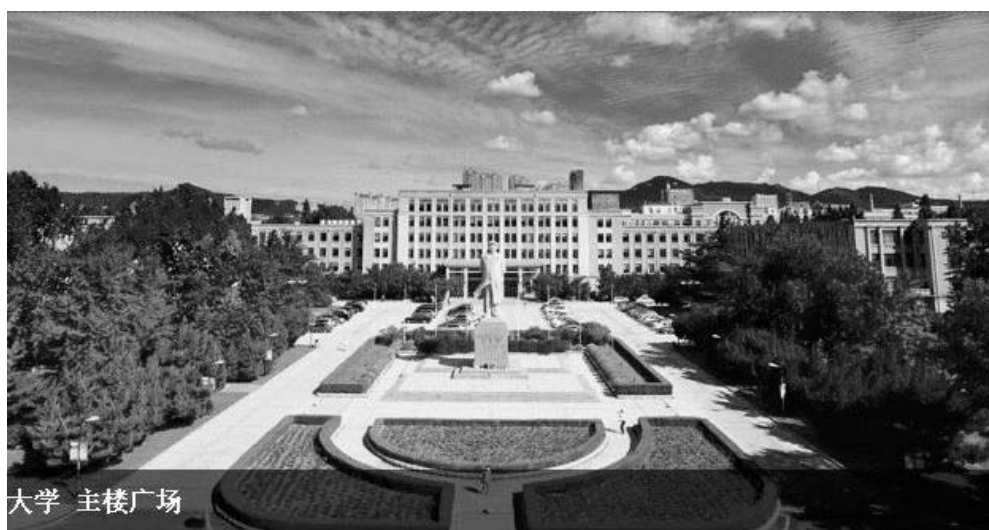
©大連理工大学公式サイト

・同センターは国際協力にも注力している。アメリカ、ヨーロッパ、ロシアのほか、日本の岩手大学や三菱化学、三洋電機などと連携や協力関係を持っている。

3. 資料：大連理工大学について

今日の大連理工大学は1949年4月に「大連大学工学院」として設立された。その後、「大連工学院」として独立され、1988年に「大連理工大学」と名称変更された。中国教育部が直轄する全国重点大学の一つ。今日、大学は理工を主としながら、理学、工学、経済学、管理学、文学、法学、哲学等の協調的な発展を目指している。

同大学は中国東北地方随一の大学であり、遼東半島にある大連に位置する。周りは情報サービス会社の集中地である大連ソフトウェアパークと大連ハイテク産業開発ゾーンである。同大学は化工学院、電子情報工程学院、ソフトウェア工程学院、土木水利学院、管理学院、機械工程学院、船舶工程学院、人文社会科学学院、建築芸術学院、環境生命学院、材料科学工程学院、外国語学院など、多数の学科を設けており、わが国の東北大学、埼玉大学、城西大学、東京大学、東京工業大学、東京電機大学、東洋大学、早稲田大学、広島大学、北九州市立大学、熊本大学、弘前大学、立命館大学と多様な交流や連携関係を構築している。



第5節 瀋陽工業大学風能技術研究所

1. 序言

瀋陽工業大学風能技術研究所は瀋陽工業大学に所属される研究所であり、30年近く風力発電技術の研究に取り組んでいる。同研究所は電気制御設計部、機械設計部、計算分析部、認証測定研究、翼試験及び材料応用研究などの専門的研究室により構成され、修士以上の学歴を持つシニア研究者が同研究所の研究者全体の80%を占める。同研究所は2011年に行われた第3回国家技術移転モデル機構の認定を通過した。

写真 4-5-1 瀋陽工業大学風能技術研究所公式サイトイメージ（部分）



©技術経営創研

2. 現地インタビュー

訪問日時：2013年10月29日 15:00-17:00

訪問場所：瀋陽市鉄西区興順街南十三路1号

先方の対応者：姚興佳氏（同研究所所長）、他1名

日本側訪問者：林幸秀（JST 上席フェロー）、秦舟（同フェロー）、張輝（立教大学大学院特任教授）

① 基本的な情報

・瀋陽工業大学風能技術研究所は1982年に設立されており、80年代の小型・分散型風力発電機、90年代の集中型風力発電機、2000年以後の大型風力発電機へと、今日まで30年の歴史を持つことになる。具体的には、電気制御設計部、機械設計部、コンピューター分析

部、認証測定研究、試験及び材料応用研究等の専門的研究室を設け、中国における多種多様の風力発電技術研究に取り組んでいる。

・近年においては、風力エネルギー関連 53 のプロジェクトを担当し、その中で、国家レベルの 863 計画や基金などのプロジェクトは 14 件、省や市レベルの科学技術計画は 27 件及び横断的な協力プロジェクトは 12 件になる。具体的には、大型風力発電の研究開発、風力発電の制御システムの研究開発、変速風力発電の講学技術設計、風力発電場の開発と建設、国家 863 計画としての大型変速風力発電機等の現場測定システムや実証研究等、といった事例が挙げられる。

・中国における国家科学技術発明賞は国家レベルの高名な名栄であるが、いままで風力技術研究領域は 2 つしか授与されていなくて、その一つは瀋陽工業大学風能技術研究所に与えられたのである。

② 提供する主なサービス

・同研究所は、風力発電機に関する設計、製造、性能測定、人材教育という 4 つの部分について相応の体制等を構築している。すなわち、設計は同研究所が担当し、製造は同研究所が選定した企業に対し技術許諾のもとで実行してもらい、製造された風力発電機の性能に対する測定は大学と企業による合弁企業で実施し、これらの一連のプロセスの具現化に必要な人材の育成は瀋陽工業大学が担う、という仕組みである。そこで、同研究所が開発した技術が確実に移転され、実用化されることになっている。

・同研究所はこのために、ユーザーサービス、技術移転ホットライン、技術交流と相談ホットライン及び技術サービスホットラインを設けて、常にユーザのニーズを把握するようにし、そこから現場の需要を吸い上げて研究所の開発テーマにし、また現場に提供するというように進めている。

③ いままでの実績や課題、今後の方向性

・現在まで、同研究所は 20 数社に技術ライセンスを提供しているほか、その技術をある企業に株として出資しているケースもある。また、企業と共同研究も行うが、企業の現場で直面する課題を研究所の研究テーマとし、研究成果は大学に帰属するが、企業に技術ライセンスまたは生産ライセンスを授与する。

・代表的な一例としては、「華創風能」が挙げられる。華創風能は中国大唐グループに属される大型風力発電設備の製造企業であるが、青島国電藍德環境工程有限公司と瀋陽工業大学の双方が出資して設立された企業である。主要株主の一つとなっている瀋陽工業大学風能技術研究所は華創風能に対し強力な技術サポート（開発、移転、生産ライセンス当）を行っており、華創風能の発展にとって重要な役割を果たしている。現在、華創風能が製造した風力発電機製品は中国の内モンゴル、山東省、黒龍江省、新疆自治区、山西省、福建省、寧夏自治区、雲南省、甘肅省、河南省等に販売している。

④ 国際的技術移転の関連活動

- ・同研究所が遼寧省風力発電重点実験室、遼寧省風力発電技術工学研究センター、遼寧風力発電教育基地、瀋陽市風力発電工学センターを設立するとともに、イギリス、日本、デンマーク、ドイツ、スペイン、インド等の国々と人才交流や技術協力を行っている。
- ・同研究所は日本の北海道大学や足利工業大学などとも共同研究を実施し、日本の企業に研究成果を提供している。

写真 4-5-2 現地インタビュー後の記念写真



©瀋陽工業大学風能技術研究所

3. 資料：瀋陽工業大学について

瀋陽工業大学は中国の東北地域の代表的な現代化都市である瀋陽市に位置し、工学を主としながら、工学、理学、経済学、管理学、文学、法学、哲学等の多彩な学科を有する研究型大学である。

同大学は1949年に設立され、1985年に「瀋陽機電学院」から現在の「瀋陽工業大学」に名称変更された。もともとは中国国家機械工業部に所轄される大学であったが、1998年より中央と地方による共同建設を行い、主として遼寧省が管理する大学になった。アメリカ、ロシア、日本、ドイツ、イギリス、オーストラリア、韓国及びフィンランド等の36の大学等と協力関係を持つ。



瀋陽工業大学の総敷地面積は 160 万平方メートル、建築面積は 62 万平方メートル、18 の学部、43 学科を擁する。学生数は合計 27,000 人、教職員は 1,200 人である。教員の 25% が博士学位を持ち、修士学位も合わせると教員の 70% に達している。瀋陽工業大学は優秀な学生の養成に最も力を入れており、電子設計、広告芸術などの全国大学コンクールで国家級の賞を獲得するほか、英語弁論大会で全国第 3 位に入るなど優秀な成績を収めている。

同大学の主要付属機関としては同大学工程学院が挙げられる。同工程学院は遼寧省遼陽市の国家大型石油化工生産基地中国石油遼陽石化公司のそばにあり、敷地面積 19.7 万平方メートル、建築面積は 6.4 万平方メートルである。瀋陽工業大学工程学院の学生数は 4,000 人、教員は 200 人であり、基礎理論を踏まえ高い専門知識の実戦力、応用力を兼ね備えたエンジニアの養成に力を入れている。

同大学にはサイエンスパークが設けられており、同大学の優位性や瀋陽市鉄西区の産業優位性をベースにして創設されて後、2002 年に遼寧省大学サイエンスパークに認定された。その後、遼寧省政府、瀋陽市政府、瀋陽市鉄西区政府の支持の下で、管理体制や運営方式、発展方向や発展環境、公共サービスの体系化、公共技術プラットフォームの建設、技術型企業のインキュベーションに大きな成果を得たとして、2007 年 5 月 16 日に、国家大学サイエンスパークとして認定され、除幕式が行われた。

第6節 華東理工大学技術移転センター

1. 序言

華東理工大学は、技術移転の原理に対する深い理解と実践的探索を基に、1998年に中国全国の大学の中で先駆的に「ハイテク成果転化センター」を設立した。2001年に元国家経済貿易委員会と教育部より「国家技術移転センター」と認定され、2008年8月には第1回国家技術移転モデル機構の認定を通過し、2008年12月には、「国家科学技術計画（タイマツ計画）実施20周年先進サービス機構」と表彰された。

写真 4-6-1 華東理工大学技術移転センター公式サイトイメージ（部分）



◎技術経営創研

2. 現地インタビュー

訪問日時：2013年6月24日 15:00-17:00

訪問場所：華東理工大学科学技術処会議室

先方の対応者：任虎氏（華東理工大学科学技術処副処長）、他1名

日本側訪問者：単谷（JST/CRCC フェロー、主査）

① 基本的な情報

・華東理工大学は、1998年に中国全国の大学の中で先駆的に「ハイテク成果転化センター」を設立した後、同センターは環境評価センター、安全評価センター及び工学設計研究

院といった3つの組織を吸収合併し、体系的な構想や制度的な構築を展開し、新たな技術移転モデルやメカニズムを探索し、全国の大学からの注目を集めたと同時に、中国教育部や元国家経済貿易委員会からの好評を得て、2001年に元国家経済貿易委員会と教育部より「国家技術移転センター」と認定された。

- ・同センターの運営理念は、同大学内外の技術移転に関わる諸要素を十分に把握し整合したうえで、大学のエネルギー、資源、化学、生物、医薬、新材料 IT などの諸領域の総合的な優位性をベースにしながら、企業のイノベーションニーズに対応し、資源、情報、サービスと連盟を基礎にし、ウィンウィンのメカニズムを一体化し、技術移転サービス・プラットフォームを構築し、ワンストップサービスやネットワーク化技術移転の全プロセスを提供し、エネルギー、資源、化工等の領域及び地域間、国際間の知識流動と技術移転のリーダーになる、とのことである。

- ・同センターは、専任スタッフは8名で（全員技術移転コーディネータの研修を受けている）、それ以外、兼任を含めて20名体制となっている。

② 提供する主なサービス

- ・同センターは事務局のほか、市場部、情報部、専門家コンサルティング部、中間試験プラットフォーム部、設計研究部、総合サービス部、国際連携部により構成される。

- ・主な業務内容としては、技術開発（大学内外の専門家チームを確保）、市場ニーズの調査及び分析、技術シーズプラットフォームの構築及び維持、知的財産、契約の管理、技術情報の紹介、技術コンサルティング及び評価（例えば安全性や環境）、大学と外部企業との調整、等である。

- ・とくに、市場部は主として外部との交流や技術移転連盟関連の業務を担当し、専門家コンサルティング部は技術コンサルティング、技術評価及び経済評価を担当し、総合サービス部は主として環境評価、安全評価、分析測定、特許事務などを担当する。

- ・同センターは広範囲にネットワークを構築し効果的に技術移転を進めるために、他の技術移転機関と連携しながら上海周辺にサブセンターやワークステーションを設けた。例えば、後述する国家技術移転連盟啓東ワークステーション、同連盟揚州サブセンター、同連盟太倉ワークステーション、同連盟呉興ワークステーション、杭州ハイテク成果転化センター、同連盟宝山科学技術イノベーションサービスセンターである。

③ 今までの実績や課題、今後の方向性

- ・同センターは、地方政府（常熟とシンセン）と共同で技術移転のプラットフォームを構築するとともに、前項で述べた各地には5ヶ所の地方事務所があり、技術の紹介を行っている。中国国内の16の大学とともに、化学工学業界の「技術移転連盟」を構築するとともに、上海交通大学と中国科学院上海分院と「国家技術移転連盟」を形成している。

- ・年間平均出願した発明特許は400件で、約半分は授与された。設立してからすでに100

以上の特許は実用化した。最近の2年間、技術契約金額は平均40%の伸び率で増加している。移転した技術をもとに、約100億元の経済効果を得られた。

- ・2013年11月には、同大学と蘇州ハイテク産業開発区と「華東理工大学蘇州工業技術研究院の建設に関する提携協定」に署名し、同大学と蘇州産学官連携とのマッチングでは多数のプロジェクトが契約に至った。

- ・当面の課題としては、企業とのマッチング率が低いこと、技術移転に従事できる専門的人材の不足、市場ニーズを正確に把握することの難しさ、企業には比較的に近視眼的な考え方を持つ関係者が少なくないこと、である。

④ 国際的技術移転関連の活動

- ・華東理工大学は既にアメリカ、日本、カナダ、ドイツ、イギリス、オーストラリアなど国家または地域の60余りの大学研究機構、及びアメリカ、ドイツ、イギリスなどの国際的多国籍企業とも多様な研究協力関係を構築している。同センター国際連携部はこれらの資源、互いに設定した技術移転の窓口、及び上海化学工業パークに駐在している大量の化学企業との関係を活用しながら、「海外から中国へ」だけではなく、「中国から海外へ」という双方向の技術移転の実現に注力している。

- ・同センターは、デュポン、3M、モンサント、バイエルをはじめとする多くの海外企業との協力協定を結び、米国最大の石油精製企業 Valero 社に技術を移転した実績がある。日本との協力実績はいまのところではない。

写真 4-6-2 同センターとベトナム技術移転センターと協力覚書に署名



©華東理工大学技術移転センター

3. 資料：華東理工大学について

華東理工大学は 1896 年に設立された「南洋公学」と「震旦学院」が前身。1952 年の全国大学間の学部調整の際に、「交通大学(上海)」、「震旦大学(上海)」、「大同大学(上海)」、「東呉大学(蘇州)」、「江南大学(無錫)」の化学工学部などのが合併して、「華東化工学院」となった。1960 年に教育部直属の重点大学に指定され、1993 年に現在の「華東理工大学」の名称となった。1996 年に「211 プロジェクト」に入選し、2000 年に大学院を設立した。「211 プロジェクト」に指定された重点大学で、化学工学の分野に強みをもつ。近年、文系分野の学科も充実し研究型総合大学を形成している。



同大学の主要な研究テーマは、水・石炭スラリー気化の新技術、加圧微粉炭の気化技術、ポリエステル製造大型プラント技術、大型石油化学装置の先進制御技術と最適化、メタノール合成大型プラント技術、先進脱水工程技術、フッ化フエインケミカルおよびフッ化触媒の先進設備技術、有機発光材料、新型自動発酵装置、圧力容器システム安全技術などである。同大学発の企業は、華東理工大学サイエンスパーク公司、上海創業投資有限公司、上海華濟集体資産投資管理中心、上海徐汇国有資産投資経営有限公司等を有する。

第7節 華中科技大学国家技術移転センター

1. 序言

華中科技大学国家技術移転センターは産学官連携を推進し、技術移転を促進する総合的なサービス組織として、2001年に、元国家経済貿易委員会（現中国商務部）と中国教育部の同意により設立された。これは当時、全国で最初に設定された6つの国家技術移転センターの一つであり、華中科技産業グループと緊密に連携しながら取組み、2008年8月には第1回国家技術移転モデル機構の認定を通過した。

写真 4-7-1 華中科技産業グループ公式サイトイメージ（部分）



©技術経営創研

2. 現地インタビュー

訪問日時：2013年7月16日（火）10:00~12:00

訪問場所：湖北省武漢市珞瑜路1037号 華中科技大学貴賓館會議室

先方の対応者：余翔氏（国際交流处处长、同大学管理学院教授）、他6名

日本側訪問者：秦舟（JSTCRCCフェロー）、趙晋平（同フェロー）、張輝（立教大学大学院特任教授）

① 基本的な情報

・同センターは、「サービスを持って支持を求め、貢献を持って発展を追求する」という社

会的サービスの理念のもとで、大学が持つ科学技術力や研究成果という資源をベースにし
ながら、技術移転という橋掛け的な役割やサービス機能を発揮し、多様な産学官連携のパ
ターンを探索し、大学で生まれた技術の転化に注力している。

- ・同センターの前身は同大学ハイテク成果移転センターである。このセンターは同大学科学技術成果転化弁公室に所轄される一方、技術協力弁公室、知的財産センター、創業投資
公司、リスク基金の導入、学外に駐在する研究院を下部組織としてマネジメントする。

- ・同センターは華中科技産業グループなどとも多様な連携を図り、複数の地域において設
立した同大学関連の研究院を通じて地域の企業ニーズを感知し、国際的な交流にも意欲を
持って取組み、時代の流れに沿った探索を続けている。

- ・現地インタビューの日、前述した余教授のほか、童俊（華中科技大学産業集团有限公司
董事長）、葉建国（同有限公司資産部部長）、丁学俊（科学技術発展院横向開発与科技合作
处处长）、この他、国際交流処スタッフ 3 名も同席し紹介して頂いたように、同センター
の技術移転活動は多様な側面との関連性に留意しつつ展開している。

② 提供する主なサービス

- ・同センターはプロジェクトの結集、技術の結集、情報の結集、資金の結集、サービスの
結集という 5 つの結集に着眼し、同大学が有する豊富な資源を活かしている。設立当初の
想定ミッションとしては、中間試験の技術開発、プロジェクト・コンサルティング、関係
者の研修サービス、企業診断やビジネス企画、無形資産の評価、技術取引の斡旋などであ
るが、その後の展開の中で調整している。

- ・同大学は、「応用を牽引し、基礎を突破し、協調的に発展する」という大学の発展戦略の
もとで、基礎研究層、ハイテク研究層、および技術開発層という 3 層構造の科学技術イノ
ベーションの体系を構築し、国家実験室、国家授産実験室、国家工程研究センター、国家
工程実験室などを有し、そのような環境の中で生まれた研究成果の移転、活用、事業化な
どを、華中科技大産業集団等を通じて積極的に推進し続けている。

③ 今までの実績や課題、今後の方向性

- ・華中科技大産業集団（企業グループ）は 2001 年に、同大学が全額（2 億元余）出資した
投資管理会社であり、大学を代わって、全額出資し、または一部の株を持つ大学発企業は
55 社に達している。たとえば、華工科技、華中数控、天喻信息、華工創投、大学サイエン
スパーク、出版社、華勝科技、建築設計院、開目軟件等の企業である。

- ・これらの企業は、①光電子やレーザー及びその応用類、②デジタル技術やデジタルシス
テム装置及び機械類、③コンピューターソフトウェアと情報技術類、④投資融資及び企業孵
化類、文化出版及び建築デザイン類といった 5 つの産業を形成し、地域の経済発展の中
でも重要な存在となっている。

- ・同産業集団は「産学研連携」の協調的な発展を目標にし、大学の自主的な研究成果の移

転や産業化の実現を目的としながら、大学の技術イノベーションや研究成果の移転メカニズムの改善を図り、地域の経済開発や発展に全面的に参加するとしている。現在、前述した 55 社の中で、3 社は上場を果たしてあるが、その共通の特徴の一つは、大学の技術的な強みを有しているからである。

- ・同センターは多様な産学官連携による科学技術成果の転化を探索し続けている。一定の地域において研究院を設立し、この地域向けの研究院を通じて技術移転を推進する。これを同大学国家技術移転センターの発展スタイルと考える。温州研究院、東莞制造研究院及び深圳研究院は現地企業の技術的ニーズを吸収し、企業と共同で 60 余りの連合実験室を設立した。また、産学研技術連盟を通じて、全国各地の数千の企業に対しても多様な技術やサービスを提供し、企業のイノベーションを支えている。

- ・今年 1 月に、大学は科学技術成果の転化に関する指導チームが発足された。このメンバーには、大学の指導者のほか、同産業集団も入っている。これは、大学が産学連携を重視するもうひとつの表れともいえる。当大学は大学の教員／研究者による創業（大学発ベンチャー）に対しては奨励している。また、研究成果／技術移転の場合、最大収入の 70% を教員／研究者に還元することが可能である。当産業集団は研究開発前のニーズ提供と研究開発後の産業化という双方に取り組んでいる。

- ・産業化という観点から考えた場合、技術はあくまでも一要素に過ぎない。どのようにして、どのような製品に持っていけるのか、どのようにして商品化し、どのような市場にも持っていけるのか、技術特性以外に考えなければならない側面が非常に多く、同産業集団に与えられたミッションの一つでもあるという。

- ・当大学はとくに以下の領域において、横断的研究開発や科学技術協力を進めている。すなわち、①機械製造、②新エネルギー、③光電子、④バイオ製薬、である。協力にはふたつのことを指しており、すなわち、「校地合作」（大学と地方の協力）と「校企合作」（大学と企業の協力）である。前者には武漢のほか、広東などとも実行中であり、後者には武漢鋼鉄や華為、電力会社などとも進行中である。

- ・現地対応者からは、①日本では TL0 が設けられているが、いまどのような状況にあるのか、②中国とは違うが、日本の科研費や COE 拠点研究資金などは研究を補佐する人員の人件費として支払えるが、いまもそうか、③産学連携や技術移転に関する人材育成にはなにかの方法や協力がいいのか、などの質問事項があり、日本側訪問者からは可能な限り回答した。日本側訪問者からは、①上場を果たした 3 社の株主構成や、②当大学の特許出願件数、そして③大学研究者への報奨金などについて質問や確認した。

④ 国際的技術移転関連活動

- ・同大学は世界 26 の国家と地区の 100 カ所余りの大学と良好な協力関係を築き毎年、150 人余りの外国の有名学者を招聘しており、海外の大学との共同研究を重視している。華中科技大学は 1983 年以来、日本の大学、企業、研究所等と頻繁に共同研究をしており交流分

野も広きにわたる。特に、日本工業大学、名古屋大学、広島大学、大分大学、東北大学、慶応大学、立命館大学、東京大学工学部、金沢大学医学部など 20 の大学と研究科レベルで交流関係を締結し、様々な形式で学術交流などを行っている。

・このような環境の中で、同センターや華中科技産業グループなどはさまざまな形で国際的な技術移転に関わりたいし、大学の既存する多様な関係者に必要なサポートを提供している。国際的な技術系の博覧会への出展を通じて国際交流を進める時も存在する。

写真 4-7-2 技術マッチング会場の一角



©華中科技大学公式サイト

3. 資料：華中科技大学について

華中科技大学は、その前身である「華中理工大学」、「同済医科大学」及び「武漢城市建設学院」が 2000 年 5 月 26 日に合併して設立された。同大学は中国教育部直属の全国重点大学であり、国家「211 プロジェクト」重点大学および「985 プロジェクト」大学でもある。数多い大学院や研究機構などを有する研究型の総合大学である。外国人留学生が 2000 人ほど、香港・マカオ・台湾地域学生が 140 人ほど在籍している（2012 年 4 月現在）。

同大学は産学連携を重視し、知識・技術のイノベーション及び実用化を任務として、「華工科技」を代表とするハイテク企業群を設立。大学のテクノロジーパークは国家「863」産業化基地となっており、同校の科学技術企業インキュベータは科学技術部によって「国家高新技术創業サービスセンター」として認可されている。近年、同校の社会への影響力は向上しており、本科生、研究生の就職率は 95% 以上にも達する。



同大学は世界 26 の国家と地区の 100 ヶ所余りの大学と良好な協力関係を築き毎年、150 人余りの外国の有名学者を招聘しており、海外の大学との共同研究を重視している。1983 年以来、同大学は日本の大学、企業、研究所等と頻繁に共同研究をしており交流分野も広きにわたる。特に、日本工業大学、名古屋大学、広島大学、大分大学、東北大学、慶応大学、立命館大学、東京大学工学部、金沢大学医学部など 20 の大学と研究科レベルで交流関係を締結し、様々な形式で学術交流、学生交流を行っている。

また、日本のルネサス株式会社、常石造船株式会社、方正株式会社、株式会社 I. S. B.、フジグループ等、多くの企業や研究機構とも密接な交友関係を築いている。日本と様々な形式の共同研究・交流を採用しており、国際会議や研究会の共同主催、華中地区日本語講演コンテストの主催、先端技術の共同開発及び共同研究、学生・教員の相互派遣などを行っている。また、太陽光発電装置を建設し、埋込システム実験室などを共同で設立した。多くの企業が、共同研究における優秀な学生を奨励するために、本校に奨学金制度を設立している。

第8節 四川大学国家技術移転センター

1. 概要

四川大学国家技術移転センターは、四川大学の下で 2001 年 9 月に設立された。これは国家發展改革委員会（元国家經濟貿易委員会）と教育部の同意を得て最初に設定された 6 つの国家技術移転センターの一つであり、2008 年 8 月には第 1 回国家技術移転モデル機構の認定を通過した。近年では、四川省科学技術庁や成都市科学技術局とともに、技術成果や技術移転のオンライン化に取り組む。

写真 4-8-1 四川大学国家技術移転センターオフィス入口



©JCTBF

2. 現地インタビュー

訪問日時：2013 年 7 月 15 日（月）14:00-15:15

訪問場所：四川省成都市一環路南一段 24 号 同大学会議室

先方の対応者：武梅氏（科技發展研究院科技合作と技術移転部副部長、博士）、他 3 名

日本側訪問者：秦舟（JSTCRCC フェロー）、張輝（立教大学大学院特任教授）

① 基本的な情報

・当大学は国家及び地域の經濟發展をサポートしようという基本方針のもとで、産学連携関連にも積極的に取り組む。当大学で設けられた国家技術移転センターは全国の 6 つの大

学の中での一つであり、2008年には中国科学技術部より「国家技術移転モデル機構」として認定された。2009年には中国初の「全国企業法人事業法人知識産権モデル組織」という称号が与えられた4つの大学の一つで、当大学サイエンスパークは中国最初に認定した15の国家大学サイエンスパークの一つでもある。

- ・同センターは四川大学、四川大学国家サイエンスパーク、四川省科学技術庁や成都市科学技術局とも密接な協力関係にあり、効率的な技術移転を効果的に展開していくために多様な試みを続けており、近年では、四川大学が有する膨大な資源に関し、オンラインによる情報公開や手続開示などにも注力している。

- ・同センターは、「立足西南、輻射全国」（中国の西南地域に立脚しながら、全国へと展開していく）という産学官連携のネットワークを構築しつつ、大手企業の参画などを得ながら、多様な形で企業技術センターを共同で建設していくことに注力している。

② 提供する主なサービス

- ・同センターは、総合情報弁公室、共通的技术プロジェクト開発弁公室、技術移転及び知的財産権弁公室、プロジェクトコンサルティングサービス部といった職能別オフィスを設けている同時に、専門家委員会、大学企業技術マネジメント委員会、大学協力委員会といったネットワーク型の組織も設けている。

- ・同大学の科学技術発展研究院は40名余りのスタッフを有しているが、産学連携や技術移転関連に従事しているスタッフは10数名である。当大学に医学部があり、病院もあるが、医学関連はその特殊性から、当科学研究部が科技合作と技術移転部ではなく、科学研究部が担当するが、そのほかは全部当部署が担当する。

- ・当大学の研究成果は新材料、化学、電子情報、省エネ、環境保護、医用材料や医療技術や食品加工といった多岐にわたる。近年では、成都市政府と共同で、技術移転の更なる活発化に取り組む中である。

④ 今までの実績や課題、今後の方向性

- ・当大学サイエンスパークは現在、上場1社を含む大学発ベンチャー50社を孵化し、近年においては、当大学と江蘇、四川、チベット、新疆等50余りの省（自治区）、市及び3000社余りの企業と産学研連携関係を形成し、100近くの大学と企業との産学連携プラットフォームを構築した。当大学は現在、研究資金でいうと、60%は各企業からの委託によるものであり、40%は国関連の各種資金である。

- ・当大学は、大学の教員による大学発ベンチャーへの取り組み対し、提唱もしないし制限もしないという考え方であり、教員の自主的な意志を尊重する。しかし、国家及び地域の経済発展をサポートするという方針に沿って、産学連携に資する研究等に対しては奨励するように制度化しようとしている。例えば、ある技術移転が100万元収入を得た場合、研究責任者に50万元-60万元を、大学に40万元-50万元を、という比率で分配される。

・一例として、ある大学研究チームは長年の研究で画像解析技術を持っており、これを当大学の科学技術発展研究院科技合作と技術移転部を通して評価や仲介などによって、企業に移転しその後企業も成長し上場まで果たした。研究チームは技術株として 50%以上を持ち、大学は 10%を持ち、残りはその他の株主である。このような形での産学連携や技術移転は大学や研究者の長所を活かしながら、効果的に商品化事業化にも繋がる。

・また、2013 年 4 月、中国常州市にて、常州天晟新材料有限公司と四川大学が共同で研究センターを設立する協定に署名した。常州の企業は高分子研究所、高分子学院、生物材料を中心とする多数のプロジェクトに関し、四川大学と連携する意向を示した。そして同年 5 月、中国石油化学企業グループと四川大学が科学技術協力基本協定や共同で研究院を設立する協定を締結した。

写真 4-8-2 同センターが共催した医薬技術移転検討会



©四川大学国家技術移転センター

・現地対応者からは、日本の大学における産学連携はどのような状況にあるのか、どのような形で行われているのか、どのような課題があるのかなどについての質問事項があったが、訪問者から可能な限り回答した。

⑤ 国際的技術移転関連の活動

・同大学は国際化についても積極的に取り組む。現在、32 の国または地域の 170 余りの大学や研究機構と交流や協力関係を形成し、アメリカ、カナダ、ヨーロッパ、オーストラリア、香港、台湾等 10 余りの国または地域 70 余りの国際的に知名大学と包括的、多層的また多様な共同で学生を育成する体系や、エネルギー研究センターなどを構築した。

- ・2004年には、四川大学国家技術移転センターが主催・案内する中で、韓国中国新材料協力センターの韓国専門家を迎え、近況交換が行われた。
- ・このような国際的な活動の一環として、同センターは国際的な技術移転についても深い関心を持ち、テーマによっては更に注力していく、と考えている。

3. 資料：四川大学について

四川大学は「天府の国（豊かな土地）」と呼ばれる中国の歴史文化の有名都市、成都市に位置する中国政府が中国西部に配置したハイレベルの研究型総合大学である。当大学は前四川大学、前成都科技大学、前華西医科大学といった3つの全国重点大学の2度ほどの合併により再編された。当大学は教育部直属の全国重点大学であり、中国西部に位置し、“985 工程”と“211 工程”でいう重点的に建設する高レベルの研究型総合大学である。文、理、工、医、経、管、法、史、哲、農、教、芸など12の分野をカバーし、30の学院及び大学院、海外教育学院等学院を有する。



四川大学には国家レベルの科学研究拠点が9、教育部の科学研究拠点が16、衛生部の重点実験室が3、省レベルの重点実験室が50個、「985 プロジェクト」による化学技術イノベーションのプラットフォームが9、哲学社会科学イノベーション拠点が3、全国高等教育機関哲学社会科学重点研究拠点が4、国家レベルの臨床研究拠点が3、高度な医療技術による付属病院4施設がある。2008年の全学における科学研究の費用合計は10.2億人民元に達した。

第9節 西安交通大学技術成果移転センター有限公司

1. 序言

西安交通大学技術成果移転センター有限公司は同大学国家技術移転センターが設立した会社であるが、同センターは同大学を代表して科学技術の成果を転換し、技術成果の資本化を運営するサービス組織である。同有限公司は2003年3月にISO9001品質管理体系の認証に通過し、中国初の同認証を通過した技術移転センターになると同時に、2008年には第1回国家技術移転モデル機構の認定を通過した。

写真 4-9-1 同公司席保鋒氏がインタビューに応じる



©Chohki

2. 現地インタビュー

訪問日時：2013年7月12日（金）13:30~15:30

訪問場所：陝西省楊凌邠城路3号

先方の対応者：席保鋒氏（同センタートップ、技術成果移転有限公司社長）、他1名

日本側訪問者：小原満穂（JST 理事）、秦舟（CRCC フェロー）、青木一彦（JST 北京事務所 副所長）、張輝（立教大学大学院特任教授）

① 基本的な情報

・当センターは1999年に設立された。当時、大学のシーズを産業に移転するため全国で6つの大学に設立されたうちの一つである。6つの拠点全てに特徴があるが、当センターは当初、副学長がセンター長となり、その後、大学のトップである書記がセンター長となった。当センターは大学のワンセクションとして設立され、その後に株式会社として西安交通大学国家技術移転センター有限公司も設立された。

・西安交通大学国家技術移転センターと西安交通大学国家技術移転センター有限公司とは2つの組織であるがスタッフは一緒である。資金は既にあった大学発のベンチャー企業から拠出してもらった。

・同センターは西安交通大学が持つ科学技術の資源と良好な基礎施設などをベースに建設し、主なミッションとしては、共通的技術の開発や拡散、大学企業共同設立技術センターの建設、ハイテク企業の育成、技術の資本化及び起業への投資運営、企業が国家等の関連基金や産業化資金申請へのサポート、国際的な技術イノベーションを展開する。同センターは大学、研究機関と企業との協力や技術の開発、評価、移転などに注力している。

・同センターのスタッフの基本給は大学と一緒に、成果が出ればボーナスが支給される。

② 提供する主なサービス

・同センターのほうは学内の諸関係を調整するが、有限公司のほうは関係する企業との調整を行う。同センターは技術移転の政策を作って研究者を支援する。奨励策として住宅を安価で提供することや、昇進を早くする等の政策がある。

・成果の金銭的配分は大学が60%、研究者が20%~40%である。研究者はこの配分を基に企業の株主になることができる。センターと併設されている会社部門の運営資金が必要であり、所属員への給与支払のために利益が必要とされる。従って大学が受け取った60%の資金のうち、その20%がセンターと併設されている会社部門に還流される。

・このような資金の流れを確立する過程では問題点もあり苦労した。まず資金管理会社を作り大学と区別することにした。そして法律や財務等の専門家を採用した。また、研究者の科研費申請のサポートを行い、首尾よく科研費を獲得できた場合には成功報酬の手数料をもらうことにした。さらに一般企業に対しても技術移転に関するコンサルティングサービスを行うこととした。

・大学のシーズ全体を管理しているのは別の機関が行っているが、そのシーズと企業等をマッチングさせるために、企業に対する説明会を開催する。また、地方政府の科技部門を通して企業説明会も実施する。さらに非公式のネットワークも活用する。このネットワークは有効であり多くの例がある。

・このほか、国家が推進する産学連携関係の科技プロジェクトを受注する活動も行っている。そして、全国の地方政府に対して技術を紹介する事業も行っている。

③ 今までの実績や課題、今後の方向性

・これまでに（2013年7月現在）約8,000万円の利益を出している。株式総額は約6,000万元であり、合わせて約1億4,000万元である。8000万円の利益の内訳は株式売却益や株式配当金収入である。

・まずは利益を大学に全て還元している。その後、運営資金として約10%=800万元が戻ってくる。例えば、薄膜で電極を作る技術について、当初は日本から高い値段で輸入していたが、当センターが関与して一人の研究者と浙江省の企業との合弁会社を設立し、浙江省の企業は5,000万元を投資し、深センで共同研究を行い、類似品の開発に成功した。以後、日本製品の価格が下がった。この開発で研究者個人には成果の40%である約760万元が配分され、当西安交通大学国家技術移転センター有限公司には60%の約1,000万元が配分された。これは全て大学に還元され、そのうちの10%が当センターに運営資金として還元された。

・資金管理会社の下にベンチャー企業やセンターがあるが、この資金管理会社は事実上大学の一部と考えてよい。これは何か問題が起きた場合、責任は大学には波及せずに資金管理会社が負う、というようになるためである。

・シーズのさらなる研究開発に関しては、大学の中に「科技教育研究院」という部門が設けられており、基礎研究のシーズを応用研究する技術者を探す。そしてその技術者を研究者が雇う。雇用にあたっては大学が補助金を支給する。技術者のレベルは博士とは限らないので、技術者としての能力が高ければ良い。有能な技術者は大学の正職員（教授等）になる場合もある。

・基礎研究が応用研究より低く見られるということはなく、むしろ逆である。中国でも基礎研究の論文がネイチャー誌等に掲載されることは高く評価される。むしろ応用研究がもっと増えなければいけない。中国の一般的な考え方としては、社会発展とは応用研究により企業に技術が移転されることであり、政府の資金は清華大学等に多く配分され過ぎであるとも思われている。当大学は少ない資金で収益を上げている。

・企業からの研究開発資金はどの程度かについては一概にはいえないが、日本も含めた海外からもかなり来る。これは当大学で研究を実施することは安価で良質だからである。一つ成功すると同じ会社の別の部門から引き合いが来る。しかし、基礎研究と製品化のあいだの応用研究部門の拡充は課題の一つであるといえる。

・研究者の引き抜きについてであるが、基礎研究部門ではある。論文がネイチャー誌等に掲載されればいろいろな大学から引き合いが来る。

④ 国際的な技術移転関連の活動

・これから、必要に応じて、国際的な技術移転活動に取り組んでいきたい。

3. 資料：西安交通大学について

西安交通大学は1896年創立の「上海南洋公学」が前身、1921年に「交通大学」に改称された。1956年に西安へ移転し、1959年に現在の「西安交通大学」に改称された。教育部直属の国家「211プロジェクト」および「985プロジェクト」に指定された重点建設大学である。西部地区で唯一の国際的なスーパーコンピュータセンターを有しており、優れた科学研究成果と技術競争力が国内で認められている。2005年に、国家科学技術賞7件を獲得し全国の大学で2位となった。



同大学は現在、理学院、数学・統計学院、機械工程学院、電気工程学院、能源（エネルギー）・動力工程学院、電子・信息（情報）工程学院、軟件（ソフトウェア）学院、網絡（ネットワーク）教育学院、信息（情報）・通信技術研究院、前沿（先端）科学技術研究院、材料科学・工程学院、人居（住宅）環境・建築工程学院、生命科学・技術学院、航天（宇宙）航空学院、化工学院、医学院、経済・金融学院、人文社会科学学院、金禾経済研究中心、外語学院、管理学院、公共政策管理学院、法学院、体育部、数学・統計学院、国際教育学院、理学院、可持續（持続可能）發展学院、繼續教育学院を有している。

同大学は2012年現在、アメリカ、日本、イギリス、ドイツ、フランス、イタリア、シンガポール、韓国など42カ国の145校の大学・研究機関と提携関係を構築している。

第 10 節 中国技術取引所

1. 序言

中国技術取引所（略称「CTEX」）は国务院の承認のもと、2009 年に北京市政府、科学技术部、国家知识产权局及び中国科学院が共同で設立した技術移転サービスの専門機構であり、技術流通の促進を目的としている。同所は 2011 年には第 3 回国家技術移転モデル機構の認定を通過し、現在は中国における技術取引の主要機関の一つとして技術取引の中心的役割を担っている。

写真 4-10-1 現地インタビュー後



©CTEX

2. 現地インタビュー

訪問日時：2013 年 7 月 11 日（木）9:15~10:45

訪問場所：北京市海淀区北四環西路 66 号中国技術交易大厦 B 座 16 階

先方の対応者：高静氏（同取引所総裁補佐）、他 1 名

日本側訪問者：小原満穂（JST 理事）、秦舟（同 CRCC フェロー）、青木一彦（JST 北京事務所副所長）、張輝（立教大学大学院特任教授）

① 基本的な情報

・同所は、中国国務院の承認で設立された専門機関であるが、運営は株式会社の形態をとって展開されている。同所の資本金は2.2億元であるが、株主は、北京産権取引所、北京ハイテク創業サービスセンター、北京中海投資管理公司、中国科学院国有資産経営有限责任公司である。現在、中国全国に複数の事務所を構えている。

・同所は「技術創造財富、創新強盛中国！」（技術で富を創造し、イノベーションをもって中国を強くする）を経営理念とし、「公平、開放、イノベーション、効率」をサービス方針としたうえで、「平等自主、開放協力」という原則を堅持し、同じ業界の関係機関との連携を強化し、技術取引のプラットフォームを構築し発展するとしている。

・同所は技術取引サービスチェーンの完備を特徴として挙げている。具体的には、評価機関、検索コンサル、知的財産代理申請機関などの専門仲介業者との協力と、北京交易産権所集団との連携により、技術流通における特許の検索、技術の評価査定、取引決済、融資サービスといった全方面にわたるサポートを行うことなどである。

② 提供する主なサービス

・CTEX ではバイオ、省エネ・環境、近代農業、電子情報、建材技術や新素材など、政府の重点産業と位置づける産業に関して、技術の審査にはじまり、合意書の作成サポート、技術評価による値決め、マーケティング調査、技術の統合一譲渡から企業買収までの一連の知的財産取引における全過程を総合的に扱うことを強みとしている。また、この機関では技術分野だけではなく、取引決済に係るサポート、融資サービスといった資金回収までを視野に入れたサービス提供が可能となっている。

・各種サポートサービスについては、技術移転のプラットフォームを構築し、ウェブサービス、技術説明会、その他の情報発信を行っている。工業情報部と連携して行っている業務もある。技術の登記、認証審査などのサービスをワンストップで提供している。さまざまな分野における技術移転プロセスを全てカバーするサービスを提供している。

・国が保有する株を企業や個人に移すサービスも行っている。例えば開発した技術をお金に換算して開発者が株主となるサービスなどである。国有企業の技術者が開発した成果をお金に換算し、該当技術者が国有企業の株主となったり、既存の技術をもとにベンチャー企業を設立する際のサポートを行っている。

・技術を開発した技術者は株という財産を保有し、株主配当などさまざまな受益を享受できる。技術移転の全てのプロセスに対してコンサルティングサービスを提供している。今までは政府からの補助金により運営していたが、今後は自前の資金で運営していくように取り組んでいる。コンサルティングサービス自体では課金せず、その過程で派生する部分で収益を上げている。

・商標登録しないとお金にならないのでそのプロセスについてもコンサルティングサービスを提供している。商標を保護することは大切である。もともと商標を扱う機関が全身だ

ったので商標登録に関するサービスも提供している。また、中国では技術を登録すると免税になるという政策が 20 年継続しているので技術登録に関するサービスを提供している。

・米国や英国などに支部がある。特許の評価については評価機関を持ち、マニュアルに沿って評価を行い、大学を訪問して調査を行い、データベース等も参照して行う。

③ 今までの実績や課題、今後の方向性

・具体的な実績としては、例えば医療に関連する成功例がある。CTEX は医療デバイスよりもむしろ医薬品を得意分野としており、実際の取引成功例としてもレプターゼ（遺伝子組み換え型プラスミノゲン）の技術取引、医薬の方正医薬研究院プロジェクト（成約額 1,820 万人民元）の技術取引全般の仲介に伴うアレンジに携わった。また、国際医薬技術移転プラットフォームを設置しており、その運営にも力を注いでいる。

・中国における初めての試みとなる知的財産（特許技術）取引におけるオークションを中国科学院計算機研究所、北京国信興業オークション有限公司等と共同開催の元で、2011 年 4 月には第 1 回目となるオークションが行われていた。第 1 回目のオークションでは 70 件のオークションに拠出され、うち 28 件が落札された。落札総額は 256.8 万元となって、出品者や入札参加者などに好評されている。

写真 4-10-1 同取引所主催第一回特許オークション会場



©JCTBF

・同所の主な業務は取引所、融資、各種サポートサービスの 3 つである。取引所については農業、省エネ、商標などの分野ごとに取引所があるが、融資については関連の基金を 2 つ創設し、貸付と信託を行っている。すなわち、融資については、イスラエルから農業技術に移転する際に中国で基金を創設したり、銀行と一緒に信託会社を設立して技術開発を行う事例がある。

・：企業が特許を使いたい場合は特許庁などを調べれば良いのになぜこの機関を使う必要があるのか？：当所は必要な全てのサービスを実施しているのが特許庁ではそれが無いからである。いうまでもなく 100 の技術のうち製品になるのはわずかである。契約などが結べない場合もある。そうした部分を当機関がサポートするわけである。

・例としては、医療の新技术を製品化するまでのプロセスで資金等のサポートを行った。

製品化が成功した後で、関係者に利益が配分された。そのルールはケースバイケースである。別の例としては、10 億元規模の価値がある技術について当機関がサポートして製品化した。利益配分の仕組みについてもコンサルティングを行った。このときは当機関で技術を買ってくれる企業を探した。当機関にはデータベースがあり、また、この規模の技術を買うことができる企業は限られていた。

- ・当機関ではノウハウの取引も行っている。基礎研究から企業化までのプロセスに関するノウハウである。当機関の初回の活動時には約 40%のマッチングに成功した。最近では約 10%である。技術があれば大学でも中国科学院のような研究機関でも区別はしない。

- ・当機関では国家重大計画に関わる技術も扱っているが、そうした場合は技術を売り手も買い手も企業である場合が多い。なぜなら国家重大計画を受注する機関は企業が多いからである。なぜ企業が多いかというとそのほうが技術を売りやすいからである。当機関では大学と企業を分けた統計はしていないが、企業が多いのは間違いない。

- ・なお、技術を開発した個人がその成果に基づいて企業の株主になる場合は各種手続が必要だが、当機関ではこの手続についてもサポートを行っている。

- ・：特許のライセンスも：行っている。特許の売買はときにオークションで行うが、ライセンス（10 年等）もある。全ての関係者が望む方法をコンサルティングし、ソリューションを提供している。これが同所の役割である。そのような機関がレベルは別として、中国には約 25,000 あると言われている。

- ・：手数料はいくらなのか？これは取引定額の%というようには定めていない。ケースバイケースで決めている。0.2%~0.3%というルールは一応あるが、あくまでもケースバイケースである。当機関は手数料収入で成り立っているわけではない。トータルサービスを行っているのである。

- ・：融資の原資は：当機関の利益留保から融資を行う。なお、当機関の運営資金の 1/3 は融資金業で、1/3 はコンサルティングサービスで、1/3 は国から得た資金である。

④ 国際的な技術移転関連の活動

- ・：海外の特許も一定の条件に満たせば扱っている。韓国から技術が来れば対応するし、また、中国の技術等の国際商標登録も行っている。

- ・アメリカ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、韓国、シンガポールなどの関連機関と多様な交流関係を有している。

- ・2011 年には第 3 回国家技術移転モデル機構の推薦や認定に通過し、2010 年 8 月に北京にて、中国科学技術省副大臣、中国国家知識産権局副局長、北京市政府副市長が臨席される中で、日中テクノビジネスフォーラム（JCTBF）と戦略的なパートナー提携を結ぶ日本初の団体として、調印式を執り行った。

3. 資料：北京中関村サイエンスパーク地域について

中関村サイエンスパークは中国初の国家ハイテク産業開発区として大きな成功を収めて国内外からの注目を集めており、しばしば「中国のシリコンバレー」とも称される。現在、世界の一流パークを目指し、電子情報、バイオ製薬、新エネルギー、フォトエレクトロニクス、新素材、環境保護等の分野に取り組んでいる。同サイエンスパークは現在 10 のサブパーク（大興バイオ医薬産業基地を含む）で構成されており、国家ソフトウェア産業（輸出）基地、国家バイオ医薬産業基地、国家工程技术イノベーション基地、国家ネットワークアニメ産業発展基地としても認定されている。また、国家インキュベータも多数設けられている。



同パークは、Lenovo、Founder、UFsoft、HanWang、Sinovac、Sohu、Sina、Baidu、Vimicro、Aigo 等の 2 万近くのハイテク企業があり、ハイテク産業は過去 10 年以上の間、年間成長率 25%以上を維持している。2007 年、開発区のハイテク企業の総生産高は 9035 億元を超えており、これは国家全体のサイエンスパークの総収入の 7 分の 1 に等しい。Microsoft、IBM、AMD、Motorola の他、前記した諸分野の世界ランキング上位 500 の企業の多くが子会社や研究所を設立している。同開発区には、北京大学や清華大学を始めとする中国トップの大学が 30 以上、中国科学院や中国工程院等の 200 以上の研究所、アジア最大の国家図書館、特許庁がある。

第11節 天津市国際生物医薬聯合研究院

1. 序言

天津市国際生物医薬聯合研究院は、中国共産党中央委員会と中国国務院が天津滨海新区の開発戦略の具現化するための一つとして、新たな経済的な成長源を育成し、中国におけるバイオ技術と医薬工業の飛び級的な発展を牽引するため、中国科学技術部、商務部、衛生部、国家食品薬品監督管理局と天津市人民政府が共同で設立したのである。2012年には第4回国家技術移転モデル機構の推薦や認定に通過した。

写真 4-11-1 天津市国際生物医薬聯合研究院



©同研究院公式サイト

2. 現地インタビュー

訪問日時：2013年10月31日 16:00-17:30

訪問場所：天津経済技術開発区洞庭路220号 同研究院展示楼

先方の対応者：沈亜文氏（同研究院分院オフィストップ）、他2名

日本側訪問者：JST 秦舟（フェロー）、張輝（立教大学大学院特任教授）

① 基本的な情報

・同研究院は、中国科学技術部、商務部、衛生部、国家食品薬品監督管理局と天津市政府が共同決定し、天津経済技術開発区のイノベーションパークの象徴として、天津市政府が11億元を投資し、計画建築面積は35万平方メートル、7万平方メートルの第1期計画は2009

年6月に完了し投入され使用されている。

- ・同研究院は、多様な性格か役割を持つ組織であるといえる。まず同研究院は言うまでもなく研究機関である同時に、次に同研究院はバイオ医薬ベンチャーを育つ孵化器（インキュベーター）でもある。さらに、同研究院は関係者（製薬企業や研究者など）に対し多数の情報や設備の利用を提供する専門的なプラットフォームでもある。

- ・同研究院は位置する濱海地域をもとに「濱海モデル」の創出をめざしながら、連年国家重大研究プロジェクトに取込むとともに、薬物の早期発見、臨床前研究、臨床研究、中間試験生産など複数の薬物開発に必要なプラットフォームを構築し、海外から大量な人材を呼び込み、国内外の研究機関等との協力や交流も緊密にし、薬物の製品化や産業化を早めようと注力する。

② 提供する主なサービス

- ・同研究院の主な業務は3つある。まずは技術の研究開発である。国際協力の中でバイオ創薬や漢方薬の開発などに必要な一連のプロセスを同一のところで効率的行う。次にプロジェクト導入や国際連携である。同研究院は壁を設けないように、積極的に国際的な協力を注力している。第3に人材育成プログラムである。未来に向けたコア人材の有無が非常に重要とされる中で、バイオ医薬関連の専門人材の戦略的な育成がミッションの一つになっている。

- ・このために、同研究院は以下の複数のプラットフォームを構築している。薬物発見プラットフォーム、薬物研究開発情報プラットフォーム、薬物分析測定プラットフォーム、バイオ新薬の中間試験プラットフォーム、漢方新薬研究開発プラットフォーム、臨床研究プラットフォーム、及び薬物検査所である。

- ・2010年5月、同研究院は天津経済技術開発区国有資産経営会社と共同で天津市国際生物医薬聯合研究院有限公司（株式会社）を設立した。資本金は500万元であるが、これは研究開発、生産、サービスの一体化を追求したハイテク企業である。

- ・このように、同研究院は天津市国際生物医薬聯合研究院有限公司とともに、求められる役割に応じて関連サービスを提供している。

③ 今までの実績や課題、今後の方向性

- ・現在、同社（天津市国際生物医薬聯合研究院有限公司）のもとで、さらに4つの子会社が設立された。それは旭和（天津）医薬科技有限公司、天雲和創（天津）医薬技術サービス有限公司、和鈞（天津）生物医薬科技有限公司、邈和（天津）生物医薬技術開発有限公司、といった4社である。

- ・同研究院は自身の人材、資金、プラットフォーム、産業化経験等の優位をベースにしながら、基礎研究の豊富な資源を有し、伝統的な管理に得意とする南開大学、天津大学、天津科技大学、天津中医药大学、天津医科大学と提携し、2012年現在、400名の大学院生

を育成した。また、同研究院はアメリカ、中国ドイツバイオサイエンスパーク、韓国サムソングループ、フランスなどの 20 数社の大手製薬企業／部門と交流関係を構築し、相互協力プロジェクトの発掘や推進に取り組んでいる。

- ・同研究院は新規企業を育つ孵化器（インキュベーター）として、現在 133 のバイオ医薬ベンチャーが入院（同研究院に駐在）している。入院と認められた場合、50 万元から 100 万元が提供され、また、関連の創業支援や経営支援として、資金面やマーケティング面など、多彩なサービスを受けられる。

- ・同研究院の経営コンセプトには、「国際協力、多角認証」というのがあり、これは、海外の薬品が中国の医薬市場に参入しようとする際に、不可欠と理解される「認証」に関し、

同研究院にて測定等を行い、認証へと繋がるように効率的に動くために構築された珍しいシステムである。同研究院はこのようにして、国内外において技術移転の確実な展開に注力し続けている。

写真 4-11-2 見学しながらインタビュー



©Chohki

④ 国際的な技術移転関連の活動

- ・前述したように、同研究院の 3 つの主要業務の一つとして「プロジェクト導入や国際連携」がある。このため、国際的な共同開発や開発協力などは積極的に進めている。この活動の中で、国際的な技術移転も自然に生まれるし、同研究院の発展のために、国際的な技術移転にも注力している。

- ・同研究院は現在、アメリカ、フランス、イギリス、ドイツ、オーストラリア、韓国など数十の多国籍企業等と提携関係を構築している。中でも、ノーベル賞獲得者の

Leland Hartwell 教授や、Antisense (ATL)、Thermo Fisher などを含む。

3. 資料：天津経済技術開発区

経済技術開発区とは、中華人民共和国において、1984 年以降の改革開放政策の一環として、1978 年に始まった経済特区に次いで、1984 年に指定された対外経済開放地域のことである。正式名称は「国家級経済技術開発区」（英文: China National Economic and Technological Development Zone）といい、単に「開発区」（Development Zone または Development Area）ともいう。

天津経済技術開発区（TEDA（Tianjin Economic-Technological Development Area）は、中国の国務院の認可を経て 1984 年 12 月 6 日に設置された経済特別区である。中国東北部の天津新沿岸地区に位置する TEDA は、中国北部最大の港、天津新港に隣接し、天津濱海国際空港までは約 38km、北京までは約 130km の距離で、それぞれ高速道路や高速鉄道で結ばれている。



2008 年、TEDA の工業総生産は前年比 23%の成長率を記録し、初めて 1000 億元（約 1 兆 4000 億円）の大台に乗せた。2008 年末までに、TEDA は累計で 74 の国と地域（香港、マカオ、台湾を含む）から 4618 件の外国企業のプロジェクトを認可し、その総投資額は 474 億ドルに達した。『フォーチュン』誌掲載の世界トップ 500 の企業のうち、76 社が TEDA の 157 件のプロジェクトに投資している。

第 1 2 節 江蘇国際技術移転センター

1. 序言

江蘇国際技術移転センターは江蘇省発展改革委員会の同意を得て、2004 年 9 月に設立された。同センターのミッションは、組込み的なマルチメディア技術やデジタル端末技術をめぐる、その技術の商品化や事業化、また企業の育成である。中国工程院院士許居衍氏は同センターの首席科学家として任命され、同センターは 2009 年に第 2 回国家技術移転モデル機構の認定を通過した。

写真 4-12-1 同センターと金壇市市長と会談中



©同センター

2. 現地インタビュー

訪問日時：2013 年 6 月 26 日 10:00-12:00

訪問場所：江蘇国際技術移転センター管理委員会会議室

先方の対応者：楊志強氏（江蘇国際技術移転センター副主任）、他 1 名

日本側訪問者：単谷（JST/CRCC フェロー、主査）

① 基本的に情報

・同センターは、産業移転から技術移転へという時代的な流れを重視し、国際的な技術競争力を形成するために取り組んでいる。組込みマルチメディア技術は IT の中で成熟した技

術であり、国際的に一部の寡占企業に独占され、中国の中小企業の発展を大きく阻害する一要因となっている。

- ・江蘇国際技術移転センター江蘇省改革発展委員会の許可のもとで設立し、中国科学技術部に認定された唯一の民営技術移転機構。専任スタッフは12名で（全員技術移転コーディネータの研修を受けている）、複数の専門家委員会を併設している。無職留学帰国者創業パークと同じ敷地にあり、緊密に連携を取っている。

② 提供する主なサービス

- ・同センターの主な業務内容は、海外の技術情報を収集し、中国国内企業に紹介、マッチングする。日本、カナダ、シンガポール、アイランド、米国に事務所を設けている。海外人材のヘッドハンティングや海外ハイテク製品の中国マーケットへの導入も業務の一環となっている。技術情報の収集、技術導入のサポート、技術の実用化などの業務に全面的に関与している。技術分野はとくに電子、省エネ、環境、生物、医薬、新材料など。これらの技術（10,000件以上）を専用のデータベースに保存、管理している。

- ・同センターの収入源は技術売買の仲介費や国からの補助金に頼っている。

- ・同センターの運営主体は江蘇矽太信息科技有限公司によるものであるが、上海市や浙江省の技術移転関連機構との協力協定も締結し、お互いに技術情報の共有や移転協力を進めている。

③ 今までの実績や課題、今後の方向性

- ・現在、同センターパークに入園している企業は工学研究センター等18の研究機関があり、15の帰国留学生企業もある。同センターは中国における中小企業の技術イノベーションの推進器になると期待されている。

- ・当面の課題としては、技術移転に従事できる専門的な人材の不足、市場ニーズの正確な把握、企業が近視眼的、中国科学院が開発した技術のうち、中小企業に適した技術が少ないこと、などが挙げられる。

④ 国際的な技術移転関連の活動

- ・2011年から、日本との協力が増えてきている（日本語堪能なスタッフが複数いる）。現在、日本との協力内容は、第1に、技術移転（日本企業の技術と中国企業ニーズのマッチング）、第2に、日本商品の中国市場への導入、第3に、日本人管理者の中国企業への紹介（江蘇省の企業の多くは、退職した日本人管理人材を欲しがっている）、第4に、日本企業の中国への進出協力（パークの敷地内、Japan Townを建設することを検討している）。

- ・現在、2010年11月、日本の東北経済連合会との協力協定を締結し、東北経済連合会は定期的に日本東北地区企業の新技術、製品情報を江蘇国際技術移転センターに提供し、江蘇国際技術移転センターはこれらの新技術、製品を中国企業に紹介している。中国企業と

契約下件数は 60 件以上に上っている。

写真 4-12-2 日本の東北経済連合会との協力協定を締結



©同センター

・日本側企業及び機関への助言としては、中国側パートナーの声に耳を傾けて欲しい、中国市場のニーズに合わせて技術移転の価格を設定すべきである。

3. 資料：無錫ハイテク産業開発区について

無錫ハイテク産業開発区は「無錫新区」とも称され、既に無錫市の経済発展のエンジン、対外開放の最前線、自主創業の戦略基地となっており、総合力とイノベーション能力は全国のトップクラスにある。2004 年 CCTV「中国経済活力都市」、2005 年フォーブス「中国最善商業都市ランキング第 2 位」、2005 年中国都市総合競争力ベスト 10、2005 年中国誠信政府ランキング第 2 位となった。

同開発区は、国家 IC 産業基地、国家級液晶ディスプレイ産業園、ISO14000 国家環境保護模範区、ISO9002 管理システム、国家科学技術部「全国高新技术産業開発区科学技術创新能力総合評価第 2 位」、『Corporate Location』誌「アジア太平洋地区環境最善科技工業園」となった。



無錫市は「国際先進製造基地」の構築を目指しており、日系企業を中心として外資誘致に力を入れている。2005 年末まで、無錫新区の契約ベースの外資利用額は累計 100 億米ドルで、実際に外資の利用額が 60 億米ドル、外資投資案件は 1300 余りであった。世界的に有名企業の上位 500 社の中の 50 社が無錫新区に 70 社の企業を設立した。例えば、ソニー電子（無錫）有限公司、ソニー数字產品（無錫）有限公司、日本シャープ株式会社、住友商事株式会社、住化電子材料科技（無錫）有限公司、無錫夏普電子元器件有限公司、東芝半導体（無錫）有限公司、韓国 LG 産電公司等である。

第13節 黒龍江省科学技術成果転化センター

1. 序言

黒龍江省科学技術成果転化センターは 2009 年に第 2 回国家技術移転モデル機構の推薦や認定に通過したが、2 つの性格を持つ組織である。同センターは黒龍江省政府内にある科学技術庁に所轄される行政部門の役割を果たす一方、技術成果の転化や技術移転の推進などを推進するという事業法人のような役割も担う。このような形態は中国における技術移転組織の中でも異色な存在と見られる。

写真 4-13-1 黒龍江省科学技術成果転化ネットイメージ（部分）



◎技術経営創研

2. 現地インタビュー

訪問日時：2013 年 10 月 28 日 10:00-12:00

訪問場所：哈尔滨市松北区創新三路 600 号科技创新創業大厦

先方の対応者：徐晶氏（同センタートップ、教授）、他 5 名

日本側訪問者：林幸秀（JST 上席フェロー）、秦舟（同フェロー）、張輝（立教大学大学院特任教授）

① 基本的な情報

・黒龍江省科学技術庁のワンセクションとしてのミッションは、全省における技術成果の転化や推進及び技術市場の運営を管理し、科学技術成果の転換や技術市場に関する地方レ

ベルの法規や政策を策定し、科学技術成果の転換や技術市場関連のプロジェクトを立案し実行し、技術契約の認定登記、技術経営コンサルタントの育成や資格認定を展開し、科学技術の仲介や関連博覧会への参画等の技術移転サービスを担当する。

- ・同センターは具体的に、計画課、推進課、農村課、市場管理科、評価課、プラットフォーム課により構成され、黒龍江省における技術移転活動を推進している。

② 提供する主なサービス

- ・行政部門の役割として、黒龍江省における技術市場や技術移転などに関する政策の立案や体系化検討を行い、技術の活用を推進する計画を策定し、技術契約の認定登録を務め、各種の関連統計を実行し、技術市場協会や省内にある7つの技術移転モデル機構（同センターも含む）を管理している。このこともあって、同センターのもう一つの看板は「黒龍江省人民政府技術市場管理弁公室」である。

- ・事業法人の役割として、他の認定された技術移転モデル機構と同様に、技術移転の具体的な展開を巡る一連の実務をこなしている。

- ・中国ではよくある事象であるが、「黒龍江省人民政府技術市場管理弁公室」と「黒龍江省科学技術成果転化センター」は同じ人員体制での2つの看板になるが、組織的には事務局のほか、市場管理課、技術移転課、成果推進課が設けられている。

- ・関連業務をよりよくこなすために、同センターはスタッフを中国技術取引所などに派遣し、専門的な研修を受けることもしている。

- ・同センターは最先端のIT化された新築ビルに位置していることもあり、ITを活かしたサービスの探索に注力している。

③ いままでの実績や課題、今後の方向性

- ・認定された技術契約の金額は1988年の2.09億元から2012年現在の105億元へと上昇し、同省における技術移転も含む技術市場の成長性の一端が見える。ちなみに、同省の技術契約の金額合計は中国全国における順位でいえば大よそ13位か14位であり、極端に低いほうではない。

- ・同省における技術移転を促進するために、「黒龍江省科技成果転化網」（同省の科学技術成果の転化／活用に資するネット）というプラットフォームを公開し運営し、関連政策、活用推進、技術市場、技術交流、技術評価、技術移転、技術仲介、取引統計などの情報を一般向けに発信するとともに、ハルビン市やチチハル市など12の市においてサブプラットフォームも構築されている。

- ・また、同省は「科技成果招商」（科学技術の成果を活用し、または活用することに投資する企業等を募集する）というイベントをシリーズ的に展開し、省内外の企業や国内外の企業に対し呼びかける。今まで1,000件余りのプロジェクトが展開中であり、省内や国内だけではなく、省外や国外からも注目してほしいと期待している。

写真 4-13-2 現地インタビュー後



©黒龍江省科学技術成果転化センター

④ 国際的な技術移転関連の活動

- ・同省は昔一時期、日本の新潟県と技術移転に関する連携イベントを開催したこともあり、日本の関連機関や企業との連携を強く望んでいる。

3. 資料：ハルビンハイテク産業開発区

ハルビン市は黒龍江省人民政府の所在地であり、黒龍江省の政治・経済の中心である。同市の人口は 587.9 万人、都市圏の人口は 1063.5 万人の大都市である。ハルビン市にはハルビン国家ハイテク産業開発区があり、ハルビン国家経済技術開発区がある。従来はハイテク産業開発区(1988 年設立)と経済技術開発区(1991 年設立)のそれぞれに管理委員会を設置する二頭体制で行われていたが、外資系企業のハルビン進出の加速による進出手続きの迅速化・簡素化等のため、2001 年 11 月に管理委員会が合併した。

具体的には、市の中心部周辺の 3 カ所に、南崗集中地域(金融保険業・飲食業・旅行業等サービス業)、迎賓路集中地域(ハイテク産業・ロシアとの合作企業)、口合平路集中地域(自動車パーツや製薬等製造・生産型企业)という開発区集中地域を設け、業種・業態別による都市開発が行われている。以前は発電機・タービン・ボイラー等電機工作機械製造のイメージが先行していたハルビン市であるが、近年

は自動車製造業、製薬業、食品加工業が主要産業となっている。製薬業では中国中央政府支持の下、香港・台湾企業が進出し東北地域特有の漢方薬を開発し、中国製薬業界でも高いブランドイメージを確立している。



新たなビジネスチャンスを求めて進出した国内外からの企業は 1000 社を超える（アメリカ、韓国、カナダ、フィリピン、オーストラリア、日本、香港、台湾及びマカオ等）。最近の傾向として、売れ筋商品の販売免許を持ち、流通網や販売ルートを確立した既進出企業の生産ラインだけを買収するという進出形態が増加しつつある。日本からも三菱自動車、日立製作所、森永乳業、イトキン等が進出しているが、ここ数年は長期化の様相を呈するデフレ不況を背景に日系企業の投資はやや鈍化傾向となっている。

第5章 中国における技術移転システムに関する考察

本章では、現地インタビューを通じて得た実態認識も踏まえて、まず中国における技術移転システムの主な特徴について述べることにし、次に中国における技術移転システムの課題について提起する。

第1節 中国における技術移転システムの特徴

本調査は、時々論じられる「日中間の技術貿易」という観点からではなく、「中国国内における技術移転システム」という着眼点から実施したものである。調査にあたって、中国における急激な技術移転の拡大は、関連政策の体系的な策定や国レベルの統一的な推進体制の存在、各レベルの政府による強力なサポートはもとより、とりわけ諸外国ではあまり見られない技術取引市場の形成や、技術移転モデル機構と認定される多様な実施主体の活躍などによるものである、という仮説の下で進めた。

具体的には、調査対象の公式サイト等の情報を基本にせず、選定した12箇所の調査対象を訪問し現地ヒアリング等を実施し、「生の情報」をもとにしながら関連情報等を追加調査し整理し考察を加えることにした。このような作業を通じて見えてきた中国における技術移転システムの主な特徴について以下に述べる。

1 TLOと技術市場の中間に存在する多様な「技術移転モデル機構」の活躍

日本において技術移転について述べる場合には、TLO（Technology Licensing Organization、技術移転機関）という組織の存在や役割などを抜きにしては語れない。一方、中国においても2013年12月現在、276箇所の関連組織に対し「国家技術移転モデル機構」という称号を与えており、今後も年に一度認定を続け、国家技術移転モデル機構を年々増やしていく考えである（実際、「国家」レベルのほか、各「地方」レベルの技術移転モデル機構はそれ以上に存在する）。ここで、国家技術移転モデル機構は中国におけるTLOである、と言い換えてもよからうかと思われるが、国家技術移転モデル機構には組織的、定常的、効果的な技術移転の推進という中国政府の狙いが見えると同時に、わが国のTLOとは異なる特徴も幾つか見られる。

まず、第2章で述べたように、中国において国家技術移転モデル機構と認定された組織には、企業法人、事業法人、非営利法人などといったさまざまな法人形態が存在し、その組織名称には〇〇技術移転センター、〇〇技術市場、〇〇知的財産取引所、〇〇研究成果転換促進センターなどといった多様な「看板」が用いられている事実が挙げられる。今回の現地調査で訪ねた12箇所を例にして述べると、中国科学院上海国家技術移転センターや天津市国際生物医薬聯合研究院は事業法人であり、中国技術取引所や清華大学科威国際技術移転公司是株式会社としての企業法人である。また、西安交通大学国家技術移転センターは同大学の科学技術研究部門のワンセクションでありながら、同一の人員体制で同技術移転の実務を遂行する有限公司を支えているし、黒龍江省科学技術成果転化センターは黒龍江省科学技術庁のワンセクションに相当する技術移転の行政管理という役割を果たしながら、同技術移転の実務も遂行する。

このようなことから読み取れるように、中国で言う「国家技術移転モデル機構」を一口に「中国における TL0」とまとめて語ることはできず、中国における国家技術移転モデル機構は実に多彩である。これは中国政府が各業界や各地域の実態及び特徴を踏まえて技術移転を展開させよという方針を推し進めてきた結果によるものと理解される。

次に、中国における「技術移転モデル機構」の多くは「移転の実現」だけに重点に置くのではなく、「市場の運営」を組織の基調に置くという理念を持つ。これは、健全な市場が確立されれば技術移転も自然に流れるという考え方によるものである。とりわけ〇〇技術市場、〇〇技術取引所と呼ばれる組織は会員制という形態を取り、固定した事業所の公開場所にて取引対象の技術案件を公示している。この際、一つの技術シーズに対して複数の技術ニーズが出てきた場合には「競価」（競争して購入価格を提示）を行っている。

これは、購入希望者のオファーによりオークション的に譲渡価格が決定される仕組みであり、株式や為替取引などの経済取引市場と同様の機能を持っているといえる。また、政府出資で設立された国家常設技術取引機構でも、取引手数料に応じた売り上げ利益を求める企業型で運営を展開するなど、独特な形態も持つ。これらの事実を踏まえると、中国における国家技術移転モデル機構は、一般に言う TL0 と、株式市場等のような市場の中間に存在するものだとも考えられる。中国式の多様な「技術移転モデル機構」の活躍は、中国における技術移転システムの活性化に不可欠な存在であるといえる。

2 市場ニーズに着眼しながら広義的かつ多様な「技術移転」の展開

中国では、狭義的な技術移転に絞った統計は少なく、技術（中国ではしばしば「研究成果」）の転化率が用いられているほか、多くの場合は技術開発、技術移転、技術コンサルティング、技術サービスといった四つの形態を含む形で「技術取引」としての統計が示されている。このことは、12箇所の調査対象を訪問し現地ヒアリングを行った際に得た印象も同様である。これについては第4章で具体的に述べたが、これは単なる日中両国のそれぞれ

れにおいて技術移転に関する統計の切り口が異なるということのみならず、中国での、技術移転に対する基本的な認識やその具体的な展開に関する基本的な考え方が、日本とは異なることを意味するものであると考えられる。

企業法人として、例えば中国技術取引所が時に行う特許オークションや、清華大学科威国際技術移転会社が注力する技術経営コンサルティングなどは勿論、華東理工大学国家技術移転センターや西安交通大学国家技術移転センター、大連理工大学国家技術移転センターなどでも、狭義的な技術移転という単品ではなく、市場ニーズの調査及び分析、技術シーズの企業への仲介、プロジェクトの申請、技術シーズプラットフォームの構築、知的財産や契約の管理、外部（海外を含む）技術情報の収集、企業のニーズに応える共同研究院の設立や推進、適正な技術を活かすコンサルティングの実施など、実に広義的かつ多様な技術移転を念頭に意識し、それぞれの形で取り組んでいる。

前述した中国における経済体制の大転換という時代的な大きな流れの中では、商品流通市場、資本市場、財産権市場、不動産市場といったさまざまな中国式の取引市場が誕生した。このような背景の中で、研究機関や大学の研究成果の転化や技術移転の促進を狙った技術市場の構築が提起され、製品と同じように技術の取引を活性化させようとする同市場の構築・運営が始まった。しかし、製品とは異なり目に見えない技術については、これをどのように市場で公開するか、どこまで見せるべきか、取引される技術の価格は何を根拠に、どのようにつけるべきか、技術シーズ側の技術をベースに如何に技術ニーズ側の要請に応じて開発すべきか、技術移転前または移転した後どのような準備またはフォローを行うべきかなど、技術移転に直結すると期待される技術市場の運営が始まってからもさまざまな実務的な問題が発生し、色々な不調を招いた。

その後、長年の実践及び探索を経て、有効に技術移転を促進していくためには、狭義的な技術移転ではなく、広義的な技術移転、すなわち、技術開発、技術移転、技術コンサルティング、技術サービスといったそれぞれ密接に関係し合う「複数の形態が混在した広義的な技術移転」という考え方が必要だと認識され、各地域に所在する技術移転モデル機構のそれぞれのスタイルによって同市場の発展に繋がった。

3 技術移転の活性化をもたらした「技術契約認定登記制度」の活用

中国は、1985年5月24日に、国際的技術導入契約のみを対象に、「国際的技術導入管理条例」という初の技術ライセンス規制としての管理令を公布・施行し、またその管理令をより明確化するために、1988年1月に管理令施行規則を公布・施行した。更に管理令を施行した後の1987年11月には中国国内の技術取引契約を対象とする「中国技術契約法」を公布・実施した。

中国がWTOに加盟した後、諸外国企業の中国への進出は一段と活発になっている。このような中、2001年10月31日に中国国務院は、国内外で非常に注目された「中国技術輸出

入管理条例」を採択した。同管理条例は、1985年5月24日に公表された「中国技術導入契約管理条例」を改正して成立したものであり、しかも、同管理条例による管理規制は厳しすぎる面が多く、その成立時から、諸外国企業から改正の要望が寄せられていた。この中国技術輸出入管理条例の成立により、上記の管理規制は緩和されており、諸外国企業の要望に近づくことが期待され、国際的な技術輸出入の発展に資している。

しかし、中国国内における技術移転の活性化に貢献した一要因は、第3章でも述べたように、1990年7月1日、前中国国家科学技術委員会が「技術契約認定登記管理弁法」（以下「認定登記管理弁法」と略す）を公表し、1990年8月1日に施行されたことによるものである。更に2000年3月23日、中国国家科学技術委員会が同認定登録管理弁法を改正し、これを発表した。

同認定登記管理弁法は技術契約の認定登記を規範化し、技術市場に対する管理を強化し、国の科学技術の成果の転化（商品化、事業化、産業化）に関する政策を具現化し実行されるのを保障することを目的としている。言い換えれば、その目的とは、①企業自らの研究開発への積極性を高めること、②技術取引及び技術移転を促進し、技術市場の秩序を維持すること、③技術取引当事者の合法的な権益を保障すること、④科学技術成果の転換を加速化すること、といった内容である。

また、同認定登記管理弁法によれば、当該機関により認定され登記された技術契約に関しては、登記側に当たる技術提供側はその技術取引収入における一定の割合（例えば、北京では25%）で、一種の報奨金として技術開発、技術移転、技術コンサルティング、技術サービスの提供側の参加者に対し支払うことができると定められている。このような技術登記によって発生する技術提供側へのメリットは、技術移転の活性化に大きな効果があると以前、中国科学技術部担当機関の責任者等は述べていたし、今回の12箇所の調査対象を訪問し現地ヒアリングを行った際に得た印象も同様である。これは、日本における技術移転システムには無い、中国的な特徴であるといえる。

4 地域や企業との連携関係の強化を通して効果的な技術移転の実現

中国における技術システムでは、「院地合作」「省校合作」「院企／校企合作」といった表現が常用されているが、これは中国における技術移転システムのもうひとつの特徴を意味する用語ともいえる。

そこでいう「院地合作」や「省校合作」とは、大学や研究機関が地方の産業ニーズを把握し、地方政府や地域のリーダー企業と連携して、研究成果の実用化や産業化を目指して地方の科学技術イノベーションや経済発展を牽引する技術移転パターンである。「院企／校企合作」とは、大学や研究機関が企業と共同で実験室や研究開発センターを設立し、市場ニーズに応じた研究開発や実用化に注力し、よって研究成果の効率的な移転を図るというパターンである。

今回の調査対象となった 12 箇所を訪問し、現地ヒアリングを実施したところ、前述した「院地合作」「省校合作」「院企／校企合作」を実感したところである。たとえば、中国科学院上海国家技術移転センターは数多くの大手企業と戦略的な連携に関する協定を締結しているし、大連理工大学国家技術移転センターは「校企合作」を推進するために、大学の教員を企業へ、または企業が大学へというのを、毎年 150 回ほど企画し組織し実行する。よって、企業の開発計画には大学の研究シーズを吸収し、大学の研究計画には企業のニーズを吸収するようになってきた。また、同センターは、大学と大手企業が連携して「共同研究院」を設けることを支援し、そこでは、企業は研究テーマを決め、大学は企業から提示された研究テーマに取り組む、という関係になっている。

続いて、瀋陽工業大学風能研究所は 20 数社の企業に技術ライセンスを提供しているほか、その技術のある企業に株として出資しているケースもある。また、企業と共同研究も行うが、企業の現場で直面する課題を研究所の研究テーマとし、研究成果は大学に帰属するが、企業に技術ライセンスまたは生産ライセンスを授与する。この他に、西安交通大学や華南科技大学の国家技術移転センターも同様な取り組みがみられる。

中国は、「対外開放政策」によってもたらされた沿海地域の先行的繁栄、「東北振興」政策が狙った伝統的な工業都市（東北三省）の基盤的再構築、「西部大開発」プロジェクトがカバーする広大な後進地域の開拓、「中部勃興」戦略が後押しする新たなローカル・パワーの形成といったさまざまな地域振興策が、産学官連携の中でも展開されている。地域振興策に連動された形で技術移転を進められるなら効率的に展開できるとともに、リーダー企業をはじめとする実業界と連携して技術移転を進められるなら市場ニーズを掴んだことになり、効果的になると期待できよう。

さらに、「院地合作」「省校合作」「院企／校企合作」は技術移転の円滑な展開に資するだけではなく、地域イノベーションや企業イノベーションにも直結するイノベーションプロセスの重要な一環になる。

5 計画経済体制から市場経済体制への転換に伴った「技術市場」の構築

中国における技術移転の持続的な高成長は、中国が技術市場の構築・運営に関して積極的に取り組み続けてきたことに原点があるように思われる。日本などとは異なり、中国は 1980 年代までは「技術市場」はもとより、資本主義社会でいうような「市場」についての概念は存在せず、「技術は商品である」との認識すら存在しなかった。計画経済体制から市場経済体制へと大転換の舵が切られた後、科学技術体制の改革も実行され、ついに「技術市場」の構築が公式に提起されてきたという経緯を持つ。

しかし、これらの改革は順風満帆に進められてきたわけではなく、何を、どこから、どのように進めていくべきかについては大きな戸惑いがあり、中国政府の試行錯誤も色々と行われてきたのは事実である。計画経済体制と決別しつつ市場経済体制へとシフトして行

こうという意識と同時に、見える「製品」の市場ではなく、見えない「技術」の市場を構築していくことは、中国関係者にとって、市場経済体制に対する未知と技術の商取引に対する未知という「2つの未知」との戦いからスタートしなければならず、自ら成敗の予測ができない「制度的な実験」から開始することとなった。

この「実験」を政府が主導して実施し、その結果として明らかとなってきたことを次の制度に素早く反映させ制度の推進を維持する体制をとってきたことが中国の強みであり、日本を初めとする各国が真似のできないスピードを持って技術取引市場が立ち上がってきた原動力であるともいえよう。

上記のようなさまざまな経過を経て、今日の中国技術取引市場が存在しているが、これが完全に資本主義先進国でいう「市場」と呼べるものであるかどうかは結論し難いところである。しかし、多様な技術取引機構が主となって形成された中国式の技術市場が構築され、発展を遂げてきた結果、技術移転の活性化や持続的な展開をもたらされてきたのは事実であろう。製品と同様に商品と見なすが、製品とは違い目に見えない商品である技術の特性、及びこの特性が商取引に与える影響などを踏まえて、中国式の独自の技術市場が構築され、政府主導にてその健全化が図られ続けてきたことが中国における計画経済体制から市場経済体制への転換に伴った技術市場構築における一大特徴であるといえる。

さらに、中国における技術移転の本格的な展開は、中国式の技術市場の構築から始まり、技術開発、技術移転、技術コンサルティング、技術サービスといった四つの形態が複合化した技術取引として実行されるという基本的な考え方に基づいて推進されている。ハイテクを用いた事業化、商品化に向けては、単一の技術のみではなく、関連する様々な技術を融合していくことが要求される場合が多い。この際、全ての技術を自社にて開発するのではなく、「技術市場」で調達しよう、という考えが発生するのは自然である。このような技術ニーズを多く持つ、全国各地に設けられている多様なサイエンスパーク・ハイテクパークが、中国における技術移転の集積型ステージになっている。

第2節 中国における技術移転システムの課題

訪問先にて実行した現地ヒアリングを踏まえて、前節で述べた中国における技術移転システムの主な特徴は、中国における時代的な背景、社会的な風土、制度的な仕組み、経済的な構造、技術的なレベル、市場の規模などに由来するものが多い。ここで、中国における技術移転システムの課題について例示したいが、その前に、今回の実態調査としての課題を先に述べることにする。

以前の調査でも述べたが、本調査を実施する過程でも、さまざまな予想外の現地情報や関係組織間の構図に出会い、中国における技術移転を取り巻くマクロ環境や、社会システム、及び実務的な仕組みが想定以上に複雑であることが改めて実感した。限られた期間で

の調査は、日本より遥かに広域で複雑な中国の現状を深く究明しその実像を詳細に描き出すことは困難であると思われた。

第一に、技術移転推進機関の多様性が挙げられる。中国における技術移転の具体的な推進は、統一的な国家的推進体制のもとで展開されているわけではなく、第2章で紹介したように、中国科学院、教育部、科学技術部、国防科工委など複数の機関がそれぞれ個別に推し進めており、各機関の実務的な関連方針や推進方策の下、多種多様な技術移転モデルが構築されている。「国家技術移転モデル機構」という称号の授与は中国科学技術部によって認定されるが、具体的な推進には多彩なスタイルが存在する。このような現状から、その全貌を具体的に描くことは予想を大きく越える労力が必要であろう。

第二に、技術評価の不透明性が挙げられる。中国における技術は、担当機関による評価を経ることにより、ベンチャー企業の創立などの資本金の一部として認められる。ここでいう技術の評価については、技術移転の場合においても同様に重要なプロセスと考えられ、技術取引の際の価格設定を考える上で非常に有益な材料になると推測される。しかし、中国各地における技術移転、とりわけ各地における技術取引の内部プロセスについての公開資料は少なく、技術の評価がどのように行われているのかという技術移転の重要な側面については、関連情報が期待以上に少なかった。但しこの傾向は欧米でも日本でも同様であるため、中国が特段特殊な訳ではない。

第三に、技術移転実施主体の多様性が挙げられる。第2章で述べたように、中国における技術移転の実施主体自体が複雑な状態にあるという点である。常設重点技術取引機構を例にしても、技術取引促進センター、産権取引所、技術産権取引所、聯合産権取引所、技術市場といった多様な組織が存在する。それぞれは、その初期の設立過程と目的、取り扱う内容が異なるとされながらも、実際には複雑に絡み合っており、更に時代の進展に伴ってその関係が変わり続けている。

以上で述べたことを前提に、以下においては、中国における技術移転システムの課題について例示的に提起する。

第一に、国レベルの技術移転関連の規制が設けられていない。今日、中国における各地域が「知的財産保護条例」や、日本ではほとんど見られない「技術市場管理条例」が制定されている。言うまでもなく、これらの条例は技術移転の活性化を後押ししている一要因と思われる。しかし他方で、国レベルの同様の法規は制定されておらず、今後の立法予定もないという。これは中長期的に見て大きな課題の一つになる。

第二に、技術移転のネタ切れを防ぐことである。今回の現地調査にて得た情報ではあるが、中国科学院が管轄される数多くの研究所からの研究成果は基礎的なものが多く、とくに中小企業のニーズに合わない場合が多い。また、一般の企業は近視眼的で研究開発投資には認識的かつ体力的な限界がある。このようなことは結果的に、市場に必要とされる技術の提供は確保できなくなる恐れがあり、技術移転の断層が生じてしまう。

第三に、技術移転に関する地域間の温度差が存在する。資料編で掲載する国家技術移転

モデル機構リストからも分かるように、中国各地域での技術移転の実施主体などは地域によって差があるというのは確かである。もともと、中国における経済の発展にも地域間の差があるが、このような現状を踏まえたうえで、格差の減少に資するよう、各地域の特性を活かした技術移転の在り方が問われている。

第四に、技術移転に従事できる専門的人材が足りない。日本よりどれほど増し化は別途検証が必要であるが、中国においても、技術移転関連業務を熟せる人材は限られているのが現状である。中国では、以前より「技術經紀人」（技術経営コンサルタントのようなイメージ）制度を本格的に制定しようという提言はなされているが、比較的に発達した一部の沿海地域以外はほとんど検討していなく、専門的人材の育成も課題となる。

第五に、国際的技術移転への取り組みが模索中である。ここでいう国際的技術移転とは海外から中国へというだけではなく、中国から海外へということも含む。今回の現地ヒアリングを実行した際、日本を含む海外の技術移転機関や技術シーズを持つところとの連携に関心を持つかという質問に対し、積極的な回答を多く得たが、実務ベースで考えた場合は、海外だけではなく、中国側自身にも未熟な経験に課題は多い。



資料編

添付資料 1. 技術移転をめぐる関連政策等	142
添付資料 2. 国家技術移転モデル機構一覧	160
添付資料 3. 各地の技術移転関連組織統計	217

参考資料 1. 技術移転をめぐる関連政策等

① 法律・法規（知的財産関連を除く）

No. 1.1

名称	日本語	中国科学技術進歩法		
	中国語	中国科学技術進歩法		
立法機関		全人代	施行時期	1993年10月1日
説明		同法は中国科学技術振興にかかわる基本法と位置づけられ、制定当初は総則、科学技術、経済建設と社会発展、ハイテク研究とハイテク産業、基礎研究と応用基礎研究、研究開発機構、科学技術者、科学技術進歩の保障措置、科学技術奨励、法律責任の9章から構成された。2007年12月29日に中国の立法機関が同法の改正を行い、改正後には附則を含め全8章75条となった。イノベーション体系の構築や知的財産戦略の策定等についても規定するとともに、優遇政策等の観点から、自主的な革新の試みを推奨するものとしている。		

No. 1.2

名称	日本語	中国技術成果転化促進法		
	中国語	中国促進技術成果転化法		
立法機関		全人代	施行時期	1996年10月1日
説明		同法は、科学技術成果を実社会の生産力に転化する活動を規範し、科学技術の進歩を加速化し、経済建設及び社会発展を推進するために制定された。総則、組織実施、保障措置、技術に関する権益、法律責任、附則の6章30条から構成されている。それまでの技術開発は大学や国の研究機関に依存するところが大きかったため、これらの技術を企業に移転させようというのがこの法律の最大の目的である。		

No. 1.3

名称	日本語	中国技術契約法		
	中国語	中国技術合同法		
立法機関		全人代	施行時期	1987年11月1日
説明		同法は、科学技術の発展を推進し、科学技術を社会主義的な現代化の建設に役に立たせ、技術契約の当事者の合法的な権益を保障し、技術市場の秩序を維持するために制定されたものである。法人と法人、法人と個人、個人と個人の間の技術開発、技術移転、技術情報及び技術サービスに関する民事的な契約関係に適用するものであり、外国の企業等との契約には適用されない。総則、技術契約の締結・履行・変更及び解除、技術開発契約、技術移転契約、技術情報契約、技術サービス契約、附則の7章55条から成る。同法の制定・施行は、中国における技術移転、産官学連携による事業開発、技術市場の秩序形成等に大いに貢献した。		

No. 1.4

名称	日本語	中国中小企業促進法		
	中国語	中国中小企業促進法		
立法機関		全人代	施行時期	2003年1月1日
説明		同法は、中小企業の経営環境を改善し、中小企業の健全な発展を促進し、都市及び農村における就職を拡大し、国民経済及び社会発展において中小企業の重要な役割を発揮させるために制定された法律で、総則、資金的支援、創業サポート、技術イノベーション、市場開拓、社会サービス、附則の7章45条から成る。今後の国際経済の行方が不確実であり、中国に立地する外資企業がその進出先を他国へと転換する可能性を踏まえ、その際に起りうる産業空洞化とそれに伴う失業率とを最小限に抑えるため、製品（部品原材料）造りに深くかかわる中小企業の育成と発展が必要であるという深謀遠慮こそが、同法施行の本質的な要素であるとする見解もある。		

No. 1.5

名称	日本語	ベンチャーキャピタルに関する暫定的規定		
	中国語	創業投資企業管理暫定弁法		
承認機関		国務院	施行時期	2005年11月14日
説明		国家インキュベータや国家帰国留学人員創業パークに入居する技術型ベンチャーに深くかかわる法規定である。中国における創業支援の		

	関連政策は、比較的整備が立ち遅れていると指摘される中、同規定が中国国務院の承認を経て公布され、以後着実に整備が進んでいる。この規定は国家発展改革委員会等 10 の国家機関が合同で制定したものであり、これによりベンチャーキャピタルは法的な保護を受けることになった。
--	--

② マクロ政策関連

No. 2.1

名称	日本語	国家中長期科学技術発展規画綱要(2006 年—2020 年)	
	中国語	国家中長期科学和技术的发展规划綱要(2006 年—2020 年)	
承認機関	国務院	施行時期	2006年2月9日
説明	社会主義的な現代化の建設を加速するための総合的な施策として、国家の科学技術長期発展計画の制定を求める第 16 次党大会の要求に基づき、中国の科学技術に関する中長期構想となる「国家中長期科学技術発展規画綱要（2006—2020 年）」が国務院により発表された。具体的数値目標として、2020 年までに R&D 投資を対 GDP 比 2.5% 以上とすること、中国人による発明特許及び科学論文引用数を世界 5 位以内にランクさせること等を掲げており、自主创新（独自のイノベーション）が重視される内容となっている。より詳細な実施事項については、5 年に一度策定される国家の経済・社会発展計画である「5 カ年計画」に示されることとなる。		

No. 2.2

名称	日本語	中国国民経済・社会発展第 11 次 5 カ年規画綱要(2006 年—2010 年)	
	中国語	中国国民経済・社会発展第十一次五年規劃綱要(2006 年—2010 年)	
立法機関	全人代	施行時期	2006年3月14日
説明	第 11 次 5 カ年規画綱要は、全体を通じて「科学的発展観の貫徹」を重視した内容となっており、農業改革、産業の発展、環境問題への対応等を主要課題として取り上げている。同計画は、指導原則及び発展目標、社会主義新農村の建設、工業構造の最適化・アップグレードの推進、サービス業の加速的発展、地域間の調和の取れた発展の促進、資源節約型・環境友好型社会の建設、「科教興国」（科学と教育による国家の振興）及び人材強国戦略の実施、体制改革の深化等、全部で 14 編から構成されている。		

No. 2.3

名称	日本語	国家ハイテク産業化及び環境整備（タイマツ）に関する第11回5カ年発展綱要		
	中国語	国家高新技术産業化及其環境建設（火炬）十一五発展綱要		
策定機関		中国タイマツセンター	施行時期	2007年4月4日
説明		同綱要は第10次5カ年期間中の状況をまとめた上で、第11次5カ年における国家ハイテク産業化及び環境整備（タイマツ）に関し、その指導的方針、基本的な原則、発展の目標、重点的な任務、保障的な措置といった構成から述べたものである。		

No. 2.4

名称	日本語	科学技術体制の改革に関する決定		
	中国語	關於科技体制改革的決定		
策定機関		中国共産党中央委員会	施行時期	1985年3月13日
説明		同決定は、都市及び農村における経済体制改革の深化に伴い、必要に応じて科学技術体制の改革をしなければならないという認識を示した上で、これは中国の現代化の建設全般にかかわる重大な問題であると強調した。具体的には、予算配分制度、技術市場の開拓等に関する運営メカニズム、研究機関と企業との分離された組織構造の問題、産官学連携による科学技術成果の移転や商品化、事業化推進、科学技術人材の活用方法等について論じた。新たな産業振興、現代農業、国際交流や提携等にも言及し、特に新たな産業振興のために知的密集地域を選定し、特別な政策の下で、特色のある新興産業開発区を形成すると明言した。この決定はタイマツ計画の策定の重要な背景になったといえる。		

No. 2.5

名称	日本語	中国「タイマツ計画」		
	中国語	中国「火炬計劃」		
承認機関		国務院	施行時期	1988年8月8日
説明		タイマツ計画は、中国のハイテク産業を発展させるための指導的計画である。1988年8月に国務院により認可され、科学技術部により実施された。同計画の目的は「科教興国」発展戦略の遂行、改革開放方針の徹底の他、中国の科学技術の優位性と潜在力を十分に発揮し、市場ニーズに応じて、ハイテク成果の商品化、ハイテク商品の産業化		

	及びハイテク産業の国際化を促進することである。タイムツ計画の内容としては、①ハイテク産業の発展に必要な環境作り、②国家ハイテク産業開発区及びハイテク創業サービスセンターの設立、③タイムツ計画プロジェクトの企画や推進、④国際協力の強化とハイテク産業の国際化の推進、⑤ハイテク産業の振興に必要な人材の育成や誘致等が挙げられる。
--	---

③ 知的財産関連

3.1 中国における主な知財関連法一覧

No	名称	採択日	施行日	改正日	概要／目的
1	中国特許法	1984年3月12日	1985年4月1日	1992年9月4日、2000年8月25日、2008年12月27日	同法は、特許権者の合法的な権利を保護すること、発明創造を奨励すること、発明創造の応用を推進すること、革新能力を高めること、科学技術の進歩及び経済社会の発展を促進することを目的として制定するものである。(全76条)
2	中国商標法	1982年8月23日	1983年3月1日	1993年2月22日、2001年10月27日	同法は、商標管理を強化し、商標専用権を保護し、生産者及び経営者に商品と役務の品質を保障させることを促し、商標の信用を維持し保護することにより、消費者と生産者及び経営者の利益を保障し、社会主義市場経済の発展を促進することを目的として制定するものである。(全64条)
3	中国著作権法	1990年9月7日	1991年6月1日	2001年10月27日	同法は、文学、芸術及び科学的著作物の作者の著作権並びに著作権に隣接する権利・利益を保護し、社会主義における精神的文明と物質的文明の建設に有益な作品の

					創作と伝達を奨励し、更に社会主義文化及び科学事業の発展と繁栄を促すべく、憲法に基づき制定するものである。(全60条)
4	中国 反不正 当競争 法	1993年 9月2日	1993年 12月1日	—	同法は、社会主義市場経済の順調な発展を保障し、営業秘密の保護を含めて、公正な競争を奨励、保護し、「不正競争」行為を制止し、事業者及び消費者の合法的な権益を保護するために制定するものである。(全33条)

3.2 中国における主な知財関連の司法解釈一覧

	名称	採択日	施行日	概要／目的
総合 関連	最高人民法院の特許、商標等の権利付与、権利確定をめぐる知的財産行政案件の審理業務分担に関する規定	2009年 6月22日 採決、公布	2009年 7月1日	同規定は、「国家知的財産戦略綱要」の徹底的な履行、知的財産裁判体制の整備、司法基準の統一を目的として、特許、商標等の権利付与、権利確定をめぐる知的財産行政案件の審理業務分担について制定するものである。(全4条)
	最高人民法院 最高人民検察院による知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干の問題の解釈	2004年 11月2日、 11月11日 会議通過、 2004年 12月8日 公布	2004年 12月22日	同解釈は、法律に基づき知的財産権侵害の犯罪活動を処罰し、社会主義の市場経済秩序を維持し保護するため、刑法の関係規定に基づき、知的財産権侵害における刑事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干の問題について解釈するものである。(全17条)
	最高人民法院 最高人民検察院による知的財産権侵害における刑	2007年 4月5日 公布	2007年 4月5日 施行	同解釈は、社会主義市場経済の秩序を守り、知的財産権を侵害する犯罪活動を、法に基づき処罰す

	事事件の処理についての具体的な法律適用に関する若干の問題の解釈			るために、刑法、刑事訴訟法の関連規定により、知的財産権侵害による刑事事件の取り扱いにおいて具体的な法律適用の若干の問題について解釈するものである。(全7条)
特許法関連	最高人民法院による技術契約紛争事件審理の法律適用における若干の問題に関する解釈	2004年 11月30日 可決、 2004年 12月16日 公布	2005年 1月1日	同解釈は、技術契約紛争事件を正確に審理するために、「中国契約法」、「中国特許法」、「中国民事訴訟法」等の法律の関係法規に基づき、審理の実践と結びつけ、関連問題について解釈するものである。(全47条)
	最高人民法院による特許紛争案件審理の法律適用問題に関する若干の規定	2001年 6月19日 可決、 2001年 6月22日 公布	2001年 7月1日	同規定は、特許紛争案件の正確な審理のため、「中国民法通則」、「中国特許法」、「中国民事訴訟法」及び「中国行政訴訟法」等の法律規定に基づき制定するものである。(第26条)
	最高人民法院による訴訟前に特許権侵害行為差止めの法律適用問題に関する若干の規定	2001年 6月5日 可決、 2001年 6月7日 公布	2001年 7月1日	同規定は、特許権者及びその他の利害関係人の合法的權益を着実に保護するために、「中国民法通則」「中国特許法」「中国民事訴訟法」の関連規定により、現在、訴訟前に特許権侵害行為差止めの法律適用に関する若干問題について制定するものである。(全18条)
商標法関連	最高人民法院の馳名商標保護に関連する民事紛争案件審査の法律適用の若干の問題に関する解釈	2009年 4月23日	2009年 5月1日	同解釈は、商標権などを侵害する民事紛争案件審査において、法に照らし馳名商標を保護するため、「中国商標法」、「中国不正競争防止法」、「中国民事訴訟法」などの関連する法律規定に基づき、実際の裁判状況と結びつけ制定するものである。(全14条)

最高人民法院による登録商標、企業名称と先行権利が衝突する民事争議案件の審理に関する若干の問題の規定	2008年 2月18日 会議通過・ 公布	2008年 3月1日	同規定は、登録商標、企業名称と先行権利とが衝突する民事争議案件を正確に審理するため、「中国商標法」や、「中国反不当競争法」などの法律規定に基づき、審判の実践と結びつけ制定するものである。(全4条)
最高人民法院による「不正当竞争」の民事案件の審理における法律適用の若干の問題についての解釈	2006年 12月30日 可決、 2007年 1月12日 公布	2007年 2月1日	同解釈は、「不正当竞争」の民事案件を的確に審理し、法に基づき事業者の合法的な権益を保護し、市場競争の秩序を維持するために、「中国反不正当竞争法」などの法律の関連規定に基づき、裁判の実戦経験と実情を結び合わせ解釈するものである。(全19条)
最高人民法院による商標民事紛争案件の審理における法律適用の若干の問題に関する解釈	2002年 10月12日 可決、 2002年 10月12日 公布	2002年 10月16日	同解釈は、商標紛争案件を正確に審理するため、「中国民法通則」、「中国契約法」「中国商標法」等の法律の規定に基づいて、法律適用の若干の問題に関して解釈するものである。(全24条)
最高人民法院による訴訟前の登録商標専用権侵害行為の停止と証拠保全に適用する法律問題に関する解釈	2001年 12月25日 可決、 2002年 1月9日 公布	2002年 1月22日	同解釈は、商標登録人と利害関係者の合法権益を確実に保護するため、「中国民法通則」、「中国商標法」などの関連規定に基づき、現在訴訟以前に登録商標専用権侵害行為の停止と証拠保全に適用する法律問題について解釈するものである。(全17条)
最高人民法院による人民法院が登録商標権に対して財産の保全を実施することについての解釈	2001年 1月2日 公布	2001年 1月21日	同解釈は、登録商標権についての財産の保全措置を確実に実施し、二重の差押えを回避するために、人民法院が登録商標権に対して財産の保全措置を実施することに関連する問題について解釈するものである。(全3条)

著作権 法 関 連	最高人民法院によるコンピュータネットワーク著作権に関わる紛争案件の審理における法律適用の若干の問題についての解釈	2000年 11月22日 会議通過		同解釈は、コンピュータネットワークの著作権紛争案件を正確に審理するために、「民法通則」、「著作権法」、「民事訴訟法」等の法規定に基づき、この種の案件に対する法律適用の若干の問題について解釈するものである。(全8条)
	最高人民法院による著作権民事紛争事件審理上の法律適用の若干の問題に関する解釈	2000年 10月12日 可決、 2002年 10月12日 公布	2002年 10月15日	同解釈は、著作権民事紛争事件を正しく審理するために「中国民法通則」、「中国契約法」、「中国著作権法」、「中国民事訴訟法」などの法律の規定に基づき、法律適用の若干の問題につき解釈するものである。(全32条)
	最高人民法院による不法出版物の刑事事件の審理における法律の適用の若干の問題についての解釈	1998年 12月17日 公布	1998年 12月23日	同解釈は、法に従い不正出版物の犯罪活動を処罰するために、刑法の関連規定に基づき、ここに不法出版物の刑事事件の審理における法律の具体的応用の若干の問題について解釈するものである。(全18条)
そ の 他	最高人民法院による植物新品種育成者権侵害に係わる紛争案件の審理における法律の適用問題についての若干の規定	2006年 12月25日 可決、 2007年 1月12日 公布	2007年 2月1日	同規定は、植物新品種の育成者権侵害の紛争案件を的確に処理するために、「中国民法通則」、「中国民事訴訟法」などの関連規定に基づき、関連紛争案件の判例及び実情と結び合わせ、具体的な法運用の問題について制定するものである。(全8条)
	最高人民法院による植物新品種の紛争事件の審理における若干の問題についての解釈	2001年 2月5日 公布	2001年 2月14日	同解釈は、植物新品種の紛争事件の法に基づく受理と裁判のために、「中国民事訴訟法」「中国行政訴訟法」の関係規定に基づき、関連する問題について解釈するものである。(全6条)

3.3 中国における知財関連の主な行政法規一覧

No	名称	採択日	施行日	概要／目的
特許 法関 連	国外特許出願専門助 成金管理暫定施行弁 法	2009年 8月28日 公布	2009年 8月28日	国务院の国家知識産権戦略実施 に関する要求に基づき、国内の出 願人による積極的な国外における 特許出願の支持、及び自主イノベ ーション成果の保護を目的に、中 央財政は国外特許出願専門助成 金を設立した。同弁法は、当該資 金の管理を強化・規範化し、資金の 使用効果を高めるために制定し、 遵守及び実施を求めるものである。 (第17条)
	国防特許条例	2004年 9月17日 公布	2004年 11月1日	同条例は、国防に関する発明特許 権を保護し、国家機密を保持し、発 明創造の普及・応用に便宜を図り、 国防科学技術の発展を促し、国防 現代化建設の需要に応えるため、 「中国特許法」に基づき制定するも のである。(全36条)
	中国特許法実施細則	2001年 6月15日 公布、	2001年 7月1日、 2002年 12月28 日改正	同細則は、「中国特許法」に基づき 制定するものである。(全122条)
商標 法関 連	中国商標法实施条例	2002年 8月3日 公布	2002年 9月15日	同条例は、「中国商標法」に基づき 制定するものである。(全59条)
著作 権法 関連	ラジオ・テレビ局が録 音製品を放送した際 に支払う報酬に関す る暫定弁法	2009年 5月6日 採択、 2009年 11月10日 公布	2010年 1月1日	同暫定弁法は、著作権者の法に基 づく放送権の行使を保障し、ラジ オ・テレビ局による録音製品の放送 に便宜(報酬支払関連)を図るこ とを目的として、「中国著作権法」第4 3条の規定に基づき制定するもの である。(全17条)

国务院「三定規定」の徹底実施及び中央機構編制委員会弁公室の関連解釈による、オンラインゲーム事前審査及びオンラインゲーム輸入審査管理強化に関する通知	2009年 9月28日 公布		同通知は、中央及び国务院の決定を徹底し、国务院「インターネット情報サービス管理弁法」及び「出版管理条例」、中央宣伝部、文化部、国家広電総局、新聞出版総署、国家発展改革委員会、商務部の関連規定、及び国务院「三定規定」、中央弁編弁「三定解釈」に基づき、オンラインゲーム事前審査及び輸入オンラインゲーム審査管理を強化するため通知するものである。(全6項)
情報ネットワーク伝達権保護条例	2006年 5月18日 公布	2006年 7月1日	同条例は、著作権者や実演者、録音・録画製品の製作者の情報ネットワーク伝達権を保護し、社会主義の精神文明、物質文明の建設に役立つ作品の創作と配信を奨励するために、「中国著作権法」に基づいて制定するものである。(全27条)
著作権集団管理条例	2004年 12月28日 公布	2005年 3月1日	同条例は、著作権集団管理活動を規範化にし、著作権者と著作権にかかわる権利者による権利の行使、その利用者による作品の利用を便利にするために、「中国著作権法」に基づいて制定するものである。(全48条)
中国著作権法实施条例	2002年 8月2日 公布	2002年 9月15日	同条例は、「中国著作権法」に基づき制定するものである。(全38条)
音楽録画製品管理条例	2001年 12月25日 公布	2002年 2月1日	同条例は、音楽録画製品に対する管理を強化し、音楽録画事業の順調な発展、繁栄を促進し、人民大衆の文化生活を豊かにし、社会主義的精神文明と物質文明の確立を促進するために制定するものである。(全51条)

	コンピュータソフトウェア保護条例	2001年 12月20日 公布	2002年 1月1日	同条例は、コンピュータ著作権者の 権益を保護し、コンピュータソフトウ ェアの開発、伝播及び使用におい て生ずる利害関係を調整し、コンピ ュータソフトウェアの開発と使用を 奨励し、ソフトウェア産業及び国民 経済情報化の発展を促進すること を目的に、「中国著作権法」に基づ き制定するものである。(全33条)
営業秘密関連		—	—	—
その他	「中国知的財産権税 関保護条例」に關する 実施弁法	2009年 4月17日 公布	2009年 7月1日	全43条
	中国輸出入貨物原産 地条例	2004年9 月3日 公布	2005年 1月1日	全27条
	中国知的財産権税関 保護条例	2003年 12月2日 公布	2004年 3月1日	全33条
	オリンピック標章保護 条例	2002年 2月4日 公布	2002年 4月1日	全15条
	出版管理条例	2001年 12月25日 公布	2002年 2月1日	全68条
	映画管理条例	2001年 12月25日 公布	2002年 2月1日	全68条
	中国技術輸出入管理 条例	2001年 12月10日 公布	2002年 1月1日	全55条
	集積回路配置図設計 保護条例	2004年 4月2日 公布	2001年 10月1日	全36条

④ タイマツ計画関連

No. 4.1

名称	日本語	国家ハイテク産業開発区に関する第11次5カ年発展計画綱要		
	中国語	国家高新技术産業開発区十一五発展計画綱要		
策定機関		中国タイマツセンター	施行時期	2007年4月4日
説明		同綱要は国家中長期科学技術発展計画綱要に沿って、第10次5カ年期間中の状況をまとめた上で、第11次5カ年期間において国家ハイテク産業開発区が置かれている状況を確認し、その指導的方針や戦略的な位置づけ、発展の原則と目標、重点的な任務及び保障的な措置について述べたものである。		

No. 4.2

名称	日本語	国家大学サイエンスパークに関する第11回5カ年発展計画綱要		
	中国語	国家大学科技园十一五発展計画綱要		
策定機関		中国科学技術部、教育部	施行時期	2006年12月6日
説明		同綱要は、中国における一流大学の建設には大学サイエンスパークの発展が不可欠という重要な位置づけを再確認し、大学サイエンスパークの発展の現状や置かれている環境を分析しまとめた上で、第11次5カ年期間における国家大学サイエンスパークに関し、その指導的方針や発展の原則、発展の目標、重点的な任務、関連措置について述べたものである。		

No. 4.3

名称	日本語	中国技術型インキュベータに関する第11回5カ年発展計画綱要		
	中国語	中国科技企业孵化器十一五発展計画綱要		
策定機関		中国タイマツセンター	施行時期	2008年8月25日
説明		同綱要は、知的イノベーションのリソースとハイテク産業を連結させる重要な架け橋であるインキュベータの重要な役割を再確認し、第10次5カ年期間中の関連状況や問題点を分析整理した上で、発展の機会と挑戦の可能性に恵まれた今日状況の中での、第11次5カ年期間における国家インキュベータの指導的方針や発展の原則及び目標、主な任務と業務の重点、保障的な措置について述べたものである。		

No. 4.4

名称	日本語	ハイテク企業認定管理弁法		
	中国語	高新技術企業認定管理弁法		
策定機関		中国科学技術部、財政部、国家税務総局	施行時期	2008年1月1日
説明		同弁法は、ハイテク企業の発展を支援・奨励することと、「中国企業所得税法」第28条（国が重点的に支援する必要のあるハイテク企業は、税率を15%に引き下げて企業所得税を徴収する）や「中華人民共和国企業所得税法实施条例」第93条（ハイテク企業の認定条件）等に対応する関係規定を整備することを目的としており、ハイテク企業の定義、認定機関、条件及び手続等について定め、かつ国が重点的に支援するハイテク分野の範囲を定めている。主な内容には、国内のハイテク産業開発区内外の企業に対して支援が平等に適用されること、ハイテク企業に対して統一した認定が行われること、国の租税優遇政策が受けられること等がある。		

No. 4.5

名称	日本語	ハイテク企業認定管理作業手引		
	中国語	高新技術企業認定管理工作引		
策定機関		中国科学技術部、財政部、国家税務総局	施行時期	2008年7月8日
説明		同作業手引の趣旨は、ハイテク企業認定管理作業における各関係機関の職務と責任を明確にし、企業の研究開発活動及び関連経費の集計基準を確定し、各指標の内容及びその算定方法を明瞭にし、認定管理作業の規範的・効率的な実行を促進することである。その主な内容としては、「ハイテク企業認定管理弁法」に基づき、ハイテク企業認定作業の管理・実施機関及び専門的・独立的な意見を提供する第三者としての仲介機能と専門家の要件及び職務や責任を定めた上、企業の申請と認定機関における認定作業のプロセス、認定作業における重要な評価指標となる研究開発費の算出方法及びその他の指標について具体的に示している。		

No. 4.6

名称	日本語	技術型インキュベータ（ハイテク創業サービスセンター）の認定と管理弁法		
	中国語	科技孵化器（高新技術創業服務中心）認定和管理弁法		

策定機関	中国科学技術部	施行時期	2006年12月7日
説 明	同認定と管理弁法は、自主的なイノベーションの環境作りに貢献し、科学技術成果の転化を加速し、技術型中小企業を育成（インキュベーション）し、ハイテク産業を発展させる目的で策定されたものである。技術型インキュベータは国家イノベーション体系を構成する重要な要素であると同時に、地域イノベーション体系における核心的な存在であることを確認した上で、具体的な認定・管理の方法について規定した。		

No. 4.7

名称	日本語	国家大学サイエンスパークの認定と管理弁法	
	中国語	国家大学科技园的認定和管理弁法	
策定機関	中国科学技術部、中国教育部	施行時期	2006年11月24日
説 明	同認定と管理弁法は、自主的なイノベーションの環境作りに貢献し、国家大学サイエンスパークの発展レベルや自主的なイノベーション能力の向上を図り、国家大学サイエンスパークの管理基準を明確にするために制定されたものである。国家大学サイエンスパークの機能と位置づけ、認定と管理、政策と措置、附則等の20条から成る。		

⑤ 国際化関連（国際共同研究関連も含む）

No. 5.1

名称	日本語	中国の海外における技術型創業パークの試行事業に関する指導意見	
	中国語	中国海外科技創業園試点工作指導意見	
策定機関	中国タイマツセンター	施行時期	2003年9月20日
説 明	同指導意見は、国務院が策定した「引進來」（外資等の導入）と「走出去」（海外へ・国際化）の相互補完戦略に基づき、中国の海外における技術型創業パークの設立及びその運営管理の基準を明確にするために制定されたものである。		

No.5.2

名称	日本語	第10次5カ年期間中における国際科学技術協力に関する発展綱要	
	中国語	十五期間国際科技合作発展綱要(2001－2005)	
策定機関	中国科学技術部	施行時期	2000年11月27日
説 明	同綱要は、新世紀に入る際に、国際科学技術協力に関する目標や役割をより明確化するために策定されたもので、指導方針と主な施策から		

	構成される。後者に関しては、自主的なイノベーション能力の向上、ハイテクの産業化の推進、オープンな国際化戦略の実施、中央、地方、企業といった多層的な中外協力の強化、海外の知的リソースの活用、中国西部における対外国際協力、海外華人人材等の活用、国際協力資金の設立、国際協力体制や人事構築について述べている。
--	---

No.5.3

名称	日本語	第11次5カ年期間中における国際科学技術協力に関する発展綱要	
	中国語	十一五期間国際科技合作発展綱要(2006－2010)	
策定機関	中国科学技術部	施行時期	2006年12月3日
説明	同綱要は、イノベーション国家の建設という国家目標の実現を念頭に置き、国家中長期科学技術戦略規画綱要に定められた重要任務と要求に合わせたうえで、自主的なイノベーション能力を向上させ、現代化建設と国家外交というという2つの基本に資するように、協力領域を開拓し、協力方式を創造し、協力効果を増強するようとする基本方針の下で、具体的な内容について述べている。		

⑥ その他の関連政策

No. 6.1

名称	日本語	国家知的財産戦略綱要	
	中国語	国家知識産権戦略綱要	
承認機関	国務院	施行時期	2008年6月11日
説明	中国初の国家知的財産戦略綱要である。今後5年以内に知的財産権のレベルを大幅に引き上げ、知財の保護・活用を強化し、国全体で知的財産権に対する意識を高めていく方針を固めた。また、2020年までに知的財産権の創造・保護・活用・管理を高水準で実行できる国作りを目指す。綱要では、以下の5つを重点的な戦略目標としている。 ①完全な知的財産権制度、法律・管理体制の構築 知的財産権に関する法律を更に完全なものにし、経済や文化、社会政策における道標とする。 ②知的財産権の創造と活用の促進 財政や金融、投資、政府調達等に対する政策の他、産業、エネルギー、環境保護政策を整備し、市場において企業が主体的に知財権の創		

	造と活用がうまく図れるようにする。 ③知的財産権保護の強化 司法による取り締まりを強化する他、権利維持コストの削減、権利侵害者に対する罰金の引き上げを徹底し、侵害行為の抑制につなげる。 ④知的財産権の乱用防止 関係する法律を制定し、合理的に知的財産の権利範囲を定め、公正に競争できる市場秩序と、権利者へ合法的な権益維持に努める。 ⑤知財文化の育成 知識を尊重し、創造することを促し、誠意を持って知的財産権法に従う文化を作り上げる。
--	--

No. 6.2

名称	日本語	知的財産実証モデル事業についての指導意見		
	中国語	知識産権試点示範工作指導意見		
策定機関		国家知識産権局	施行時期	2004年11月12日
説明		同指導意見は、近年における知的財産実証事業の経験をふまえ、各地方の知識産権局の意見も取り入れた上で、全国特許会議の精神を具現化し、より一層の知的財産の実証モデル化事業の基準明確化と強化を図り、更に都市、パーク及び企業における知的財産制度の構築、改善、実施を推進するために策定されたものである。		

No. 6.3

名称	日本語	21世紀に向けた教育振興アクションプラン		
	中国語	面向21世紀的教育振興行動計劃		
策定機関		中国教育部	施行時期	
説明		同アクションプランは次世代の教師育成事業、ハイレベルな創造型人材の育成事業、国際的な一流大学及び学科の育成等の他、大学によるハイテク産業化事業についても一節を設けて論じている。		

No. 6.4

名称	日本語	留学人員帰国就職に関する第11次5カ年計画		
	中国語	留学人員回国工作十一五规划		
策定機関		中国人事部	施行時期	2006年11月15日
説明		同計画は中国国民経済・社会発展第11次5カ年計画綱要等に従って策定されたもので、留学人員の位置づけについて再確認をした上で、		

	基本的な考え方、基本原則及び目標や任務等について定め、国家帰国留学人員創業パークの設立を通じた留学人員の誘致等についても述べたものである。
--	---

No. 6.5

名称	日本語	国家バイオ産業の発展に関する第11次5カ年規画		
	中国語	国家生物産業発展十一五規划		
策定機関		国家発展改革委員会	施行時期	2007年7月10日
説明		同規画は中国バイオ産業の産業全体としての優位性とその中の個別の強みを形成することを目的とするものであり、バイオ産業の発展にプラスとなる政策等の構築、自主開発能力の向上、産業構造の最適化、産業規模の増大という4大目標の実現を図ることとしている。		

出典：現地情報をもとに技術経営創研が作成

添付資料2 国家技術移転モデル機構一覧

- ・ この国家技術移転モデル機構一覧（276 箇所、2013 年 12 月現在）は、各組織の名称に続いて、【原語】としての中国語表記、事業法人か株式会社かといった組織の法的性格や運営方法を示す【類型】、組織の所在する【住所】、【連絡】用としての電話番号かメールアドレス、公式なサイトである【URL】といった点についても明記している。これらの内容は本調査報告書の作成に際しての関連情報の中で得られたものについて記述しており、記述項目の有無も含めて異なっている場合がある。
- ・ 記載した公式 HP に関しては、各組織での運用の都合上、時期によってはリンクが切れている場合や、一時アクセス不能の場合もあることをご了承頂きたい。また電話番号等が変更になることや、国家技術移転モデル機構としての公式 HP が設けられていないところ、設けられても掲載されている情報自体はかなり古い、というケースも散見されるのが実態である。本題の何かについて詳細に検討したい場合は、必ず各組織に連絡し最新情報等を確認したうえでお進め下さい。

No	所在地域	名称
1	北京	清華大学国家技術移転センター 【原語】 清華大学国家技術轉移中心 【類型】 技術移転ネットワーク 【住所】 北京市清華東門華業大厦 2206 【連絡】 Tel: 010- 62781583 【URL】 —
2		北京科大恒興高技術有限公司 【原語】 北京科大恒興高技術有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 北京市海淀区学院路 30 号(北京科技大学科技楼) 【連絡】 bjkd_zhaoping@163.com 【URL】 —
3		中科院北京国家技術移転センター 【原語】 中科院北京国家技術轉移中心 【類型】 技術移転等サービス組織 【住所】 海淀区中関村保福寺 100 号 【連絡】 Tel: 010-62565301 【URL】 http://www.nctt.ac.cn/
4		機械科学研究総院先進製造技術研究センター 【原語】 机械科学研究総院先進製造技術研究中心 【類型】 研究機関 【住所】 北京市海淀区学清路 18 号 【連絡】 Tel: 010-82415078 【URL】 http://www.camtc.com.cn/
5		中国兵器工業集团技術推广研究所 【原語】 中国兵器工業集团技術推广研究所 【類型】 事業法人 【住所】 北京市海淀区車道沟 10 号科技 1 号楼 8 層 【連絡】 webmaster@norincogroup.com.cn 【URL】 —

No	所在地域	名称
6	北京	中材料集団研究開発センター 【原語】 中材料集団研究開発中心 【類型】 国有企業 【住所】 北京市海淀区三里河路 11 号 【連絡】 Tel: 010-88370755 【URL】 —
7		北京華創陽光医薬科技発展有限公司 【原語】 北京華創陽光医薬科技発展有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 北京西城区鼓楼西大街 154 号 【連絡】 sdattc@pharmtec.org.cn 【URL】 —
8		科威国際技術移転有限公司 【原語】 科威国際技術轉移有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 北京中関村東路 1 号清華科技园科技大厦 B 座 701B/D 【連絡】 coway@coway.com.cn 【URL】 http://www.coway.com.cn/
9		北京中農博楽科技開発有限公司 【原語】 北京中農博楽科技開発有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 北京市海淀区中関村南大街 12 号中国農業科学院飼料研究所 【連絡】 Tel: 010-82106085 【URL】 —
10		北京中科前方科技発展有限公司 【原語】 北京中科前方科技発展有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 北京市平谷北街 15 号 【連絡】 Tel: 010-51323268 【URL】 —

No	所在地域	名称
11	北京	北京産権取引所 【原語】 北京産権交易所 【類型】 国有企業 【住所】 北京市西城区金融大街甲 17 号 【連絡】 Tel: 010-66295566 【URL】 http://www.cbex.com.cn/
12		中国中医薬科技開発交流センター 【原語】 中国中医薬科技開発交流中心 【類型】 事業法人 【住所】 北京市朝陽区幸福一村 55 号 【連絡】 nctcm@vip.163.com 【URL】 http://www.tcm.cn/
13		北京技術取引促進センター 【原語】 北京技術交易促進中心 【類型】 事業法人 【住所】 北京海淀区蘇州街甲 49 号 【連絡】 Tel: 010-62578706 【URL】 http://www.chinatis.com/
14		北京化工大学科技処 【原語】 北京化工大学科技処 【類型】 同大学のワンセクション 【住所】 北京化工大学弁公楼 【連絡】 Tel: 010-64434925 【URL】 http://research.buct.edu.cn/
15		北京大学科技開発部 【原語】 北京大学科技開発部 【類型】 同大学のワンセクション 【住所】 北京市海淀区北京大学紅三楼(均齋) 【連絡】 zkkf@pku.edu.cn 【URL】 http://kjcy.pku.edu.cn/

No	所在地域	名称
16	北京	先進製造北京技術移転センター（北京工大智源科技発展有限公司） 【原語】先進製造北京技術轉移中心（北京工大智源科技発展有限公司） 【類型】株式会社 【住所】北京市朝陽区平楽園 100 号 【連絡】Tel: 010-67392953 【URL】—
17		中国鋼研科技グループ市場部 【原語】中国鋼研科技集团公司市場部 【類型】同グループのワンセクション 【住所】北京市海淀区学院南路 76 号 【連絡】Tel: 010-62181046 【URL】http://www.cisri.com.cn/
18		中国科学院計算技術研究所技術発展処 【原語】中国科学院計算技術研究所技術発展処 【類型】同研究所のワンセクション 【住所】北京海淀区中関村科学院南路 6 号 【連絡】Tel: 010-62601166 【URL】http://www.ict.cas.cn/jgsz/glbm/jsfzc/
19		中国農業科学院技術移転センター 【原語】中国農業科学院技術轉移中心 【類型】国有企業 【住所】北京市海淀区中関村南大街 12 号中国農業科学院 【連絡】caasttc@163.com 【URL】http://www.caasttc.com/
20		中国科学院自動化研究所技術移転センター 【原語】中国科学院自動化研究所技術轉移中心 【類型】技術移転サービス組織 【住所】北京市海淀区中関村東路 95 号自動化大厦 【連絡】— 【URL】—

No	所在地域	名称
21	北京	中国航天系统工程公司 【原語】 中国航天系统工程公司 【類型】 国有企業 【住所】 北京市海淀区阜成路 8 号 【連絡】 webmaster@casec.cn 【URL】 —
22		中国技術取引所 【原語】 中国技術交易所 【類型】 株式会社 【住所】 北京市海淀区北四環西路 66 号中国技術交易大厦 B 座 16 層 【連絡】 info@ctex.cn 【URL】 http://www.ctex.cn/
23		北京鋳冶研究総院 【原語】 北京鋳冶研究総院 【類型】 国有企業 【住所】 北京市南四環西路 188 号総部基地十八区 23 号楼 【連絡】 infonet@bgrimm.com 【URL】 http://www.bgrimm.com/index.aspx
24		北京海淀中科計算技術移転センター 【原語】 北京海淀中科計算技術轉移中心 【類型】 NPO 【住所】 北京海淀区中関村科学院南路 6 号 【連絡】 zhangjing01@ict.ac.cn 【URL】 http://www.ict-ttc.com/Contact.aspx
25		中国恩菲工程技術有限公司 【原語】 中国恩菲工程技術有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 北京復興路 12 号 【連絡】 Tei: 010-63936881 Fax: 010-63963662 【URL】 http://www.enfi.com.cn/

No	所在地域	名称
26	北京	北京北航先進工業技術研究院 【原語】 北京北航先進工業技術研究院有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 北京市海淀区北四環中路 238 号柏彦大厦 701 室 【連絡】 gyygs@buaa.edu.cn 【URL】 http://gyygs.buaa.edu.cn/
27		中関村エネルギーと安全サイエンスパーク 【原語】 中関村能源与安全科技园 【類型】 — 【住所】 北京市海淀区学院路丁 11 号宝源商務公寓 A2-303 【連絡】 kjy@cumtb.edu.cn 【URL】 http://www.zgces.com/
28		北京大学医学部技術移転弁公室 【原語】 北京大学医学部技術轉移弁公室 【類型】 北京大学医学部管轄のワンセクション 【住所】 北京市海淀区学院路 38 号北京大学医学部技術轉移弁公室 【連絡】 Tel: 010-82802696 【URL】 —
29		中北国技（北京）科技有限公司 【原語】 中北国技(北京)科技有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 北京市海淀区中関村東路 95 号 【連絡】 — 【URL】 —
30		華北電力大学技術移転センター 【原語】 華北電力大学技術轉移センター 【類型】 同大学のワンセクション 【住所】 華北電力大学 56 号信箱産業管理处 【連絡】 Tel: 010-61772232 【URL】 http://www.bjettc.com/

No	所在地域	名称
31	北京	中国紡織情報センター 【原語】 中国紡織信息中心 【類型】 事業法人 【住所】 北京市東城区東長安街 12 号(中国紡織工業聯合会楼内) 【連絡】 — 【URL】 http://www.ctic.org.cn/
32		北京蛋白質組研究センター 【原語】 北京蛋白質組研究中心 【類型】 研究機関 【住所】 北京市昌平区科学園路 33 号 【連絡】 Tel: 010-80727777 【URL】 http://www.bprc.ac.cn/
33		化工行業生産力促進センター 【原語】 化工行業生産力促進中心 【類型】 NPO 【住所】 北京垂運村安慧里四区 16 号楼 7 層西側(中国化工大厦) 【連絡】 cippc@cippc.org.cn 【URL】 http://www.cippc.org.cn/
34		中国科学院理化技術研究所 【原語】 中国科学院理化技術研究所 【類型】 :研究機関 【住所】 北京市海淀区中関村東路 29 号 【連絡】 Tel: 010-82543770 【URL】 http://www.ipc.cas.cn/
35		中国科学院プロセスエンジニア研究所 【原語】 中国科学院過程工程研究所 【類型】 :研究機関 【住所】 北京市海淀区中関村北二条 1 号 【連絡】 Tel: 010-62554241 【URL】 http://www.ipe.cas.cn/

No	所在地域	名称
36	北京	中国家用電器研究院 【原語】 中国家用電器研究院 【類型】 研究機関 【住所】 北京市宣武区下斜街 29 号 【連絡】 office@cheari.com 【URL】 http://www.cheari.org/
37		北京科大科技园有限公司新材料北京市技術移転センター 【原語】 北京科大科技园有限公司新材料北京市技術轉移中心 【類型】 — 【住所】 北京市海淀区学院路 30 号方興大厦 6 层 【連絡】 Tel: 010-62333830 【URL】 —
38		中国科学院微生物研究所技術移転転化センター 【原語】 中国科学院微生物研究所技術轉移轉化中心 【類型】 同研究所のワンセクション 【住所】 北京市朝阳区北辰西路 1 号院 3 号 【連絡】 office@im.ac.cn 【URL】 —
39		中国科学院微電子研究所 【原語】 中国科学院微電子研究所 【類型】 研究機構 【住所】 北京市朝阳区北土城西路 3 号 【連絡】 webadmin@ime.ac.cn 【URL】 http://www.ime.ac.cn/
40		北京理工大学科学技術研究院 【原語】 北京理工大学科学技術研究院 【類型】 大学研究機構 【住所】 北京市海淀区中関村南大街 5 号 【連絡】 kejichu@bit.edu.cn 【URL】 http://kjc.bit.edu.cn/

No	所在地域	名称
41	北京	北京化大サイエンスパーク科技发展センター(化学工業と環境保護北京市技術移転センター) 【原語】北京化大科技园科技发展中心(化工与环保北京市技术转移中心) 【類型】技術移転サービス組織 【住所】北京市朝阳区北三环东路 15 号 科技大厦 401 室 【連絡】Service@bjcett.com 【URL】http://www.bjcett.com/
42		北京科信必成医薬科技发展有限公司 【原語】北京科信必成医药科技发展有限公司 【類型】新薬ハイテク企業(株式会社) 【住所】北京海淀区知春路甲 63 号 北京衛星大厦 1410 室 【連絡】kxabc@cosci-med.com 【URL】—
43		北京市農林科学院科技産業弁公室 【原語】北京市农林科学院科技产业办公室 【類型】同科学院のワンセクション 【住所】北京海淀区曙光花園中路 11 号 【連絡】Tle: 010-51503813 【URL】—
44		北京海外学人科技发展センター 【原語】北京海外学人科技发展中心 【類型】技術移転を含むサービス機構 【住所】北京中関村鼎好大厦 【連絡】— 【URL】—
45	天津	天津市天大銀泰科技有限公司 【原語】天津市天大银泰科技有限公司 【類型】株式会社 【住所】天津經濟技術開發区第四大街 80 号 【連絡】Tel: 022-27406453 【URL】—

No	所在地域	名称
46	天津	天津化工研究設計院国家工業水处理技術研究推广センター 【原語】 天津化工研究設計院国家工業水处理技術研究推广中心 【類型】 同設計院技術移転セクション 【住所】 天津市紅橋区丁字沽三号路 85 号 【連絡】 Tel: 022-26689009 【URL】 http://www.trici.com.cn/
47		北方技術取引市場 【原語】 北方技術交易市场 【類型】 事業法人 【住所】 天津經濟技術開發区第四大街 80 号天大科技园 A2 座 7 楼 【連絡】 ntem@ntem.com.cn 【URL】 http://www.ntem.com.cn/
48		天津市高新技术成果轉化センター 【原語】 天津市高新技术成果轉化中心 【類型】 事業法人 【住所】 河西区琼州道 103-1 号天津產權交易中心 2 楼 A 区 【連絡】 httc@httc.cn 【URL】 http://www.httc.cn/
49		天津火炬創業園協調服務センター 【原語】 天津火炬創業園協調服務中心 【類型】 事業法人 【住所】 天津市西青区華苑産業区開華道 7 号 203 室 【連絡】 Tel: 022-8371 0356 【URL】 —
50		天津市国际生物医葯聯合研究院 【原語】 天津市国际生物医葯聯合研究院 【類型】 技術移転等を含む研究機構 【住所】 天津經濟技術開發区洞庭路 220 号 【連絡】 tjab@tjab.org 【URL】 http://www.tjab.org/

No	所在地域	名称
51	河北	秦皇島燕山大学科技開発総公司 【原語】 秦皇島燕山大学科技開発総公司 【類型】 国有企業 【住所】 河北省秦皇島市海港区燕山大学院内 【連絡】 Tel: 0335-0086335 【URL】 —
52		廊坊技術移転センター 【原語】 廊坊技術轉移中心 【類型】 — 【住所】 河北省石家庄市青園街 233 号 【連絡】 hebcdm@hotmail.com 【URL】 —
53		河北省科技成果轉化服務センター 【原語】 河北省科技成果轉化服務中心 【類型】 同省科学技術庁のワンセクション 【住所】 石家庄市東漢路 159 号 【連絡】 Tel: 0311-85879748 【URL】 —
54		国欣棉花技術移転センター 【原語】 国欣棉花技術轉移中心 【類型】 — 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —
55		中国科学院唐山高新技术研究と轉化センター 【原語】 中国科学院唐山高新技术研究与轉化中心 【類型】 事業法人 【住所】 唐山市高新技术産業園区創業中心 B 座四層 【連絡】 zkyjsh@126.com 【URL】 http://www.tsc.ac.cn/

No	所在地域	名称
56	河北	中科廊坊科技谷有限公司 【原語】 中科廊坊科技谷有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 廊坊開發区廊坊科技谷園区青果路 111 号 【連絡】 kjg@bhetv.com 【URL】 http://www.bhetv.com/
57		河北農業大学技術移転センター 【原語】 河北農業大学技術轉移中心 【類型】 同大学科学技術処のワンセクション 【住所】 保定市靈雨寺街 289 号河北農業大学科技処 【連絡】 kjkd@hebau.edu.cn 【URL】 http://jszy.hebau.edu.cn/
58		河北工業大学技術移転センター 【原語】 河北工業大学技術轉移中心 【類型】 — 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —
59		河北省科技開発センター 【原語】 河北省科技開発中心 【類型】 事業法人 【住所】 石家庄市東漢路 159 号 【連絡】 Tel: 0311-85879701 【URL】 —
60	山西	山西省科技諮詢服務センター 【原語】 山西省科技諮詢服務中心 【類型】 事業法人 【住所】 山西省太原市双塔西街 268 号科普大厦 【連絡】 Tel: 0351-7232740 【URL】 http://www.sxkjzx.com/kjzx/index.asp

No	所在地域	名称
61	山西	太原技術移転促進センター 【原語】 太原技術轉移促進中心 【類型】 事業法人 【住所】 太原市杏花岭区金剛里西巷 11 号賽德大厦 8 層 801 室 【連絡】 — 【URL】 —
62		中国輻射防護研究院技術轉化推广センター 【原語】 中国輻射防護研究院技術轉化推广中心 【類型】 技術移転等推進組織 【住所】 太原市学府街 102 号 (太原市国家高新技术開發園区) 【連絡】 — 【URL】 —
63		忻州市科学技術市場 【原語】 忻州市科学技術市場 【類型】 — 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —
64	内モンゴル	内モンゴル常設技術市場 【原語】 内蒙古常設技術市場 【類型】 技術移転等サービス組織 【住所】 呼和浩特市西街141号科技大厦 B 座 205 号 【連絡】 Tel: 0471-6280178 【URL】 —
65	遼寧	大連理工大学技術移転センター有限公司 【原語】 大連理工大学技術移転中心有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 大連市高新园区黄浦路 541 号国家技術轉移中心大厦 2302 室 【連絡】 Tel: 0411-39735400 【URL】 http://www.dlqykjfw.com/

No	所在地域	名称
66	遼寧	中国科学院金属研究所可視化熱加工技術移転モデルセンター 【原語】中国科学院金属研究所可視化熱加工技術轉移示範中心 【類型】— 【住所】— 【連絡】— 【URL】—
67		中国科学院瀋陽国家技術移転センター 【原語】中国科学院瀋陽国家技術轉移中心 【類型】事業法人 【住所】瀋陽市和平区三好街 24 号 【連絡】jzhang@mail.syb.ac.cn 【URL】http://www.synttc.ac.cn/
68		瀋陽技術取引所 【原語】瀋陽技術交易所 【類型】— 【住所】— 【連絡】— 【URL】—
69		東北大学技術移転センター 【原語】東北大学技術轉移中心 【類型】同大学の技術移転等サービスセクション 【住所】瀋陽市和平区文化路 3 号巷 11 号 【連絡】Tel: 024-83684003 【URL】—
70		大連交通大学現代軌道交通研究院 【原語】大連交通大学現代軌道交通研究院 【類型】同大学研究機構 【住所】大連市沙河口区黄河路 794 号 【連絡】lcy@djtu.edu.cn 【URL】http://amr.djtu.edu.cn/cn/index/index.asp

No	所在地域	名称
71	遼寧	中国科学院大連化学物理研究所技術移転転化センター 【原語】中国科学院大連化学物理研究所技術轉移轉化中心 【類型】同研究所のワンセクション 【住所】大連市中山路 457 号 【連絡】dfhan@dicp.ac.cn 【URL】—
72		瀋陽化工研究院有限公司 【原語】瀋陽化工研究院有限公司 【類型】株式会社 【住所】瀋陽市鉄西区沈遼東路 8 号 【連絡】Tel: 024-85869252 【URL】http://www.syrci.com.cn/
73		瀋陽工業大学風能技術研究所 【原語】瀋陽工業大学風能技術研究所 【類型】同大学の研究機構 【住所】瀋陽市鉄西区興順街南十三路 1 号 88 信箱 【連絡】xiaodong.wang@hrwind.com 【URL】http://www.syfd.cn/Html/Main.asp
74		大連工業大学食品工程技術移転センター有限公司 【原語】大連工業大学食品工程技術轉移中心有限公司 【類型】株式会社 【住所】— 【連絡】— 【URL】—
75		遼寧工程技術大学技術移転センター 【原語】遼寧工程技術大学技術轉移中心 【類型】— 【住所】— 【連絡】— 【URL】—

No	所在地域	名称
76	遼寧	中昊（大連）化工研究設計院有限公司 【原語】中昊（大連）化工研究設計院有限公司 【類型】株式会社 【住所】大連市高新園區黄浦路 201 号 【連絡】diyuanban@163.com 【URL】http://www.dl-drdi.com/
77	吉林	長春市科技情報研究所 【原語】長春市科技信息研究所 【類型】事業法人 【住所】長春市東民主大街 322 号 【連絡】Tel: 0431-88987751 【URL】—
78		長春中国ロシアサイエンスパーク 【原語】長春中俄科技园 【類型】事業法人 【住所】長春高新区超群街 191 号 【連絡】bgs@crtpark.com 【URL】http://www.crtpark.com/
79		吉林省科技開発交流センター 【原語】吉林省科技開発交流中心 【類型】NPO 【住所】長春市朝陽区前進大街 1244 号 【連絡】Tel: 0431-85172134 【URL】—
80		中国科学院長春応用化学研究所技術移転転化センター 【原語】中国科学院長春応用化学研究所技術轉移轉化中心 【類型】同研究所のワンセクション 【住所】長春市人民大街 5625 号 【連絡】Tel: 0431-85687300 【URL】http://www.ciac.cas.cn/

No	所在地域	名称
81	吉林	長春技術産権取引センター 【原語】 長春技術産権交易中心 【類型】 事業法人 【住所】 長春市超達路 333 号 【連絡】 jscq@163.com 【URL】 http://www.ccprec.com/ccprec/ccjscq/
82	黒龍江	ハルビン船大工程技術設計研究院 【原語】 哈尔滨船大工程技術設計研究院 【類型】 同大学の研究機構 【住所】 哈尔滨市南岗区南通大街 145 号 【連絡】 Tel: 0451-2518548 【URL】 —
83		黒龍江省科技成果転化センター 【原語】 黒龍江省科技成果轉化中心 【類型】 準行政機関 【住所】 哈尔滨市松北区創新三路科技創新創業大厦十楼 【連絡】 Tel: 0451-51920915 【URL】 http://www.hljtgc.com/index.htm
84		ハルビン国際技術産権取引センター 【原語】 哈尔滨国際技術産権交易中心 【類型】 国有企業 【住所】 哈尔滨市南岗区長江路 28 号 【連絡】 Tel: 0451-84642074 【URL】 —
85		大慶市科技專利成果転化センター 【原語】 大慶市科技專利成果轉化中心 【類型】 — 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —

No	所在地域	名称
86	黒龍江	黒龍江省農墾科学院科技情報研究所(同科学院技術移転センター) 【原語】 黒龍江省農墾科学院科技情報研究所(黒龍江省農墾科学院技術移転中心) 【類型】 同科学院のワンセクション 【住所】 黒龍江省農墾科学院 【連絡】 Tel: 0454-8359120 【URL】 http://www.kxy.com.cn/
87		黒龍江省農業科学院佳木斯分院 【原語】 黒龍江省農業科学院佳木斯分院 【類型】 研究機構 【住所】 佳木斯市東風区安慶街 269 号 【連絡】 Tel: 0454-8351115 【URL】 http://www.hnkjfy.com/index.php
88		黒龍江省対外科技交流センター 【原語】 黒龍江省対外科技交流中心 【類型】 事業法人 【住所】 哈尔滨市南岗区文敏街 9 号 【連絡】 Tel: 0451-82600762 【URL】 —
89	上海	華東理工大学国家技術移転センター 【原語】 華東理工大学国家技術轉移中心 【類型】 同大学の専門組織 【住所】 上海市梅隴路 130 号 537 信箱 【連絡】 nyhg@ecust.edu.cn 【URL】 http://nttc.ecust.edu.cn/
90		上海交大技術移転センター 【原語】 上海交大技術轉移中心 【類型】 同大学の専門組織 【住所】 上海閔行区東川路 800 号老行政楼 401 室 【連絡】 Tel: 021-34203013 【URL】 http://www.sjtunttc.com/UI/Index.aspx

No	所在地域	名称
91	上海	中国科学院上海国家技術移転センター 【原語】 中国科学院上海国家技術轉移中心 【類型】 同科学院の専門組織 【住所】 上海市浦東海科路 99 号 【連絡】 liuzd@sari.ac.cn 【URL】 http://www.nttc.ac.cn/welcome.do
92		上海新生源医薬研究有限公司 【原語】 上海新生源医薬研究有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 上海市張江高科技園區蔡倫路 780 号 2 楼 【連絡】 Tel: 021-50798788 【URL】 http://www.newsummitbio.com/
93		上海技術取引所 【原語】 上海技術交易所 【類型】 株式会社 【住所】 上海市欽州路 100 号 2 号楼 【連絡】 Tel: 021-54065000 【URL】 http://www.stte.sh.cn/web/
94		上海聯合産権取引所 【原語】 上海聯合産権交易所 【類型】 事業法人 【住所】 上海市広東路 689 号海通証券大厦 3 楼 【連絡】 Tel: 021-63410000 【URL】 http://www.suaee.com/suaee/portal/index2012.jsp
95		上海市高新技术成果轉化服務センター 【原語】 上海市高新技术成果轉化服務中心 【類型】 事業法人 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —

No	所在地域	名称
96	上海	復旦大学技術移転センター 【原語】 復旦大学技術轉移中心 【類型】 技術移転サービス組織 【住所】 上海市邯鄲路 220 号 【連絡】 fdzy@fudan.edu.cn 【URL】 http://www.fdzhuananyi.fudan.edu.cn/
97		上海理工技術移転有限公司 【原語】 上海理工技術轉移有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 上海市翔殷路 128 号 1 号楼 D 座 100 室 【連絡】 samuelpa@usstsp.com 【URL】 —
98		上海科技成果轉化促進会 【原語】 上海科技成果轉化促進会 【類型】 NPO 【住所】 上海市北京西路 860 号綜合楼 508 室 【連絡】 kch@shszx.gov.cn 【URL】 http://shwomen.eastday.com/renda/node276/node277/index.html
99		上海科威国際技術移転センター有限公司 【原語】 上海科威国際技術轉移中心有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 上海市徐汇区钦州路 100 号 2 号楼 812-813 室 【連絡】 Info@co-way.com.cn 【URL】 http://www.co-way.com.cn/
100		上海電纜研究所 【原語】 上海電纜研究所 【類型】 国有研究機構 【住所】 上海市軍工路 【連絡】 Tel: 021-65494605 【URL】 http://www.secri.com/cn/

No	所在地域	名称
101	上海	東華大学現代紡織研究院 【原語】 東華大学現代紡織研究院 【類型】 同大学の研究機構 【住所】 上海市長寧区延安西路 1882 号 【連絡】 Tel: 021-62378380 【URL】 —
102		上海科学技術開発交流センター 【原語】 上海科学技術開発交流中心 【類型】 事業法人 【住所】 上海市徐匯区中山西路 1525 号技貿大厦 912 室 【連絡】 zhouyy@1525.sh.cn 【URL】 http://www.1525.sh.cn/1525/Homepage/index.asp
103		上海電機システム省エネ工学技術研究センター 【原語】 上海電機系統節能工程技術研究中心 【類型】 上海電器科学グループのワンセクション 【住所】 上海市武寧路 505 号 【連絡】 Tel: 021-62574990 【URL】 —
104		上海船舶研究設計院 【原語】 上海船舶研究設計院 【類型】 国有企業 【住所】 浦東祖冲之路 2633 号 【連絡】 Tel: 021-64034448 【URL】 http://sdari.cssc.net.cn/
105		同済大学技術移転センター 【原語】 同済大学技術轉移中心 【類型】 — 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —

No	所在地域	名称
106	上海	上海盛知華知識産権服務有限公司 【原語】 上海盛知華知識産権服務有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 上海市肇嘉浜路 446 弄 1 号楼伊泰利大厦 6 楼 【連絡】 service@sinoipro.com 【URL】 http://www.sinoipro.com/
107		上海市生物医薬科技産業促進センター 【原語】 上海市生物医薬科技産業促進中心 【類型】 事業法人 【住所】 上海市浦東新区張江高科技園区李時珍路 288 号 【連絡】 marketing@biopharm.sh.cn 【URL】 http://www.biomed.org.cn/
108	江蘇	南京大学科技成果轉化センター 【原語】 南京大学科技成果轉化中心 【類型】 同大学のワンセクション 【住所】 南京大学鼓楼校区費彝民楼 10 楼 【連絡】 Tel: 025-83592195 【URL】 http://ttc.nju.edu.cn/ttc/index.php
109		中国科学院常州先進製造技術研究と産業化センター 【原語】 中国科学院常州先進製造技術研究と産業化中心 【類型】 事業法人 【住所】 常州市常武中路 801 号 【連絡】 andrew998@sina.com 【URL】 http://www.czcas.cn/
110		江蘇省技術市場 【原語】 江蘇省技術市場 【類型】 事業法人 【住所】 南京市広州路 37 号 305 室 【連絡】 jstm12@163.com 【URL】 —

No	所在地域	名称
111	江蘇	東南大学科技成果轉化センター 【原語】 東南大学科技成果轉化中心 【類型】 — 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —
112		中国科学院揚州応用技術研究開発と産業化センター 【原語】 中国科学院揚州応用技術研究開発と産業化中心 【類型】 事業法人 【住所】 楊州市中興路 2 号 【連絡】 yzhjkjcn@yahoo.com.cn 【URL】 http://www.hjkj.gov.cn/zky/index.shtml
113		南京市科技成果轉化服務センター 【原語】 南京市科技成果轉化服務中心 【類型】 事業法人 【住所】 南京市成賢街 118 号 【連絡】 kj@nj.ac.cn 【URL】 http://www.njkj.org/
114		江蘇国際技術移転センター 【原語】 江蘇国際技術轉移中心 【類型】 事業法人 【住所】 無錫高新区新泰路 8 号 【連絡】 Tel: 0510-85342088 【URL】 http://www.jsittc.cn/
115		APEC 技術移転センター 【原語】 APEC 技術轉移中心 【類型】 事業法人 【住所】 蘇州市姑蘇区人民路 975 号 【連絡】 Tel: 0512-65240989 【URL】 —

No	所在地域	名称
116	江蘇	江蘇省対外科技交流センター 【原語】 江蘇省対外科技交流中心 【類型】 事業法人 【住所】 南京市南京鎮金村 73 号 【連絡】 Tel: 025-85485883 【URL】 —
117		江南大学技術移転センター (无錫江大技術移転工程公司) 【原語】 江南大学技術轉移中心(无錫江大技術轉移工程公司) 【類型】 同大学の技術移転専門組織 【住所】 無錫市惠河路 170 号 【連絡】 Tel: 0510-85319273 【URL】 http://kjc.jiangnan.edu.cn/gsindex.asp
118		南京理工大学技術移転センター 【原語】 南京理工大学技術轉移中心 【類型】 同大学の技術移転専門組織 【住所】 南京市白下区光華路 1 号 321 大厦 208 室 【連絡】 jszyzx_nust@126.com 【URL】 http://cg.njust.edu.cn/
119		中国鉱業大学技術移転センター 【原語】 中国鉱業大学技術轉移中心 【類型】 同大学のワンセクション 【住所】 徐州市中国鉱業大学南湖校区 【連絡】 xmk@cumt.edu.cn 【URL】 http://219.219.35.127:81/index.asp
120		蘇州大学技術移転センター 【原語】 蘇州大学技術轉移中心 【類型】 — 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —

No	所在地域	名称
121	江蘇	中国科学院泰州応用技術研発と産業化センター 【原語】中国科学院泰州応用技術研発与産業化中心 【類型】研究機構 【住所】江蘇省江洲南路 105 号 【連絡】— 【URL】—
122		蘇州市金橋科技服務有限公司 【原語】蘇州市金橋科技服務有限公司 【類型】株式会社 【住所】蘇州市陸慕鎮春申湖中路 393 号采蓮大厦 6 楼 【連絡】Tel: 0512-66181855 【URL】—
123		蘇州中科院産業技術創新と育成センター 【原語】蘇州中科院産業技術創新与育成中心 【類型】事業法人 【住所】蘇州市蘇州工業園区若水路 398 号 【連絡】Tel: 0512-62872509 【URL】—
124		昆山市工業技術研究院有限責任公司 【原語】昆山市工業技術研究院有限責任公司 【類型】企業法人 【住所】昆山市祖冲之南路 1699 号綜合弁公楼 5F 【連絡】Tel: 0512-50316973 【URL】http://www.ksitri.com/
125		江蘇省農業科学院 【原語】江蘇省農業科学院 【類型】省有研究機構 【住所】江蘇省南京市鐘灵街 50 号 【連絡】master@jaas.ac.cn 【URL】http://www.jaas.ac.cn/

No	所在地域	名称
126	江蘇	南京航空航天大学科技成果轉化服務センター 【原語】 南京航空航天大学科技成果轉化服務中心 【類型】 — 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —
127		常州大学技術移転センター 【原語】 常州大学技術轉移中心有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 江蘇常州科教城天潤科技大廈 C 座 903 【連絡】 jszy@cczu.edu.cn 【URL】 http://jszy.cczu.edu.cn/
128		楊州大学技術移転センター 【原語】 楊州大学技術轉移中心 【類型】 事業法人 【住所】 江蘇省楊州市大学南路 88 号 【連絡】 Tel: 0514-87979382 【URL】 http://www.yzu.net.cn/ydkjzy/index.asp
129	浙江	浙江大学技術移転センター 【原語】 浙江大学技術轉移中心 【類型】 事業法人 【住所】 杭州市余杭塘路 388 号／紫金港校区月牙楼 102 室 【連絡】 jszy2@zju.edu.cn 【URL】 http://www.zjdxkjw.com/
130		中国科学院嘉興応用技術研究と轉化センター 【原語】 中国科学院嘉興応用技術研究与轉化中心 【類型】 事業法人 【住所】 嘉興市南湖区凌公塘路 3339 号南湖科創中心 JRC 大楼 【連絡】 jxkjc_2003@163.com 【URL】 —

No	所在地域	名称
131	浙江	中国兵器科学研究院寧波分院 【原語】 中国兵器科学研究院寧波分院 【類型】 国有研究機構 【住所】 寧波市科技园区凌云路 199 号 【連絡】 czmwm@21cn.com 【URL】 —
132		浙江タイマツ星火科技发展有限公司 【原語】 浙江火炬星火科技发展有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 杭州市古翠路 80 号浙江科技産業大厦 17 楼 【連絡】 — 【URL】 —
133		中国科学院台州応用技術研究開発と産業化センター 【原語】 中国科学院台州応用技術研究開発与産業化中心 【類型】 事業法人 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —
134		中科院寧波材料技術と工程研究所所地合作技術移転弁公室 【原語】 中科院寧波材料技術と工程研究所所地合作技術轉移弁公室 【類型】 国有研究機関 【住所】 寧波市鎮海区莊市大道 519 号 【連絡】 zhuanyi@nimte.ac.jp 【URL】 http://zy.nimte.ac.cn/
135		浙江省科技開発センター 【原語】 浙江省科技開発中心 【類型】 事業法人 【住所】 杭州市黄姑山路 9 号(天科大厦五楼) 【連絡】 Tel: 0571-89986565 【URL】 http://www.kjzfzx.com/index.shtml

No	所在地域	名称
136	浙江	浙江理工大学国家技術移転センター 【原語】 浙江理工大学国家技術轉移中心 【類型】 技術移転等サービス組織 【住所】 杭州市杭州經濟技術開發区白楊街道 2 号大街 928 号 【連絡】 kjc@zstu.edu.cn 【URL】 http://nttc.zstu.edu.cn/index.aspx
137		浙江省对外科学技術交流センター 【原語】 浙江省对外科学技術交流中心 【類型】 事業法人 【住所】 杭州市天目山路 97 号科貿大楼 8 楼 【連絡】 itt@zstec.com.cn 【URL】 http://www.zstec.com.cn/
138		湖州市南太湖科技創新センター 【原語】 湖州市南太湖科技創新中心 【類型】 湖州開發区のワンセクション 【住所】 湖州市紅豊路 1366 号 【連絡】 NTH@hznth.net 【URL】 http://www.hznth.net/
139		杭州市生産力促進センター 【原語】 杭州市生産力促進中心 【類型】 技術移転等サービス組織 【住所】 杭州市黄姑山路 40 号 【連絡】 kjj.scl@hz.gov.cn 【URL】 —
140		寧波市生産力促進センター 【原語】 寧波市生産力促進中心 【類型】 事業法人 【住所】 寧波高新区研發園 3 号楼二層 【連絡】 Tel: 0574-27877189 【URL】 http://www.nbpc.org.cn/

No	所在地域	名称
141	浙江	中国科学院湖州応用技術研究と産業化センター 【原語】中国科学院湖州応用技術研究与産業化中心 【類型】技術移転等サービス組織 【住所】湖州市紅豊西路 1336 号 【連絡】Tel: 0572-2165637 【URL】http://www.huc.ac.cn/Html/index.asp
142		浙江天科高新技術発展有限公司 【原語】浙江天科高新技術発展有限公司 【類型】株式会社 【住所】杭州市西湖区黄姑山路 9 号 【連絡】Tel: 0571-56021011 【URL】http://www.zjtianke.com/
143		紹興中訪院江南分院有限公司 【原語】紹興中訪院江南分院有限公司 【類型】株式会社 【住所】紹興市袍江新区中興大道群賢路口 【連絡】Tel: 0575-88156509 【URL】http://www.ctajn.com.cn/
144		浙江長三角と欧洲波羅的海国際技術移転センター 【原語】浙江長三角与欧洲波羅的海国際技術轉移中心 【類型】浙江大学技術移転センターのワンセクション 【住所】浙江大学科技园(長興)綜合楼 305 室 【連絡】fhw668@zju.edu.cn 【URL】http://www.ceuttc.com/
145		寧波表面工程研究センター 【原語】寧波表面工程研究中心 【類型】国有研究機関 【住所】寧波市高新区凌云路 199 号 【連絡】nbbmzx@163.com 【URL】http://www.zjbmzx.cn/

No	所在地域	名称
146	安徽	中国科学技術大学技術移転センター 【原語】 中国科学技術大学技術轉移中心 【類型】 株式会社 【住所】 合肥市金寨路 96 号高科技広場南一座 17-19 号 【連絡】 Tel: 0551-0086551 【URL】 http://tt.ustc.edu.cn/
147		中国科学院合肥技術移転センター 【原語】 中国科学院合肥技技術轉移中心 【類型】 事業法人のワンセクション 【住所】 合肥市長江西路 2221 号 【連絡】 jq@rntek.com.cn 【URL】 —
148		安徽省科技研究開発センター 【原語】 安徽省科技研究開発中心 【類型】 技術移転等サービス組織 【住所】 合肥市黃山路 602 号国家大学科技园 C-210 【連絡】 ahtm@mail.hf.ah.cn 【URL】 —
149		合肥工業大学技術移転センター 【原語】 合肥工業大学技術轉移中心 【類型】 — 【住所】 湖州市青銅路 699 号 【連絡】 — 【URL】 —
150		安徽祥源安全環境科学技術有限公司 【原語】 安徽祥源安全環境科学技術有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 蚌埠市蘭凌路 1 号 【連絡】 Tel: 400-8895159 【URL】 http://www.yuanx.net/

No	所在地域	名称
151	安徽	安徽省技術創新服務センター 【原語】 安徽省技術創新服務中心 【類型】 事業法人 【住所】 合肥市屯溪路 306 号金宝大厦群楼四楼 401 室 【連絡】 Tel: 0551-4665942 【URL】 http://www.ahip.com.cn:8080/index.jsp
152		蕪湖市科技創新服務センター 【原語】 蕪湖市科技創新服務中心 【類型】 公益法人 【住所】 中山北路 43 号 【連絡】 Tel: 0553-3832875 【URL】 http://www.whstnet.com/
153		合肥市科技創新公共服務センター 【原語】 合肥市科技創新公共服務中心 【類型】 — 【住所】 合肥市黄山路 601 号 【連絡】 Tel: 0551-5369506 【URL】 http://www.hfkc.gov.cn/
154	福建	廈門海峡科技創業促進有限公司 【原語】 廈門海峡科技創業促進有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 廈門創業園 【連絡】 — 【URL】 —
155		福建省科学技術諮詢服務センター 【原語】 福建省科学技術諮詢服務中心 【類型】 事業法人 【住所】 福州市群衆路 278 号源利明珠 9 層 【連絡】 master@fjzx.com.cn 【URL】 http://www.fjzx.com.cn/

No	所在地域	名称
156	福建	福州大学科学技術開発センター 【原語】 福州大学科学技術開発中心 【類型】 — 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —
157		福州技術市場 【原語】 福州技術市場 【類型】 国有企業 【住所】 福州市古田路能源巷 6 号 【連絡】 Tel: 0591-83310544 【URL】 http://www.fzttc.gov.cn/
158		福建省高新技術産権取引所有限公司 【原語】 福建省高新技術産権交易所有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 福州市鼓楼区北環西路 10 号广源大楼第 3 層 【連絡】 Tl: 0591-0086591 【URL】 —
159		厦門中開信息技術有限公司 【原語】 厦門中開信息技術有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —
160		聯合國南南合作网示范基地 (福建省技術移転センター) 【原語】 聯合國南南合作网示范基地 (福建省技術轉移中心) 【類型】 国際協力基地 【住所】 福州市鼓屏路 192 号山海大厦北楼 9 層 【連絡】 apemtc@publ.fz.fj.cn 【URL】 http://fjttc.fjinfo.gov.cn/

No	所在地域	名称
161	福建	中国科学院厦門産業技術創新と育成センター 【原語】中国科学院厦門産業技術創新与育成中心 【類型】事業法人 【住所】厦門市集美大道 1799 号 【連絡】lli@iue.ac.cn 【URL】—
162	江西	南昌大学科技园発展有限公司 【原語】南昌大学科技园発展有限公司 【類型】株式会社 【住所】江西省南昌市高新区高新大道 589 号 【連絡】— 【URL】—
163		江西省科技諮詢服務センター 【原語】江西省科技諮詢服務中心 【類型】技術移転等サービス組織 【住所】南昌市西湖区洪都中大道 248 号 【連絡】Tel: 0791-6259773 【URL】—
164		国家日用及び建筑陶瓷工程技術研究センター 【原語】国家日用及建筑陶瓷工程技術研究中心 【類型】国有研究機構 【住所】景德鎮陶瓷学院内国家工程中心大楼 109 室 【連絡】GJGCZX@126.com 【URL】—
165		贛州市企業技術創新促進センター有限公司 【原語】贛州市企業技術創新促進中心有限公司 【類型】株式会社 【住所】贛州市客家大道江西理工大学工程研究院四楼 【連絡】gzjn100@163.com 【URL】http://www.gzipc.com/

No	所在地域	名称
166	江西	江西師大科技园发展有限公司 【原語】 江西師大科技园发展有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —
167		水煤浆気化と煤化工国家工程研究センター 【原語】 水煤浆気化与煤化工国家工程研究中心 【類型】 研究機関 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —
168	山東	山東省建筑科学研究院科技開発センター 【原語】 山東省建筑科学研究院科技開発中心 【類型】 同研究院所轄企業 【住所】 済南市天橋区无影山路 29 号 【連絡】 sdjky@sina.com 【URL】 http://www.sdjky.com/index.html
169		青島技術産権取引有限責任公司 【原語】 青島技術産権取引有限責任公司(青島市技術轉移中心) 【類型】 株式会社 【住所】 青島市遼寧路 127 号恒泰科技大厦 2 楼 【連絡】 Tel: 532-83810474 【URL】 http://www.qingdaotse.com/
170		済南市産学研協力管理服務センター 【原語】 済南市産学研協力管理服務中心 【類型】 — 【住所】 済南市歴下区舜華路 【連絡】 — 【URL】 —

No	所在地域	名称
171	山東	中国科学院山東総合技術転化センター 【原語】 中国科学院山東総合技術轉化中心 【類型】 事業法人 【住所】 済南市歴下区科院路 19 号 【連絡】 Tel: 0531-81957821 【URL】 http://www.sdc.ac.cn/
172		山東省油区環境汚染治理工程技術研究センター 【原語】 山東省油区環境汚染治理工程技術研究中心 【類型】 国有研究機構 【住所】 東営市東城府前大街 100 号 【連絡】 sdhbcx@163.com 【URL】 http://www.hbcxlm.com/
173		山東緑葉天然薬物研究開発有限公司 【原語】 山東緑葉天然薬物研究開発有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 烟台市莱山区宝源路 9 号 【連絡】 Tel: 535-6717618 【URL】 http://www.luye-pharm.com/cn/
174		済寧市技術市場 【原語】 済寧市技術市場 【類型】 企業法人 【住所】 済寧市泗水县太白楼中路 50 号 【連絡】 Tel: 0537-2217715 【URL】 —
175		山東大学科技開発部 【原語】 山東大学科技開發部 【類型】 同大学のワンセクション 【住所】 済南市山大南路 27 号 【連絡】 kaifb@sdu.edu.cn 【URL】 —

No	所在地域	名称
176	山東	山東力創科技有限公司 【原語】 山東力創科技有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 萊蕪高新技術産業開發区鳳凰路 9 号 【連絡】 market@sdickj.com 【URL】 http://www.lc-gm.com/
177		東営市春江化工技術移転センター 【原語】 東営市春江化工技術轉移中心 【類型】 — 【住所】 東営市沂州路 579 号 【連絡】 cjhgszyzx@163.com 【URL】 http://hz.dyxtcx.com/cjhg/
178		濰坊高新技術産業開發区技術取引服務センター 【原語】 濰坊高新技術産業開發区技術交易服務中心 【類型】 — 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 http://www.wfgxjsjy.com/
179		山東省科学院生産力促進センター(ロシア科学院済南技術移転センター) 【原語】 山東省科学院生産力促進中心 【類型】 — 【住所】 済南市歴下区科院路 19 号 【連絡】 Tel: 0531-82605984 【URL】 —
180		山東科技大学科技园管理有限公司 【原語】 山東科技大学科技园管理有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 青島經濟技術開發区前湾港路 579 号 【連絡】 cyb7133@163.com 【URL】 http://kfy.sdust.edu.cn/index.asp

No	所在地域	名称
181	河南	河南省 863 軟件孵化器有限公司 【原語】 河南省 863 軟件孵化器有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 鄭州市高新技術産業開發区翠竹街 6 号国家 863 軟件園 9 号楼 【連絡】 Tel: 0371-68638863 【URL】 http://www.863soft.com.cn/newSite?method=index
182		鄭州金橋信息科技有限公司 【原語】 鄭州金橋信息科技有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 鄭州市工人路 13 号 【連絡】 Tel: 0371-7770126 【URL】 http://568381.71lab.com/
183		河南省中国科学院科技成果移轉轉化センター 【原語】 河南省中国科学院科技成果轉移轉化中心 【類型】 事業法人 【住所】 鄭州市七里河南路 35 号 【連絡】 hnzx@hzcas.com 【URL】 http://www.hzcas.com/
184		鄭州高新区大学科技园發展有限公司 【原語】 鄭州高新区大学科技园發展有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —
185	湖北	華中科技大学国家技術移轉センター 【原語】 華中科技大学国家技術轉移中心 【類型】 技術移轉等サービス組織 【住所】 湖北省武漢市洪山区珞瑜路 1037 号 【連絡】 mse@mail.hust.edu.cn 【URL】 —

No	所在地域	名称
186	湖北	武漢光谷聯合産権取引所 【原語】 武漢光谷聯合産権交易所 【類型】 国有企業 【住所】 武漢市東湖高新技術開發区魯巷光谷資本大厦 5 楼 【連絡】 webmaster@ovupre.com 【URL】 http://www.ovupre.com.cn/
187		武漢大学技術移転センター 【原語】 武漢大学技術轉移中心 【類型】 技術移転等サービス組織 【住所】 中山市博愛 7 路 23 号中山裝備制造工業研究院内 【連絡】 Tel: 0760-88364368 【URL】 http://www.zswu.com/
188		武漢科技成果轉化服務センター 【原語】 武漢科技成果轉化服務中心 【類型】 事業法人 【住所】 武漢市江漢区發展大道 164 号武漢科技大厦 14 楼 【連絡】 Tel: 027-65692174 【URL】 http://www.hottech.org.cn/
189		湖北中科博策新材料研究院 【原語】 湖北中科博策新材料研究院 【類型】 民間研究機構 【住所】 武漢市橋口区古田五路 17 号 【連絡】 hubeizkbc@yahoo.com.cn 【URL】 http://www.imbca.com/
190		中鋼集団武漢安全環保研究院有限公司安全環保技術推廣センター 【原語】 中鋼集団武漢安全環保研究院有限公司安全環保技術推廣中心 【類型】 株式会社のワンセクション 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —

No	所在地域	名称
191	湖北	湖北技術取引所 【原語】 湖北技術交易所 【類型】 国有企業 【住所】 武漢市洪山路2号 【連絡】 Tel: 027-87897213 【URL】 —
192		湖北省机電研究設計院 【原語】 湖北省机電研究設計院 【類型】 国有企業 【住所】 武漢市武昌区石牌岭 118 号 【連絡】 jdyzhaopin@163.com 【URL】 http://www.cmerdi.com/
193		中国科学院湖北産業技術創新と育成センター 【原語】 中国科学院湖北産業技術創新与育成中心 【類型】 事業法人 【住所】 武漢市洪山区珞南街珞珈山路 19 号中科開物大厦 22 楼 【連絡】 Tel: 027-87166150 【URL】 http://www.cas-hb.com/
194		華中農業大学新農村建設研究院 【原語】 華中農業大学新農村建設研究院 【類型】 事業法人 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —
195		武漢光谷新薬孵化公共服務平台有限公司 【原語】 武漢光谷新薬孵化公共服務平台有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —

No	所在地域	名称
196	湖北	武漢生物技術研究院 【原語】 武漢生物技術研究院 【類型】 産学官連携型研究機構 【住所】 武漢市東湖高新区高新大道 666 号—光谷生物城創新園 B4-B8 【連絡】 Tel: 027-68789322 【URL】 http://www.whbio.org.cn/
197	湖南	中南大学技術轉移センター 【原語】 中南大学技術轉移中心 【類型】 — 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —
198		湖南大学科技成果と知的財産権管理弁公室 【原語】 湖南大学科技成果与知的財産権管理弁公室 【類型】 — 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —
199		湖南省技術産権取引所 【原語】 湖南省技術産権交易所 【類型】 事業法人 【住所】 長沙市八一路 59 号湖南省技術産権交易大楼 【連絡】 xkjl@hnst.gov.cn 【URL】 http://www.hntpe.com/
200		長沙新技術創業服務センター 【原語】 長沙新技術創業服務中心 【類型】 技術移転等サービス組織 【住所】 長沙市高新区麓谷基地麓景路 2 号 【連絡】 Tel: 0731-2842001 【URL】 http://www.ppc-cs.com/cyzx.asp

No	所在地域	名称
201	湖南	中国科学院湖南技術移転センター 【原語】 中国科学院湖南技術轉移中心 【類型】 研究開発&技術移転サービス組織 【住所】 長沙市岳麓大道 233 号科技大厦 21 楼 【連絡】 Tel: 0731-88988516 【URL】 http://cashn.ac.cn/
202		湖南湘潭大学生科技創業園有限公司 【原語】 湖南湘潭大学生科技創業園有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —
203	広東	華南理工大学工業技術研究総院 【原語】 華南理工大学工業技術研究総院 【類型】 技術移転等サービス組織 【住所】 広州市天河区五山 381 号 【連絡】 scute03@scut.edu.cn 【URL】 —
204		佛山市華南精密製造技術研究開発院 【原語】 佛山市華南精密製造技術研究開発院 【類型】 非営利研究機構 【住所】 佛山市禅城区唐園路 【連絡】 Tel: 0757-82518103 【URL】 —
205		深セン先進技術研究院工程センター 【原語】 深圳先進技術研究院工程中心 【類型】 理事会型研究機関 【住所】 深圳市南山区西麗深圳大学城学苑大道 1068 号 【連絡】 info@siat.ac.cn 【URL】 http://www.siat.ac.cn/

No	所在地域	名称
206	広東	深セン市南方国際技術取引市場有限公司 【原語】 深圳市南方国際技術取引市場有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 深圳市羅湖区宝安北路 2051 号国際商品交易大厦 【連絡】 — 【URL】 —
207		深セン国際高新技术産権取引所股份有限公司 【原語】 深圳国際高新技术産権交易所股份有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 深圳市高新区南一道中国科技開発院大厦 3 号楼 8 楼 【連絡】 Tel: 0755-86358999 【URL】 http://www.chtpe.com/
208		深港産学研基地産業発展センター 【原語】 深港産学研基地産業発展中心 【類型】 — 【住所】 深圳市高新技术産業園南区深港産学研基地大楼 【連絡】 admin@ier.org.cn 【URL】 http://www.ier.org.cn/
209		広州中国科学院工業技術研究院 【原語】 広州中国科学院工業技術研究院 【類型】 非営利研究機関 【住所】 広州市南沙区海濱路 1121 号 【連絡】 Tel: 020-22912888 【URL】 http://www.gziit.com/
210		広東省自動化与信息技術移転センター 【原語】 広東省自動化与信息技術轉移中心 【類型】 株式会社 【住所】 広州市先烈中路 100 号 【連絡】 38482520@163.com 【URL】 —

No	所在地域	名称
211	広東	広州技術産権取引所股份有限公司 【原語】 広州技術産権交易所股份有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 広州市萝崗区萝崗区揽月路 80 号 【連絡】 Tel: 020-32068687 【URL】 —
212		深セン清華国際技術移転センター 【原語】 深圳清華国際技術轉移中心 【類型】 — 【住所】 深圳市南山区科技园南区深圳清華大学研究院 A 区 218 【連絡】 Tel: 0755-26719517 【URL】 —
213		広東省農業技術移転と拡散センター 【原語】 広東省農業技術移転与拡散中心 【類型】 — 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —
214		東莞華中科技大学制造工程研究院 【原語】 東莞華中科技大学制造工程研究院 【類型】 事業法人 【住所】 東莞市松山湖高新技术産業開發区科技九路 1 号 【連絡】 Tel: 0769-22891531 【URL】 http://www.dhmeri.com/
215		中国科学院広州能源研究所 【原語】 中国科学院広州能源研究所 【類型】 国有研究機関 【住所】 広州市天河区五山能源路 2 号 【連絡】 web@ms.giec.ac.cn 【URL】 http://www.giec.ac.cn/

No	所在地域	名称
216	広東	広州博士科技交流センター有限公司 【原語】 広州博士科技交流中心有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 広州市先烈中路 80 号匯華商貿大廈 6 楼 【連絡】 — 【URL】 —
217		深圳市技術移転促進センター (深圳市技術市場促進センター) 【原語】 深圳市技術轉移促進中心(深圳市技術市場促進中心) 【類型】 — 【住所】 — 【連絡】 webmaster@szjssc.com 【URL】 http://www.szjssc.org.cn/
218		中国科学院佛山産業技術創新と育成センター 【原語】 中国科学院佛山産業技術創新与育成中心 【類型】 — 【住所】 佛山市禅城区季華二路佛山国家火炬創新創業園一楼 【連絡】 Tel: 0757-82026888 【URL】 http://www.cas-fs.com/zh-CN/index.php
219		東莞電子科技大学電子情報工程研究院 【原語】 東莞電子科技大学電子情報工程研究院 【類型】 国有研究機関 【住所】 東莞市松山湖高新技术産業開發区總部二路 17 号 【連絡】 ieie@uestc.edu.cn 【URL】 http://www.dgieie.com/
220		深圳市南山科技事務所 【原語】 深圳市南山科技事務所 【類型】 シンクタンク 【住所】 深圳市南山区南海大道 3025 号南山知識服務大楼 【連絡】 nssti@nssti.cn 【URL】 http://www.szns.gov.cn/publish/kjs/index.html

No	所在地域	名称
221	広東	深圳中科院知識産権投資有限公司 【原語】深圳中科院知識産権投資有限公司 【類型】— 【住所】— 【連絡】— 【URL】—
222	広西	広西壮族自治区技術市場 【原語】広西壮族自治区技術市場 【類型】— 【住所】— 【連絡】— 【URL】—
223		柳州技術取引センター 【原語】柳州技術交易中心 【類型】技術移転等サービス組織 【住所】柳州市城中区高新一路 【連絡】Tel: 0772-2620904 【URL】—
224		北海技術市場 【原語】北海技術市場 【類型】— 【住所】— 【連絡】— 【URL】—
225		広西科技信息网络センター 【原語】広西科技信息网络中心 【類型】事業法人 【住所】広西南寧市新民路 55 号 【連絡】— 【URL】—

No	所在地域	名称
226	海南	海南靈獅創意産業投資有限公司 【原語】 海南靈獅創意産業投資有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —
227	重慶	重慶科技検測センター 【原語】 重慶科技検測中心 【類型】 事業法人 【住所】 重慶市北部新区黄山大道中段楊柳路 2 号 【連絡】 Tel: 67300805 【URL】 http://www.cqsttc.com/
228		重慶市科学技術情報センター 【原語】 重慶市科学技術信息中心 【類型】 事業法人 【住所】 渝北区新溉大道新溉路 2 号重慶生産力大厦 13 層 【連絡】 Tel: 023-67605827 【URL】 http://www.cqsti.cn/
229		重慶市机電設計研究院 【原語】 重慶市机電設計研究院 【類型】 国有研究機関 【住所】 渝北区松牌路 98 号 【連絡】 info@cimee.cn 【URL】 http://www.cimee.cn/Index.htm
230		重慶科学技術諮詢センター 【原語】 重慶科学技術諮詢中心 【類型】 事業法人 【住所】 中区双鋼路 3 号科協大厦 15 楼 【連絡】 yytgl@yahoo.com.cn 【URL】 http://www.jqinfo.com/

No	所在地域	名称
231	四川	四川大学国家技術移転センター 【原語】 四川大学国家技術轉移中心 【類型】 同大学のワンセクション 【住所】 成都市一環路南一段 24 号四川大学行政楼 【連絡】 Tel: 028-85407336 【URL】 —
232		四川中物技術有限責任公司 【原語】 四川中物技術有限責任公司 【類型】 株式会社 【住所】 綿陽市高新区磨鎮河北平武工業園 【連絡】 sczwty@126.com 【URL】 http://www.coremer.com/
233		四川省科学技術諮詢服務センター 【原語】 四川省科学技術諮詢服務中心 【類型】 事業法人 【住所】 成都市人民南路四段 11 号 【連絡】 zhou_1998@163.com 【URL】 —
234		成都西南交大技術移転センター有限公司 【原語】 成都西南交大技術轉移中心有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 成都市金牛区二環路北一段 111 号西南交大現代工業中心弁 【連絡】 Tle: 028-87634562 【URL】 http://3658833.71ab.com/
235		四川省科技情報研究所 【原語】 四川省科技信息研究所 【類型】 コンサルティング組織 【住所】 成都市大慈寺路 32 号中四楼 【連絡】 sckjcx@yahoo.com.cn 【URL】 http://www.sckjcx.gov.cn/default.asp

No	所在地域	名称
236	四川	成都生産力促進センター 【原語】 成都生産力促進中心 【類型】 事業法人 【住所】 成都市高新区創業路 16 号火炬大厦 B 座一楼 【連絡】 Tel: 028-65575921 【URL】 —
237		四川省技術移転センター 【原語】 四川省技術轉移中心 【類型】 非企業法人 【住所】 成都市高新区天府大道中段天府三街 19 号新希望国際大厦 A 座 【連絡】 scsttc@126.com 【URL】 http://www1.scst.gov.cn:90/Tech_Contract/Login.aspx
238		綿陽市農業科学研究所技術移転センター（綿陽農科院） 【原語】 綿陽市農業科学研究所技術轉移中心（綿陽農科院） 【類型】 同研究所のワンセクション 【住所】 綿陽市游仙区松坪鎮松江路 8 号 【連絡】 Tel: 0816-2822078 【URL】 http://www.mynky.cn/
239	貴州	貴州元通科技發展有限公司 【原語】 貴州元通科技發展有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 貴陽市中華北路 185 号 【連絡】 Tel: 0851-6816826 【URL】 —
240		貴州省科技開発センター 【原語】 貴州省科技開發中心 【類型】 事業法人 【住所】 貴陽市延安東路 33 号（外文書店 7 楼） 【連絡】 guizhoukejikaifa@126.com 【URL】 —

No	所在地域	名称
241	雲南	雲南技術移転センター 【原語】 雲南技術轉移中心 【類型】 雲南省立研究機構のワンセクション 【住所】 昆明市人民東路 246 号 【連絡】 pu.wanli@163.com 【URL】 —
242		昆明理工大学技術移転センター 【原語】 昆明理工大学技術轉移中心 【類型】 同大学のワンセクション 【住所】 昆明市盤龍区境城東路 50 号 【連絡】 — 【URL】 —
243		全国新技術新製品西南展示販売センター 【原語】 全国新技術新製品西南展示販売中心 【類型】 技術移転等サービス組織 【住所】 昆明市西山区滇池路 488 号 【連絡】 Tel: 0871-4618791 【URL】 —
244		雲南亜太環境工程設計研究有限公司 【原語】 雲南亜太環境工程設計研究有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 昆明市国家高新技术開發区科技路 199 号 【連絡】 yt20050518@126.com 【URL】 http://www.ynythb.cn/
245		雲南省科学技術發展研究院(漢方薬現代化産業基地建設服務センター) 【原語】 雲南省科学技術發展研究院(中薬現代化産業基地建設服務中心) 【類型】 事業法人 【住所】 昆明市北京路 542 号省科技大楼 19 楼 【連絡】 Tel: 0871-3169006 【URL】 —

No	所在地域	名称
246	雲南	雲南省机械研究設計院 【原語】 雲南省机械研究設計院 【類型】 国有研究機関 【住所】 昆明市西站菱菱路 【連絡】 0871-65335702 【URL】 http://www.ynjxyjy.cn/
247	陝西	西安交通大学技術成果移転有限責任公司 【原語】 西安交通大学技術成果移転有限責任公司 【類型】 株式会社 【住所】 西安市雁翔路 99 号交大曲江校区西二楼三層 【連絡】 Tel: 029-83399388 【URL】 —
248		西安技術市場 【原語】 西安技術市場 【類型】 — 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —
249		西安高新技術産業開発区技術市場センター 【原語】 西安高新技術産業開発区技術市場中心 【類型】 — 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —
250		陝西省民弁科技服務センター 【原語】 陝西省民弁科技服務中心 【類型】 事業法人 【住所】 西安市雁塔路南段 11 号 【連絡】 Tel: 029-85520144 【URL】 —

No	所在地域	名称
251	陝西	西北工業技術研究院 【原語】 西北工業技術研究院 【類型】 事業法人 【住所】 西安市高新区錦業路 69 号創業研発園 C 区 1 号 E 座 6F 【連絡】 lizhi@nitri.cn 【URL】 http://www.nitri.cn/
252		西安技術産権取引有限公司 【原語】 西安技術産権交易有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 西安高新技术産業開発区高新六路 38 号 【連絡】 Tel: 029-88332278 【URL】 —
253		陝西工業技術研究院 【原語】 陝西工業技術研究院 【類型】 事業法人 【住所】 西安市雁翔路 99 号西安交通大学曲江校区西二楼 【連絡】 sitri@sitri.cn 【URL】 http://www.sitri.cn/
254		中国科学院水利部水土保持研究所 【原語】 中国科学院水利部水土保持研究所 【類型】 国有研究機構 【住所】 楊凌高新農業技術示范区西農路 26 号 【連絡】 webmaster@ms.iswc.ac.cn 【URL】 http://www.iswc.ac.cn/
255		西安計算機軟件産業推進センター 【原語】 西安計算機軟件産業推進中心 【類型】 事業法人 【住所】 西安市雁塔区科技二路騰飛創新中心 6F 【連絡】 xasoft@vip.sina.com 【URL】 —

No	所在地域	名称
256	陝西	楊凌示範区農村技術開発センター 【原語】 楊凌示範区農村技術開発中心 【類型】 — 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —
257		中国重型機械研究院有限公司 【原語】 中国重型機械研究院有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 西安市未央区東元路 209 号 【連絡】 Tel: 029-86322300 【URL】 http://www.xaheavy.com/
258		西安科技大市場有限公司 【原語】 西安科技大市場有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 西安錦業路 1 号都市之門 B 座 2 层 【連絡】 xatrm@xatrm.com 【URL】 http://www.xatrm.com/
259		咸陽市技術市場 【原語】 咸陽市技術市場 【類型】 — 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —
260		西安建筑科技大学技術移転センター 【原語】 西安建筑科技大学技術轉移中心 【類型】 同大学のワンセクション 【住所】 西安市雁塔路 13 号 【連絡】 Tel: 029-82202813 【URL】 —

No	所在地域	名称
261	陝西	長安大学科技産業発展センター 【原語】長安大学科技産業発展中心 【類型】同大学のワンセクション 【住所】西安市雁塔区南二環路中段 【連絡】kjzhk@chd.edu.cn 【URL】—
262	甘肅	甘肅工大高新技术成果推广转化センター 【原語】甘肅工大高新技术成果推广转化中心 【類型】国有企業 【住所】蘭州市七河区蘭工坪 85 号 【連絡】Tel: 0931-2403322 【URL】—
263		甘肅省科技發展促進センター 【原語】甘肅省科技發展促進中心 【類型】事業法人 【住所】蘭州市平涼路 533 号 【連絡】Tel: 0931-8732890 【URL】http://www.gpcstd.com/111/
264		蘭州大学サイエンスパーク技術移転センター 【原語】蘭州大学科技园轉技術移中心 【類型】蘭州大学サイエンスパークのワンセクション 【住所】蘭州大学科技园 249 号 【連絡】— 【URL】—
265		甘肅省農業科学院 【原語】甘肅省農業科学院 【類型】事業法人 【住所】蘭州市安寧区農科院新村 1 号 【連絡】Tel: 0931-7616187 【URL】http://www.gsagr.ac.cn/

No	所在地域	名称
266	甘 粛	甘 粛 省 知 識 産 権 事 務 セ ン タ ー 【原語】 甘 粛 省 知 識 産 権 事 務 中 心 【類型】 知的財産権関連の総合サービス組織 【住所】 蘭州市雁灘高新開発区雁南路聯創大廈 B 座 4 层 【連絡】 gansuip@163.com 【URL】 http://www.gansuip.com/w/Default.htm
267		蘭 州 交 大 科 技 成 果 転 化 有 限 公 司 【原語】 蘭 州 交 大 科 技 成 果 轉 化 有 限 公 司 【類型】 株式会社 【住所】 蘭州市安寧区枣林路 139 号蘭州交大国家大学科技园 【連絡】 Tel: 0931-4938613 【URL】 —
268	青 海	青 海 科 学 技 術 開 発 セ ン タ ー 【原語】 青 海 科 学 技 術 開 発 中 心 【類型】 事業法人 【住所】 西寧市城西区勝利路 5 号 【連絡】 Tel: 0971-0086971 【URL】 —
269		西 寧 生 産 力 促 進 セ ン タ ー 【原語】 西 寧 生 産 力 促 進 中 心 【類型】 非営利法人 【住所】 西寧市民和路 33 号 【連絡】 Tel: 0971-6131286 【URL】 http://cjzx.xining.gov.cn/
270	寧 夏	寧 夏 石 膏 技 術 移 転 セ ン タ ー 【原語】 寧 夏 石 膏 技 術 轉 移 中 心 【類型】 寧夏石膏工程技術センターのワンセクション 【住所】 寧夏銀川市北京東路 175 号 【連絡】 Tel: 0951--5053494 【URL】 —

No	所在地域	名称
271	新疆	新疆ウイグル自治区常設技術市場 【原語】 新疆維吾尔自治区常設技術市場 【類型】 技術移転等サービス組織 【住所】 烏魯木済市新市区科学一街 353 号 【連絡】 xjjssc@sina.com 【URL】 —
272		新疆生産建設兵団常設技術市場 【原語】 新疆生産建設兵団常設技術市場 【類型】 — 【住所】 烏魯木済市天山区前進街附 21 号 【連絡】 Tel: 0991-8626350 【URL】 —
273		新疆申新科技合作基地有限公司 【原語】 新疆申新科技合作基地有限公司 【類型】 株式会社 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —
274		新疆大学技術移転センター 【原語】 新疆大学技術轉移中心 【類型】 同大学のワンセクション 【住所】 新疆烏魯木済市勝利路 14 号 【連絡】 Tel: 8583280 【URL】 —
275		新疆中亜科技情報生産力促進センター 【原語】 新疆中亜科技信息生産力促進中心 【類型】 — 【住所】 — 【連絡】 — 【URL】 —

No	所在地域	名称
276	新疆	新疆農業科学院 【原語】新疆農業科学院 【類型】事業法人 【住所】新疆烏魯木齊南昌路 403 号 【連絡】Tel: 0991-4517335 【URL】http://www.xaas.ac.cn/

出典：各種資料をもとに技術経営創研が作成

添付資料3 各地の技術移転関連組織統計

中国における技術移転の多様な展開には、技術の創出や活用に関わるさまざまな関連組織が存在するからであるといえる。たとえば、国家レベルのハイテク産業開発区、大学サイエンスパーク、農業サイエンスパーク、バイオ産業基地などが例示的に挙げられる。後掲する一覧表では、各地に設けられている多様な開発区やパークなどの数を示す。この数から直ちに各地域における技術移転の総合力を判断することはできないが、各地域の技術移転への注力度合や環境などの一角を見ることはできる。

後掲表中の略語については次の通りである。すなわち、産業開発＝国家ハイテク産業開発区、大学園区＝国家大学サイエンスパーク、農業園区＝国家農業サイエンスパーク、バイオ産＝国家バイオ産業基地、イノベ＝国家イノベーションパーク、常設取引＝常設技術取引機構、技術移転＝国家技術移転モデル機構、産学連携＝産学官イノベーション連携モデル基地、共同研究＝国際共同研究センター、特色産業＝国家特色産業基地、ソフト園＝国家ソフトウェアパーク、インキュ＝国家インキュベータ、留学人員＝国家帰国留学人員創業パーク、知的財産＝国家知的財産実証パーク、ハイテク＝国家ハイテク産業基地、ということである。

なお、国家技術移転モデル機構については最新統計としての 2013 年 12 月現在のデータであるが、他の統計は 2009 年までのデータによる集計であることを付記する。

各地の技術移転関連組織統計表

No.	地域	産業 開発	大学 園区	農業 園区	バイ オ産	イノ ベ―	常設 取引	技術 移転	産学 連携	共同 研究	特色 産業	ソフト 園	イン キュ	留学 人員	知的 財産	ハイ テク	合計
1	北京	1	13	1	1	-	2	44	5	15	2	1	19	1	1	1	89
2	天津	1	3	1	1	1	1	6	1	1	-	1	6	1	1	1	18
3	河北	2	1	1	1	-	1	9	2	-	8	1	6	-	1	1	28
4	山西	1	1	1	-	-	-	4	-	1	-	-	1	-	-	-	6
5	内モンゴル	1	-	1	-	-	-	1	-	-	1	-	1	-	1	-	4
6	遼寧	3	3	2	-	-	1	12	1	2	3	2	15	2	1	3	41
7	吉林	2	1	1	2	-	-	5	-	-	4	2	3	1	-	1	16
8	黒龍江	2	4	1	1	-	1	7	2	1	6	-	8	1	-	2	27
9	上海	1	10	1	1	-	1	19	2	4	5	1	16	2	1	1	51
10	江蘇	5	9	1	1	1	1	21	4	-	45	4	33	2	4	4	117
11	浙江	2	3	2	1	-	-	17	1	1	23	2	18	2	1	3	68
12	安徽	1	1	1	-	-	-	8	-	-	2	1	7	1	1	-	20
13	福建	2	1	1	-	-	-	8	1	1	6	2	6	2	-	1	27
14	江西	1	1	1	1	-	-	5	1	-	1	1	3	-	1	1	13
15	山東	5	2	2	2	1	2	14	2	-	18	2	22	2	3	1	64
16	河南	2	1	1	1	-	1	4	1	-	5	1	10	-	1	3	25
17	湖北	2	2	1	1	-	1	12	-	3	9	1	16	1	1	1	44
18	湖南	3	1	1	1	-	-	6	1	1	6	1	6	-	2	1	24
19	広東	6	3	2	2	-	2	19	1	1	22	2	18	1	2	4	70
20	広西	2	-	1	1	-	2	4	-	-	-	-	4	-	-	1	9
21	海南	1	-	1	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1
22	重慶	1	2	1	1	-	2	4	-	1	-	-	4	-	2	1	12
23	四川	2	4	1	1	-	1	8	-	-	1	1	9	1	1	2	23
24	貴州	1	-	1	-	-	-	2	2	-	1	-	1	-	-	1	7
25	雲南	1	2	1	1	-	-	6	1	-	-	1	3	-	-	-	11
26	チベット	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0
27	陝西	3	4	1	1	-	-	15	1	-	1	1	9	1	1	2	31
28	甘肅	1	3	1	-	-	1	6	-	1	1	1	2	-	-	1	12
29	青海	-	-	1	-	-	-	2	-	-	-	-	1	-	-	-	3
30	寧夏	-	-	1	-	-	-	1	1	-	2	-	1	-	-	-	5
31	新疆	1	1	2	-	-	-	6	1	-	-	-	1	-	1	-	9
合計		56	76	36	22	3	20	276	31	33	172	29	249	21	27	37	

出典：現地関連情報をもとに技術経営創研が作成

あとかき

- ・企画・総括：

単	谷	中国総合研究センター	フェロー兼主査
秦	舟	中国総合研究センター	フェロー
趙	晋平	中国総合研究センター	フェロー

- ・委託先担当機関：

株式会社 技術経営創研

「2014 年版 中国における技術移転システムの実態」

独立行政法人 科学技術振興機構 中国総合研究交流センター

平成 26 年 3 月

〒102-0076 東京都千代田区 5 番町 7 K' s 五番町 8F

Tel : 03-5214-7556

Fax : 03-5214-7385

<http://www.spc.jst.go.jp/>

平成 26 年 3 月 Copy right © 2014 JST/CRCC

許可なく複写・複製することを禁じます。

引用を行う際は、必ず出典を記述願います。

